海洋安全保障情報季報

第23号（2018年7月－9月）

目次

Ⅰ．2018年7～9月情報要約
1. 軍事動向
2. インド洋・太平洋地域
3. 国際関係
4. 北極海関連事象
5. その他

Ⅱ．論説・解説
1. 海を守る新たな国際構造の創出に関する基礎的研究 ―ユーラシアブルーベルトを踏まえて―

本季報は、公表された情報を執筆者が分析・評価し要約・作成したものであり、情報源を括弧書きで表記すると共にインターネットによるリンク先を掲載した。
リンク先 URL はいずれも、当該記事参照時点でアクセス可能なものである。

発行責任者：角南篤
編集・執筆：相澤輝昭、秋元一峰、上野英詞、倉持一、熊谷直樹、高翔、関根大助、藤田怜史、藤井厳、山内敏秀

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。
アーカイブ版は、「海洋情報 From the Oceans」http://www.spf.org/oceans で閲覧できます。
送付先変更および送付停止のご希望は、海洋政策研究所（fromtheoceans@spf.or.jp）までご連絡下さい。
『海洋情報季報』は『海洋安全保障情報季報』に改称いたしました。

Ⅰ. 2018 年 7～9 月情報要約

１．軍事動向

7 月 10 日「マラバール海軍演習はモディのインド洋戦略を示す―印専門家論評」（East Asia.com, July10, 2018）

米国のインディアナ大学特別教授である Sumit Ganguly は、7 月 10 日付の East Asia.com に“Malabar manoeuvres mark Modi's Indian Ocean strategy”と題する論説を寄稿し、マラバール演習が Modi 政権の戦略の目安となるとして、要旨以下のように述べている。

（1）インドは、インド洋地域の初期の安全保障構造を構築する試みにおいて、米国と日本が参加する 20 回を超えるマラバール年次海軍演習を開催している。しかし、キャンベラにとって不幸なことに、インドは 2018 年にオーストラリアをこれらの演習から締め出すことを選んだ。インドの戦略コミュニティのほとんどのメンバーは、これが中華人民共和国の激怒を引き起こすインドの恐怖に起因する可能性があることを、それとなく示している。

（2）1992 年に米国との二国間の試みとして開始されたマラバール演習は、現在は範囲が広がり、デリーのインド洋戦略の一環として当たり前のことになった。今日の世界的なパワー配分の変化、特に中国の台頭は、決して、米国とよそよそしくすること求めることを意味しない。断続的だとしても、インドは現在積極的に、潜在的な失地回復論者の中国に対するヘッジとして、この地域において拡大する米海軍の姿勢を求めている。

（3）2001 年にインドは、アンダマン・ニコバル諸島に拠点を置く三軍の司令部を作った。この司令部は、東南アジアにおけるマラッカ海峡へと広がっているインド海軍の利益を守ることを目的とするものである。

（4）マラバール演習にオーストラリアを含めることを望まないにもかかわらず、インドは、米国、日本及びオーストラリアを含む 4 ヵ国安全保障対話に参加する姿勢を示している。これらすべての取り組みは、インドがこの地域の安全保障体制を築くことを模索していることを示している。このような構想はどのようになる可能性があるのか？2018 年 6 月初旬にシンガポールで開催された、毎年行われるシャングリラ・ダイアローグにおけるインドの首相 Narendra Modi のスピーチから、いくつかの手掛かりが得られる。いくつかある問題の中でも特に、Modi は、「自由で開かれていて包括的な」地域と「共通のルールに基づく秩序」を求めている。インドの行動と Modi の言葉から得られるものは、少なくとも今のところ、インドは、インド洋の中道を行きたいということである。

（5）インドは、インドの貿易とエネルギー資源の 90%近くがインド洋を通過するため、海上交通路が妨げられないようにし続けなければならないと敏感に認識している。インドは、航行の自由を維持するために、多くの主要国、特に米国の安全保障協力を必要としている。しかし、Modi 政権がオーストラリアをマラバール演習に参加させないことを決定したことが示すように、インドは、不必要に中国を怒らせる可能性のある行動を取ることに慎重であり続けている。もちろん、この用心深さは、2017 年のブータン・インド・中国の三方の分岐合流点付近での中国とのインドの最近の争いから生じた可能性があったかもしれない。この戦略的な結合点において中国に対する相当な決意を示したので、インドは、オーストラリアをマラバール演習に参加す

るように招待することは、不必要な挑発になるだろうと確信したのかもしれない。それは、近い将来においてインドがこの問題について、その立場を変えるかどうかを確かめることになるだろう。

記事参照：Malabar manoeuvres mark Modi's Indian Ocean strategy

7 月 12 日「台湾の新潜水艦に日、印等設計提案－米ジャーナリスト論説」（The Diplomat, July 12, 2018）

The Diplomat の上級編集者 Franz-Stefan Gady は、7 月 12 日付の Web 誌 The Diplomat に“India, Japan to Submit Design Proposals for Taiwan's New Indigenous Submarine”と題する記事を寄稿し、台湾の国産潜水艦建造計画に対し、インド、日本等が設計提案を提出したとして要旨以下のように述べている

（1）地元メディアの報道によれば、6 社が台湾海軍の純国産ディーゼル電気推進攻撃型潜水艦（通常型潜水艦）の設計提案を提出した。欧州の 2 社、米国の 2 社、そしてインド企業と日本の防衛産業からである。

設計提案を提出したインドチームは、インド海軍のロシアのキロ級、ドイツの Type209、仏西共同開発のスコルペヌ級から成る通常潜水艦部隊にかかわってきた海軍技術者によって構成されているのに対し、日本チームは三菱重工及び川崎重工の元技術者から構成されている。興味深いことに、日本チームは米国防産業の特別の要請で提案を提出した。米国防産業は日本チームの通常型潜水艦についての技能を求めて契約した。メディアの報道によれば、インドチームの提案には、攻撃型原子力潜水艦に基づいた設計部分が含まれている。報道によれば、台湾国防部当局者は米国防産業界とともに設計提案を評価中である。

（2）台湾のいわゆる国産潜水艦計画の予備的な設計作業は 2014 年 12 月に始まっており、2018 年末に終了すると考えられている。1 番艦の建造は 2020 年に開始されると思われる。

国産潜水艦計画の目標は国内設計の通常型潜水艦 8 隻を建造し、1 番艦は 2024 年までに海上公試に入り、2026 年に運用を開始するというものである。これは野心的な工程表であり、台湾が通常型潜水艦の組み立て経験がないことから前もって推定しておくべき技術的支障や建造過程での遅れは見込まれていないようである。

（3）にも関わらず、先に筆者が報告したように、米国務省は 2018 年 4 月に米国防産業界に米国製潜水艦技術を台湾に売却する許可を承認した。したがって、ゼネラル・ダイナミックス社は AN/BYG-1 戦闘管理システムを国産潜水艦に提供すると思われる。

戦闘管理システムはまた、台湾海軍の「龍海」級潜水艦に使用されるかもしれない。ロッテルダムの RH マリーン社での計画の可能性の検討に続いて 2020 年から 2022 年の間に後日装備されると考えられている。

注目すべきことに 2017 年 6 月、米国務省は advanced MK-48 Mod 6AT 魚雷 46 本の台湾海軍への売却を承認した。

記事参照：India, Japan to Submit Design Proposals for Taiwan's New Indigenous Submarine

7 月 14 日「台湾にもっと潜水艦を－香港紙報道」（SOUTH CHINA MORNING POST, 14 July, 2018）

香港紙 SOUTH CHINA MORNING POST の 6 月 14 日付の電子版は、“We need more subs, says Taiwan, as it aims to bolster its naval defences in face of Beijing's increasing belligerence”と題す

る記事を掲載し、時代遅れの潜水艦を更新することはますます強くなる中国の圧力を抑止する上で緊要であるとするとともに、海外からの技術支援及び移転が不可欠であるとして、要旨以下のように報じている。

(1) 台湾にとって主たる国防上の優先事項は艦齢が古くなった潜水艦を更新し、新しい潜水艦からなる独自の部隊を編成することであり、外国企業が台湾で建造可能な潜水艦の競争設計を提供している。

ワシントンが 4 月に台湾独自の潜水艦を建造するのを支援するため米国の技術を移転する許可を承認して以後、台湾メディアによれば海外の 6 企業が台湾の国産潜水艦計画に設計提案を提出した。この計画はますます挑発的になってくる北京を抑止するために緊要なものである。

2014 年 12 月に開始された計画は、計画している 8 隻のディーゼル電気推進潜水艦を建造し、既存の 4 隻、うち 2 隻だけが戦闘任務に運用できるのだが、その性能向上を行うための機密扱いの技術的ノウハウと部材にアクセスできるようになることは困難な過程であった。

(2) 台湾への軍事技術移転と売却に何十年もかかわってきた米 Rehfeldt グループのトップは、「台湾は基本的に海中の防衛をするために潜水艦を必要としている」としながらも、潜水艦への関与については明言を避け、ただ「我々の主たる関心は台湾が独自のシステムを作ろうとすることを支援することであり、いつも外国に依存することは良いことではない。台湾が新しい装備を購入する承認を得るのは難しく、台湾は時代遅れになった装備を維持するうえで良い仕事をしてきた。我々はその装備の更新を支援する方策を模索している」と述べている。

台湾の軍事筋は、South China Morning Post に対し、艦齢 30 年の海龍級潜水艦 2 隻の性能向上を計画していると述べた。

台湾国軍が 2016 年に 1,230 万ドルをかけて艦齢延長計画を提案しており、15 年以上、2030 年以降まで対応できる作戦能力を強化するものであると軍事筋は述べている。

新しい国産潜水艦の 1 番艦が 2025 年までに完成する前まで台湾は潜水艦戦力を保持し続けることを確実にするため能力向上は必要であると軍事筋は言う。

(3) 北京は台湾周辺で軍事演習や活動をしばしば実施しており、ここ数ヶ月で台湾の軍事力の能力向上計画は喫緊になってきている。

近代化の一部として台湾国防部は 5 月に潜水艦 2 隻の能力向上についてオランダ企業と合意に達した。

(4) 元大陸委員会副主任、現淡江大学戦略研究所所長の黄介正は、「台湾が兵器を製造するためには海外からきわめて重要な技術を取得しなければならない。」、「我々に欠けているものは極めて重要な技術とノウハウであり、これらは関わってきた世代の人々の教育と育成を含めた長期にわたる計画を必要としている。短期間で達成することはできない。我々の防衛力が遅れないようにしたいのであれば海外からの取得が必須である」と述べている。

(5) 民進党員で行政院外交国防委員会委員長王定宇は、「台湾は自国を防衛する能力を保有しているが、F-16 や潜水艦を含め能力向上あるいは更新する必要がある。したがって、中国は攻撃について「不適切な考え」を持たないだろう。台湾は、積極防衛戦略を採っている。我々はあなた方を攻撃しない。しかし、あなた方が攻撃するのであれば、厳しい対価を支払わなければならない」と述べた。

(6) 復旦大学の台湾問題専門家、信強教授は「中国の軍事行動は台湾の人々を目標にしたものではない。しかし、独立の考え方を対象にしている。我々は、もし民進党が将来、危険な台湾独立

の動きを採るのであれば、極端な状況下で台湾が中国に非平和的手段を行使させる極めて厳しい可能性を全く排除することはできない。しかし、中国の台湾に対する基本政策は依然、平和的統一であり、これは変わらなかったし、変わらないだろう」と述べた。

(7) 蔡英文総統の下で、中台関係は目立って冷却化しており、表面的には蔡英文総統が「92 協識」の承認を拒否していることによる。

このことは、長期にわたる相互防衛条約を締結し、昨年の 14 億ドルの武器売却を含む定期的な武器売却など米国からのより大きな支援を台湾に求めさせてきた。

黄介正は、「北京からの「軍事的脅威は高まっている」が、中国は台湾に対して「台湾が抵抗しようとする考えを打ち破るよう」経済的、あるいは他の誘因を選択してきた。もし我々が、時代遅れのシステムを新しい次世代戦闘機と艦艇に代替できれば、本土を防衛し、我々自身を守り、中国に対し何事も試さないように、我々は外部からの援助無しにしかるべき期間抵抗することができるという明確なメッセージを中国に送る上で、より望ましい位置に立つだろう」と述べている。

記事参照：We need more subs, says Taiwan, as it aims to bolster its naval defences in face of Beijing's increasing belligerence

7 月 17 日「タイ首相、小型潜水艦導入計画を承認－タイ紙報道」（Bangkok Post, 17 Jul 2018）

タイの英字日刊紙 Bangkok Post の 7 月 17 日付電子版は、"PM approves first stage of navy mini-submarine project"と題する記事を掲載し、小型潜水艦のタイ海軍への導入計画の第 1 段階を承認したとして要旨以下のように報じた。

(1) タイの Prayut Chan-ocha 首相は、タイ海軍へのプロトタイプ建造の第一段階として、2 億バーツの小型潜水艇設計の計画を承認した。

設計には 4 年間かかる見込みであり、プロトタイプ建造にさらに 2 年を要し、10 億バーツがかかると見積もられている。

タイ王国海軍士官学校教育部兵科部副部長兼小型潜水艇プロジェクト長の Sattaya Chandraprabha 大佐は、7 月 17 日（火）に首相の決定を発表した。

計画では設計に 4 年を要し、小型潜水艇 1 番艇の建造に 2 年、堪航性試験と訓練に 1 年で、計 7 年であると Sattaya 大佐は述べた。

小型潜水艇の実際の価格は 4 年後に判明するが、約 10 億バーツと考えられている。

(2) Sattaya 大佐は、海軍は 2017 年 10 月に小型潜水艇計画を開始したと述べた。25 名の海軍士官が訓練のため英国に派遣された

Prayut 首相は、小型潜水艇を建造するという考えを提案していた。約 1 億 9,300 万バーツが調査に当てられたと Sattaya 大佐は言う。小型潜水艇の 1 番艇は水上排水量 150 トンから 300 トン、乗組員 10 名、航続距離 300 海里になるだろうと Sattaya 大佐は言う。

(3) 2017 年 4 月、Prayut 内閣は元級潜水艦の輸出型である S26T 潜水艦を中国から 135 億バーツで購入することを承認した。これは 360 億バーツで 3 隻を購入する計画の一部である。

記事参照：PM approves first stage of navy mini-submarine project

7 月 18 日「英国海軍はインド太平洋に戻って来るのか？―英専門家論説」（The Interpreter, July 18, 2018）

英国、キングスカレッジの海洋研究名誉教授 Geoffrey Till は、7 月 18 日付の“The Interpreter”に“Indo-Pacific: are the British coming back?”と題する解説記事を寄稿し、財政その他の制約はあるものの、英国海軍のインド太平洋への再展開は必然であるとして、要旨以下のように述べている。

（1）英国海軍はイラク、アフガニスタン紛争以来のインド太平洋地域への展開を再現しようとしているように思われる。オーストラリアの BAE 社製 Type 26 対潜フリゲート 9 隻購入の決定は、英国のこの地域に対する戦略的関心の高まり、強い文化的、歴史的、そして防衛上の関係が維持されていることを示唆している。

英国海軍は世界規模の展開能力を有することを自負しており、おそらくそのことは 2021 年に予定される Queen Elizabeth 空母戦闘群の最初の作戦行動が西太平洋方面に展開されることによって再確認されるだろう。

中国海軍の着実な台頭、ワシントンの不透明なシグナル、そして南シナ海及び東シナ海の紛争といった状況下、英国海軍のプレゼンス低下に失望していた多くの人々は、英国のこの地域に対する関心の再強化を歓迎するだろう。そして英国は引き続き敬意を払われている海軍戦力として、控え目ながら常続的に実施する「航行の自由作戦（FONOPs）」や当該地域に対する能力構築支援などにより「ルールベースの国際秩序」を支持する事が出来るだろう。それは確かに英国の意志である。

（2）閣僚達は「世界の英国」というイメージの維持を切望しており、貿易国である英国はこうした経済成長の領域に大きな関心を持っているが、同時に提供出来る物もあると主張している。確かに歴史的に見れば、それは現代の海軍が望んでいることでもある。

しかし、このことには 2 つの疑問も生じる。第一に、人員装備ともに英海軍の能力が大幅に低下した状況下で、インド太平洋地域へのプレゼンス発揮は実際に可能なのか？第二に、より実質的な問題として、この地域の平和と安定への貢献は、英国にとっては費用対効果が高いと言えるのだろうか？

わずか 19 隻の駆逐艦、フリゲート艦に対し作戦命令を下すことは、所要の兵力の展開という点で一種の「挑戦」とも言えるだろう。現在、これらの艦船中の 2 隻（空母）は公試中であり乗組員の配備を待っている。2 隻の空母を 長期に亘って展開させ、艦載攻撃機部隊を復活させることは海軍の人員や予算の問題に大きく影響する。更に、核抑止力更新のための経費も海軍の予算構成に大きなインパクトを与えている。

（3）そして英国防省における財政的なブラックホール状態の継続と、投入可能な資源と関与政策とのギャップを埋めようとする政府の姿勢は、この問題が簡単には解決出来ないことを示唆している。実際、現行の防衛力近代化計画（MDP）は、このギャップを実質的に拡大し、政治的な欺瞞に利用される可能性もある。そして当然ながら、ブレグジットの影響という予算上の不透明要素も考慮しなければならない。

さらに、バルト海と北海におけるロシア海軍の台頭にも新たなコミットメントによって対応しなければならない。こうしたロシア海軍の挑戦に対抗するには、近年は無視されがちであった対潜戦などの伝統的 war-fighting 技術に関する相当な再投資が必要となるだろう。自国周辺と海外権益に対する脅威に同時に直面した場合、いずれに艦隊を派遣するべきかという問題は 1940 年代の英国における古典的ジレンマの再現のようにも思われる。しかし、最近の英国海軍

の防衛調達は質的にはともかく規模として十分ではなく、一度に 2 か所の遠く離れた地域に展開することはできない。したがって Choices will have to be made.選択肢を作る必要がある。

(4) こうした状況にも係らず、西太平洋における英国のプレゼンス強化は公式な目標である。最近も 3 隻の艦艇がこの地域に展開しており、英国海軍のプレゼンスは維持されている。さらに長期的に見れば、英国が欧州正面で同盟国である米国を含む NATO 諸国とロシアの脅威に対抗するのと同時に、オーストラリアと type26 フリゲートを共同運用するという事実が相互協力の機会が確保されていることを示唆しており、より脅威が高く、かつ、有力な海軍国との同盟が確保出来ていなかった 1941 年当時との比較を過大視すべきではない。

したがって、英国海軍による同地域へのプレゼンスが実現可能である場合、問題はそれが努力に値する価値があるか否かという点であるが、それはどのような条件が提示されるかによって大きく異なる。特に地域諸国の意見に反するか、少なくとも懸念させるような立場を英国が示した場合には、誤った結果を招くリスクもある。

(5) 例えば、南シナ海の FONOPs の実施も実は厄介な問題である。これは法的に複雑であり、かつ非常に敏感な問題であり、本質を理解していなければならない。米国のスポークスマンでさえ法的解釈を誤って発信したことが知られている。

米国の実施する FONOPs は広く公表されている物であり、かつ、力強く「信頼できる戦闘能力」を示すものでもある。中国の実力の向上にかんがみれば、本国から遠く離れ、かつ、米国に比して小規模な英国海軍が同じことを実施するのは危険であり、現在は英国がそうした立場に向かっているようにも見える。

要するに財政的な制約から現在の意図が大きく狂わない限り、英国はインド太平洋地域に戻って来るであろうが、それはこの地域の友好国、パートナー諸国の歓迎の程度に大きく依存し、かつ、慎重に考慮された方法でなければならないということである。その「挑戦」と「機会」、いずれの意味においても、英国の対応は 1941 年当時の悲惨なシンガポール戦略ではなく、むしろ 1944-45 年頃の英国太平洋艦隊の復活を反映するものでなければならないし、少なくとも英国自身はそれを望んでいるだろう。

記事参照：https://www.lowyinstitute.org/the-interpreter/indo-pacific-are-british-coming-back

7 月 19 日「インド、掃海特別訓練に参加－印メディア報道」(Indian Defence News, July 19, 2018)

Indian Defence News は、7 月 19 日付で“India Joins U.S. And Japan For Annual Mine-Sweeping Drills”と題する記事を掲載し、印海軍が水中処分隊員を日米間で毎年行われる掃海特別訓練に派遣したとして要旨以下のように報じている。

(1) 7 月 18 日（水）に開始され、7 月 30 日（月）まで実施される掃海特別訓練は伝統的に海上自衛隊と米軍のみが参加してきた。しかし今年、インド海軍は水中処分隊員 4 名を日米の 20 名とともに参加させた。訓練参加者は水中で機雷を探知するためにソナー機器を使用する。水中処分隊に配置された参加者は潜水訓練を行う。掃海特別訓練は日米間の訓練として実施される。この間、日米は模擬機雷を排除して安全な航路を確保するための調整と意思疎通を行う。

(2) 第 7 艦隊水陸両用戦部隊指揮官 Brad Cooper 少将は、「演習は部隊が海洋を自由で安全なものに維持する助けになる」と述べている。

「対機雷戦任務は、インド太平洋地域において全ての国からの軍用、民用の船舶運航にとって極めて重要であり、機雷の脅威から航路を安全に維持することは国家の安全保障及び交易の

自由な流れの基礎である」と Cooper 少将は言う。

日本側機雷戦部隊指揮官、河上康博 1 佐は、今年の演習にインドが参加してうれしく思っていると述べた。「掃海及び潜水訓練における日米印共同は、地域の安全と平和をもたらすために重要であると確信している」と河上 1 佐は言う。

記事参照：India Joins U.S. And Japan For Annual Mine-Sweeping Drills

7 月 31 日「中国がスリランカとフィリピンに軍艦を贈与－香港紙報道」（South China Morning Post.com, July 31, 2018）

香港紙 South China Morning Post 電子版は、7 月 31 日付で“China donates warships to Sri Lanka and Philippines in drive to expand regional influence”と題する記事を掲載し、北京がインド太平洋地域でフットプリントを拡大しようとする中、軍事援助パッケージの一部として中国の軍艦がスリランカとフィリピンに譲渡されているとして、要旨以下のように述べている。

(1) 中国は、インド太平洋地域におけるその軍事的影響力を強化するための最新の取り組みにおいて、スリランカとフィリピンに軍艦を贈与する予定である。スリランカへの 1 隻のフリゲートの贈与は先週、コロンボにある中国大使館の武官 Xu Jianwei 上級大佐によって発表された。一方で、フィリピン海軍スポークスマンの Jonathan Zata 中佐は、7 月 29 日日曜日に北京からの 4 隻の新しい哨戒艇の贈与を確認した。コロンボ・ガゼットの報道によると、中国軍はまた、スリランカ軍に「様々な訓練」を提供し、SLMA（Sri Lanka Military Academy）で講堂を建設すると、Xu は 7 月 20 日月曜日のイベントで述べた。フィリピン・デイリー・インクワイアラーの報道によると、Zata は 7 月 29 日、中国はフィリピンに 200 基の RPG ランチャーと弾薬を譲渡すると述べた。

(2) この地域における軍事プレゼンスを拡大しようとする中国の取り組みは、昨年、中国企業に支配権を与えた利権契約がこれを禁止しているにも関わらず、それが、スリランカのハンバントタ港を軍事目的で使用する可能性があることを危惧すると、インドで懸念を生じさせた。インドもまた、スリランカへの軍艦など、南アジア諸国に多くの兵器を贈与している。

(3) スリランカに与えられたフリゲートについての詳細は発表されていないが、中国の軍事アナリストたちは、それが C28A 型又は C13B 型のコルベット、又は新しく退役した 053 型フリゲートですらある可能性が高いと考えている。この 3 つのクラスは、アルジェリア、バングラデシュ及びパキスタンを含む買い手とともに、他国に輸出されている最も一般的な中国軍艦である。

(4) Zhou は、「中国は（スリランカに）さらに 1、2 隻贈与する可能性がある」「この艦船は、南アジアの現在の地域軍事バランスに大きな違いをもたらさず、それは海賊対処の目的で主に使用される」と述べた。Zhou はまた、その海軍の拡大と艦隊の性能を向上させることにより、世界的な不況の後で中国がその造船業界を支援してきたと主張した。Zhou は、これらの艦船は建造するのは比較的安価であり、他国に与えられた艦船は、修理とメンテナンスによって、長期的には中国にとって有益となる可能性があると付け加えた。

記事参照：China donates warships to Sri Lanka and Philippines in drive to expand regional influence

8 月 3 日「ASEAN・中国海上演習―RSIS 専門家論評」（RSIS Commentaries, August 3, 2018）

シンガポールの南洋工科大学 S.ラジャラトナム国際関係学院（RSIS）の研究員である Koh Swee Lean Collin は、8 月 3 日付の RSIS Commentaries に“Inaugural ASEAN-China Maritime Exercise: What To Expect”と題する論説を寄稿し、初開催の ASEAN・中国海上演習は、南シナ海における紛争の進行にもかかわらず、信頼醸成と海洋安全のための実践的な措置を推進する前向きな第一歩となるとして、要旨以下のように述べている。

（1）今週、シンガポールは、2018 年 8 月 2 日から 3 日にかけて行われた初の ASEAN・中国海上演習の机上演習（TTX）を開催した。この演習は、各国国防相が 2018 年に ASEAN・中国海上演習を行うことに合意した、今年 2 月の ASEAN・中国国防相非公式会合のフォローアップである。

（2）ASEAN と中国は、捜索救助（SAR）及び医療救助処置を含む海洋事案に対応するための計画を策定する基盤として、2014 年 4 月に西太平洋海軍シンポジウムで初めて公表された、「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準」（CUES）を使用する。

（3）そのような演習は、一般に陸上と海上のフェイズで構成されており、この TTX は、今年後半の実動演習（FTX）につながる。このアイデアは 2016 年 5 月の ASEAN・中国国防相会合で提案されたが、南シナ海に関する常設仲裁裁判所の裁定の発表のわずか 1 ヵ月前で、最も緊張が高まっていたため、当時は初期段階だった。2016 年 7 月 12 日の仲裁裁判所の重大な発表後、ASEAN と中国の双方は、緊張を和らげるために大慌てで取り組んだ。同年 9 月にビエンチャンで開催された第 19 回中国・ASEAN サミットでは、11 ヵ国が、“Guidelines for Hotline Communications among Senior Officials of the Ministries of Foreign Affairs of China and ASEAN Member States in Response to Maritime Emergencies”を合同で検討し承認した。この文書の「海洋緊急事態」は、2002 年 11 月に署名された南シナ海における行動宣言（DOC）に言及し、「DOC の完全かつ効果的な実施に関する政策レベルの介入を直ちに必要とする南シナ海における事件」と定義されていたことは注目に値する。

（4）さらに、同会合では、「南シナ海における洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準の適用に関する共同声明」も採択された。確かに、CUES は 2014 年以来、様々な二国間又はより広範なフォーマットに組み込まれ、日常業務において実践されている。このように、共同声明は、海軍間の不慮の遭遇時の衝突防止又は緩和におけるこのメカニズムの有用性を強化する。さらに、この初開催の ASEAN・中国海上演習へのその組み込みは、地域の海洋の安定性を促進する。

（5）伝統的形態の協力的海軍外交としての多国間海上演習は、この地域の新しいことではない。特に ASEAN と中国の間ではそうである。このような演習は、各 ASEAN 海軍とそれらの中国のカウンターパート間の二国間のものを含め、様々な形式のものが以前から行われている。しかし、これらは、捜索救助（SAR）や船舶間無線交信など、あまり複雑ではなく、議論を引き起こさない種類の演習リストを対象にする傾向がある。注目すべき例は、ASEAN 10 ヵ国すべてが参加した 2016 年 5 月の“ADMM-Plus Maritime Security and Counter-Terrorism Exercise”である。また、2017 年 10 月、中国と一部の ASEAN 加盟国は、湛江の沖で“Human Life Rescue and Win-Win Cooperation-themed”捜索援助演習を実施した。

（6）懐疑論者は、この出来事を新たな「展示品」として片付けるかもしれないが、支持者は、共同でこの海域の平和と安定を推進する ASEAN と中国の能力の新たな輝かしい例として、この演習を歓迎するだろう。当然のことながら、紛争解決のための道はまだまだ長い。ASEAN のある程度の楽観にもかかわらず、提案された行動規範（COC）は、実現には時間がかかる。COC

の最終的な公布は、せいぜい不確実な見通しであると見なすことが無難である。しかし、海軍が南シナ海の海域を徘徊し続けることも明らかである。いかなる海洋緊急事態も迅速な集団行動を必要とし、それが CUES のような既存の信頼醸成措置が一層重要になる点である。地政学的観点よりも人道主義から見れば、この初開催の CUES を基礎にした ASEAN と中国の海上演習は、ASEAN と中国の海軍が南シナ海で信頼を構築し、海洋の安全を促進するために導入することができる新たな実践的措置を始動させる。

記事参照：Inaugural ASEAN-China Maritime Exercise: What To Expect

8 月 5 日「南シナ海で軍事プレゼンスを示すフランス、軍事力を通じた対中メッセージ―英専門家評論」（South China Morning Post.com, August 5, 2018）

ロンドンに拠点を置くシンクタンク、欧州外交評議会（ECFR）上級政策研究員 Mathieu Duchâtel は、8 月 5 日付の South China Morning Post に、"How the French military's 'political messengers' are countering Beijing in the South China Sea"と題する論説を寄稿し、南シナ海におけるフランス空・海軍のプレゼンスは、共通のルールと規範に基づく海洋安全保障を支持するものであると指摘した上で、要旨以下のように述べている。

（1）フランス空軍は 7 月 27 日以降、3 機のラファール B 戦闘機、1 機の A400M 兵員輸送機そして 1 機の C135 空中給油機をオーストラリアのノーザンテリトリーに展開させている。これは、多国間合同演習「ピッチブラック」の一環である。また、8 月にはフランス空軍の部隊がインドネシア、マレーシア、シンガポールおよびインドを訪問する「Mission Pegase」が行われるだろう。フランス軍事省は、同ミッションを「フランスの主要パートナー諸国との関係を深化させ」、「世界中でフランス空軍が展開できる稼働状態を維持し、フランスの戦力投射能力と国防航空機産業を宣伝する」一助だと説明している。「Mission Pegase」の際にフランス空軍の部隊は南シナ海南端を通過するだろうが、これによってフランスは自国が国連海洋法条約における「航行の自由」と「上空通過の自由」と考えるものを主張する新たな機会を得ることになる。

（2）フランスは空軍力を示すことに加えて、南シナ海で定期的な海軍の展開を行っている。海軍士官候補生の運用教育を行うフランス海軍の年次訓練ミッション「ジャンヌ・ダルク」では、2015 年以降、春に南シナ海を定期的に航行している。それに加えて、2014 年、2015 年そして本年にはフリゲート艦 Vendémiaire が、2017 年にはポリネシアを母港とするフリゲート艦 Prairial が、2016 年には FREMM 計画（編集注：仏伊共同による汎用フリゲート艦開発計画）に基づく対潜フリゲート艦 Provence が、2018 年には同型艦の Auvergne が係争海域に展開した。

（3）艦艇を定期的に南シナ海に展開するというフランスの決断は、素直に受け取られるべきである。すなわち、演習はメッセージを伝えるものである。他のあらゆる同様な作戦と同じように、重要なことは確実にメッセージが受け手に正確に理解され、その行動に影響を与えることである。

a. 第 1 のメッセージは中国に向けられており、一言で要約すれば「威嚇に対抗する」ということである。中国が軍事力を用いて、南シナ海において既成事実を作り出すという状況下で、フランス軍が中国の干渉を受けることなく、国際法が認める空間で活動することを北京に伝えることは重要だと考えられている。これこそが 10 月に人民解放軍海軍が海上の覇権を狙う南シナ海に FREMM 級のフリゲート艦 Auvergne が初めて配備され、対潜機器試験を行う理由である。

b. 第 2 のメッセージは国際社会に向けられたものであり、国際法に基づく海洋秩序に対するフ

ランスの支持に関係している。米国海軍と同じくフランス海軍は、無害航行の際に何が許されるのか、あらゆる排他的経済水域で海軍のプレゼンスを維持する権利という、特に議論を呼ぶ 2 点に関して、国連海洋法条約の解釈を擁護する組織文化を有している。中国が特に南シナ海のスプラトリー諸島に関して、領海と排他的経済水域を巡る主張を未だに明確化していないため、フランスにとっての重要要素は「南シナ海で争われていることは、ルールに基づく国際秩序の未来」という原則である。

c. 第 3 のメッセージは、とりわけ英国と EU といったヨーロッパにおけるフランスの主要パートナーを対象にしている。2010 年の英仏ランカスター・ハウス条約の履行と両軍の合同遠征部隊の創設は、フランスの対英関係の土台であり、ブレグジット下では特段の重要性を帯びる。2017 年と 2018 年の「ジャンヌ・ダルク」ミッションに参加したイギリス海兵隊ヘリコプター部隊に対するフランスの暖かな歓迎ぶりは、東アジアにおける安全保障の潮流に関する評価という点で、イギリスが全ての欧州諸国の中でフランスの考え方に最も近いことを示している。EU に対するフランスの意図は、軍事力を真剣に捉え、ヨーロッパ周辺というよりもグローバルに活動する、共通の外交・安全保障政策を支持する連合を創設することにある。

d. 第 4 のメッセージは、Macron 現政権の下で徐々に現在の形に移行してきた。すなわち、米中対立を希釈する観念として作り出された「自由で開かれたインド太平洋」という用語を明確に是認し、中国の増大する影響力を抑え込む有志連合にインドを加えるということである。「自由で開かれたインド太平洋」は、フランスの専門家集団を引き付けてやまない。なぜならば、この用語はフランスの世界的な安全保障上の影響力にさらなる正当性を付与し、普遍的なルールと規範に基づく秩序を強調するからである。

(5) 対中関係のコストを管理するということは、フランスにとって重要な検討事項であり続けてきた。ドイツが率直で、南シナ海にまで及ぶ密室協議を好むのに対して、フランスは衆目を集めることでより多くのリスクを取ってきた。しかしながら、そうしたフランスの姿勢は中仏関係にさしたる影響を与えていない。中仏両国は南シナ海を巡る根本的な相違が、両国関係のほかの領域に影響しないように問題を慎重に管理してきた。

(6) 将来を見据えると、フランス海軍が南シナ海でプレゼンスを強化したとしても驚くべきことではない。これまでのところ、ルールに基づく海洋秩序に対するフランスの真剣かつ長期的な関与は、北京においてさえ理解されているように見える。フランスの一連の部隊展開が、中国の南シナ海に対する計算を劇的に変化させるという根拠はほとんどないが、それは問題の本質ではない。重要なことはメッセージを伝えるための演習が、共通のルールと規範に基づく海洋安全保障秩序を支持する他の行動と合わせて受け取られることである。

記事参照：How the French military's 'political messengers' are countering Beijing in the South China Sea

8 月 31 日「水中ドローンに関する中国とインドの動向―印専門家論評」（South China Morning Post.com, August 31, 2018）

ニューデリーのシンクタンク、オブザーバー・リサーチ財団の上級研究員である Abhijit Singh は、8 月 31 日付の South China Morning Post 電子版に"How India, too, is on a quest for undersea dominance, to counter the Chinese navy's growing presence"と題する論説を寄稿し、中国と米国が水中ドローン開発を進めている中、インド海軍もまた、インド洋での中国の水中でのフットプリント

の拡大に対抗して、自動運航船を兵器に含めるその戦略を調整しているとして、要旨以下のように述べている。

(1) South China Morning Post が、北京による、巨大で、高性能で、安価な無人潜水艦の開発について報じた後、水中戦が顕在化している。人工知能によって運用されるこの「シー・ボット」(sea bot) は、偵察、機雷敷設、自爆攻撃などの多様な任務を実行することを目的としている。それらは現在、広東省の施設で試験を行っており、世界の海洋でライバルの潜水艦を追跡する有人及び無人アセットのネットワークの一部となる。

(2) 中国だけが、海底の支配を求めているわけではない。昨年、米国は、水中無人機又はドローンによる初の戦隊を就役させ、そして、新世代のこのような機械を製造するために最高の防衛企業と契約した。

(3) 深海ドローンはまったく新しいものというわけではないが、従来型潜水艦の潜在的な代替品として、近年浮上している。低周波数のアクティブ・ソナーや聴音で探知できない方式は、静粛化によって潜水艦が隠れることを難しくしている。

(4) 確かに、無人船に関するコンセンサスは普遍的ではない。伝統主義者は、まだ戦闘能力を持たない無人船に懐疑的である。彼らは、原子力攻撃型潜水艦とディーゼル電池式潜水艦は水中戦に不可欠のままであるという。より迅速で静かな最新の潜水艦は、耐久性が高く、重要なエネルギー発生能力と高度なセンサーを備えており、そして、それらは、争いのある海域でより断固とした介入を行うことができる。

(5) しかし、他の海軍専門家たちにとって、在来型潜水艦は時代錯誤である。攻撃型潜水艦を追い詰めるための海底プラットフォームの進歩を考えれば、有人潜水艦を敵の空間に派遣する考えは、控えめに言ってもひどく古くなっている。

(6) より良い解決策は、ドローンの群れを展開し、激しい紛争の戦域に軍人が入らないようにすることができる、水中空母として考える、有人の母艦潜水艦である。大量に展開すれば、シー・ボットは、敵のシステムやセンサーを圧倒し、敵対者の潜水艦を弱体化させる可能性がある。

(7) インド海軍も、パッシブソナー装置を備えたミニドローンの追求に着手している。グローバル・サプライヤーからプラットフォームを取得し、“Make in India”プログラムの一環として、その装備を現地で大量生産する計画がある。インド海軍は、中国海軍のインド洋における水中のフットプリントの拡大に対抗する必要性によって、その対潜水艦戦略が推進されていることを認めている。海底センサーである「水中の万里の長城」(Underwater Great Wall) を建造しようとする中国の計画は、インドの懸念を裏付けるだけだ。

(8) さらに懸念されるのは、2016 年 12 月の南シナ海での米国の水中ドローンの中国の拿捕によって十分に説明されているように、重複している排他的経済水域や争いのある海域での無人船の使用に関する世界的に認められた規範が欠けていることである。

(9) 必然的に、南アジアの海域におけるインドの海洋戦略には、有人及び無人の水中アセットの両方が必要である。将来の海洋作戦行動のためには、インドの政策立案者は、3 つの矛盾する課題のかじ取りを行う必要がある。つまり、地域の海域でのパッシブの監視、可能性のあるターゲットを追跡するための無人船の使用、そして母船との積極的なコミュニケーションである。たとえば、海洋作戦の計画者は、より大きな監視に焦点を当てる可能性が高いが、共有する正確な水中の映像を生成し中継して伝える方法においては、有人アセットの場所の詳細を誤って漏らさないようにすることも同様に重要である。

（10）ニューデリーにとっては、海軍の無人機を調達することは、経済的にも意味があるかもしれない。開発コストは現在高くなっているが、最終的に無人潜水艦は、在来型潜水艦よりも安価に配備され維持される。最小限の投資で複雑なミッションを実行できる能力により、ドローンはゲーム・チェンジャーになるだろう。したがって、無人潜水艦がインド海軍の数々のアセットに追加されるのは、単なる時間の問題であるべきだ。

記事参照：How India, too, is on a quest for undersea dominance, to counter the Chinese navy's growing presence

9 月 7 日「台頭する中国の海上民兵、民主主義諸国の海軍が迫られる対応―米専門家論説」（Asia Times.com, September 7, 2018**）**

ジャーナリストの Todd Crowell 及び Andrew Salmon は、9 月 7 日付の Web 誌、Asia Times に "Chinese fishermen wage hybrid 'People's War' across Asia's seas"と題する論説を寄稿し、中国の海上民兵がその存在を拡大しつつある中で、西側諸国の海軍は新たな脅威に備えるべきだと指摘した上で、要旨以下のように述べている。

（1）武装漁船団は北京に対して、低烈度の海洋対立における新戦力として増大する海軍力の露払いをもたらしている。中国の海軍力における第 3 の要素として浮上しているのは、武装漁船の大艦隊である。世界中の注目が中国の空母などの外洋海軍のポートフォリオ拡大に集まる中で、技術的にはさほど優れてはいないが、より展開しやすい船団が知られつつある。中国漁船団がアジアの海洋紛争で果たしている役割はようやく徐々に認識されてきたところである。中国は世界最大の漁船団を出動させているが、彼らがどの程度、準軍事部隊を構成するのかについては安全保障専門家の間でも意見が割れてきた。中国海軍と海警は既知の存在であるが、漁船団は中国に連携して対抗する勢力のレーダーには次第に「海上民兵」として捉えられるようになってきている。

（2）8 月に公表された米国防省の米議会に対する中国の軍事力に関する年次報告書は「人民武装海上民兵（PAFMM）」に注目し、「PAFMM は中国の国家民兵組織の一部であり、動員可能な民間人の武装予備部隊である。PAFMM は戦火を交えることなく、中国の政治的目的を達成するための威圧的な活動で大きな役割を果たしている」と指摘する。こうした分野の権威である米海軍大学教授 Andrew Erickson はオンライン上で、国防省が公的かつ権威的に PAFMM を定義づけたことによって警鐘を鳴らしたと強調した。日本の年次防衛白書「日本の防衛 2018」も民兵に注目しており、ワシントンの分析を強化している。米海軍太平洋艦隊司令官 Scott Swift 大将は、海上民兵を慎重に扱っている。彼は 2017 年のインタビューで「彼らを漁民の混成集団だと見なさないように注意すべきである。私は彼らが明確な指揮命令系統に服しており、でたらめに動いているわけではないと考えている」と答えている。中国軍は自国の海洋機関に対して一層の統制を及ぼしている。今年初めに以前は国家海洋局の管理下にあった中国海警が、中国軍の最高司令部である中央軍事員会の直接指揮下に置かれた。

（3）実のところ、中国の海上民兵はユニークな存在である。Erickson は「中国と概ね似たような組織を持つ国はベトナムぐらいだが、中国のものとは比べ物にならない。中国は明らかに世界最大かつ有能な海上民兵を擁している」と指摘する。海上民兵は非武装だが、報道によると漁船の多くは体当たり攻撃用に船体を強化している上に、一部は放水銃も備えている。また、船員は臨検に対抗すべく白兵戦用の武器を携帯している。とはいえ、海上民兵の主たる脅威はその

途方もない数にある。かくして、海上民兵は毛沢東の「人民戦争」の思想の現代版となっているのである。漁船の要員となる訓練を受けた人材は豊富に存在する。人民解放軍陸軍の兵力削減で今年余剰となった 30 万人の兵士の多くが、海上民兵の「漁師」として新たに雇用されたと報じられている。

(4)「第 3 の海軍力」は北京に文字通り数百の漁船団を紛争地域に送り込むことで、対立を混沌としたややこしい混戦へと変える能力を付与している。こうしたことは「民間」船舶を沈めることを恐れる米国や日本、東南アジア諸国などの民主主義諸国の艦艇にとって問題である。「第 3 の海軍力」は北京に使い勝手の良い隠れ蓑を提供する。

(5) 北京は 3 つの海洋組織のあらゆる要素を展開するに当たって、ますます洗練されてきている。Erickson は「2017 年に中国は海軍、海警および海上民兵が参加する共同作戦をフィリピンが占領する Thitu 島周辺で行った」と指摘する。また、同年には後方で潜む 6 隻の中国海警船と海軍艦艇の明らかな支援を受けた、260 隻の中国漁船団が尖閣諸島に殺到した。多くの専門家はこれを同諸島に対する中国の将来的な一手のドレスリハーサルだと見なした。

(6) 北京の統制下に PAFMM の多くの船舶と人員が置かれることで、中国は海警や海軍部隊、海兵隊といった表の部隊を用いることなく、スプラトリー諸島における係争海域全体のセンシティブな地点に監視を置けるようになった。

(7) 西側民主主義諸国の地上軍は地上の暴徒に対応するに当たって、常に非常な困難を経験してきた。対暴徒作戦では地上軍が用いる武力を縮小する必要がある一方で、目標と火力の精密さを向上させなければならない。インドネシアや南ベトナム、イラクそしてアフガニスタンで見られたように副次的な被害（collateral damage）のリスク――広報上の惨事、それに続く軍や政府の政策に対する国民の支持低下と関連する――は重大である。それと同様に大規模な武装や装備を備え、相手国の海軍と戦うように訓練を受けた民主主義国家の海軍が、武力行使の調整を求められる低烈度海上作戦で直面する困難はあまりに大きい。英海軍は 1970 年代にアイスランドの漁船団や巡視船との「タラ戦争」で発砲せずに戦う困難さを認識した。同じように、2000 年のイエメンにおけるイスラム過激派の米海軍駆逐艦 Cole への攻撃は、成功裏かつ破壊的な攻撃で使用された爆発物を搭載した FRP 製スピードボートのようなローテクで非対称的な脅威に対して海軍がいかに脆弱であるかを示した。

(8) 21 世紀の海上ハイブリッド戦争は未だ初期段階にある。米国や日本、韓国、東南アジア諸国がどのような戦力 、戦術及び交戦規程をこの高まる脅威に用いるかはまだ判然としていない。ワシントンと東京が海上民兵の脅威を公式文書で認めたという事実は、何らかの対抗策が準備されていることを示唆している。

記事参照：Chinese fishermen wage hybrid ‘People’s War across Asia’s seas

9 月 17 日「中国がロシアとの軍事演習で招待されていない監視艦を派遣―米海軍協会報道」（USNI News, September 17, 2018）

USNI News は、9 月 17 日付で“China Sent Uninvited Spy Ship to Russian Vostok 2018 Exercise Alongside Troops, Tanks”と題する記事を掲載し、ロシアのボストーク 2018 軍事演習に中国が監視艦を 1 隻派遣したことや中露軍事協力の背景について、要旨以下のように報道している。

(1) モスクワの招きによって、北京は、最近行われた最大規模のボストーク演習シリーズの 2018 年版に、中国軍の兵士、ヘリコプター、戦車、そして、招かれざる中国の監視艦を派遣した。

中国海軍の東調級情報収集艦（AGI）は、一部の海上演習中にロシア海軍の参加艦艇の後をつけていたと米当局者は USNI News に認めた。中国海軍が、ロシアとの演習に軍艦を派遣するように頼まれたかどうかは不明だった。

(2)「これに参加するのは、約 30 万人の兵士、1,000 機以上の航空機、ヘリコプター及び無人機、最大で 80 隻の戦闘艦及び支援艦、最大で 36,000 両の戦車、装甲兵員輸送車及びその他の車両の予定である」とロシアの国防大臣 Sergei Shoigu は、国営メディアに述べた。「（ボストーク 2018 の）主な政治的意義は、米国による国際システムの継続的な支配からロシアと中国が感じる脅威に対抗することを目的とした、可能性のある戦略的パートナーシップの出現についての両国によるシグナルに由来する」と先週のワシントン・ポストに Dmitry Gorenburg は書いた。

(3) また、協力のための実践的な軍事技術的理由もあると、戦略・予算評価センターの海軍アナリスト Bryan Clark は、USNI News に語った。中国は、そのミサイル、レーダー、ジェットエンジン及び電子戦技術の高度化の点において、依然としてロシアと西側にリードされている。同時にロシアは、中国が優れた分野である、現代の無人航空機技術の開発に問題を抱えていると Clark は述べている。これらの技術における取引は、北京とモスクワの間の新しい軍事協力を規定するために大いに役立った。しかし、Clark 曰く、技術的により洗練された「現実にレーダー運用と電子戦を非常に得意としている」ロシア海軍の軍事活動から教訓を得る機会は、中国海軍にとって見逃せない機会である。

(4) 敵対者であればともかく、その演習で、一緒にいる仲間と訓練している間にその仲間を監視することは、滅多にない行為である。しかし、中国は過去において、正式に招かれた 2014 年の RIMPAC 演習でも、招待されていない東調級情報収集艦を 1 隻派遣している。

記事参照：China Sent Uninvited Spy Ship to Russian Vostok 2018 Exercise Alongside Troops, Tanks

9 月 24 日「米原子力潜水艦の導入は豪にとって安上がりな選択肢か？―豪専門家論説」（The Strategist, September 24, 2018）

Australian Strategic Policy Institute（ASPI）の国防経済及び国防力の上席研究員 Marcus Hellyer は、9 月 24 日付の同シンクタンクの Web サイト The Strategist に“Going nuclear: would US submarines be a cheaper option?”と題する記事を投稿し、原子力潜水艦の導入にはそのものの価格だけではなく、支援システムの構築費用も考慮する必要があり、導入予定の通常型潜水艦に比べ極めて高額になる。しかし、価格が価値を決める訳ではなく、原子力潜水艦の能力を考慮すれば、導入予定の通常型潜水艦と同数を調達する必要はないとして、要旨以下のように述べている。

(1) 原子力潜水艦取得に関する議論はずっと活発に行われ続けている。しかし、Abbott 元首相が記しているように、政府は原子力潜水艦という選択肢を精査したことはない。したがって、合意された事実上の基準はなく、原子力潜水艦に対する一般の主張は憶測に過ぎず、たぶん疑問符が付くかもしれない。例えば、米海軍の Virginia 級原子力潜水艦の調達はオーストラリアで設計、建造されている Naval Group 社（旧 DCNS）の Shortfin Barracuda 級潜水艦の価格と同等かそれよりも安価であると言われているなどである。

(2) 豪政府がその海軍建艦計画を放擲し、米国がその造船所からすぐ入手が可能な Virginia 級原子力潜水艦を売却する意思があると仮定してみよう。その価格はどのくらいだろうか？1 つは存在し、1 つは存在していないという非常に異なる 2 つのことを比較してみることは困難な作業で

ある。Virginia 級原子力潜水艦は約 8,000 トンである。Shortfin Barracuda 級潜水艦は 4,500 トンから 5,000 トンの間のようである。したがって、他の要素が全て同じであれば、Shortfin Barracuda 級潜水艦の価格は Virginia 級原子力潜水艦の約 6 割である必要がある。ランド研究所が 2015 年に行ったオーストラリアの造船業の調査では、水上艦艇だけを対象として行われたものであったにもかかわらず、オーストラリア国内での建造は米国に比べ歴史的に 3、40 パーセントの割り増しとなっている。政府の継続される建艦政策の目的はこれらの割り増しを削減することにある。しかし、たとえそれが起こらなかったとしても、Shortfin Barracuda 級潜水艦はより安価のように思われる、

(3) 我々は両潜水艦について利用可能な公開情報を比較することができる。ここで比較される米国での情報の質に大きな差があることに留意しなければならない。米国防総省の 2019 会計年度艦艇建造に関する予算見積もりが 32 億 5,000 万ドルという Virginia 級原子力潜水艦の単価を提供している。これに 12 を掛け（豪は潜水艦 12 隻を調達予定)、現在の為替レートから 537 億豪ドルという答えが出る。上院公聴会での質問に答えて、国防当局者は 12 隻の Shortfin Barracuda 級潜水艦の設計、建造にかかる調達の全経費は 500 億豪ドルと見積もっていると述べていた。オーストラリアの計画に対する価格には Shortfin Barracuda 級潜水艦を部隊運用できるようにするために必要なもの全てが含まれている。将来の潜水艦計画の場合、潜水艦用係留岸壁、訓練施設、試験設備、シミュレーターなどが含まれる。Virginia 級原子力潜水艦と Shortfin Barracuda 級潜水艦を同列に比較するためにはこれらの要素を Virginia 級原子力潜水艦の 537 億豪ドルに加えなければならない。それらはどのくらいかかるのか？多くのことは原子力推進システムを安全に支援するのにどれだけのインフラが必要か、評論家の間でコンセンサスが得られていないその他の領域にかかっている。これらの問題はさておき、Collins 級潜水艦から Virginia 級原子力潜水艦へ移行することは、大変なことであり、支援システムの他の部分を全て換装する必要がある。統合打撃戦闘機用の 15 億ドルの施設が霞んで見えるかもしれない。

(4) 将来潜水艦計画見積には設計料も含まれる。しかし繰り返すが、Virginia 級原子力潜水艦 1 隻当たりの 32 億 5,000 万ドルには含まれていない。Virginia 級原子力潜水艦の設計経費のうちどのくらいの割合を米国は我々に請求してくるだろうか？過去の設計費用を除外するとして、Virginia 級原子力潜水艦の将来型に対する性能向上のための設計経費のうち、どのくらいを建造に支払うのか？国防経費は通常インフレと価格上昇を考慮に入れた額になることを忘れてはならない。我々はかつての論説で予定価格等の上昇についてある仮説を立て、将来潜水艦計画の固定見積もりとして 500 億ドルと提言したが、790 億ドルになるかもしれない。Virginia 級原子力潜水艦の 537 億ドルという価格は本質的に固定価格であり、一旦我々がそう決定すれば、支援システムの全ての要素を加えると 1,000 億ドルを下回るとは考えにくい。

(5) 加えて、運用経費がある。Virginia 級原子力潜水艦の乗組員数 135 名は Shortfin Barracuda 級潜水艦のほぼ 2 倍であることを考えると、必要となる追加の乗組員には毎年 4 億ドル以上がかかるだろう。そして、運用経費はその大きさに比例するので 8,000 トンの Virginia 級原子力潜水艦は 5,000 トンの Shortfin Barracuda 級潜水艦の維持よりも経費がかかることは疑いがない。我々は現在、6 隻の Collins 級潜水艦を維持するのに毎年 5 億 9,200 万ドルを支払っている。私は、Shortfin Barracuda 級潜水艦の運用経費はこの 3 倍であり、Virginia 級原子力潜水艦は Shortfin Barracuda 級潜水艦の倍であると予測している。12 隻の Shortfin Barracuda 級潜水艦と 12 隻の Virginia 級原子力潜水艦の運用経費の差は年約 15 億ドル、乗組員の経費を加える

と 20 億ドル近くになるだろう。したがって、潜水艦の寿命を通して 600 億ドルが追加で必要となる。そして、それは固定の値であり、実績ではない。再び指摘するが、最も不確実なことは原子力潜水艦を支援するのに必要なインフラ経費である。

（6）これらの仮定について議論することは可能である。それは価格推定の術と科学の基礎である。しかし全体として、12 隻の Virginia 級原子力潜水艦の価格が 12 隻の Shortfin Barracuda 級潜水艦よりもどれほど安価であるかということを見ることはこれまで指摘したように非常に困難である。今、価格は価値と同じことではない。人が議論できるのは、将来潜水艦計画として有効であるかについてであって、本来、潜水艦の特定の隻数についてではない。原子力潜水艦のより大きな機動力、滞洋力、充電のために哨区を離脱する必要がないこと、より大きな武器搭載量から、原子力潜水艦はより有用であるので、Shortfin Barracuda 級潜水艦 12 隻と同等あるいはそれ以上の有用性を得るために 12 隻の Virginia 級原子力潜水艦を購入する必要はない。これは理に適っている。しかし、議論は他の機会にしたい。

記事参照：Going nuclear: would US submarines be a cheaper option?

9 月 29 日「中国の悪夢、2020 年 RIMPAC の南シナ海での実施―米、越専門家提案」（The National Interest, Blog, September 29, 2018）

米誌 The National Interest（電子版）の 9 月 29 日付ブログに、ベトナム国際問題専門家 Tuan Pham と、日本戦略研究フォーラム上席研究員 Grant Newsham（米海兵隊退役大佐）は連名で、“China's Worst Nightmare: RIMPAC 2020 in the South China Sea?”と題する論説を寄稿し、2020 年の RIMPAC 演習が南シナ海で実施されることになれば、それは中国にとっての悪夢となろうとし、興味深い提案をしている。本稿の筆者らは、南シナ海における中国の跳梁跋扈をこれ以上許さないために、「非現実的」などといった異論を承知の上で、議論を広めるために敢えて南シナ海での RIMPAC 2020 実施を提案している。以下はその要旨である。

（1）2 年毎にハワイ周辺海域で実施される RIMPAC 演習は 2020 年に第 27 回目となる。2020 年の RIMPAC 演習を想定してみよう。この 2 年間のシャングリラダイアログでインド太平洋地域が焦点となったこと、そして米 Trump 政権の国家安全保障戦略と国防戦略が提示するインド太平洋地域重視の方針に従って、RIMPAC 2020 を南シナ海で実施することを真剣に検討すべきである。

（2）マラッカ海峡から台湾海峡に至る広くかつ水深の深い南シナ海は、水上艦艇、潜水艦及び航空機が参加する大規模部隊に多様な戦術的演習環境を提供し、実戦的で複雑な海上演習が可能である。さらに、南シナ海には、水陸両用作戦、実弾射撃そして艦船撃沈演習といった、ハイエンドな戦闘演習が可能な公海と空域がある。では、運用面ではどうか。RIMPAC 2020 への参加が見込まれる、日本、韓国、インド、スリランカ、イスラエル、英国、フランス及びドイツは演習海域への移動距離が短くなり、一方、沿岸国のベトナム、フィリピン、ブルネイ、シンガポール、マレーシア及びタイは自国の母港から直接参加でき、また外国参加艦艇の受け入れが可能であり、将来的な防衛協力を促進することもできる。他方、米海軍は、シンガポールに西太平洋兵站グループ司令部（CLWP）、日本に第 7 艦隊があり、東南アジアにおいて広範な戦域安全保障協力活動を実施しており、RIMPAC を主催する米太平洋艦隊を補完できる態勢にある。

（3）南シナ海での RIMPAC 2020 は、以下の戦略的効果が期待できる。

a．戦略上重要な海上交通路を支配しようとする北京の広範囲の活動―7 つの人工島の軍事化による支配の強化、南シナ海での中国版 RIMPAC の実施など―を妨害する。

b. 国際規範を共有する他の諸国に対して、過剰な海洋権限主張に対抗する「航行の自由作戦」（FONOP）を懲懲する。領有権主張国（ベトナム、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、インドネシア及び台湾）、域内諸国（オーストラリア、ニュージーランド、日本、韓国及びインド）、そして域外諸国（英国、フランス及びドイツ）は、米国が真剣であり、法による支配を維持することが長期的な集団的国際努力の一貫であると考えるなら、南シナ海における FONOP と関連する軍事、経済活動を、個々に、あるいは合同で実施する意志を高めるかもしれない。

c. タリスマン演習やマラバール演習など、南シナ海の公海で実施される多くの海上演習の実施要件を設定し、そうすることで沿岸国が国連海洋法条約（UNCLOS）の下で当該自国の EEZ 内での外国の経済的、軍事的活動を規制する権利を有するとの中国の法的立場―ただし、中国は他国の EEZ 内では正反対のことを行っている―を事実上無視する。中国は過去 3 回の RIMPAC で米国の EEZ 内に情報収集艦を派遣したが、米国と他国の海軍が中国の EEZ 内で同様のことをした場合の北京の反応とは違って、ワシントンはこれに反対しなかった。他国の EEZ 内への情報収集艦の派遣は、前例がないわけではなく、また国際法違反でもないが、中国が UNCLOS の下での海洋権限の解釈に対して強い影響力を行使する意志を持つ大国であることを、世界に思い知らせることになった。このことは、北京が UNCLOS の規定を選択的―すなわち、好ましい規定を遵守し、そうでない規定を無視するか、再解釈する―に運用していることを示している。要するに、北京は、自らの海洋権限には敏感だが、他国の同様の権限に対しては必ずしも容認したり、受け入れたりしているわけではないのである。

d. 特に情報収集艦を派遣せず、RIMPAC の交戦規定や行動規範を遵守するという条件で、中国を RIMPAC に再度招待する機会となる。もし北京が招待を受け入れるなら、それは、2016 年の南シナ海仲裁裁判所裁定が「紙くず」ではないことを暗黙裏に認めることになるとともに、慣習国際法の下で公海と他国の EEZ 内での軍事活動が完全に合法であり、UNCLOS 第 58 条の下でも同じであるとする、米国の法的立場を受け入れることを意味する。多数の国（中国以外の全ての国連安保理常任理事国を含む、100 カ国以上）は UNCLOS の解釈に関して米国と同様の法的立場をとっており、わずかに 27 カ国が北京の解釈と同様の立場をとっている。したがって、北京が招待を受け入れなければ、北京の域内及び世界における立場を損ね、北京を不安定化勢力とする域内諸国の認識を強めることになろう。

e. 戦略上重要な海上交通路に既得権益を有し、かつ南シナ海領有権主張国でもある台湾を、RIMPAC に招待する機会となる。

f. 南シナ海において長い間求められてきた、海洋状況把握（MDA）措置を促進し、域内受け入れ国に経済的恩恵をもたらし、そして南シナ海の一部で未だ活動する海賊行為を阻止する。

(4) しかし、南シナ海での RIMPAC 実施には障害もある。特に、各国に参加を説得することである。中でも北京は、南シナ海での RIMPAC を南シナ海における中国の議論の余地なき主権主張に対する挑発的な行為と断じて、さらには中国の平和的台頭を封じ込めるものとして猛反発するであろう。北京は、参加が見込まれる国に対して説得したり、恫喝したりするであろう。応じない国は、恐らく北京の政治的、経済的報復や軍事的威嚇に直面することになろう。従って、域内外の国に参加を説得するためには、米外交の真剣な努力が必要である。

(5) この 40 年間の米国の期待（そして誤った希望）に反して、中国は、周辺諸国そして米国さえも軍事的に脅かすに十分強力な存在になってきた。さらに経済的に強欲であることに加えて、中

国は、益々高圧的になり、自らの世界秩序―中国による支配を目指している。Trump 政権は、北京に対して真剣に挑戦している最初の米政府であり、そして皮肉にも、こうした努力は米議会において超党派的な支持を得ている。さらに、米国や西側の産業界さえも、中国市場から得られる富への期待が幻想に過ぎないかもしれないことを理解し始めている。したがって、RIMPAC 2020 を南シナ海で実施することは、それが「法による支配」と国益を強く主張するための経済、外交そして情報分野を含む、極めて広範な米主導の多国間努力の一貫である限りにおいて、効果的であろう。逆に、それが単なる RIMPAC 2020 演習だけであり、それ以外の何物でもなければ、例え参加する国があっても、その後、中国の怒りに直面するだけであろう。

(6) そこで、問題は、共産党支配の中国に対する米国の考えと行動に、長期的な根本的変化が実際にあったかのかどうかということである。もしこうした変化が確かであり、そして将来の政権においてもこれが引き継がれていくなら、また米海軍の再建も実現できるなら、他の有志諸国も南シナ海での RIMPAC 2020 に参加するかもしれない。しかしながら、もし北京の高圧的行動に対するワシントンの現政権の対応が一時的なものに過ぎず、米国が再び以前の対中アプローチに戻るとすれば、南シナ海での RIMPAC 2020 は無用であろう。それどころか、ワシントンは、アジアから完全に手を引き、ハワイを中心とするいわゆる第 3 線を防衛線とすることになるかもしれない。しかし、もし米国が真剣であるなら、「一発長打を狙う」（“swing for the fences”）時期である。南シナ海における RIMPAC 2020 は、まさにそれである。

(7) 既に、南シナ海での RIMPAC 2020 に関して、「非現実的」「考えられない」「できるわけがない」といった、異論が一部から聞こえてくる。これは当然なことであるが、本論の目的は、議論を広めることである。例え 2020 年に RIMPAC 演習の全てを南シナ海で実施できなくても、既に RIMPAC の一部演習が南カリフォルニア沖で実施されているように、何故その演習の一部を南シナ海で実施できないのか。恐らく、ベトナム沖での人道支援/災害救助（HA/DR）演習、あるいはインドネシア近海での海賊対処訓練などは実施可能であろうし、またグアムや北マリアナ諸島でも一部演習の実施が可能であろう。要は、断念するのではなく、段階的アプローチをとることが重要で、そうすれば、2022 年あるいは 2024 年までに は、南シナ海での RIMPAC の全演習（あるいは大部分）の実施の可能性が見えてくるかもしれない。

記事参照：China's Worst Nightmare: RIMPAC 2020 in the South China Sea?

２．インド洋・太平洋地域

7 月 1 日「インド洋の要衝、ディエゴガルシア島と米印防衛関係の強化―米専門家論評」（The National Interest, July 1, 2018）

米シンクタンク CNA Corporation 上席副会長 Mark E. Rosen は、米誌 The National Interest（電子版）に 7 月 1 日付で、“How Diego Garcia Can Play a Pivotal Role in America's Relationship with India”と題する論説を寄稿し、インド洋の小さな島、ディエゴガルシア島が米印関係において重要な役割を果たし得るとし、ワシントンはインド海軍艦艇の同島寄港、更には補給施設の設置さえ招請することを検討すべきとして、要旨以下のように述べている。

（1）インド洋の真ん中に孤立した小さな島、ディエゴガルシア島（DGAR）は、部外者の立ち入りが禁止されており、米軍に対して、軍装備品の事前集積と、軍事作戦の発進地として使用するための大きな自由裁量権が認められている。とはいえ、米国の政策決定者は、 DGAR に米軍のプレゼンスを継続的に維持するに当たって直面している課題を認識し、そこに留まるための基礎―英国との長期に亘る貸与契約―を固めるための措置を取る必要がある。英国との 50 年間の貸与契約は 1966 年に締結され、2016 年に期限が切れた。英国は 2016 年に、DGAR の施設を米国に貸与する契約を 2036 年まで延長した。

（2）DGAR は、約 60 の小さな島嶼や環礁からなるチャゴス群島の一部で、最大の環礁であり、英国の主権下にある領土である。DGAR はインド南方 1,100 カイリ、アフリカ東岸から 2,200 カイリにあり、その 1 万 2,000 フィートの滑走路は B-52、B-1 及び B-2 を含む米軍長距離航空機の運用が可能であり、北はアフガニスタンまで、北東方面は南シナ海や台湾まで作戦行動範囲に収める。また、DGAR は、米軍の事前集積船と戦闘支援艦船の拠点で、通信施設や燃料補給処があり、更に大型艦を収容する港湾や作戦機を収容する空港施設がある。そして重要なことは、DGAR が、アジア太平洋地域で行動する米軍の艦艇や航空機を脅かす、中国の HQ-9 地対艦ミサイルや YJ-12 超音速空対地ミサイルの覆域外にあるということである。

（3）米国防省が冷戦の最中に DGAR に基地を設置することに関心を示したことから、チャゴス群島は 1965 年、「英領インド洋地域」（BIOT）を構成するため、英領モーリシャスから切り離された。そして米英両国は、翌 1966 年に、2016 年までの 50 年間の基地貸与協定に調印した。その際、ココナツ・プランテーションの所有者や労働者は、セーシェルやモーリシャスなどに立ち退きを強いられた。その実際の数は 200 人以下とも、あるいは 483 人とする資料もあるが、今日、彼らの子孫と称する人々は約 1,500～1,800 人もいる。

（4）DGAR は、インド洋の他の島嶼と同じ環境面での課題―すなわち、海の酸性化と温暖化による急速な砂礁の浸食に直面している。ある資料によれば、DGAR の外洋に面した砂礁の 95%が海水温度の上昇により死滅したという。また、海面レベルの上昇も深刻で、DGAR は平均して海面上概ね 4 フィート（大部分で 6.5 フィートを超えない）にあって、10 平方マイルの陸地がある。米海軍は現在、40 人からなる工兵建設部隊を派遣し、海からの浸食を防止するために持ち込んだ岩石を積み上げている。このため、米英両国は、重要な基地施設を防護する護岸と障壁などのシステムを構築しなければならないが、全ての資材を外部から持ち込まなければならず、従って米国防省は、この基地施設の作戦運用上の価値が、将来的な政治的不確実性を内包する貸与施設の改良に必要な経費を上回ることを証明する必要があろう。

(5) モーリシャスは、英国（引いては米国）のチャゴス群島の所有権に疑義を呈している。1965 年のモーリシャス属領からのチャゴス群島の分離は、「ランカスターハウス了解文書」として知られる一連の文書で成文化された。この文書では、英国は、チャゴス群島を分離すること、及びモーリシャスと立ち退き住民の再定住に対する補償金として 300 万ポンドを支払うことが合意された。モーリシャスが 1968 年に独立した時、了解文書を閣僚会議で批准した。英国の基本的な主張は、了解文書に盛られた全ての約束を履行してきたというものである。英国は、モーリシャスに 300 万ポンドを支払い、チャゴス群島が「防衛目的から必要でなくなった時」には、モーリシャスに割譲するという約束を守り続けている。従って、英国は、モーリシャスと立ち退き住民に支払われるべき金額の全てを支払った、そしてチャゴス群島、特に DGAR が不可欠な防衛施設であると主張するであろう。

(6) 他方、モーリシャスは、チャゴス群島がモーリシャスの不可分の一部であり、分離されるべきでなく、当時もモーリシャスの一部でなければならなかったし、現在もそうである、と主張するであろう。モーリシャスは、1965 年の英国とのいわゆる「ランカスターハウス了解文書」なるものは、「威嚇によって強要されたもの」であり、従って、2 つの主権国家間の合意とは言えない、と主張するであろう。モーリシャスはまた、「防衛目的」なる文言が米国ではなく、英国のためになるよう意図されたものである、と主張するかもしれない。

(7) モーリシャスは 2017 年 6 月に国連総会に対して、国際司法裁判所（ICJ）に勧告的意見を求める決議案を提出し、賛成 94 票、反対 65 票、棄権 15 票で採択された。インドは、賛成した。この決議は、ICJ に対して 2 つの問題に関して勧告的意見を求めた。すなわち、

a. 第 1 に、「モーリシャスからのチャゴス諸島の分離に続いて、モーリシャスが 1968 年に独立を認められた時、モーリシャスの非植民地化のプロセスが国際法に照らして合法的に達成されたのか」

b. 第 2 に、「モーリシャスがチャゴス群島居住民、特にチャゴス群島原住民の再定住計画を履行できない」ことを含め、英国が継続的に統治することによって、国際法上の観点からどのような結果をもたらしたか。

(8) ICJ は、裁判所規定第 65 条 1 項で、国連総会を含む「許可される団体の要請があったときには、いかなる法律問題についても勧告的意見を与えること」ができる。勧告的意見は、国家間の紛争解決を意図するものではないが、国連諸機関に対する明確な法的勧告を与えることができる。英国は、モーリシャスと英国がこの紛争の真の当事国であり、国連総会の関与は 2 つの関係当事国の同意という要件を回避するものである、と主張するであろう。国連総会、そして一般的に国連は完全な自治には至っていない地域住民を弁護すると見られることから、ICJ がこの要請を却下することは想像し難い。勧告的意見は当事国を拘束しないが、国連諸機関は ICJ の勧告に従う義務がある。従って、もし ICJ が完全な自治には至っていない地域の現住民及び元住民に関して、（国連憲章第 73 条「住民の福利」に基づいて）国連総会が一定の行動をとることを指示したならば、国連総会は、チャゴス人の諸権利が守られることを保証する何らかの重要な決定をすることになろう。

(9) インドは、モーリシャスとの間で人種的、経済的な絆を有している。インドは、ICJ に対してチャゴス諸島問題に関与することを要請する国連総会決議に賛成した。インドの賛成は、インドが一方で非植民地化のプロセスを支持することを望むが、しかし他方でインド洋における現在の安全保障バランスを覆したり、あるいは DGAR から米国の撤退を強いたりすることを望ん

でいないことから、活発な国内論議を引き起こした。インドは、南アジアへの中国の進出に益々神経を尖らせており、より一層米国と協同するようになっている。米印間の防衛協力は急速ではないが、着実に増大している。

（10）現在、国連総会と ICJ がチャゴス群島問題に関与していることから、米国は、先手を打って問題を沈静化させる措置を講じる義務がある。そうした措置の一部には、DGAR の元の住民問題への対処があり、更にまた、モーリシャス政府との連携もある。もし米国がモーリシャスと―理想的には英国とインドをも含めて―モーリシャス人の元チャゴス諸島住民に雇用機会を与えるとともに、漁業資源へのアクセスを保証するために協同することができれば、長期的に政治的懸念をある程度緩和し、信頼を醸成することになるかもしれない。

（11）インド軍は米軍との一層緊密な関係構築を望んでいるが、一方では、インド政府部内、そしておそらく議会内にも、一層抑制されたアプローチを主張する勢力もある。中国の資金が南アジアに引き続き流れ込んでおり、また南シナ海の人工島の軍事化も継続されていることから、インドは、これ以上日和見を決め込んでいる時間的余裕があるかどうか、自問してみる必要がある。米国は、DGAR における継続的なプレゼンスとインドとのパートナーシップとを堅固にするために、DGAR へのインド海軍艦艇の寄港を招請するとともに、DGAR にインド軍の兵站施設の設置さえ検討すべきである。同様に、米国は、DGAR が南アジアの防衛にとって極めて重要であり、しかもこの防衛努力におけるインドの支援が望ましいだけでなく、不可欠であることをインドに対して明確にする必要がある。

記事参照：How Diego Garcia Can Play a Pivotal Role in America's Relationship with India

7 月 2 日「インド太平洋におけるマイタイ外交－豪退役空軍大佐論説」（The Interpreter, July 2, 2018）

豪空軍退役大佐でグリフィス大学アジア研究所客員研究員の Peter Rayton は、7 月 2 日付の“The Interpreter”に“Mai Tai diplomacy in the Indo-Pacific”と題する論説を寄稿し、RIMPAC 演習は米国が多国間の安全保障協力にコミットしていくことを示す重要な機会であるとして要旨以下のように述べている。

（1）世界各国の海空軍にとって今や再び「マイタイ（ポリネシア語で素晴らしいの意）」の時代である。

現在、ハワイ諸島周辺海域で RIMPAC 演習が進行中である。RIMPAC は 1971 年以来開催されているが、時代の変化を反映して演習内容は進化しており、RIMPAC 2018 は特に注目に値する。RIMPAC は冷戦期の後半に開始され、オレンジ部隊がブルー部隊の空母戦闘群に対しソ連軍を模した大規模な航空攻撃を仕掛け、大規模な対潜戦演習が実施され、最終的に米海兵隊による上陸作戦が実施されるなど、当初は脅威対抗型の演習であった。これらは冷戦期の米海軍のシナリオに応じたハイエンドの訓練であった。

大規模演習であるが故に、高度で緻密なシナリオの反作用としてのフリープレーの不足、コミュニケーションの不全などの不満も一部あったものの、オーストラリア、カナダ、日本などの同盟諸国は大規模なハイテク分野での演習に満足していた。しかし現在では限定的に対水上戦闘が実施される他は人道援助と災害救援が重視されており、それでも最終的には上陸作戦が展開される形で実施されている。

（2）今日の RIMPAC は米国以外の海軍への訓練機会の提供を重視しており、また、米海軍と他国海軍の関係のみならず、他国海軍間の相互運用性の向上にも寄与している。そしてこのような連

携の効果は演習そのものにとどまるものではない。

インドの Shivalik 級及びシンガポールの Formidable 級フリゲート、日本の「ひゅうが」級ヘリコプター護衛艦、フィリピンの戦略海上輸送船と同海軍の Gregorio del Pilar 級フリゲートがハワイへと向かう海域で共同訓練を実施したが、このような多国間協力の演出は象徴的であり、今日の RIMPAC はパートナーとしての米国の魅力をアピールするソフトパワーのイベントとなっている。ソーシャルメディアを含む広範な媒体によって、米海軍との連携を望む多くの海軍が招待され、また、それを米海軍が援助していることが発信されているのである。一方、中ロを含む他の主要国は、大規模な海軍演習に他国を招待しておらず、また、他国の側も中ロを特に有用なパートナーとはみなしていない。したがって 米国としては「自分はこちら側のブロックに人気がある」と言うことが出来るのである。

(3) しかし、より大きな地政学的条件下では、このマイタイ軍事外交において重要なことは、ロシアと北朝鮮を除く全ての中国近隣諸国が、アメリカ、特に米海軍の支援を欲しているということであり、この傾向は特に中米間の緊張が高まっている南シナ海で顕著である。ASEAN 諸国は、紛争海域において米海軍とともに行動する意思はないかもしれないが、米海軍と連携することには熱心であり、実際そのように連携しているように思われる。RIMPAC への参加はその受動的支援の一環であり、今回、ベトナムが同演習に初めて参加したことは注目に値する。また、マレーシアは以前からオブザーバー参加をしていたが、今後は海軍艦艇を参加させるであろう。さらにフィリピンの異例に大きな規模での参加は、中国に対して別の選択肢があるということを思い起させることになるだろう。皮肉なことに中国はアメリカのソフトパワーによるこうした動きを助長しているようにも思われる。

(4) 一方、人民解放軍海軍は台湾周辺海域での実弾演習などを効果的に実施している。こうした演習は北半球が演習に適した季節であることを反映したものではあるが、同時に台湾との関係における懸念材料でもある。ここ数ヶ月、中国は台湾への圧力を着実に高めており、台湾はこれらが中国の主張の次の発火点となることを危惧している。その象徴性は明白であり、必然的に注目を集めることとなる。中国は近隣諸国を一方的に威圧し、ウォーゲームを仕掛けていると見なされている挑発的主張の故に、RIMPAC の参加部隊から排除された。これに対し多国間主義の米海軍は、将来の人道援助や災害救援に備えるべく、他国海軍とも積極的に協力している。

(5) RIMPAC が約 1 ヶ月間継続する間にはバックグラウンドでも多くの事案が生じている。7 月、Donald Trump 米大統領はヨーロッパとカナダを非難して NATO、EU 関係にダメージを与える一方、ロシアの Vladimir Putin 大統領を賞賛し、ロシアを G8 に復帰させるよう主張した。そのような状況下では、一部の EU 加盟国やその他の諸国は、なぜ太平洋における米国の訓練を支援しているのか疑問に思うかもしれない。これは現代の米国外交における顕著な不一致である。

しかし RIMPAC 2018 は、Trump 大統領の言動に係らず、米海軍が長期的、大局的立場をとっており、現政権の動向に係りなく友好国、同盟国、パートナー諸国との演習を維持していることを反映しており、この点は今回の RIMPAC への各参加国も同様の見方をしているであろう。それは新たな機会をもたらすものでもある。例えば、イスラエルは今回初めて RIMPAC にオブザーバー参加している。ハワイは地中海、シリア、さらにはイランから遠く離れているにも係らず、である。おそらくイスラエルは改編された米インド太平洋軍司令部との連携を強化しようとしているのであろう。

記事参照：https://www.lowyinstitute.org/the-interpreter/mai-tai-diplomacy-in-the-indo-pacific

7 月 4 日「『中国の港』化するハンバントタ―豪ジャーナリスト論評」（The Interpreter, July 4, 2018）

ジャーナリストの Aarti Betigeri は 7 月 4 日付の The Interpreter に“Hambantota: ‘the Chinese port”と題する論評を寄稿し、スリランカのハンバントタ港の動向について、2011 年の訪問時の状況を交えつつ要旨以下のとおり述べている。

（1）2011 年初頭、著者はスリランカ南部のハンバントタ港を訪れた。ハンバントタは小さな街で、港も開港したばかりであった。街から港までの道のりでは中国式の道路標識が数多く見られ、港では多くの中国人労働者が働いていた。実質的にハンバントタの開発は中国によって進められていたのである。滞在中に著者は何度も「中国の港（Chinese Port）」という表現を耳にしたという。

（2）2017 年にハンバントタは実質的に「中国の港」となった。多額の債務を抱えたスリランカ政府が、ハンバントタ港およびその周辺地域 15,000 エーカーの管理権を、99 年間の租借という形で中国に譲渡することに合意したのである。これは、中国がインド洋海域における影響力とパワーを増大させようとする動きの一環として、懸念の目をもって見られた。

（3）実質的に領土的主権を譲渡するような動きに出たスリランカ政府の意図は、2011 年の段階においても理解可能ではあった。数十年におよぶ内戦で疲弊したスリランカは、その経済発展につながる施策を必要としていた。また、当時の指導者 Mahinda Rajapaksa は、自身が育ったハンバントタ県が発展、繁栄し、スリランカの中心地域にするという野心を持っていた。しかし著者はハンバントタを訪れ、その野心がいかに無謀であったかを理解したと述べる。同地域は周囲から隔絶し、開発が遅れ、大規模なインフラ投資にふさわしいとは思われなかった。2011 年当時には、ハンバントタがインド洋のシンガポールとしてスリランカを成長に導くという見通しもあった。しかしその見通しは現実とはかけ離れていた。

（4）2011 年当時、ハンバントタではスリランカで 2 つめの国際空港が建設中であった。現在の Mattala Rajapaksa 国際空港は世界で最も空いている空港と言われている。今年 6 月には、同空港を利用していた唯一の航空会社であったフライドバイが一日一便のフライトをキャンセルし、まったく離着陸がない日もあった。クリケットのスタジアムも建設されたが、その周囲には何もなかった。2011 年にクリケットのワールドカップが開催されたときには数試合を主催し、2012 年にも 20 試合が行われたが、ほとんどが空席であった。2011 年当時でさえ、ハンバントタのインフラ整備に対する支出を正当化する材料はほとんどなかった。期待はあったが、7 年が経ち、ハンバントタの実験は失敗に終わったと言える。

（5）ここしばらくの間にハンバントタ港をめぐる取引について大規模な調査が行われ、New York Times に掲載された。同紙はハンバントタ港の権利が中国へ譲渡されたことについて、中国が借款や支援を利用、すなわち「債務の罠」をしかけ、世界のあらゆるところで戦略的影響力を行使しようという事例のひとつであると批判した。

（6）建設に 15 億米ドルがかかったハンバントタ港は、毎年数万におよぶ船舶の主要航路に近接しているが、同港に停泊するのはそのごく一部にすぎない。しかしそれは中国の一帯一路構想の一部を構成するものである。中国が同地域の統制を強めようとしないか、あるいはハンバントタ港を軍事基地として利用するのではないかという懸念を、とりわけインドが強く抱いている。

（7）スリランカ政府は今年 6 月末、同国の海軍の南部司令部をハンバントタ港へ移動していると発表し、そうした懸念を和らげようとした。Ranil Wickremesinghe 首相は、中国指導部と協議し、

同港の軍事利用を今後も認めず、スリランカ海軍の管理下に置かれると明確に述べた。こうした動きは、港湾が外国によって軍事施設に転用される可能性があるという認識をむしろ強めるものである。

記事参照：Hambantota: “the Chinese port”

7 月 5 日「オーストラリアと 4 ヵ国枠組―印専門家論評」（The Strategist, July 5, 2018）

元国連事務次長補でオーストラリア国立大学名誉教授である Ramesh Thakur は、7 月 5 日付のオーストラリア戦略政策研究所（ASPI）のブログである The Strategist に“Australia and the Quad”と題する論説を寄稿し、オーストラリアの 4 ヵ国枠組（the Quad）との関係性と、そのあり方について、要旨以下のように述べている。

（1）1 月 18 日、オーストラリア、インド、日本及び米国からの提督たちが、ニューデリーでの人々の注目を浴びるライシナ・ダイアローグで、ステージ上に揃って着席した。彼らの同席は、中国がインド太平洋において、既存の価値基準を打ち砕くような力となったという共通の戦略的評価を反映している。オーストラリア国防産業大臣 Christopher Pyne は、インドの国防大学で講演を行う時間を割いて、インドの Narendra Modi 首相の 2014 年のオーストラリア議会での発言に同調し、インドがキャンベラの戦略的枠組の周辺から中心にシフトしたことを認めた。

（2）しかし、4 月 30 日、The Australian 紙は、オーストラリアは、インド海軍とのマラバール年次演習において、日本と米国に合流する招待を確保する活動に失敗したと報道した。オーストラリアが 4 ヵ国枠組に戻ってくるように招待することに躊躇するインドには、3 つの根拠がある。それは、以前のオーストラリアによる 4 ヵ国枠組放棄の影響、日本や米国との比較におけるオーストラリアとの二国間関係の深度の不均衡、そして、中国の感度への配慮である。最後のものは、とりわけ、絶え間ない戦争へのオーストラリアの表面的な本能と、Turnbull 政府の過去 18 ヵ月間での反中国的姿勢への転換についての認識のために、特に重要である。

（3）2004 年 12 月に、大規模な地震とインド洋の津波に対応した 4 ヵ国枠組の起源は完全に穏やかなものであった。2007 年 8 月、オーストラリア、インド及び日本の首相、そして Dick Cheney 副大統領の間で、第 1 回の非公式 4 ヵ国首脳会議が、マニラにおける ASEAN 地域フォーラムの会議の脇で開催された。この 4 ヵ国は、翌月に、中国の外交部の抗議を引き出した大規模な海軍演習へとシンガポールを招いた。2008 年 2 月に、Kevin Rudd 首相は、オーストラリアをこの共同演習から離脱させた。

（4）しかし、何年もの中国への過度のへつらいは、北京のインド洋にわたる自己主張の増大を緩和しなかった。インドは東方への外交構想を積極的に追求し始め、ワシントンはアジアのピボットを発表し、連立政権は、オーストラリアの主要戦略地域における中国の行動の側面について国民の不安を明確に話し始めた。米国の国家安全保障戦略は、米国が、「日本、オーストラリア及びインドとの 4 ヵ国間協力を増大する」と述べている。オーストラリアの 2017 年の外交政策白書は、「インド太平洋における将来の勢力均衡は、主に米国、中国、そして日本やインドのような大国の行動に依存する」と同じような主張をしている。

（5）インド太平洋の枠組みは、地理、「自由で開かれた」という原則、そして民主的価値を一つの戦略的構造に統合する。広大なインド洋を介して、大西洋と太平洋の両方とつながりをもつことは、インドにとって不可欠な商業的、政治的及び戦略的重要性がある。オーストラリア大陸は、

インド洋と太平洋の間の地理的分水嶺の一部である。オーストラリアは両地域の安全保障へと不可避的に力を注がれてきた。インド太平洋が、オーストラリア、インド、日本及び米国の外交政策の新しい組織化原理として受け入れられれば、この 4 ヵ国が非公式に 4 ヵ国枠組に集まることは論理的な結果である。オーストラリアの参加は、長年にわたって確立された民主主義国家間の友好協定を強調する上で象徴的な価値があるが、インドの中国との関係におけるコストをわずかに増大させるだろう。

(6) インドの政策のエリートは、依然としてオーストラリアの信頼性に疑念を抱いている。 2008 年 2 月 5 日にキャンベラで開催された中国のカウンターパート楊潔篪との共同記者会見で、Stephen Smith 外相は、「昨年中国の懸念を引き起こしたことの 1 つは、中国が懸念を表明した、（日本と米国と）プラスインドの戦略対話だった」、そして、再び、「オーストラリアはそういった類の対話を提案しない」と述べた。中国外交部長がいる所でのこの発表の見方と、4 ヵ国枠組の一方的な解消の実体は、依然としてインドによるオーストラリアの信用証明の評価に影響を与えている。しかし、インドは 2015 年と 2017 年にオーストラリアとの間で二国間の AUSINDEX 海軍演習を開催することに満足していた。両国はまた、彼らの国防相と外相が参加する 2 + 2 対話に合意した。

(7) 豪印日のそれぞれにとって、米国との関係は最重要であり、中国との関係は他の 2 つのパートナーの重要性を上回る 2 番目に不可欠なものである。つまり、中国の感度への、より重要ではないこの2つのパートナーとの副次的な関係に対する強い圧力が常に存在することを意味する。中国封じ込めの意図による軍事的グループ化のために、4 ヵ国間枠組はこの地域をさらに分裂させ、緊張したゼロサムの競争の方向にそれを曲げるだろう。したがって、戦略的抑止を目指す軍事同盟ではなく、包括的な目標は、広範囲に及ぶ外交安全保障政策における実務レベルの関与と軍同士の交流によって支えられた、外交的な諫止であるべきである。

記事参照：Australia and the Quad

7 月 6 日「ニュージーランドを上回る中国の太平洋島嶼国に対する影響力」（REUTERS, JULY 6, 2018）

REUTERS 電子版は、7 月 6 日付で “New Zealand warns of security risk from China’s influence in Pacific” と題する記事を掲載し、太平洋島嶼国に対す影響力においてニュージーランドが中国に負けつつあるとして、要旨以下のように述べている。

(1) ニュージーランドは、7 月 6 日金曜日の国防報告で、南太平洋における中国の台頭による影響力が、地域の安定を損なう可能性があると警告した。ニュージーランドとオーストラリアは伝統的に南太平洋で最も影響力をもっているが、ニュージーランド政府はこの報告書で、それが、小さな島嶼国をめぐる影響力において中国に負けていると述べた。「中国は、ニュージーランドにおいて広く行き渡っているものとは対照的な、人権と情報公開に関する見解をもっている」と。

(2) ニュージーランドは、南太平洋における中国の増大する影響力に対抗して、対外援助を約 3 分の 1 増やすと発表した。オーストラリアは太平洋への援助の最大のドナー国であり、今年は 1 億 6,440 万豪ドル（1 億 2,900 万ドル）を拠出している。しかし、財政赤字が大きければ、その経済援助予算は減少し、中国のためにドアを開くとアナリストたちは述べている。この地域への中国の経済援助は著しく伸びており、オーストラリアのシンクタンクであるローウィー研究所によれば、2016 年までの 10 年間で、17 億 8,000 万ドルの支出が推定された。

(3) 中国は、天然資源に恵まれた地域において影響を及ぼすために、その援助を利用していることを否定している。しかし、職を辞するオーストラリアの国防長官 Mark Binskin はインタビューで、行わないと約束したにもかかわらず、南シナ海の小さな島々や浅瀬に中国が軍事建造物を構築したことに言及し、「私は、そこに信頼があるとは思わない」と述べた。2 月、台湾は、中国から大規模な援助を受けているパプアニューギニアに対し、台湾との関係を格下げするように圧力をかけていると中国を非難した。その政治における中国の干渉に対する疑念に言及したオーストラリアは、中国の影響力が及ぶ領域を制限すると見られる厳しい法案を先月可決した。中国はこのような干渉を否定している。

(4) オーストラリアやニュージーランドを含む太平洋島嶼国の指導者たちは、9 月に国防、法律と秩序及び人道援助に関する新しい協定が署名されることが予期されるナウル島での年次首脳会談のために集まる予定である。

記事参照：New Zealand warns of security risk from China's influence in Pacific

7 月 10 日「2 年経過後も依然として南シナ海仲裁裁定を無視し自己の主張を続ける中国－インドネシアジャーナリスト論説」（Eurasia Review.com, July 10, 2018）

ジャカルタを拠点とするジャーナリストである Veeramalla Anjaiah は、7 月 10 日付 Eurasia Review 誌ネット版に“Two Years On, China Sticking To Its Guns On PCA Ruling On South China Sea”と題する論説を寄稿、要旨以下のとおり述べている。

(1) 2 年前の 2016 年 7 月 12 日、ハーグの常設仲裁裁判所は南シナ海におけるフィリピンの権利を認める裁定を下した。裁定ではフィリピンによる 15 の主張のうち 14 件を認め、残りの 1 件については部分的に却下した。中でもスカボロー礁に関わるものはフィリピンと中国の間の紛争の最大の争点である。仲裁裁定は 9 段線に基づく歴史的権利なるものを否定し人工島の建設も非難した。また、低潮高地について管轄権を有しないことにも言及した。裁定は 1982 年の国連海洋法条約の完璧な解釈を示すものであった。この裁定はフィリピンに限らず、インドネシア、マレーシア、ベトナム、ブルネイ、シンガポールなど ASEAN 諸国にも有利な結果をもたらしている。

(2) 裁定が法的拘束力を持つものであるにも拘らず、中国は実行の責任を負うことを拒絶している。中国は国連海洋法条約に署名しながらもこれを蔑ろにしたことになる。

中国は南シナ海において ASEAN 諸国との行動規範の取決めに枠組合意している。本年 6 月の第 15 回 ASEAN-中国高級事務レベル会合においては、行動規範の合意促進が宣言された。かつて中国は、紛争は当事者 2 国間で解決するものであると述べてきた。しかし中国は 6 個の人工島を静かに完成させ兵器を運び込んでいる。南シナ海の軍事化は国際法を犯すのみならず東南アジアの平和と安定を脅かす。中国の一方的な行動は航行の自由や漁業を脅かすものでもある。中国はその行動を自国の領域におけるものであるとし、主権を守るものであると主張している。そのような行動に対して、先のシャングリラ・ダイアローグではアメリカの Mattis 国防長官が「中国による兵器システムの設置は軍事的威嚇となる」と厳しく非難している。しかしアメリカは中国に仲裁裁定の履行を迫ってはいない。アメリカの政府高官は法の支配を説き続けることによって北京政府は変化すると考えているようだが、中国は変化していない。

(3) 経済発展と軍事力増強を続ける中国はより強硬姿勢を見せ、南シナ海での国際的批判を無視することに自信すら持つようになった。中国は南シナ海での権利主張において武力行使をためら

うことはなかった。ベトナムとの西沙での紛争では武力を行使している。

アメリカ、日本、インド、オーストラリアなど多くの国が法に基づく地域安全保障構造の必要性を呼び掛けている。緊張の緩和と信頼醸成のために、可及的ですみやかな行動規範の締結が求められる。中国が行動規範に関わる ASEAN との枠組合意に同意したことは、緊張緩和への歓迎すべき動きではある。ASEAN 諸国と中国は、行動規範が国際法に則り、法的拘束力があり、地域の平和に貢献するものとするため、更に交渉を促進させるべきである。もちろん、仲裁裁定は取り入れられるべきである。多くの国が、フィリピンの Duterte 政権が中国からの経済支援を求めて仲裁裁定を取り上げなくなっていることを残念に思っている。Duterte 大統領は中国との強固な関係を維持する意向ではあるが、一方で軍や多くの国民から大変な反対圧力を受けており、支持率の高い大統領であるとは言え、国の安全保障に関わる重要な事態を無視して独自の政策を推し進めるだけの力は持っていない。最近、フィリピンの Richard Javad Heydarian 研究員がシンガポールで、「中国が南シナ海での拡張を続ければ、Duterte 大統領の政策がどうであれ、フィリピンは強硬な姿勢を示すだろう」と述べている。

中国に対して、将来における海上紛争の解決のための法解釈の標準となるであろう 2016 年の仲裁裁定の履行を迫ることは、ASEAN 諸国のみならず世界の大国が果たすべき責務である。

記事参照：Two Years On, China Sticking To Its Guns On PCA Ruling On South China Sea

7 月 11 日「南シナ海における中国の行動に対する国際法面からのアプローチ―英専門家評論」（The Diplomat.com, July 11, 2018）

英国際法・比較法研究所（BIICL）主任研究員の Constantinos Yiallourides 及び Arthur Watts は、7 月 11 日付の web 誌 The Diplomat に、"Is China Using Force or Coercion in the South China Sea" と題する論説を寄稿し、昨今の南シナ海情勢は緊張を増しているという現状認識を示した上で、要旨以下のように述べている。

（1）最近の中国による増強された人工島建設を受けて、南シナ海における緊張は着実に高まってきた。直近では、Mattis 米国防長官が「脅しと威圧の目的で」軍を投入していると中国を批判し、かかる状況が続けば不幸な「結果」を招くだろうと警告した。

（2）スプラトリー諸島における中国の活動を表現するための、特に「威圧」といった特別な言葉遣いは全く偶然ではない。それどころか「威圧的な意図」（coercive intent）は、国連憲章第 2 条第 4 項で明示されているように、国家の行動が国際法の禁じる武力行使の違反と見なされ得る基準の 1 つである。「威圧の意図」は 1961 年のインドによるゴア占領や、2014 年のロシアによるクリミア併合、2018 年の UAE によるイエメンのソコトラに対する非暴力の部隊展開及び占領といった、戦争行為を伴わない形での係争地域における部隊展開や、占領が行われる状況下で特に関係してくる。国際司法裁判所（ICJ）は 2004 年にイスラエルの分離壁建設事案で、同国のパレスチナ占領地域における分離壁建設は、国連憲章第 2 条第 4 項に違反する武力による領域取得だと認定した。

（3）ICJ は 2015 年に、ニカラグアとコスタリカの水路を巡る係争において、ニカラグアが部隊の派遣に伴って武力を行使したか否かについて判断を下さなかったが、Patrick Robinson 判事は当該案件に個別意見を提出した。Robinson は「国家が禁止事項に違反したといえるには、1 発の銃弾も重火器も発射される必要はなく、誰も殺される必要がないことは間違いない」とした。それでもなお彼は、係争地域における違法侵入が国連憲章第 2 条第 4 項の範疇にあるか否かの

判断を下すに当たって、実際の武力紛争を伴わない場合も侵入国の「意図と目的」それに「動機」が関連性を有し、考慮され得る要因であると断定する。当該事例において、ニカラグア陣営と兵員の「長期に亘るプレゼンス」、係争地域からの撤退拒否、コスタリカの航空機に対して「武器の照準を向ける」こと等の組み合わせがニカラグアの「威圧的な目的」を示していた。それはすなわち「コスタリカの主権に挑戦する」手段として、「ニカラグアが必要と考えるときに、武力を用いる準備」である。

(4) したがって、中国の領土紛争や埋め立て活動、係争地域における継続的な軍事増強の解決に当たっての「武力行使に訴えない」との保証にも関わらず、それは必ずしも現場で既成事実を作り出し、その他の領有権主張国に新たな現状を受け入れさせるということではない。これはほぼ間違いなく、国際法違反の武力による違法な領土拡大を構成するものである。実際のところ中国は係争諸島を軍事拠点化することで、敵対国に領土を巡る新たな現状に従うか、地域で戦略的な位置を占める大国との大きな犠牲を伴う戦争に直面するか、えり好みの許されない選択を突き付けている。南シナ海仲裁裁判が 2016 年に、中国の海洋における権利を無効と裁定した後でさえ、中国は同地域における領土資産を着実かつ漸進的に拡大させ続けてきた。著名な政治学者である M. Taylor Fravel 教授によると、中国の係争地域における武力行使は「領土問題で強硬だという評判を醸成し、その他の紛争で敵対国を抑止」することを目的としているという。

(5) それでは、なぜこの分類が国際法上、問題なのだろう。法律の問題として、南シナ海における中国の行動を国連憲章第 2 条第 4 項が意味するところの武力の行使と見なすと、どのような違いが生じるのだろうか。

a. 第 1 に、スプラトリー諸島における中国の行動を国際法の下で武力の行使と見なすことは、その反発で自衛という形で力ずくの行動を招くことになりかねない。しかしながら、自衛は ICJ が米国との間でのニカラグア事件で判示した、その他の「より重大でない形態」と区別されるべき「最も重大な形態の武力の行使」の 1 つである、武力攻撃（国連憲章第 51 条）が発生した場合にのみ正当化されるものである。中国の武力の行使は相対的に言って、法的意味合いで武力行使だと見なすには規模が小さすぎるが、それよりむしろ、やがては中国優位の戦略的な領土変容に繋がる漸進的な武装行為におけるパターンの一部となっている。したがって武力の展開が各々、それ単体では武力攻撃と見なされるには重大性に欠けていたとしても、それらの攻撃が累積的に行われたとき、国連憲章第 51 条で想定される武力攻撃の範疇に入ることになるだろう。

b. 第 2 に、第三者の対抗措置に道を開くことになりかねない。武力行使の禁止は「対世的義務」（つまり、一般国際法の下で国家が「国際社会全体」に対して負う義務）だという広範な合意がある。「対世的義務」の義務違反が起こったときには、その他全ての国は自国が当該武力行使に遭って損害を受けたときと同様に、かかる違反を止めるべく非強制的な対抗措置を取る資格があることを意味する。それゆえに、スプラトリー諸島における中国の占領と一方的な部隊配備が、その他の領有権主張国への武力行使だと見なされ、従って「対世的義務」の違反を構成する場合、第 3 国は自国が特段の影響を受けていなくとも中国の国際的な責任を問うことができる。そうした違反はベトナムやフィリピン、マレーシア、ブルネイそして台湾といった南シナ海領有権主張国以外も、中国に多くの制裁を課すことができることを意味する。しかしながら、そうした対抗措置を講じる国家は未だ現れていない。

記事参照：Is China Using Force or Coercion in the South China Sea

7 月 13 日「南シナ海における行動規範制定が持つ危険性――豪アジア安全保障専門家論評」（Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, July 13, 2018）

Australian Strategic Policy Institute 上席分析官の Huong Le Thu は、米 CSIS の Web サイト Asia Maritime Transparency Initiative に、7 月 13 日付で“The Dangerous Quest for a Code of Conduct in the South China Sea”と題する論説を寄稿し、南シナ海における行動規範（COC）の制定に関する協議に内在する危険性について、要旨以下のとおり論じた。

（1）2016 年 7 月に南シナ海に関する仲裁裁判所裁定が下されて以降、COC に関する中国と ASEAN の協議に弾みがついた。2017 年に中国は COC の枠組みを採用する意図があることを表明したし、今年の 3 月にはヴェトナムで 2002 年の「南シナ海に関する関係国の行動宣言」（DOC）に関する合同作業部会第 23 回会合が、6 月には中国で DOC 実施に関する第 15 回高級実務者会合が開催されるなど、COC の在り方について意見が交わされた。こうした一連の展開は、COC の制定に向けてある程度の前進が見られる、あるいは前進させようという政治的意思が強まっていることを示唆している。

（2）しかし COC プロセスは論争解決への期待というよりも、多くの困難を示している。重大な懸念として、中国がこのプロセスに関わりながら、他方でその精神を台無しにすることで、それが中国の南シナ海での行動を合法化するものになってしまうのではないかという疑念がある。それに向けた中国の COC に対する挑戦としては以下のようなことが考えられる。

a. 中国は COC の協議を利用して時間稼ぎをし、南シナ海に関する ASEAN のコンセンサスから焦点を逸らそうとするであろう。

b. 中国は COC に、不必要かつ曖昧な文言を挿入し、中国の行動を正当化するために利用しようとするであろう。

c. その上で中国は COC を外交的成功として主張するであろう。そしてそれを、中国に対する批判を回避するための道具として利用しつつ、南シナ海支配に向けた単独行動的な戦略を推し進めるであろう。

（3）1992 年に ASEAN が、南シナ海における論争の平和的解決に向けた最初のコミットメントを表明してから 25 年が経過した。拘束力のない DOC を中国とともに発表するまでにそれから 10 年がかかっている。COC をめぐる交渉はそれから 16 年も続いているが、その間中国は、近年南沙諸島に人工島を建設したことに代表されるように諸々の設備を建設している。長く続く実りのない交渉は、中国のこうした行動に対する地域的な関心を失わせてしまっている。

（4）COC をめぐる交渉は ASEAN の側の問題も浮き彫りにした。まず、全体の合意を必要とする ASEAN の意思決定プロセスは行き詰まりにつながりやすい。たとえば 2012 年の ASEAN 外相会議では、議長国であったカンボジアが共同コミュニケの発表に反対した。カンボジアのこうした行動は、同国が中国に経済的に依存していることと関係していたと考えられた。また、ASEAN において南シナ海は取り扱いにくいテーマになっており、多くの議長国が会合でそれが議題に上がることを望んでいないという問題がある。今年の議長国シンガポールも、テロとの戦いやサイバー・セキュリティ、スマート・シティなど、南シナ海問題よりも協調の余地があり、親中国の加盟国からの反対が少ない問題に焦点を当てたいと考えている。

（5）COC の交渉に時間がかかるほど、それは中国にとって有利になり、南シナ海の資源に対する統制をますます強めることになろう。中国は南シナ海海域で周辺国が資源を獲得しようとする動きを、漁船団を送り込むなどして妨害している。中国に対する融和的な政策であっても、その

行動を止めることはできていない。フィリピンの Rodrigo Duterte 大統領は 2016 年の仲裁裁判所の裁定を無視し、さらに石油やガス資源の中国との共同開発を持ちかけた。その交渉が実ることはなさそうであるし、中国は軍事施設の増強を続けた。それはフィリピンの大陸棚であるミスチーフ環礁でも行われ、フィリピン漁船や空軍機、艦船の活動を妨害している。

(6) もし COC がうまくいけば、それは当事国すべてにとっての大勝利である。それは国際社会による中国への批判をかわすものになるだろうし、中国が国際的なルールに基づいた秩序に従って行動しうることを示すものにもなるであろう。しかし曖昧で効力のない合意は、中国のみを利することになるであろう。目下のところそうなる蓋然性の方が大きい。COC をめぐる交渉がこの流れのまま進むのであれば、それは中国の利益のためだけに利用され、最終的には中国単独での南シナ海の支配につながり、それを正当化するであろう。中国以外の国々は、COC の締結という容易な「勝利」を優先し、ただ前進したという成果のみを追い求めるべきではない。求められているのは、論争を調整するための効果的でルールに基づいたメカニズムを構築する真の COC なのである。

記事参照：The Dangerous Quest for a Code of Conduct in the South China Sea

7 月 16 日「インドネシアの「インド太平洋協調」戦略はうまくいくのか？―印アジア国際関係専門家論評」（PacNet, CSIS, July 16, 2018）

インド太平洋地域を専門とする国際問題アナリストの Vibhanshu Shekhar は米 CSIS の Web サイト PacNet に、7 月 16 日付で“Is Indonesia’s ‘Indo-Pacific Cooperation’ Strategy a Weak Play?”と題する論評を寄稿し、インドネシアによる「インド太平洋協調」戦略が持つ弱点について、要旨以下のとおり論じている。

(1) 2018 年、インドネシアはインド太平洋問題に参入している。インドネシアの Joko Widodo 大統領は 4 月に ASEAN 首脳会議のリトリートに出席する一方、ASEAN が中心となって進める「インド太平洋協調」戦略を新たに打ち出した。2018 年 1 月に Retono Marsudi 外相は、インドネシアが包括的な地域アーキテクチャーをとおして、インド太平洋地域における「平和・安定・繁栄のエコシステム」を構築することを目指すと宣言したが、大統領の宣言はそれに続くものであった。

(2) インドネシアがインド太平洋をめぐる議論に関わるのはこれが 3 度めである。1 度めは Marty Natalegawa 前外相による「平和的インド太平洋」ドクトリンで、2 度めは Widodo 政権の「世界の海洋の要」構想である。前者は、同地域について条約による拘束力を持つ規範的秩序を初めて提唱するものであった。後者はインド太平洋全域にまたがるきわめて野心的な対外政策であったが、その中心は「海の高速」（Tol Laut）としてよく知られる国内海洋インフラ開発を目指すものへと移っていった。

(3) アーキテクチャー構築を主眼とする戦略は、インド太平洋をめぐる議論についてのインドネシアの理解、およびそれへの参入における変化を特徴づけている。それまではインド太平洋は空間的・地理的構造としてだけ捉えられていたが、現在のアプローチは、インド太平洋をめぐる議論を大国の言説として理解し、地域の関係国を対立に導く影響力を持つものと見なしている。2017 年 11 月に日米豪印 4 ヵ国戦略対話（Quad）が再開した半年後の 2018 年 5 月、Marsudi 外相は太平洋経済協力会議の第 25 回総会で、インド太平洋という概念が「封じ込め戦略として利用されてはならない」と警告した。アメリカ主導の Quad と単独行動主義的な中国との間で

地政学が展開するなかで、インドネシアのインド太平洋戦略は独自の道を進んでいるように思われる。

(4)「インド太平洋協調」戦略は、「自由で開かれたインド太平洋」戦略からは距離を置いている。2018 年 1 月の外相声明は、インド太平洋全域にまたがるアーキテクチャーは自由で開かれたものであるべきとしつつ、さらに次の 3 点を強調した。

a. 包括的で透明性があり、広範囲に渡るものである。
b. 同地域のあらゆる国々の長期的利益に資するものである。
c. インド太平洋地域諸国による、平和、安定、繁栄を確固たるものとする共同のコミットメントに基づくものである。

後にはこれに国際法の遵守と ASEAN 主導という原則が付け加えられた。

(5) しかしこれらの諸原則は既存の問題解決に必ずしも寄与するわけではないし、むしろ ASEAN 主導のインド太平洋戦略においてインドネシアが直面する難題を提示する。たとえばミャンマーにおけるロヒンギャの組織的排除において透明性や国際法の遵守という原則は無視されてきた。また、2019 年に ASEAN の議長国となるタイの軍事政権が、ASEAN の透明性という問題を改善することはないであろう。共同のコミットメントの必要性や ASEAN 主導という原則も同様に問題がある。Widodo 大統領や Marsudi 外相が何度か警告しているように、ASEAN の結束が問題視されている現在、ASEAN 主導という原則がプラスに働くことは考えにくい。実際のところ Widodo 政権は、ASEAN 関連の予算削減などに見られるように、ASEAN に大きな関心を払ってはいないようである。

(6) ASEAN 主導のアプローチは、ASEAN をインド太平洋地域に関わる議論における主要な対話者と位置づけるものである。それは周辺地域の地政学的文脈において理解可能なアプローチであるが、しかし、Natalegawa の「平和的インド太平洋」ドクトリンとは異なり、ASEAN に何らかの武器を与えるわけではない。ASEAN 主導というやり方によって、インドネシアが地域的平和・安定という目標をいかに達成しうるかははっきりせず、手段と目標の間には大きなギャップがある。アーキテクチャー構築を主眼とするインドネシアのインド太平洋戦略にも多くの問題がある。たとえばそれは、ASEAN 限定のアプローチなのか、それとも環インド洋連合（IORA）や MIKTA（編集注：メキシコ、インド、韓国、トルコ、オーストラリアの協力枠組み）など ASEAN 以外のプロセスを含むものなのかがはっきりしない。インドネシア政府はインド太平洋地域における議論の場として東アジアサミット（EAS）を重要視しているようだが、EAS の公式化（それは大国により多くの発言権を与え、ASEAN の主導性を弱めることにつながる）を模索しているのかもはっきりしていない。

(8) ASEAN 主導のアプローチに比べると、同国の二国間外交は非常にうまく展開されている。インドネシア政府はインドや日本との港湾共同開発、中国との高速鉄道共同開発計画及び韓国に潜水艦開発計画を持ちかけるなど、アジアの主要国との関係強化を模索しつつ、それらの国々の敵対関係から利益を得ようともしている。

(9) そうした二国間アプローチに比べると、ASEAN 主導のアプローチには限界がある。その意味で、インドネシアの「インド太平洋協調」戦略は、ASEAN が分裂して力を失っている現状においては実効性がなく、ただの曖昧な多国間アプローチでしかない。ASEAN の加盟国が重要な問題について一致結束する意思を持たないのであれば、こうした試みは「ASEAN というボートを難破させる」ものでしかないであろう。

記事参照：Is Indonesia's 'Indo-Pacific Cooperation' Strategy a Weak Play?

7 月 19 日「南シナ海及び東シナ海における中国の行動が与える米国への示唆―米議会調査局報告書」（Congressional Research Service, July 17, 2018）

米議会調査局の海軍に関する問題の専門家 Ronald O'Rourke は、7 月 19 日付で"China's Actions in South and East China Seas: Implications for U.S. Interests—Background and Issues for Congress"と題する報告書を発表したが、その概要は以下のとおりである。

（1）近年の南シナ海における中国の行動は、中国が急速に南シナ海の効果的なコントロールを得ているという米国の専門家たちの見解による懸念を強めている。中国によるその近海域の支配は、インド太平洋地域やその他の地域における米国の戦略的、政治的及び経済的利益に実質的に影響を与える可能性がある。

（2）中国は、南シナ海と東シナ海における複数の領土紛争の当事国である。2014 年になるまで、これらの紛争に対する米国の懸念は、域内の中国と近隣諸国間の緊張、事件及び紛争のリスクを引き起こすそれらの可能性をより重視した。特に、中国と日本の紛争の可能性について、この懸念が残っている一方で、2014 年以降の米国の懸念は、中国の強化されている立場がどのように新たな大国間競争のグローバルな状況において、南シナ海を米国と中国の直接的な戦略的競争の場にしているかというものに、次第に変わっている。

（3）さらに、中国は、中国の EEZ 内で活動する外国軍隊の活動を規制する国際法上の権利を保有しているかどうかについて、特に米国との間での論争に関与している。この論争は、2001 年以来の国際海域及び空域における中国と米国の船舶及び航空機間の複数の事件の中心にあるように思われ、中国の EEZ だけでなく、世界的に EEZ における米海軍の活動に潜在的な影響を及ぼす。

（4）米議会にとって重要な問題は、米国が南シナ海と東シナ海における中国の行動、そして南シナ海における中国の地位を強化する行動に、どのように対応すべきか、ということにある。議会が見落としている重要な問題は、Trump 政権が、南シナ海におけるその地位を徐々に強化するための中国の「サラミスライシング」戦略又はグレーゾーン作戦に対抗し、南シナ海と東シナ海におけるその行動に対して中国にコストを強制し、この地域における米国の利益を守り、促進するための適切な戦略を持っているかどうかである。

記事参照：China's Actions in South and East China Seas: Implications for U.S. Interests—Background and Issues for Congress

7 月 21 日「中国の海洋進出を止める時が来た－英専門家論説」（The National Interest, July 21, 2018）

台北を拠点とするジャーナリストであり、英ノッティンガム大学中国政策研究所上級研究員で前カナダ安全情報局のアナリスト J. Michael Cole は、7 月 21 日付で The National Interest に"It's Time to Stop China's Seaward Expansion"と題する論説を寄稿し、東シナ海において中国に南シナ海と同様の対応を取らせないよう種々の措置を講ずる必要があるとして要旨以下のように述べている。

（1）北京の南シナ海進出を阻止するには既に時機を失している。Barack Obama 政権下では、アジア太平洋における米国主導の有志連合が南シナ海の不法占拠や軍事化に対応し、対抗することも出来たであろう。多くの安全保障専門家は今やこうした行動の窓口は閉鎖され、北京は不可逆的な既成事実を達成したと評価している。それが事実なら「航行の自由作戦（FONOPs）」

その他の対抗手段も効果が小さく、また遅すぎる。中国は既に南シナ海の「現状維持」を確立しており、より大きな中国の野望に対抗する努力は今後、むしろ他の地域に焦点を当てるべきであろう。

過去 10 年間に南シナ海で生起したことで最も驚くべきは、中国が一連の人工島を建設し、それらを内海として軍事化することに成功したことよりも、国際社会が現状を正しく認識していないことだろう。南シナ海における北京の意図は当初から明白であった。それが米国および他の関係国にとっての進入禁止区域となる結果を招いたのは、不注意による予測誤りに他ならない。

(2) 民主主義諸国は、ワシントンに戻ってしまった彼らの安全保障の「保証人」である米国とともに新たなジレンマに直面している。今度こそ、不作為や不注意が多くの問題を引き起こすことを明らかにしておかなければならない。南シナ海における中国の活動は西太平洋とインド太平洋で米国に取って変わろうとする中国のより大きな野望に直接関係していることに気づき、そのような中国の拡張主義と共存することが出来るのか、域内各国の姿勢が問われているのである。

この疑問について最初に確認すべき地域は、中国が海上における軍事的、准軍事的活動を拡大している東シナ海であり、東京、北京、台北がそれぞれ主権を主張している釣魚島／尖閣諸島周辺海域である。南シナ海と同じく北京の戦略はサラミスライシングであり、時間をかけ、少しづつ状況を自分たちにとって好ましいものに変えていこうとしているのである。

自衛隊の存在や日米安保条約などの様々な理由から、東シナ海における中国の活動は南シナ海よりも限定的であった。しかし、海警船舶や漁船による日本領海侵入の頻度などの尖閣諸島／釣魚島周辺海域の紛争や、中国人民解放軍海空軍による宮古海峡や台湾海峡を通過しての西太平洋への進出は近年驚くべきレベルに達している。

南シナ海の原状回復はもはや困難であり、海洋権益を中国に明け渡すことを甘受しなければならないとすれば、重要なのは次に何をすべきかを決定することである。何の対応も取らなければ、中国が南シナ海で実施したことを東シナ海でも実行しようとするのを鼓舞することになるだろう。

(3) もう一つの選択肢として、民主主義諸国が連携出来るのであれば、人民解放軍海空軍が西太平洋への進出経路としている 9 カ所の海峡を含む東シナ海全体をチョークポイントとすることも考慮し得る。日米台間では、海上、陸上及び空中の各防衛システムの構築や、周囲 108km に及ぶ与那国島の強化など、中国軍にこの地域を自由に使用させない手段は確実に存在する（その意味で、太平洋諸国ではあるが戦略的に重要な位置に立地しているパラオと台湾の公式外交関係維持のために、あらゆる努力を払うべきであると筆者は主張している。）。

こうした動きは間違いなくエスカレートするだろう。中国は違法な領海設定と軍事化を批判する 2016 年 7 月の国際仲裁裁判所判決の合法性を認めることを拒否しており、国際法に反する立場を取っている。

このような行動は、中国が「責任ある利害関係者」として行動しなかったことを批判するアジア諸国の行動を促進することになるかもしれない。

日米台、そしておそらく他の同盟諸国との調整も必要となるであろうこの措置の目的は、西太平洋への進出経路としての東シナ海の使用を拒絶し、中国には台湾とフィリピン間のバシー海峡のみを使用させるようにすることである。これは日本の貿易ルートと太平洋における米軍

のプレゼンスを維持するとともに、中国潜水艦による米本土へのミサイル攻撃という直接的な脅威を抑制することにもなる。

(4) 南シナ海で成功を収めて来た北京はチョークポイントを効果的に創出してきた。インド太平洋で今後生起するであろう複雑なゲームにおいては、民主主義諸国は次の動きとして自らチョークポイントを作り出すべきである。中国が南シナ海での成功体験を北の海域にも適用することを容認すべきではない。さらに、こうした戦略は日本にとっても台湾との安全保障関係を強化する一方、台湾海峡の「現状維持」の重要性を高めることも意味している。主権を有する存在としての台湾存続はこの戦略の重要な要素である。台湾が中国に併合されれば、インド太平洋における北京の目標に対する最も重要な障壁が無効化されることになる。具体的な行動を伴わなければ、米国の「アジア回帰」と「リバランス」のレトリックも中身のないスローガンのままである。

(5) エスカレーションのリスクはあるが、同時に不作為や場当たり的な対応を継続することは今後数年間で同盟が上手く機能しなくなる未来を創造するレシピでもある。7 月初め、中国海警局が党中央軍事委員会（CMC）、習近平主席の直接的な指揮下に移管されたことが発表されたが、このことはこうした相殺措置の緊急性をより明確にしたと言える。多くの専門家は、この動きは態勢を整えた習近平によるタカ派勢力への譲歩と言うよりは、制度設計上の結果と考えている。しかし理由が何であれ、海警が人民解放軍の一部として行動することは、交戦規定その他の様々な不確実性を生み出し、間違いなく米国の同盟諸国にとっての問題解決をテストすることになるだろう。このサラミスライシング戦略に適切に対応しなければ海上における新たな既成事実が生まれ、さらに法秩序そのものが不安定になり他国が北京を模倣して自国の海上法執行機関を軍事化する可能性もある。また、海警局を CMC の指揮下に置くことが制度設計どおりであるのならば、海警部隊は東シナ海と南シナ海のいずれの領土問題においてもより積極的に対応することも予想される。

(6) 第一列島線を越えて拡大する中国の野心と、東シナ海及び南シナ海における不作為は、アジア太平洋における米軍の役割を維持する能力のみならず、台湾及び日本の安全保障を脅かすことになる。ある時点でこの地域の民主主義諸国は中国の拡張主義とのより大きな調整か戦略的報復のいずれかを選択する必要があるだろう。

南シナ海を失ってしまった今、ゲームに本気で参加することは同盟諸国に義務として課されている。そしてそのためには、米海軍による FONOPs や定期的な台湾海峡の航行を超えるエスカレートも考慮する必要がある。東シナ海は間違いなく日米台の主要関心事項であり、第一列島線のチョークポイントである。したがって、中国が国際法を遵守し他国の権益を尊重する意思を示すまで、東シナ海を西太平洋への進出路として使用させることは否定すべきである

記事参照：https://nationalinterest.org/feature/its-time-stop-chinas-seaward-expansion-26346

7 月 27 日「中・ASEAN、COC 草案の『たたき台』に同意―豪専門家論評」（The Diplomat.com, July 27, 2018）

豪の東南アジア問題専門家、Carl Thayer は、Web 誌、The Diplomat に 7 月 27 日付で、“ASEAN and China Set to Agree on Single Draft South China Sea Code of Conduct”と題する論説を寄稿し、中国と ASEAN は「南シナ海行動規範」草案の「たたき台」に合意したとして、要旨以下のように述べている。

(1) The Diplomat が入手した、8 月初めにシンガポールで開催される 51 回目の ASEAN 外相会議で公表される共同声明の注釈付き草案によれば、加盟国外相は、「・・・ASEAN 加盟国と中国は、2018 年 6 月 27 日に中国の長沙で開催された、『南シナ海行動宣言の履行に関する第 15 回 ASEAN 中国高官会議』(SOM-DOC) において、『南シナ海行動規範』(COC) 草案のたたき台 (the Single Draft COC Negotiating Text) に合意したことに満足の意を表明」した。また、The Diplomat が入手した、第 15 回 SOM-DOC に関する ASEAN の内部報告では、高官会議は、以下の 4 点に合意した。

a. 第 1 に、「全ての関係者は、『行動規範 (COC) 草案のたたき台』(以下、「たたき台」) について、COC 交渉の全過程を通じて厳に極秘とすべきこと。」

b. 第 2 に、「たたき台」は、「COC 交渉の基礎となるが、確定文書ではない。全ての関係国は、当該自国の関係機関と協議し、修正案を提示する権利を留保すること。」

c. 第 3 に、「たたき台」は、8 月 2～3 日にシンガポールで開催される、ASEAN 中国関係閣僚会議に提出される。ASEAN と中国の「たたき台」に対する合意と発表は、「ASEAN 中国関係閣僚会議まで留保される。」

d. 第 4 に、高官会議は、「南シナ海行動宣言の履行に関する ASEAN 中国合同作業部会 (JWG-DOC) によって、『たたき台』に関する少なくとも 3 回の読会が開催される」ことに合意した。読会終了後、「たたき台」は「SOM-DOC に提出」される。第 1 読会が 9 月 1～2 日にカンボジアで開催される第 25 回 JWG-DOC で、第 2 読会は 10 月 23～26 日にマニラで開催される第 16 回 SOM-DOC 中に行われる第 26 回 JWG-DOC で実施されるとみられる。

(2) ASEAN と中国が初めて COC に関する協議を始めたのは、中国が 1995 年にミスチーフ礁を占拠した後であった。双方は 2000 年 3 月に、それぞれの COC 草案を交換し、合同草案を作成することに合意した。しかしながら、双方は以下の 4 点―すなわち、①（西沙諸島を含む）地理的範囲、②占拠、非占拠を問わず、海洋自然地形における建設活動の規制、③南沙諸島隣接水域における軍事活動、④係争水域で操業中の漁民に対する拘留あるいは逮捕の是非―について合意に至らなかった。その結果、ASEAN と中国は 2002 年 11 月に、法的拘束力がない政治声明、DOC に関する交渉で合意に達した。DOC は、「各関係当事国は、COC の実現がこの地域における一層の平和と安定を促進し、DOC がこの最終目的に向けての合意の基盤となることに合意したことを再確認する」と宣言している。

(3) したがって、まず、2002 年の DOC の完全かつ効果的な履行が、COC 実現の前提条件であることを指摘しておかなければならない。DOC は、以下の 5 分野―すなわち、①海洋環境の保護、②海洋科学調査、③海洋における航行と通信の安全、④捜索救難活動、⑤違法薬物の輸送、海賊行為や船舶に対する武装強盗及び武器の密輸を含む、国境を越えた犯罪対処―における協力を求めている。第 15 回 SOM-DOC に関する ASEAN の内部報告は、DOC の履行に関して進展があったことを指摘している。SOM は、DOC の履行に関する作業計画（2016 年～2018 年）を支持し、6 月 25 日の第 24 回 JWG-DOC 開催時に、2 つの特別技術会合を開催した。この会合では、海洋環境の保護と航行の安全が討議された。ここでも進展が見られたようである。前出の ASEAN の内部報告は、「一部の関係当事国は、DOC 履行のための実際的な協力を強化するために特別技術会合の召集を要請した」と述べている。また、内部報告は、南シナ海情勢の討議で、「一部の関係当事国は、自制と非軍事化、そして南シナ海における緊張を激化させる行動の抑制の重要性を繰り返し強調した」と指摘している。これら 2 つの記述項目の文言から、

コンセンサスが未だ実現しておらず、更なる努力が必要であることがうかがわれる。

(4) 冒頭で言及した、51 回目の ASEAN 外相会議で公表される共同声明の注釈付き草案では、南シナ海に言及しているのは、わずか 2 つのパラグラフに過ぎない。南シナ海に言及した最初のパラグラフは、「南シナ海における平和、安全、安定、保全及び航行と上空飛行の自由の重要性、そして南シナ海を平和、安定そして繁栄の海とすることによる利益を認識することの重要性」を再確認した上で、DOC の「全項目」の「完全かつ効果的な履行」を求めている。また、冒頭で紹介したように、「たたき台」に合意したことに満足の意を表明している。南シナ海に言及した 2 つ目のパラグラフでは、「南シナ海での埋め立て地の造成と諸活動に対して、一部の関係当事国から、信頼醸成を損ない、緊張を激化させ、域内の平和、安全そして安定を危うくするとの懸念が表明されたことに留意した」となっている。

(5) いずれにしても、ASEAN 議長国として、そして ASEAN の対中調整国としてのシンガポールの外交的リーダーシップの下、COC 実現の前提条件である、2002 年の DOC に規定された協調的活動を進展させる上で、前進が見られたようである。同時に、シンガポールは、少なくとも 3 回の読会を含む相互に合意された工程表に従って「たたき台」を完成させることに、ASEAN 加盟国と中国の関心を集めることに成功した。

記事参照：ASEAN and China Set to Agree on Single Draft South China Sea Code of Conduct

抄訳者注：2018 年 8 月 2 日の第 51 回 ASEAN 外相会議の共同声明については以下の URL を参照

http://asean.org/storage/2018/08/51st-AMM-Joint-Communique-Final.pdf

7 月 27 日「東シナ海、尖閣諸島で中国と対峙する日本、問われる米国のコミットメント―米専門家評論」（Japan Forward, July 27, 2018）

日本戦略研究フォーラム上級研究員 Grant Newsham は、7 月 27 日付の web 誌 Japan Forward に、"Japan, China Headed for showdown 'Down South'"と題する論説を寄稿し、中国が東シナ海や尖閣諸島で攻勢に出ており、大きな衝突の危険性が高まっていると指摘した上で、要旨以下のように述べている。

(1) 北朝鮮が衆目を集める昨今、東シナ海では大きな衝突が迫っている。東シナ海では、中国がアジアにおける同国の支配への脅威として、日本に屈辱を与え、排除しようとしている。日本の尖閣諸島に対する中国の領有権主張は、中国が戦いを仕掛ける格好の口実である。過去 20 年に亘る中国の急速な軍備増強の目的の 1 つは、東シナ海そして尖閣諸島の支配権を得ることにある。

(2) 中国はこうしたことを「浸透」―当該地域に対して非常に多くの航空機と艦艇（中国海警と漁船を含む）を日本側が対応しきれないほど頻繁に投入する―によって行うことを好む。このシナリオにおいて、東京は取引に同意することになる。中国は無人の尖閣諸島に「文民」、つまりは海警職員を「漁民の航行を支援し、救助する」という名目で上陸させる決定を下し、日本側が何らかの対応を取るようにけしかけるかもしれない。最近の傾向から日本の自衛隊は、中国が彼らを数年内に、あるいは今日にでも「殺到させる」ことができるだろうと認識している。

(3) 中国は近年、中国海警と人民解放軍海軍の支援を受けた、数百隻の漁船を尖閣諸島と小笠原諸島に派遣してきた。その目的は、中国が任意のタイミングで決断すると何が起こるのかを日本に経験させることにある。日本は政治的、軍事的な対応に四苦八苦してきており、この状況は容易に改善しないだろう。「浸透」がうまくいかない場合、人民解放軍（党の指示に基づいて）は日本を懲らしめ、尖閣諸島、あるいは別の日本領の一部を占拠すべく「短期でシャープな戦

争」に備えている。中国の戦争に向けた備えは不十分だが、その準備も数年で整うだろう。

(4) 尖閣諸島は一部の専門家がしばしば主張するような「幾つかの岩」以上の存在である。中国が尖閣諸島と東シナ海を支配するようなことになれば、日本のシーレーンそしてひいては東南アジア貿易、さらにはその先の中東、欧州貿易が絶たれることになる。これは日本の存続に関わる脅威である。

(5) それでは、こうした事態は交渉によって解決できないのだろうか。それは一方が他方よりも劣位にあることを認める必要があるため、心理的に困難である。では、日本は戦うだろうか。そうかもしれない。日本世論の大部分は中国に対して好感を抱いていないように思われる。日本政府が自らの正しさを証明したいのであれば、世論は中国の侵略に対抗する強硬な軍事的措置を支持するだろう。今でさえ南西諸島において自衛隊が強化されている取り組みは世論の支持を得ているように思われる。

(6) もちろん、東シナ海と尖閣諸島に対する中国の主張は、シニカルで機会主義的なものである。中国が尖閣諸島を問題にし始めたのは 2009 年頃からにすぎない。しかしながら、それはさして重要ではないことである。でっち上げられた領有権の主張を巡って攻撃を加えることは世論の支持を集め、国内問題から目をそらそうとする独裁体制の典型的な策略である。

(7) 東シナ海での出来事は、信頼の置ける積年の同盟国に対する米国のコミットメントも試すことになる。日米安全保障条約に基づいて米国は、日本防衛のコミットメントを順守するのだろうか、あるいはしないのだろうか。米国がそうせず、同盟国が強大な敵に対して独力で対峙することを強いられるのであれば、世界中で米国の条約に対するコミットメントに疑問が生じるだろう。

(8) 中国が東シナ海で並ぶ者のない支配権を掌中に収めれば、米国と日本による非常に困難な取り組みなしでは台湾の命脈は尽きるだろう。台湾が「陥落」すれば、その「戦略的地理」の喪失によってアジア全域での米国の立場が崩壊するだろう。重要なことに台湾は中国共産党にとって、もはや存続に関わるような脅威ではない。

(9) 東シナ海は日本そして米国にとって大きな試練である。日本は防衛費を大幅に増大させる必要がある。しかしながら、それまでの間、彼らは現有の相当大きなリソースをより良い形で用いることができる。そうした目的に向けて、日本は南西諸島や東シナ海における日本領域防衛のために常設の統合任務部隊（JTF）を創設したほうがいいだろう。そのためには、3 自衛隊が最終的に現在の限られた能力を超えて互いに協力する必要がある。日本も中国による侵略の矢面に立ち追いつめられることになるだろうが、それゆえに日米の部隊は東シナ海と南西諸島防衛のため、完全に統合される必要がある。日米の部隊統合は一連のパトロールや演習、共同作戦、そして南西諸島あるいは周辺地域における基地使用などから始められるべきである。軍事的な取り組みと併せてワシントンは密かに北京に対して、日本への侵略あるいは継続的な「浸透」戦略でさえも米国の介入を招くと伝達すべきである。

(10) かくして金正恩がヘッドラインを独占する一方で、より大きな問題が東シナ海に近づいてきているのである。日米はこの構図を忘却してはならず、これ以上の時間を浪費するわけにはいかない。いくらかの努力と少しばかりの運があれば、日米は辛うじて中国に手を引くよう説き伏せられるかもしれない。

記事参照：Japan, China Headed for showdown ‘Down South’

7 月 28 日「南シナ海における信頼醸成措置を超えて－比研究者論評」（EAST ASIA FORUM, July 28, 2018）

フィリピン大学ディルマン校教授の Aileen S. P. Baviera は、7 月 28 日付の East Asia Forum に “Building confidence in the South China Sea”と題する論評を寄稿し、南シナ海において ASEAN がより積極的なアクターとなるためには従来の信頼醸成措置では不十分だとして、要旨以下のとおり論じている。

（1）近年 ASEAN は中国との間で、南シナ海における緊張緩和に向けて合意を重ねてきた。それはたとえば、各国外相間のホットライン構築や「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準」（CUES）や「行動規範」（COC）などに関する合意である。しかし COC に関する議論を見ると、その前途は多難のように見える。COC については最初にその必要性が表明されてから 25 年もかかり、それが法的拘束力を持つものになるかどうかなど、なおはっきりしていない。こうした不明確さは、パワーが非対称な勢力の間で、検証や執行のためのメカニズム構築が困難であることを示している。

（2）COC が完成したとしても、それが中国と ASEAN だけを交渉の主体として限定しているという欠点がある。南シナ海問題は当初こそ中国と ASEAN の領土・領域問題とされていたが、いまやそれは中国とアメリカの間の地政学的争点になっている。アメリカの Donald Trump 大統領は、南シナ海に限らず論争的な地域における行動の自由を強めようとしており、また、台湾が米中関係の火種となる可能性が強まっている。そのような中で中国が COC の完成に前向きなのは、アメリカの関与を弱めようという意図があるかもしれない。

（3）ASEAN はこうした状況を理解しており、多国間協調の枠組みにおいて多くの建設的な提案がなされている。

a. 2017 年、CUES に拡大 ASEAN 国防相会議（ADMM プラス）の参加国すべて（ASEAN 加盟国、オーストラリア、中国、インド、日本、ニュージーランド、韓国、ロシア、アメリカ）が参加することになった。

b. シンガポールの Ng Eng Hen 国防大臣は CUES の合意を拡大し、空における軍事インシデントの回避も視野に入れている。

c. ASEAN と中国は、捜索救助や災害復旧を想定した海上演習を計画しており、フィリピンやマレーシア、インドネシア、タイ、シンガポールなどはすでに中国と意見交換ないし演習を実施している。

（4）しかし ASEAN はなお難題に直面している。この地域の主要アクターとして中国が台頭し、南シナ海周辺の公共財（海洋安全保障など）の提供者としての立場を確立しようとしている。それ自体は南シナ海に面する長い沿岸部を有する国家として妥当であろう。しかし ASEAN の中国に対する不信感が、中国のそうした主張を受け入れる蓋然性を小さくしている。この不信感は 2016 年の南シナ海仲裁裁判裁定を中国が受け入れなかったことで悪化した。こうした中国の動きに対しては、域外の国々が、たとえば日米豪印戦略対話（Quad）の再開やアメリカのインド太平洋戦略の構想など、中国の影響力や軍事力をバランスさせる試みを実施している。

（5）ASEAN が南シナ海における領土・領域をめぐる緊張を緩和しようとするのであれば、安全保障に関する多国間協調主義という ASEAN の根本的な方針が、南シナ海が大国間政治の舞台となりつつある中で、実現可能なアプローチであり続けることを説得的に示さねばならないであろう。そのためにはもはや、信頼醸成措置（Confidence-building measures）では不十分であ

る。ASEAN は、信頼醸成措置とは別の方法で、より高い目標を達成するときであろう。現在のところ、前述した ADMM プラスがそうした目的のための最も包括的かつ生産的なプラットフォームである。

(6) 強力な ADMM プラスの確立のためには、ASEAN 自体が自律的で結合力あるブロックへと発展する必要がある。そのやり方には、ADMM を通じての、あるいは「マイナス X」方式（抄訳者注：コンセンサスではなく、準備ができた国から合意を履行していくというやり方）による調整などがあろう。それによって ASEAN は、地域的な海洋の安全保障問題における中心的なアクターへとならねばならない。

記事参照：Building confidence in the South China Sea

7 月 29 日「中国、南沙諸島に捜索救難船を初恒久配備－日本メディア報道」（The Japan Times, Jul 29, 2018）

日本の英字新聞 The Japan Times 電子版は、7 月 29 日付で“In first, China permanently stations search-and-rescue vessel in South China Sea’s Spratly chain”と題する記事を掲載し、中国がスビ礁に捜索救難船を初めて恒久的に配備し、この動きは南シナ海、スビ礁等に対する中国の主張を強化する懸念があるとして、要旨以下のとおり報じている。

(1) 中国は、係争中の南沙諸島にある人工島の 1 つに恒久的に配備するため捜索救難船を派遣したと国営メディアが報じた。

新華社は 7 月 28 日（土）に南海救 115 がスビ礁に到着次第任務を開始すると報じた。新華社によれば、中型救難ヘリコプターを運用可能な南海救 115 は 7 月 30 日（月）頃にスビ礁に到着すると見られている。新華社は 2013 年にスビ礁での大規模な浚渫が開始されて以降、南沙諸島に救難船が配備されるのは初めてであるとしている。

(2) 交通運輸部救助サルベージ局長の王振亮は、中国は国際法に基づく海洋における救難任務と義務によりよく合致するため南沙諸島及び周辺海域における捜索救難活動を改善すると新華社に述べた。 救助サルベージ局の杜海鵬は、中国は航続距離が長く、最新の装備と技術を搭載したより大型の救難船を建造すると新華社に語った。加えてより高性能で高速の救難ヘリコプターを展開すると付け加えた。

(3) 北京は一連の前哨基地を南シナ海に建設しており、そこには毎年約 3 兆ドルの世界的通商が通る海上交通路がある。フィリピン、ベトナム、マレーシア、台湾、ブルネイの主張と競合している。

一部専門家の発言として、これは南シナ海のスビ礁、ファイアリークロス礁、ミスチーフ礁の北京の 3 つの人工島に対する実質的支配を強固にする一致した努力である。スビ礁には軍用の滑走路がある。最近の報告ではこれら人工島にはミサイルの配備、広大な倉庫群、また、衛星や外国の軍事行動及び通信などを追尾できる装備がある。

中国は、施設は防衛目的であり、島自体は民用であり、近傍を航行する船舶に公海上のサービスを提供すると言っている。しかし、一部専門家はこれらの動きは島礁に対する中国の主張を加速することになると懸念を表明している。

記事参照：In first, China permanently stations search-and-rescue vessel in South China Sea’s Spratly chain

8 月 4 日「南シナ海における事態の進展、冷静な評価の必要性――シンガポール海洋安全保障専門家論評」（Channel News Asia.com, August 4, 2018）

シンガポールの南洋工科大学 S.ラジャラトナム国際関係学院（RSIS）の研究員である Koh Swee Lean Collin は、8 月 4 日付の Channel News Asia .com に、“Commentary: A sober assessment of the recent 'breakthrough' on the South China Sea”と題する論説を寄稿し、8 月 2 日の ASEAN・中国外相会議における「南シナ海に関する行動規範」（COC）をめぐる合意について、交渉の前進を一定程度評価しながらもなお楽観視できないとして、要旨以下のとおり述べている。

（1）ここ最近 COC に関する前向きな展開が見られた。2017 年 8 月には COC に関する枠組み草案が採択された。今年の 8 月 2 日には、中国と ASEAN 諸国との間で、「これからの COC 交渉のたたき台」として COC 草案の一本化について合意した。シンガポールの Vivian Blakirishnan はこの動きを「さらなるマイルストーン」と表現した。

（2）この 1 年間で確かに状況は大きく前進したように見えるが、現実を注意深く検討する必要がある。確かに昨年 8 月以降、空および海上においてインシデントが報告されることはなかった。しかしそのことは関係各国があらゆる行動を自制していることを意味しない。たとえば中国は、南沙諸島への長距離ミサイルの配備、西沙諸島への戦略爆撃機の配備、係争水域における電子ジャミング装置の試験などを行い、南シナ海における軍事的プレゼンスを強化しようとしてきた。

（3）中国を取り巻く外交環境には厳しいものがある。今年、中国海軍はハワイで開催された環太平洋海軍合同演習に招待されなかった。またアメリカとの貿易戦争が続き、さらには一帯一路政策における「債務の罠」について批判を受けている。そうした状況において中国は、そうした批判を和らげ、さらに軍事的プレゼンスの強化をとおして南シナ海で獲得したものを保持するために、南シナ海をめぐる外交について前向きな進展を望んでいるのである。

（4）ASEAN 諸国についても、南シナ海をめぐる現状はまったく楽観的なものではなく、COC 交渉の前進のために COC 草案を求める強い動機があった。ただし ASEAN 諸国もそれぞれに異なる立場にあり、必ずしも見解が一致していたわけではない。例えばベトナムは、文書草案の議論に際して中国の行動に対して最も強く抵抗した。他方、昨年議長国として枠組み草案の取りまとめに尽力し、今年 8 月 2 日以降 ASEAN・中国間関係における ASEAN 側コーディネーターになったフィリピンは、独自にこの問題解決を進める動機を有していた。それはフィリピンの Rodrigo Duterte 大統領に対する国民の不信感である。今年 7 月に実施された Social Weather Station の調査によれば、フィリピン国民の約 8 割が南シナ海問題について Duterte 政権は無為無策であると不満を持っているという。Duterte 政権はこうした不満の声への対応として、この問題を前進させねばならない。

（5）諸々の事情があるにせよ、ASEAN 諸国は一本化された COC 草案の完成に合意するであろう。しかし、11 の国々が合意するためには、その草案における言葉遣いやトーンなどが問題となるであろう。交渉が継続するさなか、重大なインシデントは起きないかもしれないが、それぞれ領土主権を主張する国々、とりわけ中国は、「防衛的準備」という曖昧で論争的な概念のもと、これまでどおりの行動を継続するであろう。インシデントが絶対に起きないというわけでもない。現場における計算違いがエスカレーションし、COC 交渉を頓挫させる可能性もある。

（6）そのため、COC の詳細を詰めることに時間がかかるかもしれないが、その間、これまでと同様に信頼醸成措置を勧めていく必要もある。これに関しては中国と ASEAN 合同の海上演習が今年末に予定されている（図上演習は 8 月の第 1 週に実施された）。こうした行動は、2014 年に

青島で開催された西太平洋海軍シンポジウムで採択された「洋上での不慮の遭遇をした場合の行動基準」（CUES）に基づいている。CUES は今度も関係諸国間のインシデントを防ぐ防波堤の役割を果たすであろう。さらに今後は CUES をより包括的なものにしていく――参加国の増大、空や海中の領域への拡大など――ことが重要である。それによって南シナ海における平和と安定の保障をより確かなものにしていく必要がある。

記事参照：Commentary: A sober assessment of the recent 'breakthrough' on the South China Sea

8 月 6 日「米国のインド太平洋戦略における対インフラ投資政策の見通し－シンガポール国際・東南アジア経済専門家論評」（RSIS Commentaries, August 6, 2018）

シンガポールの南洋工科大学 S.ラジャラトナム国際関係学院（RSIS）のマルチラテラリズム研究センターで准教授兼副所長を務める Kaewkamol Pitakdumrongkit は、8 月 6 日付の RSIS Commentary に、“Indo-Pacific: US Role in Infrastructure”と題する論説を寄稿し、米国のインド太平洋戦略、とりわけそのインフラ開発へのコミットメントについて、8 月 3 日の Mike Pompeo 国務長官声明を引用しつつ、要旨以下のとおり述べている。

（1）2018 年 8 月 3 日、シンガポールで開催された米・ASEAN 外相会議で、Mike Pompeo 国務長官は、米国が 1 億 1300 万ドルを、インド太平洋地域のデジタル・エコノミー、エネルギー、インフラ開発プログラム支援プログラムのための「手付」として支出することを発表した。そのうち 5000 万ドルと 1000 万ドルがそれぞれ、Asia EDGE（Enhancing Development and Growth through Energy）と、US-ASEAN Connect Initiative が実施する事業に分配されるであろう。

（2）Donald Trump 政権におけるインド太平洋戦略の経済政策は以下の 3 つの分野にまたがるものである。

a. 貿易：「自由で公正、かつ互恵的な」貿易の促進

b. 投資：民間部門の関与の強化、投資によるインド太平洋地域の起業家精神とイノベーションの促進

c. 多角的金融機関（世界銀行、アジア開発銀行など）の支援、米国内の開発金融機関の改革

先の Pompeo 声明は、インド太平洋戦略における経済政策の具体的な一つである。

（3）米国の開発金融機関改革に関しては、今年超党派による BUILD 法（Better Utilization of Investments Leading to Development Act）が下院を通過し、現在上院で表決を待っているところである。もし同法が成立すれば、それに基づいて US International Finance Corporation（IDFC）が設立される。それは米国の既存の開発金融関係当局を統合し、IDFC に「公正な投資を行う能力」を付与することで、米政府がインド太平洋地域におけるコネクティビティ（連結性）構築支援を行いやすくするであろう。

（4）1 兆ドルに相当すると言われる中国の一帯一路政策と比較した場合、1 億 1300 万ドルの資金提供の約束はあまりに小規模であるが、この動きを軽視してはならない。対インフラ融資において民間部門が重要な役割を果たすという米国的モデルの特徴を理解する必要がある。米国内には現在、将来海外投資に投じられうる 50 兆ドルもの留保金がある。しかし、利益が確実でない事業が多いという理由から民間企業は海外投資に慎重であった。Marsh & McLennan Companies Study によれば､インド太平洋地域におけるコネクティビティ関連事業の 55－65%

が、政府ないし多角的金融機関の支援なしでは利益が出ないというものであった。海外投資に関する米国の潜在能力は極めて大きい。

(5) 米国がこの 1 億 1300 万ドルをうまく利用するかどうかは別にして、インド太平洋地域の諸国がそれを無条件で受け入れるとは限らない。スリランカのハンバントタ港開発、あるいはラオスにおける中国出資の鉄道開発計画などの事例は、持続不可能な開発のリスク、主権が交換条件となることのリスクを認識させた。そのため、インド太平洋地域諸国は開発計画における多様性を求めるようになっている。2017 年、インドネシアの Jokowi（Joko Widodo）政権が、同国の石油およびガス掘削区画の入札に日本を招待したのはその一つの例である。

(6) 米国は正しい方向へ向かっているが、さらなる行動も必要である。それは一つには、米国政府当局が．確実に利益が出る事業を確定し、米国を含めた多角的な合同事業への支援を強化し、開発事業への民間の参入を促すことである。また、インド太平洋諸国の政策立案者向けの能力開発訓練を実施することで、「ソフト面におけるインフラ」構築、つまり国境横断的なロジスティクスを促進する規則や規定の作成が容易になるであろう。

(7) 1 億 1300 万ドルという金額は、インド太平洋における対インフラ投資に対する米国のコミットメントのすべてを表した数字ではない。「真の投資」は米国の民間部門からもたらされる可能性があるからである。海外投資に関するそれらの極めて大きな潜在能力はこれまでに十分理解されてきている。インフラ投資は米国のインド太平洋戦略において極めて重要な役割を担っている。米国政府は、そうした潜在能力をいかに効果的に発揮させるかについてより真剣に議論する必要がある。

記事参照：Indo-Pacific: US Role in Infrastructure

8 月 7 日「中国がインド太平洋の 4 カ国枠組みを軽視する理由」（PacNet, Pacific Forum, CSIS, August 7, 2018）

米国防大学中国軍事研究センター（the Center for the Study of Chinese Military Affairs at the National Defense University）の Joel Wuthnow 研究員は、8 月 7 日付の Pacific Forum の WEB 誌 PacNet に、“Why China Discounts the Indo-Pacific Quad”と題する論説を投稿、要旨以下の通り述べている。

(1) 米国がオーストラリア、インド、日本との 4 カ国枠組みを復活させるかのようなインド太平洋戦略を表明した際、中国がこれを無視したことは驚きであった。そこには、中国との経済的関係から 4 カ国協力には限界があるとの認識があるのだろう。そのような軽視は、過去の事例などを参考とした 4 カ国の対応の過小評価から生まれている。米国とそのパートナー国に必要なことは、シンボリックな枠組みではなく行動である。インド太平洋戦略を、2017 年の米国「国家安全保障戦略」では同盟・パートナー国との強固な防衛ネットワークの発展形態であるとし、「国家防衛戦略」でも、同盟・パートナー国とのネットワーク化された抑止と安定化のための構造の構築であると言及している。

そのようなインド太平洋戦略を形作る新たな 4 カ国構想は、2017 年 11 月のマニラでの作業部会会合で、そして 2018 年 6 月のシンガポールでの上級レベル会合で確認された。これに対し中国は公式には何も反応しなかった。この中国の対応は 2006 年から 2007 年に掛けての第 1 次政権で安倍首相が最初に 4 カ国枠組みに触れたときのものと比べると驚くべきものがある。当時、中国は 4 カ国に対抗措置を講じ、それによってオーストラリアの Rudd 首相が北京との摩

擦を避ける対応をとることになった。そのような中で、中国の戦略家達は米国がアジアにおける NATO を創設し中国を封じ込めようとしていると論調を強めていった。

(2) 今回の中国の 4 カ国構想への無関心は、米国以外の 3 カ国が過去 10 年間に多国間枠組みに関心を寄せなかったミニラテラリズムにある。過去 10 年の間、米国は日米同盟に特筆されるように 2 国間安全保障協力を重視してきた。中国はこれを強固な 4 カ国防衛枠組みに発展することはないと分析したのである。そこには幾つかの理由がある。米国が主導するアジア諸国の多国間枠組みが新たな植民地主義と考えられた時期があったこと、日本と韓国が歴史問題で真の同盟国にはなれないこと、などである。加えて、これが最も大きな理由であるが、4 カ国ともに中国との経済的結びつきが強いことが挙げられる。

しかし、地域諸国には、安全保障上の課題解決のためには経済が犠牲にされることもあってしかるべきとの考えも確かにある。中国の非難にも拘らず韓国が THAAD を配備するのもその例である。インドやオーストラリアも、中国軍事力の海外展開や経済進出、さらには情報収集活動を経済問題よりも重要と判断する傾向がある。中国は経済関係に自信過剰になり、地域諸国の対抗を過小評価している向きがある。

今こそ、4 カ国は軍事と戦略の連携を強め、その構造が無視できるものではないことを示すべきである。これまでのように外交問題を話し合い、今後の対話継続を確認するだけであってはならない。実行可能なメカニズムがなければインド太平洋戦略は紙に書いた構想に過ぎない。4 カ国がなすべきことは多い。例えば、マラバール演習は 4 カ国レベルに拡大することもできるだろうし、南シナ海での航行の自由のための共同パトロールもあるだろう。海洋空間における情報共有を成文化することもできるのではないか。あるいは、一帯一路構想とは別にインド太平洋におけるインフラ整備や財政援助で 4 カ国が共同歩調をとることもできるだろう。4 カ国枠組みは NATO のような構造にまで高める必要はないだろうが、少なくとも今より具体性を持たせない限り、中国はこれを紙に書いた虎と見做し続けるだろう。

記事参照；Why China Discounts the Indo-Pacific Quad

8 月 7 日「米国は南シナ海への影響力を放棄しない―伊ジャーナリスト論評」（South China Morning Post.com, August 7, 2018）

ローマを拠点とするジャーナリスト Emanuele Scimia は、8 月 7 日付の South China Morning Post 電子版に“South China Sea progress between China and ASEAN will run into choppy waters with the US”と題する論説を寄稿し、中国と ASEAN の間の南シナ海における行動規範という突破口にもかかわらず、米国はこの地域における影響を容易には譲らないとして、要旨以下のように述べている。

(1) 中国と ASEAN は領土紛争において膠着状態にあるが、南シナ海における行動規範を協議するための一つの草案がある。8 月 2 日木曜日に行われた ASEAN・中国閣僚会合でもたらされたこの発表は、双方にとって画期的な出来事として歓迎された。しかし、関係当事国は、最終文書でコンセンサスに達するまでには程遠く、そして、米国はこの地域におけるその立場を弱める可能性のあるいかなる合意も妨害しようとする可能性が高い。

(2) 新しい突破口は、外交的要因と経済的要因の収斂した結果になるかもしれない。北京は米国との貿易戦争に取り組んでおり、ワシントンとのその紛争の衝撃を吸収する方法を模索している。この点で、南シナ海の東南アジア諸国との緊張緩和は、北京の孤立のリスクを軽減する東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の署名を促進する可能性がある。米国は、2017 年に ASEAN

の第 3 位の貿易相手国であった（中国と EU がこの順位を上回った）が、556 億米ドルの貿易赤字を計上した。この不均衡を受けて、ASEAN 諸国は、自然の成り行きで Donald Trump 米大統領の貿易関税キャンペーンの潜在的なターゲットとなっている。そして、米国との商業的な小競り合いの場合に備えて、北京の支援が必要かもしれない。

(3) そうは言っても、行動規範に関する ASEAN・中国の協議の混乱は、いつでも生じる可能性がある。北京とハノイは、中国の指導部が常に反対している条項である国際ルールの下で行動規範が法的に拘束力をもつという後者の要求に対して衝突する可能性が高い。Mike Pompeo 米国務長官は、先月、米国とベトナムが、南シナ海における航行及び上空飛行の自由を守るために協力すると述べた。

(4) 南シナ海の現在の地政学的状況は、中国が他の権利主張国、特に 2016 年に中国政府に対して仲裁裁判に勝利したフィリピンをなだめることに成功したにもかかわらず、むしろ流動的である。

a. 当時、フィリピンは、北京と権利主張が重複する南シナ海の区域の付近で米国と共同海軍演習を行った。また、フィリピンの海軍、そして、インドネシア、マレーシア及びシンガポールの 3 ヵ国の他の ASEAN 加盟国は、5 月に中国の招待が取り消された米国主導の世界最大級の海軍演習 RIMPAC に参加した。

b. マニラの空軍、そして、インドネシア、マレーシア、シンガポール及びタイからの航空機は、アジア太平洋地域においてオーストラリアの企画で隔年で行われている、一流の多国間空軍演習であるピッチブラック（Pitch Black）に参加している。

c. ベトナム、フィリピン、インドネシア及びマレーシアはいずれも、沿岸警備隊の能力と活動を拡大し、この地域における北京の軍事的主張に対抗している。

d. ハノイとジャカルタはまた対艦ミサイル兵器を強化し、ベトナム海軍は、ロシア製の高速フリゲートとミサイル・コルベットでその艦隊を増強している。

(5) 中国の王毅外交部長は、もし将来の交渉が「外部擾乱」（external disturbances）によって妨げられなければ、行動規範の早期締結が起こり得ると述べた。しかし、王の期待はかなわないだろう。

(6) 先月、オーストラリア・米国年次閣僚級協議において、ワシントンとキャンベラは、南シナ海における行動規範が「第三国の利益又は国際法の下でのすべての国の権利」を害するべきではないと強調した。

(7) 結論を言えば、米国は、紛争中の南沙諸島及び西沙諸島において中国が前哨基地を維持している現状を決して受け入れない。その場合には、ワシントンは、ASEAN と北京の間の最終的な取引の進行を阻止するように取り組む可能性が高い。

記事参照：South China Sea progress between China and Asean will run into choppy waters with the US

8 月 8 日「米戦略における『インド太平洋』重視とインドの選択肢―印専門家論評」（South Asia Analysis Group, August 8, 2018）

印シンクタンク South Asia Analysis Group 研究員 Dr Subhash Kapila は、同シンクタンクの Web サイトに 8 月 8 日付で、“Indo-Pacific's Centrality in US National Strategy and Indian Position” と題する論説を寄稿し、米戦略における「インド太平洋」重視とインドの選択肢について、米国と組む以外にインドに選択肢はないとして、要旨以下のように述べている。

(1)「インド太平洋」における安全と安定は、Trump 政権の「米国家安全保障戦略」における核心をなす課題である。そこでは、米国は、インドがこの目的に向けて中枢的役割を果たすことを期待している。「インド太平洋」という文脈における地政学的環境はインドが積極的な役割を果たすことを運命付けているが、問題は、インドがこうした役割を果たす用意があるかどうかである。インドは、米印戦略的パートナーシップを、インド太平洋地域をかき乱そうと決意している国に対する通常抑止力となり得る実質的なパートナーシップに発展させることについて、どの国が望み、あるいはどの国々が望んでいないかを熟考する必要がある。

(2) Pompeo 米国務長官が 7 月 31 日にワシントンで行った講演*は米中貿易戦争が主体であったが、インド太平洋の安全と安定に対する米国の意図は強固で持続的なものであることを、インドの「疑り深い人々」に保証するものでもあった。以下は、米国務長官の講演からインドの選択肢に関連する要点を列挙したものである。

a. 米国はインド太平洋に対する支配的立場を求めないし、また、そうした立場を追求する如何なる国に対しても反対するであろう。

b. 米国は、インド太平洋地域が「自由で開かれた」状況であり続けることを主張する。

c. 米国は、インド太平洋地域における「戦略的パートナー」であって、「戦略的支配国」('Strategic Dominance') ではない。

d. 米国は、「戦略的パートナー」であって、「戦略的従属関係」('Strategic dependency') を求めない。

e. Pompeo 長官は、「我々は、何れの国も他国による威嚇から自らの主権を守ることができることを望んでいる」と述べた。

f.「開かれた海と開かれた空」の重要性を強調して、長官は、「我々がインド太平洋地域で『開かれた』と言うとき、我々は、全ての国があらゆる海域と空路に自由にアクセスできることを望んでいる。我々は、全ての領土紛争と海洋境界を巡る紛争の平和的解決を望んでいる」と述べた。

(3) Pompeo 長官の講演の背景には、中国の侵略的な行動による脅威が念頭にあることは明白である。西太平洋とインド洋に跨がるインド太平洋地域に対する中国の脅威は、現に存在する脅威である。インドに対する中国の脅威は、インドの政治、安全保障計画担当者にとって、決して軽視したり、過小に評価したりすべきものではない。こうした脅威認識から、中国の脅威を無力化したり、あるいは軽減したりする、インドにとっての選択肢が生まれてくるのである。インドは、南アジアの地政学的環境下における中国のインドに対する敵意と戦略的な妨害行為によって、米印戦略的パートナーシップを選択した。今や、このパートナーシップが実質的かつ重要なものになりつつあり、中国は、米印戦略的パートナーシップからインドを引き離すことを望んでいる。インドの政策立案者は、インドの現在の重要な地位がロシアや中国の存在に由来するものではなく、米印戦略的パートナーシップの発展による「副産物」であることを認めなければならない。インドの日本、イスラエル及び韓国とのパートナーシップは、今世紀初めのインドによる「対米関係のリセット」から付随的に派生したものである。

(4) したがって、こうした戦略環境から、インドにとって実行可能な選択肢は 1 つしかない―すなわち、インドは、「米国のインド太平洋安全保障の鋳型」(Indo Pacific Security templates of the United States) に、そして米印間に存在する広範な戦略的共有分野に自らを明確に位置づけることによって、自らの安全保障を確保すべきである。こうした政策指針は、インドがロシアとの古

く有益な関係から恩恵を受けることを阻害することはないであろうし、また、中国に関しては、国境紛争を平和的に解決する上で有意義な方法となろう。インドの「非同盟時代」の残滓はインドの地政学的そして戦略的展望にとって何らの妥当性を持たず、こうした残滓は一掃されなければならない。本稿の筆者（Dr. Kapila）がこれまで指摘してきたように、インドは現在、「非同盟バージョン 2」（'Non-Alignment -2'）あるいは「戦略的自立」（'Strategic Autonomy'）を主張したり、実行したりする手段も、能力も持っていないのである。したがって、インドがその域に達するまでは、「力の均衡」政策指針を堅持するのが唯一の実行可能な選択肢なのである。

（4）ここから生ずる疑問は、ではインドがどの国と地政学的そして戦略的に均衡をとらなければならないのかということである。それは米国でもなければ、ロシアでもないことは明らかである。インドが均衡を作為しなければならないのは、これまで 60 年間敵対的姿勢をとってきた、中国である。本稿の筆者は、インドがインド太平洋地域の安全と安定のために米国と組むことを明確にすべきであると考えるし、以前にも、インドと日本が米国にとって「安全保障の 2 本柱」（the 'Twin Pillars of Security"）であると述べた。何故、インドは躊躇するのか。結論を言えば、米印両国の政策担当者は、インド太平洋における現在の地政学的現実から、インド太平洋の安全と安定を維持する対等のパートナーとして両国が手を結ばざるを得ない強い運命にあることを理解する必要がある。他方、米国は、インドが数十年に及ぶ「非同盟」という麻痺症状から脱しようと努力しているとき、インドの戦略的苦境を思いやる最大限の配慮を示さなければならないことを認識する必要がある。

記事参照：Indo-Pacific's Centrality in US National Strategy and Indian Position

備考*：Remarks on "America's Indo-Pacific Economic Vision"

8 月 10 日「中国による南シナ海の併合に対する日本の戦略―印専門家論評」（South Asia Analysis Group, August 10, 2018）

インドのシンクタンク South Asia Analysis Group のアナリストで元外交官の Dr. Subhash Kapila は、"South China Sea's Annexation By China and Japan's Strategic & Economic Security" と題する論説を寄稿し、日本が南シナ海における中国の軍事的冒険主義に対して、外交的、戦略的及び経済的戦略を用いているとして、要旨以下のように述べている

（1）中国との競争者としてのアジアの大国であり、そして、南シナ海を横切る海上交通路に戦略的かつ経済的な生存を決定的に依存している日本は、南シナ海における争いの特徴があるダイナミクスに論理的に引き込まれる。南シナ海を強制的に事実上併合し、それを支配する中国が、南シナ海を横切る日本のライフラインを窒息させる能力による脅しによって、日本を政治的かつ戦略的に抑圧する立場にないことを確かにするという非常に困難な戦略的課題を、日本は現在抱えている。

（2）戦争という手段を除いて、日本は、中国による南シナ海の広範な国際的な海洋権益の拡張によって自由で開かれた航行を妨げる、又は阻む、いかなる潜在的な軍事的冒険主義も弱めるための一連の外交的、戦略的及び経済的戦略を導入している。

（3）外交的領域では、

a. 過去 10 年において日本はベトナムとともに、中国がこの地域の複数の国々に南シナ海の紛争をもたらし、南シナ海をグローバルな火種に変えているという争いの輪郭を国際的意識に押し付けている。

b. 日本ともう一つのアジアの大国であり、同様に中国と争っているインドとの戦略的結び付きは、インド太平洋の安全保障に対する中国の脅威の可能性に対する日本とインドの戦略的収斂から直接的に生じている。中国による南シナ海での軍事的冒険主義は、中国がその周囲に発生させたすべての引火点の中でも重要な燃えやすいものの一つである。

c. ここで前後関係から指摘される必要がある重要な点は、中国が、その帝国主義的な本能に影響を与える両面戦略を開始したことである。地域面では、南シナ海を通る日本のライフラインを窒息させるダモクレスの剣によって、強い強制的な影響力を得ようと試みる。中国の戦略の第 2 の、そしてより重要な面は、インド太平洋における米国の地政学的優越に真っ向から挑むこと、そして、西太平洋及び日本で中軸として配備されている米軍の前方軍事プレゼンスの排除を促すことである。

d. したがって、その支配によって中国が南シナ海を「中国の内海」に変えることができないことを確かにするための共同の取り組みを補完し、統合し、同期させることは、米国と日本にとって避けられない不可欠なことである。この必然性は、概して、インド太平洋全体に加えて、米国を西太平洋に繋ぎ止め続けるための日本の外交的な推進力の大部分を占めている。

e. 日本は、南シナ海の国際的な広がりを自由かつ開放的に保つことに利害関係があると宣言するようフランスと英国を引き込むことに、外交的に成功している。フランスと英国は、南シナ海に海軍哨戒隊を派遣することを表明している。これは、南シナ海への絶対的な支配に対する日本の抵抗との連帯を歓迎する表現であり、紛争のある海洋拡張へ完全な主権を行使するという中国の主張に対する拒絶である。

f. 東南アジアは、南シナ海に関係する日本の外交戦略の重要な要素を構成する。ASEAN 内では、沿海部が南シナ海の広範な範囲に実質的に影響を及ぼすベトナムに、日本は特に注目している。日本は、軍事分野と経済分野の両方でベトナムの能力構築に従事している。

(4) 日本自身は、アジアと南シナ海の中国の覇権主義的な本能を管理することができないことを戦略的に意識している。ここでは、1945 年以降の何十年にもわたって米国が、最初は旧ソ連に、そして、現在は中国の軍事的冒険主義に対して抑止力の役割を果たしている。これは、中国が米国に対してより敵対的になるにつれて、今後数年間にわたりより大きく期待することが可能である。日本の米国に対する戦略的依存は、インドと米国の戦略的パートナーシップのように漠然としたものではない。日本と米国は、昔からの半世紀の歴史をもつ相互安全保障条約にしっかりと束縛されている。

(5) 最新のヘリ空母と駆逐艦を持つ日本の海上自衛隊は、東南アジアとインド洋への親善のために南シナ海を航行している。これはまた、静かで繊細な方法で、日本が、南シナ海の米海軍の FONOPS パトロールを補完する、南シナ海の繊細な海軍プレゼンスに従事することを確実にする。中国は、このような海軍活動に対して日本を厳しく批判し警告した。その軍事的領域では、人々は、同様に南シナ海に重要な利害関係があると表明しているそのアクト・イースト政策の一環としてのインドの兆候もまた見出している。海上自衛隊の取り組みを補完し、インド海軍の小艦隊は、東アジア、そして、西太平洋での米海軍や海上自衛隊と行う RIMPAC のような共同海軍演習への親善のために南シナ海を定期的に航行する。

(6) 韓国のライフラインもまたこの海洋の広がりを横断するので、韓国は中国による南シナ海の事実上の併合によって同様に影響を受ける。しかし、この戦略的現実には無関心で、韓国は、外交的及び軍事的協調のための日本の努力を無視した。韓国は、その中国に対するあからさまな

協調的姿勢が、韓国が中国によって窒息させられないことを確かにすると考えている。

(7) 経済的領域において、何十年もの間、日本は、広く南米諸国やオーストラリアなどから原材料とエネルギー供給の代替源を検討し、南シナ海のライフライン単独の依存を減らしてきた。日本では、代替エネルギー源の新しい開発に多くの資金と努力が費やされている。南シナ海を通る日本のライフラインを中国が窒息させるという事態が起こった場合、中国は、ひょっとして、あらゆる国々によって南シナ海の妨げられない航行を確保し、中国の選択的な気まぐれに委ねないために、国際的な海軍による介入を招く可能性がある。

(8) 日本を覆う可能性のあるもう一つの保証、そして、南シナ海におけるいかなる中国の強要に抵抗するための自信は、その世界的な優位性と関連した、南シナ海における米国の最重要の利害関係である。米海軍の艦隊の太平洋とインド洋の間の軍事行動の切り替えは、南シナ海を横切らなければならない。今までリスク回避政策に圧迫されていた米国は、必要とならば寛容ではなくなる可能性があり、米国は中国が南シナ海のシーレーンを封鎖したり妨害したりさせないことを確かにするために海軍力を用いる。このような事態において、中国は、自身が、米国がその戦略的パートナー及び同盟国とともに行う海上封鎖を受ける可能性がある。

(9) 結論として、日本は、中国が軽蔑して侮ることができる、簡単に言いなりになる国ではないと強調する必要がある。日本は、中国による南シナ海の事実上の併合によって、日本を孤立させ、窒息させようと中国が試みる場合、独力で存在することはできないだろう。日本は、軍事能力を徐々に増強しており、そして、長く勇ましい伝統とともにアジアで最も強力な海軍力を擁している。中国は最終的には、その敵対的行動により、十分にその手の届く範囲にある核兵器化へと日本を駆り立てるかもしれない。

記事参照：South China Sea's Annexation By China and Japan's Strategic & Economic Security

8 月 21 日「南シナ海における海上交通ルール整備の必要性―米専門家評論」（PacNet, Pacific Forum, August 21, 2018）

米パシフィックフォーラムのシニアアソシエイト Linda M. B. Paul は、8 月 21 日付で同フォーラムの Web サイト PacNet に、"The Need for Open Lines of Communication in the South China Sea" と題する論説を寄稿し、世界貿易の要であると同時に高い紛争リスクを抱える南シナ海で、海上交通ルールの整備を急ぐべきだと指摘した上で、要旨以下のように述べている。

(1) 南シナ海には世界で最も活況を呈する複数の商用航路が位置している。世界の海運の 30 パーセントが南シナ海を通過する。CSIS は、2016 年に中国の海運の 64 パーセント以上が南シナ海を通過した一方で、日本の海運の 42 パーセント近く、米国の海運の 14 パーセント以上が同年に南シナ海を通過したと推定している。その貿易額は約 3.4 兆ドルに及び、世界貿易の 21 パーセントを占めている。

(2) 南シナ海は世界でもっとも生物が多様な地域の 1 つである「コーラル・トライアングル」の一部である。南シナ海はサワラやマカイ及びマグロなど価値が高い魚の繁殖地と成育場としても機能している。遺伝学や生物物理学の研究はスプラトリー諸島のサンゴ礁が南シナ海沿岸国諸国の漁業生産性を持続させる、自然の生物結合性の維持に極めて重要であることを示した。

(3) 2009 年に中国は主張する領域のほとんどが他の南シナ海沿岸 5 か国、すなわち、ベトナム、マレーシア、インドネシア、ブルネイ及びフィリピンの排他的経済水域内にあるにも関わらず、「九段線」で囲われた南シナ海の 90 パーセントに対して主権を主張する旨を国連に正式な形で通告

した。2013 年にフィリピンは中国が主張する「九段線」内における権利の法的効力に関して、国連海洋法条約付属書Ⅶに基づいて中国を提訴した。中国は本件を政治的紛争だと見なし、一連のプロセスへの参加を拒否した。南シナ海仲裁裁判所の裁定は『中国が「九段線」内の生物、非生物資源に対して歴史的な権利を有するという主張は、国連海洋法条約と相反するものである』と結論付けた。

(4) 海運業は利幅の薄い競争が激しい産業である。商船はマラッカ海峡、シンガポール海峡あるいはスンダ海峡を南方から通過して南シナ海に入る。その他の東アジアへの代替ルートは、ロンボク海峡かオーストラリア南方を大きく迂回するしかない。しかしながら、ジャワ島とスマトラ島の間を通るスンダ海峡とバリ島とロンボク島の間を通るロンボク海峡は、目下活動する極めて危険な火山によって暗雲が投げ掛けられている。長距離の航海は、年間航海数の減少と燃料コストの増大を意味する。また、危険な航海は保険料の増大を意味する。南シナ海の紛争は、東南アジア諸国向けの原油を含むサプライチェーンを分断することになる。国際貿易と国際海運は開かれた、安全かつ確実なシーレーンに依存している。

(5) 分離通航システム（TSS）は、海上における人命や安全、航行の効率化、海洋環境の保護に資するものである。TSS は、混雑した海運回廊で一方通行レーンを設置することに似た、船舶交通路システムである。こうしたシステムは、国際海事機関（IMO）の条約や規則によって管理されている。規則は公海、公海へと繋がるすべての海域及び航洋船が航海できる海域における全ての船舶に適用される。IMO の航路に対する責務は、「海上人命安全条約」（SOLAS 条約）第 5 章に明記されている。「1972 年の海上における衝突予防のための国際規則に関する条約」（COLREG 条約）第 10 条は、TSS 内を航行する船舶の規則を規定し、安全速度や衝突のリスク、TSS 内もしくはその近傍で活動する船舶の行動を定める指針を示している。現在、シンガポール海峡のフィリップス水路を含む一部の国際海峡と縁海では、TSS システムが整備されている。

(6) TSS の適用は船員や産業、国家機関そして IMO の承認など、広範な協議を伴う複数年に亘る集中的なプロセスである。IMO 加盟国は TSS の適用を受けるに当たって、TSS の必要性を示す正式な提案を起案して、提出しなければならない。当該提案は問題を説明し、問題を解決するために提案で示された行動を正当化し、当該行動が海洋の利益と海洋における航行の安全に与え得る潜在的な負の影響を特定するものでなければならない。環境問題に関する提案は、海洋環境保護委員会や航行の安全小委員会、海上安全委員会など、IMO の委員会による審査を受ける。提案されたほとんどの TSS は、その一部あるいは全部が 1 か国ないしそれ以上からなる沿岸諸国の領海や排他的経済水域内に位置している。そのため、IMO の承認は大体の場合において国家内・国家間機関、ルールメイキングや、その他の規制あるいは沿岸諸国による宣言や立法などの政策に伴う行動が先行するか、続くものである。

(7) 南シナ海の海上貿易を維持することは、あらゆる利害関係者の利益である。貿易立国の東南アジア諸国や、南シナ海の生態系にとって破滅的な高い紛争リスクを考慮すれば、南シナ海には安全かつ確実な TSS が必要であり、適用に向けたプロセスを直ちに始めるべきである。

記事参照：The Need for Open Lines of Communication in the South China Sea

8 月 22 日「インド太平洋戦略の中で東南アジア諸国が選択する競争と中立」（Center for International Maritime Security（CIMSEC）, August 22, 2018）

シンガポール南洋工科大学ラジャラトナム国際関係学院（RSIS）の Shang-su Wu 研究員は、8 月

22 日付で国際海洋安全保障センター（Center for International Maritime Security（CIMSEC））の WEB サイトに、“Competition and Neutrality of Southeast Asian States in Indo-Pacific Strategy” と題する論説を寄稿、要旨以下のとおり述べている。

(1) インド洋と太平洋の中間に位置する東南アジア諸国の動向が「自由で開かれたインド太平洋」構想における重要性を増している。東南アジア諸国の海軍力は強力ではないが、その地理的意味合いからインド太平洋地域のパワーバランスに影響を及ぼしうるものである。本来、東南アジア諸国には非同盟の伝統があり、また中国との経済関係から「自由で開かれたインド太平洋」戦略には距離を置くであろうが、それでもその動向は 2 つの海を結ぶ戦略に影響を及ぼす。地理的には、インドネシアとマレーシア、シンガポールがマラッカ・シンガポール海峡のコントロールに関わりを持ち、ブルネイ、ミャンマー、フィリピン、タイそしてベトナムはシーレーンに影響力を及ぼすと言える。

常任理事国の構成からして、ある国が他の東南アジアの国に脅威を及ぼしたとの決議を採択することは難しいだろう。脅威がクリミアのような侵略行為であったとしても、やはり難しいだろう。加えて、トラブルメーカーと称されるような国からの侵略であっても、東南アジアの諸国は中立的な姿勢で穏やかな対応をとりがちである。

一方、侵略者にとって軍事力を用いることは容易ではない。被侵略国の民衆をコントロールすることは難しいだろうし、抵抗にもあうだろう。チョークポイントの制圧が考えられるが、例えば、マラッカ海峡はそこを管轄する国が 3 カ国に分かれていることから、コントロールを確保することにはかなりの困難を伴うだろう。

(2) インド太平洋におけるシーパワーの間の武力紛争を①大規模紛争、②厳しい対立、③平時、の 3 つに区分して考えてみよう。

先ず①大規模紛争のケースである。中国と米国（とその同盟）との間での武力紛争は、中国が第 1 列島線内のシーコントロールを確保している場合は、東南アジア地域内に留まるだろう。中国が特定の紛争海域でのシーコントロールを確保できない場合は、中国の野望は絶たれるだろう。これとは反対に、もし中国が最初の戦闘で米国あるいは「4 カ国（オーストラリアとインド、日本、米国)」に勝利すれば、米国とその同盟国は次の戦闘へ備えるか、またはチョークポイントを封鎖するか、あるいは平和交渉を開始するであろう。もしチョークポイントの封鎖に踏み切った場合は、東南アジア諸国の動向がカギを握ることになる。

もう一つのシナリオとして、中印の国境紛争が海上に及んでくるケースがある。この場合、東南アジア海域は双方ともに海軍力展開のためのチョークポイントとなる。

②厳しい対立のケースはどうか。中国にとっても米国とその同盟国にとっても、東南アジア海域は情報収集のための格好の場となるだろう。また、③平時の状況でも、東南アジア地域の海峡は監視と抑止の場を提供する。

以上 3 つのシナリオにおいて東南アジア諸国は、中立を保つか、緩やかな中立の立場を示すのか、あるいはいずれかに加担するのか、いずれの選択を採るであろうか。おそらく、緩やかな中立の姿勢であろう。米国との防衛に関わる協定を結ぶタイもフィリピンも、中国との良好な関係は保っている。他の東南アジア諸国も双方に対し政治的に賢い選択をとってきたように見える。

(3) ここ数十年の間で、東南アジア諸国の海軍力は増強されてきたが、近隣を侵略するほどのものではなく、また、中立を維持できるほどのものでもない。それでも、シーレーンが長くなりすぎな

い、短距離ミサイルの射程で防衛できる等々、地勢戦略的な強みがある。更に、保有する潜水艦は侵入してくる敵対国家にとっては脅威である。しかし、東南アジアの諸国は、自国が保有する軍事力だけでは防衛を完結することはできないのは確かであり、他国の支援が必要である。

現在の東南アジア海域の安全保障環境においては、伝統的な同盟はうまく機能しないのではなかろうか。貿易や投資といった中国との経済関係において、東南アジア諸国が単純に「自由で開かれたインド太平洋」構想に参加することには制約があるだろう。中国は東南アジア諸国との防衛交流や共同演習などの働きかけを強めている。しかし、東南アジア諸国が緩やかな中立姿勢をとる状況において、彼らを「自由で開かれたインド太平洋」構想に寄与する道を開くことも可能である。「4 カ国」としては、東南アジア諸国に共同演習への参加を促すなどして交流を深めるべきであろう。また、「4 カ国」は東南アジア諸国が海洋利益を享受できるよう技術支援することも必要であろう。最後になるが、大事なこととして、「4 カ国」は、実は未成熟な中国の巨大市場に対抗して、東南アジア諸国との経済関係を強固なものとすべきである。東南アジア諸国が「自由で開かれたインド太平洋」に全面的に参入することは容易ではないだろう。しかし、東南アジア諸国の協力や積極的な対応こそが、インド洋と太平洋を結ぶための要であることは確かである。

記事参照：Competition and Neutrality of Southeast Asian States in Indo-Pacific Strategy

8 月 23 日「インド太平洋地域における米印防衛協力の再形成――印シンクタンク会長・米戦略研究専門家論評」（Delhi Policy Group, DPG Policy Brief, August 23, 2018）

印シンクタンク Delhi Policy Group（DPG）会長で元駐日大使（2006-2010）の Hemant Krishan Singh と、米シンクタンク Center for Strategic and International Studies（CSIS）で上級顧問を務める Richard M. Rossow は、DPG が発行する DPG Policy Brief に 8 月 23 日付で“Re-shaping India-US Defense Cooperation in the Indo-Pacific”と題する論説を発表し、インド太平洋地域における米印防衛協力を今後強めていく必要があるとして、要旨以下のとおり述べている。

（1）現在、インド太平洋は世界的に極めて重要な地域であり、新たな「グレート・ゲーム」の舞台であることを米国は認識すべきである。近年中国がさまざまな手段を通じてインド洋に積極的に進出しており、このまま米国が何もしなければ、インド太平洋は米国にとって、自由でも開かれたものでもなく、安全でも発展的なものでもなくなるであろう。こうした状況において米国とインドは、お互いの利益を維持するようなやり方で協同していくことが望ましい。

（2）米国の国家防衛戦略は、インドを米国のインド太平洋戦略の中核として位置付けている。それは当該地域への中国の進出への対抗として重要であり、2012 年以降 ASEAN の一体性が弱まって以来、とりわけその重要性は高まってきた。米国はインド洋への関与を深めようとしているが、それはインドを既存のアジア太平洋安全保障アーキテクチャに組み込むだけでなく、インド太平洋地域それ自体の戦略的重要性の高まりを示している。インド洋地域の発展のために、米国はインドおよびその周辺諸国とともに緊密に活動し、安全保障アーキテクチャを発展させねばならない。それによって自由で開かれた貿易が活発になり、インド太平洋が世界経済において不可欠な結節点として発展するであろう。

（3）しかしながら現在のところ、米国はインド太平洋地域に強固かつ安定的な地歩を築いてはいない。インドから見れば米国のインド太平洋へのコミットメントは物足りないものである。他方、米国にしてみれば、インドが防衛的パートナーシップの強化にさほど積極的ではないように感

じられる。以上述べてきた現状に鑑みて、我々は「自由で開かれたインド太平洋」を推進するため、以下の 3 つの方針を提案する。

(4) まずひとつは「拡大」である。米国は、インドの安全保障に関する利害がインドの西にも東にも存在することを理解する必要がある。米国は、東アジアや東南アジアにおいて失われた戦略的立場を取り戻すことに関心を集中させているが、その一方ですでに中国がインド太平洋地域において圧倒的なプレゼンスを確立しようとしている。米国は、インド洋および太平洋における課題を全体として眺めなければならない。

(5) 次に「関与」である。インドが米国のインド太平洋戦略における中核的存在であるならば、米国は東アジアに関心を集中させるのではなく、インド太平洋を総体として捉え、戦略的パートナーシップの構築においてインドの意見に十分に耳を傾ける必要がある。そして米国とインドによって展開される共通の戦略は、インド太平洋において中国が引き起こす難題を理解し、地域的安全保障における ASEAN の役割の重要性を認識するものになろう。米印がともに関わるであろう安全保障アーキテクチャとして、以下の 3 つの層が想定されうる。

a. 米国の同盟国を中心とした東アジアから構成されるもの
b. ASEAN を中心とし、それを諸々の三国間協定や Quad（日米豪印）が補強する体制
c. インドやオーストラリアを含むインド太平洋中心のアーキテクチャ。それに対し米国はさまざまな防衛資源（海洋状況把握能力や人道支援および災害救援、情報・監視・偵察能力の向上など）に関する協力を深める。

(6) 最後に「説明」である。Obama 政権期の対アジア政策としての「ピボット」あるいは「リバランス」（アジアにより軸を移すという政策）の弱点は、それに基づく個別の行動についての政府による説明が十分でなかったことである。したがって米国は、「自由で開かれたインド太平洋」戦略が、同地域におけるアメリカのプレゼンスや協力体制を変えるかについてより明確にする必要がある。そのうえで米国とインドは、他の Quad のパートナー国とともに、地域の経済的取り決めや地域的安全保障に関する詳細なアーキテクチャを練り上げる必要がある。こうした動きが中国からの強い反応を惹起することは間違いないだろうが、Quad はそれに対応しなければならない。

(7) 外交および経済領域における米印関係の強化にとって必要なのは、米国はインドの関心がインドの東にも西にも向いていることを理解することである。軍事的観点から言えば、米国はインドが定義するインド太平洋地域をカバーする 3 つの軍司令部（INDO-PACOM、CENOCOM、AFRICOM）が、インドとの防衛協力において協同して活動しうるかをはっきりと示さねばならない。その努力の一環として提案できるものとして、例えば、翌年のマラバール（日米印共同訓練）を二段階の訓練へと拡大させることがある。つまり第一段階として、インド洋東部において INDO-PACOM が参加する訓練を行い、第二段階ではインド洋西部で CENTCOM が参加する訓練を行うのである。これはインド太平洋地域における米印防衛協力として象徴的なものになるであろう。

(8) 2015 年に二国間防衛協力に関する 10 ヵ年枠組み合意が更新された。米国政府と議会はなお、主要防衛パートナーとしてのインドの地位を強化するための政策を実施し続けている。今後はさらに、海洋状況把握能力や情報・監視・偵察能力の強化や、相互運用可能な諸々の協定（通信互換性保護協定（COMCASA：後述する米印 2+2 閣僚級対話の第一会会合で合意された）など）の締結が目指される。もうすぐ米印 2+2 閣僚級対話の第一回会合が開かれる予定である（9 月 6 日に実施された）。それはバランスのとれた、かつ進歩した二国間の防衛・安全保障関係の

基礎を築く歴史的な機会を提供するものとなるであろう。

記事参照：Re-shaping India-US Defense Cooperation in the Indo-Pacific

8 月 23 日「東シナ海の石油・ガス田で活発な活動を続ける中国―米シンクタンク観測記事」（Asia Maritime Transparency, CSIS, Augusut 23, 2018）

米シンクタンク Center for Strategic International Studies（CSIS）の Web サイト Asia Maritime Transparency Initiative は、8 月 23 日付で“Beijing Keeps Busy in East China Sea Oil and Gas Fields”と題する記事を掲載し、東シナ海における中国の石油・ガス田開発状況について、要旨以下のとおり述べている。なおこの記事は 2017 年 9 月 28 日付の記事を更新したものであり、まず 2018 年 8 月 23 日付の記事の抄訳を、その後 2017 年 9 月 28 日付の記事の抄訳を掲載する。

【2018 年 8 月 23 日】

（1）ここ最近、日中間の緊張が緩和している一方で、中国政府は、日本政府の抗議を無視する形で東シナ海における石油・ガス資源の開発を続けている。2017 年 9 月 28 日付の記事で述べてあるように、中国は日中両国の海洋における中間線、すなわち日本が日中両国の大陸棚の境界線と主張する海域の近郊にいくつもの石油・ガス掘削プラットフォームを設置してきたが、少し前に、ジャッキアップ・リグ（甲板昇降型海洋掘削装置、海底掘削システムのひとつ）を新たに設置した。衛星写真によればそのリグは、遅くとも 6 月 25 日までには試掘を開始した。

（2）試掘によって石油かガスが発見されれば、その石油・ガス井にはウェルヘッドと呼ばれる噴出防止装置が取り付けられるのだが、中国は現在、上述した中間線海域付近に 14 ものウェルヘッド付プラットフォームを設置している。これらプラットフォームや新たに設置されたジャッキアップ・リグの場所については地図に示したとおりである（掲載元の WEB ページを参照）。

（3）2017 年、中国は 3 基のジャッキアップ・リグを設置したが、船舶自動識別装置（AIS）の信号によれば、Haiyang Shiyou 942、Kantan Quhao、Kaiuan Yihao の 3 つである（2017 年 9 月 28 日付記事参照）。そのうち 2 つのジャッキアップ・リグ（Kantan Qihao と Kaixuan Yihao）は地図から削除された。リグは海域を離れ、そこにはプラットフォームは建設されていない。Haiyan Shiyou 942 もその場を離れたように思われるが、そこにウェルヘッド付プラットフォームが建設されたかどうかは確認できていない。そのため地図ではさしあたり「プラットフォームがあるかもしれない」と記しておく（掲載元の地図ではオレンジの印）。

【2017 年 9 月 28 日】

（1）東シナ海の石油・ガス田をめぐる問題は、日中関係における対立の原因のひとつである。これは尖閣諸島の問題や南シナ海をめぐる緊張の高まりほどに関心を集めているわけではないが、そのことが石油・ガス田問題の重要性を減じるものではない。われわれはこれまで当該海域における中国の石油･ガス掘削プラットフォームの数が増大してきたことを記録してきたが､2017 年になって中国は新たに 3 つのプラットフォームを設置した。それが当該海域における中国の業務用船舶の活動の活発化という現象を伴うものであった。

（2）最初の新設プラットフォーム Haiyang Shiyou 942 は、Drilling China Oilfield Services 社の所有であり、2017 年 2 月 18 日、あるいはそれ以前に設置された。ジャッキアップ型プラットフォームの Kantan Qihao は Sinopec Offshore Oilfield Services 社所有で、おそらく 7 月 19 日

から 21 日の間に設置された。3 つめの Kaixuan Yihao は CIMC Raffles Offshore 社所有で、8 月 19 日前後に設置された。

(3) これらのプラットフォームは、日中両国の中間線にまたがる海盆を掘削するためのものである。その中間線は、日本がかねてより日本の大陸棚と中国の大陸棚の境界と主張してきた海域であるが、中国はそこを境界線と認めていない。中国が主張する境界線はそれよりも東に位置している。日本政府の立場からしてみれば、中国は日中両国で共有されるべき資源を独占しており、また、2008 年の合意、すなわち日本が主張する中間線付近に共同開発海域を設定することなどに関する合意を履行していないのであった。

(4) 実際のところ、日中間の緊張は 2008 年以後急激に高まり、その合意が履行されることはなく、中国は日本が主張する中間線付近にプラットフォームを設置し続けた。ただしその線の東側に設置することはなく、また上述の共同開発海域の内側に設置することもなかったため、中国政府は、その行動が 2008 年の合意にも国連海洋法条約にも抵触していないと主張している。しかしそうした主張と行動は公正なものとは言えない。

(5) 衛星写真（掲載元ウェブページ下部のギャラリーを参照）や、プラットフォームと中国の海岸線との間（とりわけ浙江省の舟山市との間、舟山群島のひとつ舟山島に位置する都市）を行き来している船舶の活動状況から、これらプラットフォームの多くは操業を開始したと考えられる。地図に示したのは、2017 年から 9 月の間、Windward が提供する AIS のデータを用いて、プラットフォーム周辺で操業していると思われる 10 の船舶の活動である（掲載元ウェブページを参照）。それぞれのドットが、船舶が発する AIS 信号を受信した瞬間を示している。このデータが完璧なものであるとは言えないが、この時期にこの海域における中国籍船舶の活動が活発さを増したことはほぼ間違いない。さらに言えば、AIS 用のトランシーバーを搭載していない船舶がこの海域で操業している可能性もあるのである。

記事参照：Beijing Keeps Busy in East China Sea Oil and Gas Fields

8 月 25 日「日米が注目するスリランカの戦略的要衝、トリンコマリー」（NewsIn.Asia, August 25, 2018）

スリランカのニュースサイト NewsIn.Asia は、8 月 25 日、日米両国が中国に対抗する意味合いでスリランカのトリンコマリーに注目しているとして要旨以下のように報じている。

(1) 日米両国は、スリランカ南部のハンバントタ及びスリランカ西部のコロンボにおいてプレゼンスを示し、ベンガル湾周辺で勢力を拡大する中国に対抗すべく、スリランカ東部のトリンコマリー港に注目している。1930 年代末までに英国は、トリンコマリーに艦船と航空機の給油用に 101 の巨大な石油タンクを設置した。第 2 次世界大戦中の 1942 年 4 月 9 日には日本軍機がタンクの 1 つに突っ込み、タンクを融解した鉄塊と化した。2000 年代に入ってスリランカ政府は、Ceylon Petroleum Corporation との共同使用のために石油タンクを Indian Oil Corporation に譲渡したが、修理調整され現在も使われる油槽は一部にとどまっている。しかしながら、インドはベンガル湾地域と南東アジアで拡大する市場への供給のために更なる石油タンクを修理調整する計画を有しており、日本もインドと同様の意図を持っている。他方で、米国は好戦性を増す中国に対してトリンコマリー港が有する戦略的な価値により関心を抱いているようである。スリランカ政府は目下、トリンコマリー港の開発に日本とインドの支援を望んでいる。

(2) 日米の海軍は同港に親善交流で艦艇を派遣し、インドは海軍士官を常駐させている。日本の小

野五典防衛大臣がトリンコマリー港を訪問した際には、同国の護衛艦が同港に停泊していた。小野寺大臣のトリンコマリー訪問直後に、米海軍のドック型揚陸艦 Anchorage が第 13 米海兵遠征部隊と共に、8 月 24 日に予定されていた同港訪問のために到着した。今次訪問は米海軍第 7 艦隊にとって、インド太平洋地全域で活動する海軍実戦部隊がどの程度、現地の補給支援サービスを受けられるのかを調査する機会でもある。

(3) 在スリランカ米国大使館臨時代理大使 Robert Hilton は、Anchorage 及び同艦に搭乗する海兵遠征部隊の到着を歓迎した。Hilton は「今次訪問及び演習は、インド太平洋地域における緊急人道支援に対応する両国の共通能力を構築するだろう。米国は、自国あるいはパートナー国軍、人道支援機関が必要なときに救援物資や備品、その他物資の迅速な入手を確実にすべく、インド洋におけるスリランカの戦略的な位置を活用する空輸ハブ構想を試せることにも大いに関心を抱いている」と強調した。

(4) Anchorage 艦長 Dennis Jacko 大佐は、水兵と海兵隊員が任務を成功裏に完遂して、スリランカで米国のプレゼンスを示すことに重点を置いたと述べた。Jacko は「今次艦艇訪問は米・スリランカ協力強化の価値を示すことに資する。Anchorage の目的は安全保障協力強化のみならず、災害対処に資する HADR（人道支援、災害支援）能力に対する理解を取り付けると共に、最良の事例を共有することで将来の災害に際して一層効率的な共同救助活動を実現することにある」と述べた。Jacko 大佐は、今次訪問の際に実施予定のダメージコントロール演習について「米海軍のダメージコントロールプログラムは世界で最も熟練したものであり、米海軍最良の手法をスリランカ海軍とシェアすることに関われて嬉しい」と語った。

(5) 米第 7 遠征打撃群参謀長 Deborah K.McIvy 中佐は「スリランカ海軍、同国の支援チーム及び在スリランカ米国大使館は、スリランカにおける初の臨時空輸ハブ構想の確立に当たって素晴らしい支援と協力をしてくれた。現地の補給支援サービスをうまく活用することは、HADR 業務に不可欠な物資を供給するなど、将来的な作戦手順の標準化に資するだろう」と述べた。

(6) 8 月下旬の日本の小野寺防衛大臣による初のスリランカ訪問は、インド洋地域にとって非常に重要なことであった。小野寺大臣の訪問地リストには、中国がバングラデシュやミャンマー及びモルディブで港湾を建設しようとする中で重要性を持つハンバントタ、トリンコマリー、コロンボの港湾が含まれていた。中国は既にコロンボ港でプレゼンスを有している上に、ハンバントタ港を 70 パーセントの株式とともに 99 年間借り受けた。また、中国は明らかに「一帯一路構想」（BRI）の一環として、パキスタンのグワダル港を建設、運営している。

(7) 日本は中国が軍民双方の目的を持ち得るインフラプロジェクトを行うことで、インド洋地域諸国に対する支配を確固なものにしようとする断固たる動きを非常に懸念している。これに関連して小野寺大臣のトリンコマリー訪問時に、日本の護衛艦「いかづち」が同所に停泊していたことは注目に値する。小野寺大臣はスリランカの Sirisena 大統領との会談で、同国の海洋安全保障の強化を手助けすることを約束した。日本は既にスリランカに米ドルで総計 1,100 万ドル以上する 2 隻の巡視艇を供与した。その一週間前には、日本の同盟国の米国がスリランカの海軍力を強化すべく 3,900 万ドルを供与している。

(8) 元スリランカ海軍大将 Jayanath Colombage が Pathfinder 財団向けのレポートで、2008 年から 2017 年までにコロンボ港に寄港した外国海軍艦艇の船籍を分析したところ、スリランカの港、主としてコロンボ港に 65 隻の海上自衛隊の艦艇が寄港したことを明らかにした。この数値について彼は「スリランカを訪れるインド海軍艦艇に次いで第 2 位である」と指摘する。

記事参照：US and Japan eye eastern Sri Lankan port of Trincomalee

8 月 30 日「インド洋支配を狙う中国のスリランカでの動きと日本の対応―米経済学者論評」(Forbes, August 30, 2018)

米国 LIU Post（編集注：ニューヨーク所在の私立大学）の教授 Panos Mourdoukoutas は、米国の経済誌 Forbes 電子版に、8 月 30 日付で“Japan Is Trying To Catch Up With China In Sri Lanka”と題する論説を寄稿し、日本は、中国によるインド洋の支配を防ぐことについて、より真剣になっているとして、要旨以下のように論じている。

（1）Channel NewsAsia によると、先週東京は、2 隻の巡視艇をスリランカに寄贈した。日本の動きは、このインド洋国家におけるハンバントタの大水深港を運営する大規模な 11 億 2 千万ドルの契約の一環として、CM Port がスリランカに 5 億 8,400 万ドルの支払いを行った 1 年後に現れている。

（2）2017 年 7 月に署名されたこの協定により、CM Port は 99 年の貸与期間中に 15 億ドルの中国によって建造された港を運営することが可能である。スリランカの中国への負債を減らすために、この 11 億 2 千万ドルすべてが使われる。北京がタミル・タイガースとの戦いに関与した 2007 年に、中国はスリランカでのその拡大を開始した。この後、中国に対するスリランカの債務を重く残していった高金利融資と主要建設プロジェクトが続いた。スリランカの債務は 2017 年に GDP の 77.60%に達し、これは Trading Economics によると、1950 年から 2017 年までの平均の 69.69%よりも遥かに高かった。今日、スリランカの財政赤字は、この国の GDP の約 5.5%に達し、これはその負債を増やすだけある。この国は、2017 年の GDP の約 2.60%だった継続的な経常赤字が示すように、既にその財力を越えた国家運営を行っている。スリランカは、融資と株を交換する中国との協定に署名することによって、同国への増大する負債に対抗するための措置を取った。そうすることにより、中国が、インド洋における北京にとって重要な前哨基地となっている、スリランカの主要港湾のような主要インフラプロジェクトの所有者になることを可能にした。

（3）しかし、南シナ海とインド洋の貿易を支配しようとする中国の積極的な試みは、日本とその同調者であるインドの怒りを招いた。この二国は、ちょうど昨年、ベンガル湾のマラバールにおいて共同海軍演習を行った。彼らはその後、中国が推進している一帯一路構想の代替案として、「アジア・アフリカ成長回廊」（AAGC）の構想を提案するために協力した。今、東京はスリランカの防衛を強化することに興味がある。しかし、「日本は遅れているだけでなく、中国に追いつくための経済的資源もない」と General Director of Pushkin Institute の Stathis Giannikos は述べた。

（4）日本の最近の動きが、最も強力な 2 つのアジアの国の間に新たな戦線を作り出し、この地域への投資を検討している人々に対する地政学的リスクを高めているので、投資家は状況に注意を払うべきである。しかし、金融市場は、潜在的なリスクを無視しているように見える。結局のところ、市場は、地政学的リスクよりむしろ、投資の基本的価値に基づいて取引する。

記事参照：Japan Is Trying To Catch Up With China In Sri Lanka

8 月 31 日「比艦艇南シナ海で座礁、中国は救助のため艦船を現地派遣－香港紙報道」（South China Morning post.com, August 31, 2018）

8 月 31 日付の香港紙 South China Morning post の電子版は“Beijing sends coastguard vessels after Philippine warship runs aground in South China Sea”と題して、8 月 29 日比艦艇がハーフムーン礁に座礁した事実と中国の対応を、その見方を含め要旨以下のように報じている。

（1）係争中の南沙諸島の東端でフリゲートが座礁している。中国は南シナ海の係争中の海域で座礁したフィリピン海軍艦艇の離礁を支援するため海警の船舶と救難船を派遣した。同艦は 8 月 29 日（水）夕刻、係争中の南沙諸島の東端ハーフムーン礁（中国名：半月礁）に座礁した。環礁は中比両国が領有権を主張しており、およそ 20 年前にマニラが同じ南沙諸島にある第 2 トーマス礁でどのように軍事力の展開を促進したかを北京に思い出させ、ジレンマを引き起こさせるかもしれない。中国外交部報道官華春瑩は、海警の船舶は環礁に到着しており、同時に救難船「南海救 115」も近傍海域で待機していると 8 月 31 日に述べ、「我々はフィリピンとどのような支援ができるかを協議中である」と述べた。また、比国軍は、フィリピン最大の艦艇は通常の哨戒任務中に座礁したと 8 月 30 日に述べた。同艦は「船首から船体中央」まで座礁しており、推進器を損傷したが、乗組員に被害はなかった。「同艦は依然そこにあり、離礁前の損害調査を実施中」と比国防相 Delfin Lorenzana は、国営フィリピン通信社へのメッセージの中で述べた。

（2）暨南大学の東南アジア研究所教授張明亮は、中国にとって最良の戦略は状況が変化する前に自発的に離礁の支援を提供することであると述べている。「もし中国が単に事態を傍観すれば、第 2 トーマス礁での比軍艦 Sierra Madre の事例と同じように事態は発展するだろう」と言った。比海軍は 1999 年に第 2 次大戦時代の艦艇を故意に係争中のサンゴ礁に座礁させたことに張明亮は言及している。比海軍は、中国が抗議し、補給を阻止しようとしたにもかかわらず、係争海域における軍の展開を維持するため錆び付いた Sierra Madre に海兵隊を配備してきた。2016 年 3 月には、比漁船が中国の基地があるミスチーフ礁に近いジャクソン礁に座礁した。人民解放軍海軍の艦艇 7 隻が現場への立ち入りを規制し、タグボートが漁船を引き出した。中国艦船は、比漁民の海域への出入りを拒否した。それはハーグの国際仲裁裁判所での仲裁事案でマニラが勝利を収める数ヶ月前であった。「中国は今、あのときのような強硬な姿勢で対応することはできない。Duterte 政権との 2 国間関係は疑いのないものとはいえ、米国との緊張が高いこの時期に南シナ海の不安定は北京の利益にはならない」と張明亮は述べた。

（3）ハーフムーン礁は南シナ海東部の 2 つの主要な航路の交点に位置している。2012 年には人民解放軍海軍のフリゲートが座礁し、10 日後に他の中国艦船によって救助された。

記事参照：Beijing sends coastguard vessels after Philippine warship runs aground in South China Sea

9 月 5 日「南シナ海で座礁したフィリピン艦の撤去と安堵する中国」（South China Morning Post.com, September 5, 2018）

（編集注：記事の時系列は前後するが上記の続報記事としてここに掲載する。）

9 月 5 日付の香港紙 South China Morning Post 電子版は、“China ‘relieved’ Philippine warship towed from shoal in disputed South China Sea, analysts say”と題する記事を掲載し、南シナ海におけるフィリピン艦の座礁とその撤去に関する中国の見方を、要旨以下のように報道じている。

（1）中国は、南シナ海の争いのある海域で座礁したフィリピン海軍の軍艦が最終的に回収されたこ

とを見て、「安心」（relieved）しているとアナリストらは述べている。フィリピン国軍は、同海軍旗艦である Gregorio del Pilar が座礁した 5 日後、紛争中の南沙諸島の東端のハーフムーン礁の浅い縁から引き出すために、2 隻の商用タグボートが 9 月 3 日月曜日の深夜に使用されたと明らかにした。「南シナ海における現状の維持は、米国との関係が緊張している現在、中国の主要な関心事だ」「これはすべての当事国にとって良い結末だった」と上海に拠点を置く軍事評論家の Ni Lexiong は語った。

（2）8 月 29 日水曜日の夜の定期的なパトロール中に、このフィリピン艦が座礁してそのプロペラがダメージを受けた直後、北京は、付近の人工島から沿岸警備隊の複数の船艇と 1 隻の救助船を送った。アナリストたちによると、中国は、フィリピンがセカンド・トーマス礁を効果的に「占領」することを可能にし、フィリピン軍の前哨基地とした、1999 年のセカンド・トーマス礁におけるフィリピン海軍輸送艦の座礁の再現を警戒した。中国は、フィリピンと中国が権利を主張し、ハーフムーン礁の約 110km 北に位置するセカンド・トーマス礁からの現在は錆びてしまっているフィリピン軍艦 Sierra Maddre の除去を繰り返し要求している。ハーフムーン礁はまだ領有権主張国のいずれかによってもコントロールされていない。沿岸警備隊と救助艇の派遣は、中国が地域の管理を支配していることを示すためのものだったとされる。さらに、外交努力と中国軍を現場に派遣することを組み合わせることで、フィリピンに「できるだけ早く」その座礁した軍艦を撤収するように圧力をかけることを意図した。

（3）20 年前のフィリピン軍艦 Sierra Madre の座礁以来、中国は、座礁した艦船が争いのある地域に長く留まりすぎないように努めてきた。2016 年 3 月、中国当局は、南沙諸島のジャクソン礁にフィリピンの漁船が座礁した直後にそれを曳航した。世界の海運貿易の 60%が通航する南シナ海の紛争を管理する努力の中で、中国と ASEAN 諸国は、8 月に「行動規範」案で合意した。一方、フィリピンの Rodrigo Duterte 大統領は、権利の主張をめぐって、中国を仲裁裁判所に提訴した彼の前任者である Benigno Aquino よりも、紛争地域についてより穏やかな見解を示している。しかし、フィリピンは、南シナ海での中国、特にその軍隊のプレゼンスに関して、その立場を変えていないと、暨南大学の東南アジアの専門家 Zhang Mingliang は述べた。

記事参照：China ‘relieved’ Philippine warship towed from shoal in disputed South China Sea, analysts say

2018 年秋号「南シナ海における新たな戦略確立のための分析－米専門家評論」（US Naval War College Review, Autumn 2018, Vol., 71, No. 4）

米海軍予備役少佐で東アジアの防衛戦略問題専門家の Steven Stashwick は US Naval War College Review の 2018 年秋号に“‘Getting Serious about Strategy in the South China Sea’: What Analysis Is Required to Compel a New U.S. Strategy in the South China Sea? ”と題する論説を寄稿し、同誌 2018 年冬号に掲載された Hal Brands と Zack Cooper による“Getting Serious about Strategy in the South China Sea”について論評しつつ、同論文が提唱する「封じ込め」と「相殺」によるハイブリッド戦略を補完する「リスク低減戦略」を採るべきとして要旨以下のように述べている。

（1）US Naval War College Review の 2018 年冬号に掲載された Hal Brands と Zack Cooper の “Getting Serious about Strategy in the South China Sea”は、南シナ海における中国の挑戦に米国がどのように対応すべきかという議論に大きな貢献をしている。しかし彼らの議論は他の政策に及ぼす結果を分析しておらず、新たな南シナ海戦略としては不十分である。

Brands と Cooper は米国の対応を以下の 4 つの戦略に分類し、それぞれのコストとリスクを評価して「封じ込め」と「相殺」の組み合わせによるハイブリッド戦略を推奨している。

a. 巻き返し（rollback）:人工島からの中国の強制的な排除
b. 封じ込め（containment）：中国の追加的な占拠ないし開発の防止
c. 相殺（offset）：新たな軍事的能力の獲得により同地域における中国の優位性に対抗
d. 調和（accommodation）：中国の地域的覇権を敢えて黙認

しかし、中国を孤立化させることが米中関係の他の側面よりも重要であるという理由が述べられておらず、専門家の間で異論もある。後者の実現には政策の優先順序と初期設定の変更が必要であるが、そうした方針変更の必要性が自明であるならば、それは政策決定者の仕事ではない。Brands と Cooper は 4 つの戦略オプションと他の政策のトレードオフを評価する体系的方法を提示しておらず、期待利益と他の政策に対して予想される損害とを比較する枠組みがなければ、その評価は困難である。したがって、この戦略の選択基準は体系的であるというより主観的であるように思われる。

Brands と Cooper は、毎年 3 兆ドル以上の自由貿易、天然資源、武力紛争が発生した場合に中国が島を拠点として攻撃を実施する可能性、法の支配による国際秩序など、米国の戦略的な利益のリストを提示しているが、その優先順序、許容可能なレベルについての体系的な分析が不足しており、これらは矛盾し混乱していると暗黙に認めているのである。

(2) 米国が南シナ海政策の変更を提唱するには、政策決定者が新たな措置の期待利益と引き換えに他の政策の追加的なリスクを受け入れるという説得力ある議論が必要である。残念ながら Brands と Cooper は、それぞれの戦略が武力紛争回避、公平な自由貿易、気候変動や北朝鮮の核問題に係る国際協力、地域のパートナー諸国への影響など、他の米国の優先政策に悪影響を与えると指摘しているが、それらの危険をどのように評価すべきかを示唆していない。その結果、読者は南シナ海がなぜ問題なのかについて洞察を得る一方で、米中関係における他の政策事項にリスクを受け入れることが重要か否か、判断が出来ないのである。

今日、米国の南シナ海政策は既にこれらの他の政策の優先順序に実質的に劣後しており、政策の優先順序を並べ替える議論をしないことで、Brands と Cooper は現状の戦略的階層を暗黙のうちに支持し、米国が新たなリスクを受け入れるべきいう主張を弱めている。このような検討枠組みがなければ、Brands と Cooper が推奨する「封じ込め」と「オフセット」によるハイブリッド戦略も、既存の政策からの転換という点において魅力的ではないように思われる。

(3) Brands と Cooper は、南シナ海における中国の新たな領域の占拠ないし基地開発を「封じ込め」するべきと主張する。しかし、この「封じ込め」は中国による既存の南シナ海の施設の強化を防止出来ず、むしろそれを促進する可能性もあることから、米国は自らの軍事能力の向上によって中国の優位性を相殺すべきと主張している。しかし、このアプローチが米国がこれまで追求して来た戦略と実質的に異なるものであるのか否か、その点はこれまでの「封じ込め」の有効性に依拠している。

もしも Brands と Cooper の主張が、米国の「封じ込め」が場当たり的であるという批判であるならば、それは中国の最近の南シナ海における拡張主義が場当たり的であるのも否定することになる。米国がより包括的に「封じ込め」を実施すべきという議論は、中国が 2013 年以降、スプラトリー諸島の 7 か所以外に新たな占拠や基地開発を実施しなかったと言うのとほとんど違いはない。

また、「オフセット」について言えば、Brands と Cooper は Obama 政権時に国防省が策定した「第 3 のオフセット戦略」あるいはピボット／リバランスとの違いは重視していない。Trump 政権は「相殺（オフセット）」という名称は放棄しているかもしれないが、基本的な政策目標を放棄したわけではなく、発表された戦略はパワープロジェクションへの対応を明示している。

(4) Brands と Cooper は米国の南シナ海戦略に係る用語等の明確化に貢献しているが、基本的には現状維持の政策を支持しているように思われる。米国の政策が混乱しているように見えるとすれば、それはおそらく実行上の問題、政策を現実に反映させる複雑さというよりも、分析の厳密さの欠如によるものである。戦略の最終的選択は政治的リーダーシップに依拠しており、Brands と Cooper もそのことを認識していればこそ、この議論の中で戦略的な優先事項をどのように整理すべきかを敢えて検討していないのである。

Trump 政権は中国との戦略的な競争関係に焦点を当てた国家安全保障戦略（NSS）を公表しており、特に南シナ海における中国の人工島建設の脅威について強調している。しかし、NSS は南シナ海問題に対処する政治的あるいは軍事的な手段を指定しておらず、政策的な妥協点を評価するのに役立つ中国に対する米国の利益の階層も提供していない。Brands と Cooper が指摘するように、自由貿易、軍事的アクセスの維持、ルールベースの国際秩序は南シナ海における米国の重要な利益であるが、しかし、新たな南シナ海戦略によって危険にさらされることになる米中関係やその他の地域的利益よりも一般的には自明ではない。NSS はそれらの利益に明示的な優先順序を提供しておらず、南シナ海問題を重視していない階層に対し事実上の特権を与えている。しかしまた、そのような階層が政策指針上に規定されているわけでもないため、南シナ海の重要性を強調する階層にとってもドアは開かれているのである。

(5) しかし、何故に優先すべき戦略が他の優先事項に影響を及ぼさないのか、また、何故に南シナ海問題の目標がそれらを危険にさらすに足るほど重要であるのか、Brands と Cooper の分析はその理由を示しておらず、南シナ海戦略の変更を促すのには不十分である。

にもかかわらず、Brands と Cooper の推奨するハイブリッド戦略は研究ニーズと潜在的な政策機会を示唆している。彼らは、ハイブリッド戦略も中国が既に占有している領域で実施する追加的な軍事化を防止するものではないと認めているが、この弱点は「相殺」の措置によって緩和される。理論的には新たな中国の能力も米国及び域内のパートナー諸国の能力向上によって「相殺」することが出来る。しかし「相殺」戦略は、中国が経済的な優位性を享受する地域で米国を軍備拡大に走らせることにもなる。すなわち、「相殺」戦略は暗黙裡に競合する二国間の「安全保障のジレンマ」を悪化させる可能性が高いということである。

そしてこのことは南沙諸島における中国に占拠された領域のさらなる軍事化を防止ないし制限するための政策オプションの研究を推奨する。そのような政策プロセスは、おそらくは交渉や暗黙の合意を伴うことになるであろうが、Brands と Cooper の「調和」戦略と異なり、受容を確実にするための何らかの梃子や誘因を維持する必要がある。それらは信頼醸成や危機管理の手段、あるいは軍備管理、国際法及び国際枠組みとしてなじみのあるものであり、米国及び他の東南アジア諸国もアドホックに、あるいは Brands と Cooper の 4 つの戦略の実現のために、既に実施しているものである。

(6) しかし、これらを広範な戦略的リスクを軽減することのみを意図した政策と考えるのではなく、これを体系的に追及することは「リスク軽減（risk attenuation）」という第 5 の戦略オプションを構成することになるかもしれない。Brands と Cooper の言うハイブリッド戦略と同じく、

これは南シナ海における戦略的な現状維持のためのものである。

そのような指針は軍事バランスの均衡を図る勧告的な役割を放棄することなく、むしろ武力紛争の防止において積極的な役割を果たすであろう。「リスク軽減」戦略は、楽観的に過ぎるかもしれないし、積極的な「封じ込め」や「オフセット」論者からは批判されるかもしれないが、しかしこの戦略は彼らがこれまで克服できなかった制約を認識した上で、政策決定者に中国政策の優先順位の変更と優先すべき戦略に伴うリスクを受け入れさせることが出来るのである。そのためにも、関連する戦略的なトレードオフの包括的な比較は、非常に挑戦的で分析的な作業ではあるが、有益である。

一方、より強力な南シナ海政策を支持する者は、それらの優先事項の系統的な比較が想定している現状変更のための説得力ある正当性をもたらさない可能性があることにも備えておかなければならない。現状における政策的な「混乱」は、中国と東アジアにおける米国のより広範な国益にとってむしろ望ましいと認められる可能性もあるからである。

記事参照：“Getting Serious about Strategy in the South China Sea”: What Analysis Is Required to Compel a New U.S. Strategy in the South China Sea?

関連記事：“Getting Serious about Strategy in the South China Sea”

9 月 4 日「太平洋の安全保障ジレンマ―豪専門家論評」（The Interpreter, September 4, 2018）

オーストラリアのシンクタンク Lowy Institute の非常勤研究員 Jenny Hayward-Jones は、9 月 4 日付の同シンクタンクのブログ The Interpreter に“Regional security dilemma in the Pacific”と題する論説を寄稿し、気候変動に対する姿勢と中国の債務外交に対する見解に関して、オーストラリアと太平洋島嶼国との間で齟齬があるとして、要旨以下のように述べている。

（1）Kevin Rudd 首相の在任 1 期目の初期、そして Julie Bishop 外相の在任期間は、どちらも、太平洋地域のカウンターパートに耳を貸して関与し、彼らの前任者より頻繁に訪問し、新しい政策を策定する能力を示した。Julie Bishop は太平洋に大きな成果を残している。彼女は、労働党政権によって作られたこの地域のためのオーストラリアにおける「季節労働者受け入れ制度（Seasonal Worker Program）」を支援し、拡大した。そして、太平洋島嶼国からの長期的な要求を満たす、オーストラリアでの労働機会へのより多くのアクセスのために、太平洋労働者施設（Pacific Labour Facility）とともに、新しい太平洋労働者計画（Pacific Labour Scheme）を導入した。彼女は、援助プログラムにおける女性の権利に強い重点を置くことを奨励し、そして、彼女の任期中に粗野な援助削減を監督したが、それらの最悪の事態から太平洋の島々を守った。Bishop は、法の支配を促進し、腐敗を非難し、この地域における自由なメディアの重要性を支援するために、もっとも多くを果たした可能性がある。パプアニューギニアとナウルの政府は近年、法の支配の基本原則を公然と無視しており、多くの太平洋島嶼国政府はメディアの自由を制限している。マヌスとナウルの亡命希望者収容センターを維持するためのオーストラリア政府の差し迫った必要性は、Peter O’Neill パプアニューギニア首相と Baron Waqa ナウル大統領の政府を批判する Bishop の力量を制限した。彼女の餞別は、おそらく、彼女がこの地域で行った成果を守るために、彼女の後継者が Marise Payne であることを確保したことだった。

（2）しかし、Payne が外務大臣に任命された時期と状況、そして、気候変動に関する彼女の党の政策上の空白は、太平洋におけるオーストラリアの利益を追求する上での彼女の成功の機会を妨げる可能性がある。Payne は、今週ナウルで開催された太平洋諸島フォーラムの指導者会合で、オー

ストラリアの気候変動政策に対して公然と落胆し軽んじ、地域の安全保障の優先事項がキャンベラと著しく異なり、彼らの国々への中国の関心を歓迎する指導者たちと交渉する予定である。太平洋諸島フォーラムの指導者たちは今週、人間の安全保障、環境安全保障、自然災害の影響に対する回復力の構築、そして気候変動により大きな焦点を置くことを含む、地域の安全保障優先事項を拡大する Biketawa Plus として知られる宣言について交渉を行う予定である。

(3) オーストラリアは、この地域に対するこれらの問題の重要性をはねつけることはできないが、キャンベラの地域安全保障の優先事項はこれらの島嶼国の優先事項と反目していることが明らかになっている。オーストラリアはこの地域における最大の援助国であり、投資国であり、貿易相手国であるが、この地域における中国の影響力の増大をますます懸念している。中国の通信機器会社の大手である華為（Huawei）に対する安全保障上の懸念は、ソロモン諸島とパプアニューギニアとの海底インターネット・ケーブルを敷設する契約に署名するようキャンベラを導いた。オーストラリア政府の閣僚は、債務の罠を生み出す中国の融資リスクについて太平洋のカウンターパートに警告している。Bishop は、彼女のニュージーランドのカウンターパートである Wilson Peters とともに、英国、フランス及び米国に、中国の影響力に対抗する手段として、この地域の彼らの外交的プレゼンスや援助を拡大するよう求めている。太平洋島嶼国の政府は、オーストラリアやニュージーランドと比較すると、彼らの国家に対する中国の関心をあまり心配してはいない。多くの国々が、インフラと衛生のための財政支援に対する中国の関心を求め、歓迎し、そして、気候変動の脅威に対する北京の理解を高く評価している。トンガ首相の Akilisi Pohiva は、彼の国の債務水準に懸念を抱いているが、他の指導者たちは、「債務の罠となり得る中国の融資に署名をし、オーストラリアが、彼らは彼ら自身の経済状況を管理することができない」と仄めかしたことを不愉快に思っている。

(4) オーストラリアは、太平洋島嶼国政府に対し、中国がもたらす戦略的脅威にさらに注意を払う必要があることを納得させたい。一方、太平洋島嶼国の政府は、気候変動が彼らの国民に対する実存的な脅威であり、地域の安全保障に対する主要な脅威であることを、炭素排出量の削減に関して政策のないオーストラリア政府に納得させたい。

(5) 今、島嶼国は彼らが利用できる他の援助パートナーや投資パートナーによって、オーストラリアとニュージーランドに対してより大きな影響力をもっている。オーストラリアは気候変動に対する信頼性が衰微の極に達しており、この地域へのその利益を主張する強い立場にはない。

記事参照：Regional security dilemma in the Pacific

9 月 5 日「自由で開かれたインド太平洋の定義を超えて－米専門家論説」（The Diplomat.com, September 5, 2018）

米国の新アメリカ安全保障センター（ASA）アジア太平洋安全保障プログラム助教の Abigail Grace は、9 月 5 日付の Web 誌 The Diplomat に“Beyond Defining a ‘Free and Open Indo-Pacific’”と題する記事を寄稿し、「自由で開かれたインド太平洋」については実質的な中身の議論を進めるべきであるとして要旨以下のように述べている。

(1)「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」については観念的議論から脱却し、具体的な行動に焦点を当てるべき時である。この 1 年余りの米日豪印による「自由で開かれたインド太平洋」追求に際しては意図と目的に広範な誤解がある。確実な反証があるにもかかわらず、FOIP が反中国同盟ないしは米国による新たな「封じ込め」戦略であるとの主張もあるが、この分析は 2016

年 8 月、日本の安倍晋三首相によって提唱された地域戦略としての本質を見過ごしている。オーストラリアは 2013 年に政府の公式文書で「インド太平洋」構想を開始しており、2014 年に発表されたインドの「アクトイースト」政策もまた、インド太平洋地域の「自由で開かれ包括的な」ビジョンの根幹をなすものである。

こうした混乱は FOIP とは何であるかを定義する四カ国連携（Quad）各国の統一的な文書が示されていないことに起因しているのかもしれない。しかし、そのような文書は、各国の独自の政策形成を制限することで「自由で開かれたインド太平洋」の形成を蝕むことになり、また、こうした共通文書はその包括性を損なうことにもなるだろう。もちろんこれはインド太平洋諸国が完全に独自の戦略を構築すべきだと言っているのではなく、むしろ自由主義的な国際秩序の維持に関心を持つ地域の国々はインド太平洋の未来のために政府間レベルで共通の運営イメージを構築すべきである。

(2) ここ数ケ月、この関連では多くの進展も見られた。米豪日印、それぞれの戦略の一致はこのことを如実に示している。しかし、これを「一回限り」のイベントではなく、戦略的な協議が同盟国やパートナー諸国へのアプローチをより豊かにするよう、このコンタクトを定例化し制度化すべきである。

「自由で開かれたインド太平洋戦略」が提唱されて 1 年近く経過した今、FOIP とは何かといった観念的な議論から離れ、これを成功に導く指標に焦点を当てるべき時が来た。政策立案者にとっては、専門家コミュニティあるいは地域の期待は高く、太平洋地域からの米国の撤退という中国の望むシナリオを防止するためにも、具体的な行動が求められているのである。

米中の貿易上の緊張が継続している中、米国のビジョンを促進し、中国に積極的な立場を追求していくには固有の摩擦もある。米国の同地域への関心は「米国の利益」のみに基づくものであり、中国とは何者なのか、中国共産党とは何なのかという一般的懸念がなければ、米国のコミットメントの真実性は常に疑われることになる。Donald Trump 大統領の APEC、ASEAN、EAS 年次会合を欠席するという決定は、米国のコミットメントが日和見主義的で信用できないという懸念を増幅させるだけである。

(3) 米国の FOIP 戦略は経済的な次元以上には根を下そうとしていない。2017 年 11 月の Trump 政権の発表では関係国と「自由で公平な相互貿易協定」を遂行しようとしているが、インド太平洋諸国との新たな二国間自由貿易協定（FTA）は締結されていない。この一つの要因としては米国通商代表部（USTR）の能力も限られており、NAFTA の継続交渉や中国を対象とする米国の関税の履行には限界があるとも考えられる。

日本が「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP)」の合意実現に向けリーダーシップを発揮したことは、米国の長年の信頼性を損なった。米国の地域経済におけるリーダーシップの放棄は自由で民主的な価値の侵食に向けたレシピである。

(4) 米国経済に係る懸案に加えて、米国とそのインド太平洋地域におけるパートナー諸国が良好なガバナンスを促進するには、この地域の非民主主義国あるいは民主化の途上にある国家との関係も懸念事項である。FOIP の有効性に係る中心的課題は、強力な機構化の促進や基本的人権の尊重などを地域の重要なパートナー諸国を孤立させることなく実施することにある。例えば、フィリピンやタイとの同盟の再活性化は、より包括的なインド太平洋戦略のビジョンを支え、Quad への依存度を相対的に緩和する可能性がある。フィリピンやタイとの相互防衛コミットメント、強力な軍事的関係の構築に専念するのではなく、米国にとってもこれら諸国との経済そ

の他の関係の多様化と深化は必要であり、言葉だけでなく、行動を通して真に「自由で開かれたインド太平洋」の実現を促進することになる。

(5) インド太平洋地域のビジョンを実現するには、二国間関係、三国間関係のネットワークを構築し、維持していくことが必要である。志を同じくするパートナー諸国は、狭量な対応に晒されるリスクを考慮しつつも第三国との協調関係を促進すべきである。米豪英仏及びニュージーランドが太平洋諸国における外交スタッフの増員を検討しているという最近の報告は、強制を伴わない競争が保証される「外交的防衛」の好例であると言える。しかし、「外交的防衛」に基礎を置く戦略は長期的には持続可能なものではない。分散して配置された各在外公館の職員は、事実に基づく分析をタイムリーにそれぞれの首都における政策議論にフィードバックしなければならない。さらに言えば、米国と台湾の「グローバル協力訓練枠組み」のようなプログラムを拡大し、インド太平洋洋地域における米国との連携国の能力向上のためのテンプレートとして活用すべきである。

議論されている現実の一つは、「自由で開かれたインド太平洋」という戦略は、米国のみで地域の多くの国家を結集することは出来ないという認識に根ざしている。多様な国家が共通の価値に根ざした深い結びつきを持ち、開発を協調的に相互支援するといった共有のビジョンは、21 世紀におけるグローバルな米国の取り組みの原型となるはずである。

今や「自由で開かれたインド太平洋」とは何かといった観念的な議論に終始している場合ではなく、それを有効に機能させるために必要な事項に焦点を当てるべきである。

記事参照：It's time to stop debating "free and open Indo-Pacific" rhetoric, and focus on the action required to move FOIP forward.

9 月 7 日「フィジー基地建設をめぐる豪中の角逐と豪の勝利――フィジー誌報道」（Mailife.com, September 7, 2018）

フィジーで発行されている雑誌 Mai Life は、9 月 7 日付で"Australia Beats China To Fiji Base"と題する記事を Web サイトに掲載し、フィジーの Black Rock Camp への出資についてオーストラリアが単独で実施することに関して、要旨以下のとおり報じている。

(1) オーストラリアは、フィジーの Black Rock Camp の再開発をめぐる入札において、競合関係にあった中国を退け、唯一の海外出資者としての立場を維持することに成功した。オーストラリアの連立政権は、南太平洋の部隊が訓練を行うための地域的ハブ建設に大きく貢献したということになる。こうした動きは、南太平洋地域における中国の軍事的プレゼンスが高まっていることに対するオーストラリアの懸念の深さを反映している。

(2) オーストラリアはフィジーに対する軍事的コミットメントを深めようとしている。少し前にオーストラリアは装甲車 Bushmaster vehicles をフィジーに提供し、2017 年 11 月には Black Rock Camp 再開発のために 2 億ドルの資金を提供した。そうした文脈において、8 月末、そのリーダーシップが動揺するなかで、Malcolm Turnbull 首相は「オーストラリア国防軍とフィジー共和国軍との間に、より強力な相互運用性を築きあげる」ことを宣言した。オーストリア・フィジー両政府は、Black Rock Camp が「警察活動、平和維持活動の訓練及び部隊が配備される事前準備のための地域的ハブ」として機能するだろうと述べた。

(3)「オーストラリアはうまくやった」と言うのは、フィジー軍の Eroni Duaibe 大尉である。彼によればオーストラリアは Black Rock Camp の再開発に関して、総合的な計画を提示した。つま

りただインフラに限定した開発でもなければ、人員の供給や部隊の訓練などに限定した事業を提案したのではなかったのであり、これは中国にとって入札をためらわせるようなものだったのである。中国とフィジーの関係は、2006 年にフィジーで軍事クーデターが起きた後に深まっていき、中国はそれ以来フィジーの海軍基地建設への投資などに関心を払ってきた。しかしオーストラリアが「うまくやった」ことで、今回は手を引かざるをえなくなった。

（4）フィジーにおけるプレゼンスをめぐって、中国とオーストラリアは競合し続けてきた。今年 7 月半ば、中国はフィジーに「監視・水路測量用」船舶を贈与したが、その同じ日、オーストラリアはフィジーに改修した巡視船を提供した。また今年初めには中国が科学監視船 Yuanwang 7 をフィジーに派遣したが、その日は、オーストラリア海軍のフリゲート艦 Adelaide が、インド太平洋エンデバー2018 の一環としてフィジーの首都スヴァに停泊していた。さらに中国とフィジーは警察に関して緊密な関係を築いていた。オーストラリアによる Black Rock Camp への出資の成功は、こうした中国の動きに対するオーストラリアの懸念の反映であり、その意味においてこの成功は非常に大きな意味を持つものであった。

記事参照：Australia Beats China To Fiji Base

9 月 13 日「米印 2 プラス 2：インド太平洋をめぐる意味と課題――印研究者論評」（PacNet, Pacific Forum, CSIS, September 13, 2018）

インド・パキスタン関係および中印関係の専門家で、ニューデリーにあるシンクタンク VIF の研究員 Prateek Joshi は、米シンクタンク Center for Strategic International Studies（CSIS）の Web サイト PacNet に、9 月 13 日付で“THE US-INDIA 2+2 DIALOGUE: IMPLICATIONS AND CHALLENGES FOR THE INDO-PACIFIC”と題する論説を寄稿し、つい最近行われた米印 2 プラス 2 対話について分析し、今後の米印関係およびインド太平洋地域の展開と課題について、要旨以下のとおり述べている。

（1）米印の間で初めて 2 プラス 2 閣僚対話が行われた。この結果は米国とインドの防衛協力体制を強固にするものであり、米国が「自由で開かれたインド太平洋」戦略に強くコミットしていることを証明するものであった。後述するように課題はあるが、今後数年で米印はより重要な安全保障上のパートナーとなっていくであろう。

（2）この対話の最大の結果は、通信互換性保護協定（COMCASA）および通信の相互運用保護に関する合意覚書（CISMOA）の締結である。これによって、米印軍の間でのシームレスな情報共有が可能になった。つまり、インド軍で運用されている米国製兵器（C-17　Globemaster、C-130J　Super Hercules、P-8I　Poseidon など）は米軍と同じ暗号化された通信システムを利用することが可能になり、またインド海軍は米国の戦闘部隊によって用いられている情報交換システムを利用可能になる。このことはインドの防衛能力を飛躍的に向上させるであろう。ある海軍士官が述べるところによれば、「インドの艦船は米国のプラットフォームとリアルタイムでデータのやりとりができるようになる。それによってインドは、インド洋地域における中国の動きを監視することができる」のである。米国はインド太平洋地域において共通の情報共有網の構築を目指しており、米印間でのこうした動きはその一環である。

（3）あまり注目されてはいないが、この会合の重要な成果のひとつに、「米中央海軍司令部（NAVCENT）とインド海軍との間での交流を開始する」という決定がある。これが意味するのは、米国の視点がインド太平洋地域全体に向いているということであり、「インド太平洋地域」

というとき、米国の関心が東アジアに限定されているのだというしばしば言われてきたことが誤っているということである。米国はインド太平洋について全体的なアプローチを指向しているのである。

(4) しかし米印協力にもいくつかの限界や課題がある。そのひとつの証明が、COMCASA の合意に至るまでに長い時間がかかったという事実である。たとえば米印の間で 2002 年に General Security of Military Information Agreement が結ばれてから 16 年も経過している。また今回行われた 2 プラス 2 対話に関しても、2 度も延期がなされた。2016 年に米国がインドを「主要防衛パートナー」と位置づけるなど、インドの重要性についての姿勢を明確にしてきたにもかかわらず、インドは慎重で曖昧な姿勢を維持し続けたのである。それはインドの伝統的な対外政策立案過程に由来するものでもあるが、以下に述べるインドの全体としての対外政策、安全保障政策と深い関係があろう。

(5) 米国にとって問題であるのが、インドがこれまで、米国と敵対的な国々、すなわちロシアや中国、イランなどと緊密な関係を持ってきたことである。たとえば米国はインドへの原油輸出を拡大すると同時に、インドに対してイランからの石油輸入（2017－18 年は全体の 10.4%を占めた）を止めるよう求めているが、インドがそれを受け入れるかどうかはわからない。また、米国が 2017 年に「敵対者に対する制裁措置法」（CAATSA）を成立させたことは、たとえばロシアから S-400 ミサイル防衛システムの購入を計画したインドにとっては不安材料であった。これらの点について米国がインドに強硬な行動をとることは考えにくいが、今回の対話で米国は、インドの不安を和らげるような言質を与えることはなかった。

(6) 今後の展開も注視しなければならない。COMCASA はインド海軍が中国海軍の動きを追跡することを可能にするものであったために、そのことに対し、近年インドとの関係を緊密にしつつある―ここ最近両国の国防代表の訪問が増え、また、中国はインドからの米の輸入を許可した―中国がどう対応するかは注目点である。中国だけでなく、パキスタンの動向にも注意を払う必要がある。今回の米印の合意はパキスタン政府を警戒させ、パキスタンが中国との防衛協力を促進する可能性も考えられるのである。

(7) 2 プラス 2 対話および COMCASA の締結に至るまでに長い時間が必要であり、なお課題は残されている。しかしいずれにしても今回の合意は米印の協力関係を大きく強化するものであったことは間違いない。それは、インドがインド太平洋地域における立場を強化しようと考えていること、米国が同地域でより深い協力関係を構築することに強くコミットしていることをはっきりと示したのである。

記事参照：THE US-INDIA 2+2 DIALOGUE: IMPLICATIONS AND CHALLENGES FOR THE INDO-PACIFIC

9月21日「マヌス島交渉を前進させよ―豪アナリスト論評」（The Strategist, September 21, 2018）

オーストラリアのシンクタンク Australian Strategic Policy Institute（ASPI）の上席分析官 Malcolm Davis は、同シンクタンクのウェブ Web サイト The Strategist に、9 月 21 日付で “Going forward to Manus”と題する記事を寄稿し、近年の南太平洋における中国の影響力の拡大への対抗策のひとつとして、パプアニューギニアのマヌス島における軍事基地開発の重要性について、要旨以下のとおり述べている。

(1) 近年、南太平洋における中国の影響力は増大しており、そのことは、オーストラリアにとって

戦略上望ましくない結果をもたらすことになるであろう。スリランカのハンバントタの例を見ればわかるように、中国は一帯一路構想（BRI）における「債務の罠」外交を通じて、地域の資源や新たな市場へのアクセスだけでなく港湾や空港の獲得を進めている。

(2) 南太平洋においては、パプアニューギニア（PNG）のマヌス島に中国が開発する港ができるという見通しがあり、このことは豪政府の不安をかきたてている。マヌス島の港を中国が管理することになれば、北はグアム、南はオーストラリアへの足がかりを中国が獲得することになり、同地域への中国海軍のプレゼンスはさらに拡大するであろう。マヌスにおける対潜センサー・ネットワークや接近禁止・領域拒否（A2AD）能力の利用は、オーストラリアやアメリカ軍の活動を阻害しうるものである。中国は、アメリカとその同盟国を側面から撹乱し、包囲するという、あたかも地政学的な「囲碁」のゲームを行っているかのようである。

(3) したがって、中国が PNG 政府に「拒否できない提案」をつきつける前に、オーストラリアと PNG の合同海軍基地建設に向けた合意がなされることが望ましい。習近平は 11 月の APEC サミットの前に、ポートモレスビーで太平洋島嶼諸国の首脳会談を計画しており、豪・PNG 政府による迅速な行動が求められる。そうすれば中国の「囲碁」は後退を余儀なくされるであろう。

(4) ASPI の Anthony Bergin は、マヌスにおけるオーストラリア海軍および米国海軍のプレゼンスが、PNG の海洋安全保障の強化に資すると主張した。とりわけ彼が注目するのはロンブラム海軍基地であり、また同基地の近くにあるモモート飛行場であり、同飛行場をアメリカ海空軍やオーストラリア空軍の航空機が利用可能にすることが重要であると述べた（抄訳者注：ロンブラム基地に関しては今年 7 月、オーストラリア国防当局者が現地を視察した）。同飛行場は Boeing 737 型航空機を収容することが可能で、拡張工事によって P-8 Poseidon や無人戦闘機（UAV）Triton を配備可能になるであろう。そうした航空戦力は、中国による A2AD 能力の利用を制限するであろう。またこの基地をめぐる交渉は軍事的な側面に限定されるべきではなく、PNG 国民が受益者となる経済成長を促すような投資がなされるべきである。ここに、中国の利益を第一とする一帯一路政策との違いを強調すべきであろう。

(5) 中国の野心は、台湾の統合や南太平洋のコントロールで終わるものではないであろう。中国は明らかに覇権国家として台頭しつつある。したがってオーストラリアは米国とともに南太平洋におけるプレゼンスを強化し、中国のそれを制限する動きを速やかにとる必要がある。マヌス島に地歩を築くことは、その重要な第一歩となるであろう。

記事参照：Going forward to Manus

３．国際関係

7 月 3 日「政治戦によって自国の勢力を世界規模で拡大する中国―台湾専門家評論」（Asia Times.com, June 3, 2018）

台湾の国立政治大学教授 Kerry K. Gershaneck は、7 月 3 日付の Asia Times 電子版に"China's 'political warfare' aims at South China Sea"と題する論説を寄稿し、中国が世界規模で政治戦を展開して、自国の勢力を拡大させていると指摘した上で、要旨以下のように述べている。

（1）北京は係争海域の完全な支配という目的を前進させるべく、眼が眩むほど多くの組織的活動や戦略そして戦術を繰り出してきた。オランダのハーグに設置された南シナ海仲裁裁判所が 2016 年 7 月に、南シナ海における中国の主張の大部分が国際法の下では違法だと裁定を下したとき、北京のプロパガンダ機関は怒気もあらわに北京が裁定を「受け入れず、認めない」と表明した。その 2 年後、係争海域における中国の急速な軍事拠点化に対して高まる非難を受けて、中国のプロパガンダ紙 Global Times は同年 6 月に、中国は南シナ海を横断する外国海軍艦艇に「一層厳しく対応」し、外国海軍の更なる強硬姿勢は「軍事衝突につながるだろう」と強調した。中国のプロパガンダ機関はまさにプロパガンダ機関が作られた意図どおりのこと、すなわち北京の「政治戦」を脅迫も含む手段を用いて遂行している。

（2）これについて、ニューヨークに拠点を置く中国の影響力工作（influence operation）の専門家 Anders Corr は、「中国の世界的な政治戦は、同国の安全保障戦略と外交政策の重要な要素である。中国は綿密に練られた政治戦活動によって近年、地域ひいては世界の勢力均衡を自らに優位に傾けることに著しい成功を収めてきた」と指摘する。それでは中国の政治戦の本質とは何なのだろうか。また、南シナ海の軍事紛争における中国の脅威が現実のものとなったとすれば、戦闘に伴って政治戦はどのような役割を果たすのだろうか。

（3）軍事理論家 Carl Philipp Gottlieb von Clausewitz が書き残したように、「戦争とは他の手段をもってする政治の継続」であるとすれば、中国の政治戦を「他の手段をもってする武力紛争の継続」と評するのは正鵠を射ている。中国の政治戦の何がユニークなのかと言えば、あらゆる形態の行為が伴っていることにある。これは、実際のところ総力戦なのである。オーストラリアとニュージーランドは最近、中国の最も強力な政治戦の武器の一つである「統一戦線」が両国内に組み込まれていることを解明した。統一戦線の役割は、影響力工作を遂行するグループや組織の連合を構築することである。統一戦線は北京が組織するか、選出したグループから成るものである。前者の主要例は米軍の退役将校に影響を与えようとする組織「中国国際友好連絡会」であり、後者の好例は中国を積極的に支持するよう説得されたり強制された在外中国人団体である。

（4）中国の政治戦は敵を打ち負かすべく、その実行者が神妙に「3 戦」、すなわち、戦略的心理戦、公然・非公然のメディア操作及び法律の活用（「法律戦」としても知られている）と呼ぶ手法も用いている。こうしたツールを用いて中国は世論を形成し、学問の自由を弱体化させ、外国メディアやハリウッド映画を検閲し、自国の課題や関心から注目をそらすべく情報の自由な流れを広範に制限している。

（5）中国の政治戦における積極工作（active measures）は、路上暴力や諜報、破壊、脅迫、暗殺、賄賂、欺瞞、強制失踪、逮捕、検閲の強要と自主規制及びミャンマーで中国と連携する反乱軍

「ワ州連合軍」を用いていることから分かるように代理勢力の使用さえも伴う。米シンクタンク、ジェームズタウン財団特別研究員 Peter Mattis は、「これらの活動のスケールはどれほど強調してもし過ぎることはない。中国は公式メディアプラットフォームの世界展開拡大といった特別な構想に何十億ドルもの資金を投じてきた。孔子学院のような控えめな計画においても、その運営には年間数千万ドルの経費を要するだろう。（こうした政治戦における活動は）主権や言論の自由などの基本的価値観を侵害することで、民主的政府に伝統的な安全保障上の懸念とは根本的に異なる形で挑戦を突き付けている」と指摘する。

(6) 中国は戦火を交えることなく戦いに勝つことを好む。現に中国は政治戦と欺瞞を用いることで、2012 年のフィリピンのスカボロー礁占領を含む重要な戦略的勝利をもぎ取ってきた。北京は米国が仲介した合意に基づき、誠実に交渉を行い、スカボロー礁から自国勢力を撤退させる旨、マニラとワシントンを説き伏せた。しかしながら、合意のインクが乾く間もなく、中国はスカボロー礁を占領し、今日に至っている。Obama 政権はどうやら効果的な政治戦によって「中国を怒らせること」が危険過ぎると思い込んでいたため、行動を起こすことができなかった。南シナ海における中国の政治戦は、同国が 2012 年に本気で建設を始めた「新スプラトリー諸島」と現在呼称される人工島の軍事拠点化に対する抵抗を成功裏に無力化した。だが、米政府高官の強硬な声明や、英国及びフランスなどの関係諸国の海軍による行動が物語るように、中国は目下のところ同地域で自国の広範囲な主張に対して激化する抵抗に直面している。

(7) 政治戦のみが自国の望む結果をもたらすだろう、と中国指導部が捉えているならば、中国は軍事紛争の脅迫を通じてそれらを達成しようとするだろう。オーストラリアのキャンベラ大学国立アジア研究センターのディレクターChristpher Roberts によると、中国はまさにそうした紛争に備えている。北京は 2015 年末、パラセル諸島に地対空ミサイルシステムを配備して、南シナ海に部隊を配置した。スプラトリー諸島で違法に埋め立てられた 7 つの人工島において、滑走路とインフラが完成するやいなや、北京は 2015 年の習主席の約束を反故にし、一帯の軍事拠点化を始めた。それ以降、北京は航空基地やレーダーシステムと海軍施設を完成させ、長射程の対艦巡航ミサイル及び著しい攻撃範囲をもたらす防空ミサイルシステムを構築した。中国は 5 月に戦略爆撃機 H-6K の配備によって攻撃力を更に増加させた。Robert は、現在の北京は航行の自由を否定でき、南シナ海の領有権主張諸国が同地の資源にアクセスすることを妨害できると指摘する。

(8) 中国はドクトリンから考えて、南シナ海で敵対行為を起こす前と最中と後に政治戦を展開するだろう。中国は軍事対立に先立って大抵の場合、世界で政治戦を遂行している。これには統一戦線組織の活用や、その他の支持者が抗議を行い、支持集会を催し、プロパガンダや心理作戦のためにインターネット、テレビ、ラジオなど大規模な情報経路を使用することを含むその他の行動が包含される。

(9) 歴史は、効果的に対処するには手遅れとなるまで敵の防衛行動を混乱させたり、遅らせることを目的とした中国の戦略的な欺瞞工作が、政治戦を巡る試みとよく結びついていることを示している。中国の安全保障、外交政策問題の専門家である米海軍退役大佐 James Fanell は、南シナ海で如何にして武力紛争が起こり得るのかを述べた。彼は、中国の人民解放軍（PLA）が、「開戦段階において主導権を握ることが絶対的な必須条件である」とした上で、中国の政策が「中国の軍事的反応を引き起こす先制攻撃は軍事的なものである必要はない。政治的、戦略的領域における行動も、中国の軍事的反応を正当化し得る」と規定していると強調する。

（10）PLA 海軍、空軍、戦略ロケット軍、戦略支援部隊及びその他部隊が南シナ海で動的戦闘を行う中で、中国の世界世論に向けた戦いはすぐさま第 2 の戦場となるだろう。政治戦の重点は、中国の立場を支援し、米国の指導者やその友好国、同盟国を悪魔化し、混乱させ、士気を下げることに置かれるだろう。専門家は北京が旧来のプロパガンダに加えて、誤った部隊の投降に関する報道や虐殺、国際法違反及び米国と同盟国の政策決定を麻痺させることを意図したその他の虚偽報道等の偽情報を拡散させると予期している。

（11）米国文化情報局など、冷戦期のソ連の政治戦への対抗で主要な役割を演じてきた組織は約 20 年前に解体された。この独特で挑戦的な事業における米国のスキル一式と影響力は、米国の友好国や同盟国と同様に冷戦後、退化してきた。米外交問題評議会の Ely Ratner は 2 月、米連邦議会で「米国は数 10 年もの間、米中政策で著しく考慮されてこなかった情報戦と戦略的な競争の遂行能力を復活させるべきである」と証言した。米国やその他諸国、諸機構にとっての第 1 歩は問題を認識して、中国の向上する政治戦の戦術に効果的な形で対抗できる制度と能力を築くことである。

記事参照：China's 'political warfare' aims at South China Sea

7 月 5 日「ホルムズ海峡封鎖と核合意維持のための駆け引き－英通信社報道」（Reuters.com, July 5, 2018）

ロイター通信社は 7 月 5 日付で同社 Web サイトに“U.S.-Iran tensions rise over oil route as EU tries to save nuclear deal”と題する記事を掲載し、米国のイラン石油輸入禁止への圧力をめぐる米国－イラン間のホルムズ海峡封鎖の駆け引き、及び核合意からの米国離脱に対する英仏独とイランの駆け引きについて、要旨以下のように報じている。

（1）イラン革命防衛隊が必要であればホルムズ海峡を封鎖すると警告したことに対し、米中央軍は 7 月 5 日（木）に米海軍は自由な航海と通商の流れを確実にする準備が整っていると発表した。

Rouhani 大統領と一部の軍の上級部隊指揮官は、米国がイランの石油輸出の首を絞めるのであれば、湾岸国からの石油の海上輸送を途絶させると脅した。また、Rouhani の対米「強硬姿勢」を讃え、革命防護隊のトップは部隊がホルムズ海峡封鎖の準備を完了したと述べた。イラン最強の革命防衛隊を指揮する Mohammad Ali Jafari は、7 月 5 日にこれに対応した。もし、米国の圧力でイランが石油を売ることができないのであれば、地域の他の国も石油を売ることが許されないだろうという Mohammad Ali Jafari の発言は Tasnim news agency に引用された。「我々の大統領が表明した計画が必要とあれば実行されることを我々は望んでいる。我々は敵に全ての者がホルムズ海峡を使用できるか、誰もできないかを理解させるだろう」と Mohammad Ali Jafari は言う。

（2）「米国とその協調国は地域の安全と安定を提供し、促進している」と米中央軍報道官 Bill Urban 米海軍大佐はロイターへの E メールで述べている。もし、イランが海峡を封鎖すれば米海軍の対応はどのようなものかと尋ねたところ、Urban 大佐は「国際法が許すいかなるところでも、我々は連携して航行の自由と通商の自由な流れを確保する準備はできている」と述べた。

革命防衛隊海軍部隊は強力な通常戦力に欠けている。しかし、多数の高速艇と携行型対艦ミサイルランチャーを有し、機雷敷設も可能である。米軍の上級指揮官は「2012 年以来、革命防衛隊は海峡を一時期封鎖する能力を有している。しかし、そのような事態になれば米国は航路を啓開する行動を採るだろう」と述べた。

（3）EU は、石油と投資の流れを維持することを試み、2015 年の核合意を米国抜きで維持することを決定した。合意署名の残りの 5 ヶ国（英仏独中ロ）外相は 7 月 6 日ウィーンでイラン当局者と EU の提案を討議するだろう。

しかし、Rouhani 大統領は Emmanuel Macron 仏大統領に 7 月 5 日の電話会談で、経済措置パッケージは米国の離脱と核関連制裁の再開の影響を十分に相殺するのに失敗していると述べた。Rouhani 大統領は彼の公式 Web サイトで「核合意において協力を継続するという欧州が提案したパッケージは我々の要求を満たしていない。欧州から行程表が示された明確な行動計画を我々は期待している。そうすれば米国が合意から離脱したことを埋め合わせることができる」と述べている。Rouhani 大統領は同様のメッセージを Chancellor Angela Merkel 独首相にも電話会談で述べたと彼の Web サイトは述べている。提案されたパッケージは「従来の EU の声明のような一般的な約束が含まれているに過ぎない」と Rouhani 大統領は言う。

イラン最高指導者 Ayatollah Ali Khamenei 師は、5 月に英仏独がテヘランに合意に留まることを望む場合の条件を提示した。それには欧州の銀行がイランとの貿易を保護すること、イラン石油の取引の保証が含まれている。

7 月 4 日（IAEA 事務局長との会談で）、合意が崩壊すれば、IAEA への協力に消極的姿勢を採ると Rouhani 大統領は警告した。

記事参照：U.S.-Iran tensions rise over oil route as EU tries to save nuclear deal

関連記事：日本の掃海活動参加は停戦が必須の前提条件か–ホルムズ海峡の機雷除去を巡って（河村雅美、退役海上自衛隊将補）
https://www.spf.org/oceans/analysis_ja02/b121115.html

7 月 9 日「持続不可能に陥る世界の魚介類消費―ミャンマー食料安全保障問題専門家論評」（Reuters, July 9, 2018）

食料安全保障問題を専門とするジャーナリストの Thin Lei Win は 7 月 9 日付のロイター通信に“World's fish consumption unsustainable, U.N. warns”と題する記事を寄稿し、水産物資源の持続不可能性という問題について、国連食糧農業機関（FAO）の報告書に言及しつつ要旨以下のとおり述べている。

（1）7 月 9 日月曜日、FAO が発表した報告書によれば、魚介類の消費量は 2015 年の段階で史上最高を記録し、世界全体の海洋の 3 分の 1 において乱獲状態にある。そのため、人類の主要タンパク源である水産物資源の持続可能性について危機感が高まっている。とりわけ発展途上国において乱獲が激しい場合が多い。動物性タンパク質の摂取源として魚介類への依存度が高いためである。

（2）FAO の漁業・養殖部部長の Manuel Barange はこうした問題について以下のように述べている。

a. 海洋資源は大きな圧力にさらされている。国連は各国政府から漁場の改善についてコミットメントを得る必要がある。

b. 将来的にアフリカ諸国は魚介類を輸入しなければならなくなる。それは魚介類の価格上昇につながり、貧困層に影響が及ぶであろう。

c. アフリカは養殖に関して高い潜在性を有している。しかし財政や飼料、魚介類の供給という点についての支援の必要がある。

（3）FAO の報告書によれば、養殖業はこの 40 年間で急激に発展し、魚介類供給について大きな役

割を果たしてきた。公海での漁獲量が減少傾向にあるなか、多くの国が養殖に動いている。たとえばアルジェリア政府はサハラ砂漠の農場主に対して魚の養殖を奨励している。そうした動きが環境破壊をもたらすという批判もあり、「適切な規制、法律、監視及び管理」が必要だとBarange は述べた。

(4) 全世界的に見て、2015 年の段階で水産資源の 33.1%が生物学的に持続不可能なレベルで漁獲されており、2013 年の 31.4%、1974 年の 10%からさらに増加している。

(5) 報告書によれば魚介類の消費量は、1961 年には年 1 人当たり 9 キログラムであったが、2015 年では 20.2 キログラムと史上最高値を記録した。この数字はさらに高くなっていくと予想されている。32 億の人々（抄訳者注：後発開発途上国やその他途上国など）について、動物性タンパク質の摂取源として魚介類がその 20%を占める。

(6) 国際非営利団体ワールドフィッシュの調査プログラム・リーダーShankutala Thilsted は、水揚げされた魚介類の約 35%（抄訳者注：魚の頭や骨など）が無駄にされていると言い、そうした無駄を削減することが漁業を持続可能にする方策であると提言する。

記事参照：World's fish consumption unsustainable, U.N. warns

7 月 11 日「一定の進展を見せる台湾の新南向政策とその現状について―東南アジア専門家評論」（The Diplomat.com, July 11, 2018）

Web 誌 The Diplomat の編集主任である Prashanth Parameswaran は、7 月 11 日付の同誌に"What's Next for Taiwan's New Southbound Policy With ASEAN?"と題する論説を寄稿し、台湾の「新南向政策」（NSP）が一定の進展を見せつつも、台湾内外の諸環境がその展望に影響を与えていると指摘した上で、要旨以下のように述べている。

(1) 台湾は先月末、一部の東南アジア諸国に対する初のビザ免除措置を 1 年間延長する旨を公式に発表した。この動きは、蔡英文総統による ASEAN 地域を含む選ばれた地域諸国との関係を進展させることを目的とした、「新南向政策」（NSP）の展開に改めてスポットライトをあてた。台湾の東南アジア諸国との関係強化に向けた取り組みは目新しいものではない。かねてから東南アジア諸国は課題を伴うにせよ、台湾と一層緊密な関係を構築する利点を理解してきた。台湾が地域で直面する機会と課題に鑑みて、当初 NSP は農業協力や医療・公衆衛生協力、青年交流といった特定の経済、人的分野に重点を置いた。また、新構想の持続可能性の鍵となる資源提供や国民意識といった問題にも適切な配慮がなされてきた。

(2) 未だ初期段階にあるにも関わらず「新南向政策」はある程度、レトリックから現実へと形を変えるべく進展を見せ始めている。台湾の最近の統計は観光や教育などの分野における増加を示している。空路での東南アジアから台湾への観光客数や、第 3 期教育機関への入学者数を含む一部の統計は当初の目標を超過している。

(3) 台湾は意図したよりもゆっくりとした動きながら、さらに多くの構想がその途上にあることを示した。これには主要な東南アジア諸国との投資協定の署名や、地域の連結性、東南アジア諸国言語のさらなる重視といった分野における進展が含まれる。台湾の NSP 追求に向けた取り組みにも関わらず、台湾は未だその進展に当たっていくつかの大きな課題に直面している。そうした課題の一部は台北が行っていること、つまりは構想そのものと関係している。これらは台湾における全ての利害関係者間での資源提供や協力といった内政問題から、北京や両岸関係の照準線に踏み込むことに慎重な東南アジア諸国との関係管理といった外政問題を包含するものである。

（4）その他の障害は NSP が行われる地域の環境と関連している。その一部は、過去数年の間にますます多くの外国勢力が、東南アジア諸国に対する関与の強化を行うといった広範な潮流の産物である。しかしながら地域内部の潮流も存在する。その一つは、台湾を含む東南アジアに関与する外部主体に微妙なバランスを示す、民主主義と人権の弱体化である。Duterte 大統領の下で浮上した人権に対する懸念に反抗しつつも、NSP を比較的熱心に支持するマニラのやっかいな両論併記はその代表例である。

（5）台湾当局は間違いなく一連の課題を認識しており、少なくとも問題に対処し始める試みが始まっている。一連の課題に対して台湾が如何に対処し、NSP の枠内で新たな機会を掴むかが、2018 年内に注視すべきことだろう。

記事参照：What's Next for Taiwan's New Southbound Policy With ASEAN?

7 月 15 日「日本とフランスが海洋対話フォーラム開催に合意」（Japan News, July 15, 2018）

時事通信パリ支局は、7 月 14 日土曜日にフランスを訪問中の河野太郎外務大臣と Jean-Yves Le Drian 外務大臣との間で、海洋問題に関して包括的に協議する 2 国間の枠組みを設置することで合意したと伝えた。新たな枠組みでは、安全保障や環境保護など幅広いテーマを取り扱うことが期待されている。

記事参照：Japan, France agree to form maritime dialogue forum

7 月 17 日「4 カ国間枠組みは ASEAN を納得させられるか—RSIS 専門家論評」（RSIS Commentaries, July 17, 2018）

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院（RSIS）の副研究員 Joel Ng は、7 月 17 日付の RSIS Commentaries に"The Quadrilateral Conundrum: Can ASEAN Be Persuaded?"と題する論説を寄稿し、4 カ国枠組み（the Quad）が、「インド太平洋」の復活において、3 つの固有の矛盾にどう対処するのか明確にすることができない場合、ASEAN 諸国からの支援を獲得することはできないとして、要旨以下のように述べている。

（1）最初の 4 カ国枠組みは、中国が反対を表明したときに崩壊し、それが中国の封じ込め戦略ではないと明言したにも関わらず、オーストラリアは脱退した。復活した 4 カ国枠組みの成功は、2 つの問題次第である。まず、それは、中国が対立しているとしか解釈できないような、純粋な戦略的政策又は安全保障政策ではないということである。中国の一帯一路構想（BRI）が長期的に有利なスタートを切り、巨大な資源を自由に使えるため、これは、より大きな経済的要素を必要とする。第 2 に、それは、4 カ国枠組みから提供される公共財が彼らの利益となるという保証を必要とする、ASEAN 諸国からの同意を確保しなければならない。これら 2 つの準備が整った場合のみ、それは新しい封じ込め戦略ではない、そして、インド太平洋の真ん中にある ASEAN 諸国はこのプロジェクトの中心であると中国に確信させることができる。

（2）しかし、3 つの矛盾が「インド太平洋」の概念による 4 カ国枠組みの復活に伴う ASEAN の困難さを実証している。この問題は、ASEAN の中心性、中国との争い、そして 4 カ国枠組みから期待できる献身度である。

a. 最初の矛盾は、ASEAN がこのプロジェクトの中心にあるが、発起人ではないということである。米国とオーストラリアは、ASEAN がインド太平洋の中心にあり、自由で開かれたインド太平洋はそれなしでは不可能であると主張している。これは分かりきったことだが、

ASEAN の疑問には答えない。たとえば、「インド太平洋」の中心にある主要な民主主義国家であるインドネシアが存在しないことは疑問を投げかけている。なぜそれは 5 カ国枠組みではないのか？固有の緊張感は、ASEAN 加盟国は、それらの中心性が安全保障にとって不可欠であり、この中心性は単なる地理的なものではないと確信しているということである。ASEAN の「中心性」とは、ASEAN が構築した地域フォーラムによって、ASEAN 諸国の多様性と利益を管理することを最も良く実行しながら、彼らの協議と同意を確保することを意味する。4 カ国枠組みの現在の構造は、競合する利益のバランスをとるその重要なメカニズムであると ASEAN が考えるものを考慮していない。たとえその結果が必ずしも心から前向きな状態に合っていなくても、4 カ国枠組みのメンバーと同じくらい中国が ASEAN のフォーラムに関与することは重要である。

b. 2 番目の矛盾は、4 カ国枠組みの共通の利益と戦略の中心にある「自由で開かれたインド太平洋」という考え方に関係する。4 カ国枠組みが求めている、このルールに基づいた秩序は、国際舞台での紛争の解決における法の支配の必要性を主張している ASEAN と明確に合致している。しかし実際には、南シナ海におけるその権利主張をめぐる 4 カ国枠組みの解釈は、中国の気分を害する。これは、ASEAN がその立場に付きたくはないが、付かなくてはならないものである。もし 4 カ国枠組みが、加盟国にルールに基づいた秩序に従うことをはっきりと求めたり、罰則を設けたりすることを求めれば、ASEAN は乗り気にはならないだろう。主権の譲歩に関するトロイの木馬であるルールに基づいた秩序は、ASEAN が関与していないとき、特に大国の周辺で提案されたときには、常に考えられる解釈である。また、ASEAN は、中国との経済関係の葛藤から、オーストラリアが撤退し、最初の 4 カ国枠組みが崩壊したことを十分に承知している。この考えに大筋で合意すること、そしてそれを実行することは、異なる問題であり、4 カ国枠組みがこれをどのように促進するかについて明確にする必要がある。

c. オーストラリアの前回の撤退は、コミットメントにある最後の矛盾を提起する。4 カ国枠組みが経済的インセンティブを通じて自由秩序を強化することにコミットしている場合、自由市場原理を用いてそれを具体的にどのように行うつもりかという疑問がある。自国の経済において予算配分の問題が国内政治の中でとても困難な問題である場合、中国の影響力と真剣に競争するために必要となる金額を、しぶしぶと払う可能性は低いだろう。民主主義国家の得意なものが何にせよ、緊縮財政は長期的で、多少あいまいな戦略的目標のために、それらが海外に金を使わせるのに適さない。中国は、その大きな国内剰余金と強力な官僚主義をもって、これらの資源を戦略的に指揮することができ、この課題に直面せず、実際にこれは国際的課題の燃料となる。したがって、アジア・アフリカ成長回廊のような日本とインドのインフラ整備計画の初期の兆候のいくつかは、この問題が克服できないことを示唆している。東京大学の河合正弘教授は、最近、既存の多国間金融機関を経た成功を確実にするために、BRI プロジェクトを多国間援助にするよう呼びかけた。同じ論理が 4 カ国枠組みプロジェクトに適用されるべきであり、それは歓迎され、ASEAN にとっての中国と 4 カ国枠組みの間の選択であるとは解釈されないであろう。

記事参照：The Quadrilateral Conundrum: Can ASEAN Be Persuaded?

7 月 17 日「『法に基づく秩序』、豪印両国における異なる意味合い－豪専門家論評」（The Interpreter, July 17, 2018）

豪ラ・トローブ大学研究員の Alexander Davis は、Web 誌 The Interpreter に 7 月 17 日付で、“Australia and India: different worlds”と題する論説を寄稿し、「法に基づく秩序」に言及する時、豪印間ではその意味合いが異なっているとして、要旨以下のように述べている。

（1）Turnbull 豪首相が 7 月 12 日に公表した、Peter Varghese 前外務貿易省次官（現、The University of Queensland 学長）作成の対印経済戦略に関する報告書*は、貿易問題が主体であり、514 頁の報告書の中で、地政学的問題に言及しているのは 1 章（第 18 章）のみである。Varghese 前次官は、地政学的に、3 つの要因に着目している。第 1 に、豪印両国は、インド太平洋地域において後退しつつある米国の戦略的優越に対して懸念を共にし、米国に取って代わろうとする中国の野心に対する不安を共有していること。第 2 に、豪印両国とも、「法に基づく国際秩序を支持している」こと。そして第 3 に、インドは、「インド太平洋地域における（包括的な）地域機構を構築する」上で、オーストラリアのパートナーになり得ること。こうした要因は、インド太平洋地域における「4 つの民主主義国家」―インド、米国、日本そしてオーストラリアが「戦略的結束を強めていく」ことへの期待に繋がる。ただし留意すべきは、報告書が正しく指摘しているように、インドは、「人権問題を取り上げることに慎重であり」、「民主主義を促進する」ことに「関心がなく」、しかも自国の「戦略的自立性」を維持しようとするであろう。それにも関わらず、報告書は、インドは「リベラルな国際秩序を支持し続けるであろう」と見ている。

（2）この意味で、報告書は、全ての民主主義国が最終的には世界秩序に対する認識を同じくするであろうとの、オーストラリアの外交政策において共通するリベラルな前提と軌を一にしている。キャンベラは長い間、インドを、「共有する価値観」と「共有する歴史」を持つ国として遇してきたが、両国関係は、こうした期待に適うものではなかった。インドは、オーストラリアが望むような形で、「リベラルな国際秩序」を支持したことは一度もなかった。Varghese 前次官の報告書が言及していない重要な問題は、豪印両国が「法に基づく秩序」（a “rules-based order”）を望むと語る時、両国は果たして同じこと言っているのかどうかということである。

（3）「法に基づく秩序」は、オーストラリア外交政策における最高のキャッチフレーズになってきた。オーストラリアの文脈では、これは、オーストラリアが自国に益すると見なす階層的な世界秩序を促進し、馴染ませるために使用する都合の良い用語である。インドは、この階層秩序に反対している。オーストラリアは、米国とその同盟国の軍事力に裏付けられた「法」によって自国の安全保障が得られると考えている。インドは、法や規範に反対しているわけではないが、インドも多くの主要プレイヤーの一員であり、従って国際的な意志決定に従属させられることの決してない、多様で、多極的で、あるいは多元的な世界秩序を追求する戦略の一環として、差別的でない法や規範を主張しているのである。別の言い方をすれば、現在の法や規範は、インドにとってより、オーストラリアにとってより益するものである。したがって、ニューデリーは、それらの一部を改変することを望んでいるのである。例えば、インドは核の階層的秩序の合法化を排除するために「核拡散防止条約」の改変を望み、また国連安保理の常任理事国を目指している。オーストラリアは、インドと中国に対して、既存の秩序を忌避するのではなく、それを強化することを望んでいる。しかしながら、インドは、現状を変えることを望んでいる。報告書は、インドが非同盟主義を終わらせ、より「実際的に」なりつつあると見、「地政学的に大きな変換」を遂げつつある、と論じている。インドの Modi 首相は、非同盟主義について語

るのを止めたかもしれないが、その理念を完全に放棄したわけでなない。むしろ、Modi 首相は、非同盟主義を多国間の連携と言い換えただけであった。このことは、 多元的な世界秩序に対するインドの願望とも符合する。

(4) キャンベラとニューデリーが中国に対して異なったアプローチを採っていることは、中国を巻き込む新しい地域機構―例えば、上海協力機構やアジアインフラ投資銀行に対するインドの歓迎ぶりからも明らかである。また、インドと中国は、米国主導の覇権に挑戦することを目指して、世界貿易機関（WTO）において連携している。こうした措置は、米国主導の既存の秩序に対抗して、多元的な世界秩序の創設を促す。中印関係は、緊張を内包しているにも関わらず、現状を支持するよりそれに挑戦することにおいて同調している。もしオーストラリアがインドとのより親密な地政学的関係の構築を望むなら、オーストラリアは、一層真剣かつ熱意を以て、インドの国際的、戦略的思考に取り組んでいかなければならないであろう。インドに対するキャンベラの地政学的戦略には、未だインドの思考に対する本格的な取り組みが見られないし、Varghese 前次官の報告書にもそれへの言及がない。インドの思考に対する本格的な取り組みのためには、オーストラリアは、民主主義国家間の交流が必然的に世界を同じように理解するようになるであろうという、極端に単純化されたリベラルな前提を乗り越えなければならない。もしそれが不可能であれば、地政学は、報告書が提案する対インド戦略における安定した柱とはならないであろう。

記事参照：Australia and India: different worlds

Note*: An India Economic Strategy To 2035

http://dfat.gov.au/geo/india/ies/pdf/dfat-an-india-economic-strategy-to-2035.pdf

7 月 26 日「サウジアラビアがバブ・エル・マンデブ海峡を通過する原油の輸送を一時中止」（Al Arabiya, 26 July, 2018）

サウジアラビアのニューステレビ放送 Al Arabiya は 7 月 26 日付の Web サイトに“Saudi Arabia suspends crude oil shipments through Bab El-Mandeb”と題する記事を掲載し、サウジアラビアは、航海が安全になるまで、マンデブ海峡を通過する原油のすべての船積み輸送を一時中止するとして、要旨以下のように述べている。

(1) イエメンの Alliance for the Support of Legitimacy の公式スポークスマンの話に基づき、サウジアラビアのエネルギー産業鉱物資源大臣 Khalid al-Falih は、Saudi National Shipping Company に属する、それぞれ 200 万バレルの原油を運ぶ 2 隻の巨大なタンカーが、バブ・エル・マンデブの海峡を越えた後、7 月 26 日水曜日の朝に紅海でフーシ派民兵によって攻撃されたと報じた。

(2) この攻撃の結果、この 2 隻の運送船のうちの 1 隻が小規模の被害を受けた。死傷者又は環境災害につながる原油の海上流出はなかった。Falih は、この王国は、バブ・エル・マンデブを通過する原油のすべての船積み輸送を一時的かつ即時に中止するとしており、フーシ派民兵による原油運送船に対する脅威が、バブ・エル・マンデブ海峡と紅海における国際貿易及び海洋航行の自由に影響を与えていることを強調した。エネルギーと化学物質の分野における世界有数の統合会社であるサウジアラムコも、この海峡を通過する航行が安全になるまで、すべての原油の船積み輸送を一時中止すると述べた。

記事参照：Saudi Arabia suspends crude oil shipments through Bab El-Mandeb

7 月 26 日「イギリスと ASEAN、ブレグジット後の関係強化――英外交官声明」（RSIS Commentaries, July 26, 2018）

イギリスの駐シンガポール高等弁務官の Scott Wightman は、シンガポールの S.ラジャトナム国際関係学院（RSIS）が発行する RSIS Commentaries に、7 月 26 日付で“Britain and ASEAN: Strengthening Ties Post-Brexit”と題する論評を寄稿し、イギリスが東南アジアの安全と繁栄に大きく貢献していること、そしてそれが ASEAN の強化につながり、さらには「ルールに基づく国際システム」（RBIS）の構築に寄与するとして、要旨以下のとおり述べている。

（1）イギリスは東南アジアに関して長い歴史を有している。イギリスが東南アジア、とりわけシンガポールにやってきたのは主に自国の利益のためであり、新たな通商路の獲得、既存の通商路を防護のためであった。2 世紀が経過した今、イギリスの利益に関する考え方はより幅広くなり、実効性のある RBIS こそがイギリスの利益にも大きく資すると考えるようになった。

（2）イギリスはアジア太平洋地域において軍事的プレゼンスを維持している。ブルネイにはイギリス軍が駐留し（British Forces Brunei）、ASEAN 加盟諸国とともに防衛関連行動に従事している。また東南アジアの集団安全保障に関する協定としては 5 カ国防衛取極（FPDA：英、豪、ニュージーランド、マレーシア、シンガポール）が存在する。イギリスはマレーシアの FPDA 統合地域防衛司令部に人員を派遣、さらには兵器を配備し、FPDA 諸国と訓練を行っている。2017 年にはユーロファイター・タイフーンの飛行中隊を東南アジア・北東アジアに配備し、2018 年には揚陸艦 Albion と 23 型フリゲート艦 Sutherland がシンガポールに派遣された。当該地域の軍人の教育・交流も盛んで、この 5 年間で ASEAN から招かれた約 100 名の将校がイギリスの防衛機関で学んだ。

（3）テロリズムやサイバー・セキュリティ、組織犯罪など新たな脅威への対応力強化にもイギリスは一役買っている。インドネシアはイギリスと対テロ作戦の訓練を行い、その経験を活かしてこの数年で数百人の容疑者を逮捕した。イギリスはシンガポールにおける SGSecure（編集注：テロ対策に係る一般市民の啓発プログラム）運動にも、テロ事件への対応や配備などに関する経験と情報を共有することで貢献している。シンガポールとイギリスは「対私製爆弾（Counter Improvised Explosive Device）」問題についても、イラク軍の訓練などを共同で行った。サイバー・セキュリティについても、イギリスとシンガポールは、今後 2 年間コモンウェルス諸国と ASEAN 諸国において、サイバー・セキュリティに関する能力開発について協同するという二国間合意に署名した。地域紛争の予防のためにもイギリスは活動しており、フィリピン政府とモロ・イスラム解放戦線（MILF）の和平交渉推進に貢献し、カンボジア特別法廷に対しても 1200 万ポンドの資金提供を行った。

（4）イギリスと ASEAN 加盟諸国の経済的紐帯も強い。シンガポールでは 4000 を超えるイギリス企業が活動しており、シンガポールにおけるイギリスの投資は 600 億シンガポールドルにのぼる。東南アジア全体で見るとイギリスの直接投資は 1000 億シンガポールドルにおよび、イギリスは同地域について 4 番目に大きな投資国である。イギリスの対 ASEAN 諸国輸出総額は対インドの 2 倍以上であり、さらに「包括的および先進的な環太平洋パートナーシップ協定」（CPTPP）への接近など、さらなる貿易の拡大を模索している。イギリスと ASEAN 加盟諸国との経済的つながりは貿易だけでなく、ASEAN の持続可能な成長のための計画も実践されてきた。それを通して、ラオスやビルマ、カンボジア、タイ、ヴェトナムなどの国々は、2015 年および 16 年に開催された気候変動枠組条約（UNFCCC）締約国会議に向けて目標を設定する

ことができた。

(5) 東南アジア諸国の国家としての水準を引き上げる努力も行われている。それには経済改革を促進させるもの、すなわち政府とビジネス界の透明性やコンプライアンスを改善し、金融市場の拡大や金融包摂（抄訳者注：金融サービス提供の幅を広げ、従来サービスを受けられなかった人々も金融サービスにアクセスできるようにすること）を促進するものから、低炭素エネルギーへの移行やエネルギーの安全の改善を進めるものが含まれる。科学、イノベーションの分野においても協力関係が進められ、シンガポールの研究者たちは医学研修からフォトニクスに至るあらゆる分野においてイギリスの科学者と連携している。こうした協力関係や様々な基金をとおして東南アジア全域に拡大している。

(6) 教育におけるつながりも重要である。たとえばシンガポール政府の閣僚の半数以上がイギリスのトップレベルの大学の卒業生である。毎年 7000 人以上のシンガポール人、16000 人以上のマレーシア人がイギリスで学んでおり、東南アジア諸国の閣僚にイギリスの大学出身者は数多い。またブリティッシュ・カウンシルはラオス政府と連携し、ラオスにおける英語教育のフレームワーク開発に従事している。

(7) イギリスが東南アジアにやってきてから 200 年が経過した。それによってもたらされたものは様々あるが、21 世紀においてイギリスは、東南アジア諸国の経済成長のための支援を行い、彼らの自律的な行動を促進させる努力をしている。それは東南アジア諸国の国益にかなりの影響を及ぼしているであろう。そしてこうしたイギリスの役割は今後も増大するであろう。

記事参照：Britain and ASEAN: Strengthening Ties Post-Brexit

7 月 27 日「中国はただ海洋法を『選り好み』することはできない―米海軍大佐論評」（EAST ASIA FORUM, 27 July 2018）

米海軍大佐である Tuan N Pham は、7 月 27 日付の EAST ASIA FORUM の Web サイトに“China can’t just ‘pick and choose’ from the Law of the Sea”と題する論説を寄稿し、海洋法を選り好みして利用する中国の行動は逆効果であるとして、要旨以下のように述べている。

(1) 本年 5 月、ワシントンは、南シナ海における中国の行動が自由で開かれた海の追求に反するとの理由で、2018 年 RIMPAC 海軍演習への北京の招待を取り消した。 RIMPAC 2014 及び 2016 のように、中国は、世界最大の国際海軍演習を監視するために、米国の排他的経済水域（EEZ）に情報収集艦を派遣した。そして、過去 2 回のこの演習のように、ワシントンは中国艦船のプレゼンスに反対しなかった。これは、米国や他の海軍が中国の（主張する）EEZ で同様の活動を行った場合の北京から受ける反応とは異なる。それどころか、中国は、しばしばその主張している領土主権を侵害している違法国家と警告し、時には彼ら自身がその軍隊に嫌がらせをすることさえある。北京は自国の海洋の権利を明確に理解しているが、必ずしも他国の同じ権利を容認し、受け入れるわけではない。

(2) 南シナ海における軍事活動に対する（非）許容性に関する中国の主張は、沿岸諸国が彼ら自身の EEZ において UNCLOS の下で経済活動を規制する権利を有するが、そこでの外国の軍事活動を規制する権利はないという米国の見解に反している。北京は、公海及び EEZ における軍事活動は、UNCLOS の立法精神、そして、公海の使用は平和目的のためだけであるという UNCLOS の要求に基づいて違法であると強く主張している。しかし、中国を除く全ての国連安全保障理事会常任理事国を含む 100 を超える国々がワシントンの立場を支持している。

(3) それはそれとして、追加の背景に言及する価値のある別の観点がある。その EEZ にいる船舶に退去するように指示する場合、他国がその国内法に従うことを中国が都合良く要求するのとまったく同じように、中国がそれらの国々の EEZ において監視を行う際は、中国は、他国の国内法に従っているだけである。確かに、ほとんどの他国の法律が寛大である一方で、この点において中国の法律は偏狭であるけれども、守られている原則はほぼ間違いなく同じであるかもしれない。

(4) それにも関わらず、北京は、他国へのその要求とその自国の行動の間の不一致に最終的に取り組まざるを得ないかもしれない。それは、その固定されたアプローチを調整するか、その EEZ における軍事活動を規制するためのその擁護できない根拠を引き続き主張する可能性がある。後者は、自国の海洋主権の主張の法的効力、国際的な信頼性及び世界的立場の観点から、より多くのリスク（ひいてはコスト）を負う。

(5) 地域的には、「私が言うようにやれ、そして私がやるようにはやるな」と続けることは、中国の「親切な」台頭について神経質な近隣諸国の間の増大する懸念を悪化させる。世界的には、中国の国際的なイメージを傷つけ、そして、その地政学的な影響を海外で推進し、欧米主導の世界秩序を支配的な米国の影響なしに取って代わるという戦略的目標を損なう。

(6) 北京は現在、中国の EEZ それ自体において、情報収集活動や軍事演習に必ずしも反対しないように見える。正しくは、彼らは、これらの活動の範囲、規模及び頻度に反対する。彼らはまた、国際法の下でこれらの行為は、本質的に違法な行為とはもはや考えていないというよりも、中国の平和と安全保障を脅かすだけでなく、地域を不安定化していると考えているように思える。

(7) こうした努力にも関わらず、結局北京は、都合良く UNCLOS を無視し、そして、自国の国益を支援し、その戦略的な物語を補完する国際規範を受け入れた。国際法を支持する誠実で信頼できる国際社会のコミットメントが北京にとっても必要であるならば、これは逆効果である。

記事参照：China can't just 'pick and choose' from the Law of the Sea

7 月 31 日「米国は外交的失敗を南シナ海で失地回復を図る－中国専門家論説」（The Diplomat.com, July 31, 2018）

中国国立南海研究院の Mark J. Valencia 招聘研究員は、7 月 31 日付 The Diplomat に "US Makes Up Some Lost Diplomatic Ground Over South China Sea" と題する論考を寄稿、要旨以下のとおり述べている。

(1) 遅ればせながら、米国は南シナ海問題に関わる外交上の失敗を修復させつつある。多くの政治家や評論家は、南シナ海や東南アジア地域での優越を競い、米国と中国がソフトパワーとハードパワーを繰り広げているとの一致した見方を示している。しかし筆者は常々、中国は米国が長らくソフトパワーを及ぼした地域に自らもソフトパワーによって攻勢し、影響力を強め続けてきたと論じている。今、米国政府は失地回復を図りつつある。

(2) ソフトパワーとは、経済や文化の影響力をもって他国に優越する力であり、ハードパワーは国際関係に高圧的姿勢で臨むことである。かつて、中国の周恩来首相は Clausewitz の名言をもじって、「外交は他の手段を持ってする戦争の継続である」と述べたことがある。南シナ海や東南アジアの紛争は、ある特別な状況においては、ソフトパワーによって処理することができるのではないだろうか。米国は世界のミリタリーパワーであり、それを中国が優越を獲得しつつある南シナ海でも発揮しようとしてきた。対する中国は、地理的あるいは経済的な利点を生かし

たソフトパワーを強めている。

（3）米国は同盟や友好国に対して、南シナ海における中国の野望は覇権を得ることであり、そのため軍事化を図り航行の自由を脅かしている、と呼びかけている。一方、中国は、領域保全のための行動をしているだけであり、商業航路を脅かしたことはないと主張し、米国は域外国であり、また国連海洋法条約にも加盟しておらず、「航行の自由作戦」のもとで軍事プレゼンスを図り情報収集するなど、地域の安全保障環境を不安定化させていると訴えている。中国のソフトパワーキャンペーンは、カンボジア、ラオス、ミャンマーなど ASEAN 諸国で功を奏しつつあり、それはフィリピンやタイ、マレーシアさらにはシンガポールにも及びつつある。

（4）一方、域外諸国は米国に戻りつつある。少なくとも「航行の自由作戦」には。これまで、アメリカの同盟国であるオーストラリア、フランス、日本、ニュージーランドと英国は米国の圧力を受けながらも、南シナ海における「航行の自由作戦」への参加を拒んでいた。ところが、6 月のシャングリラ会議で英仏が南シナ海での独自の航行の自由のための演習を実施すると宣言した。演習は実施されたが、米国による「航行の自由作戦」に倣って中国が占拠する島嶼の 12 マイル以内を航行したか否かは不明である。それでも、イギリスの Gavin Williamson 国防長官は「イギリスは最も強いシグナルを送った」と声明を出している。オーストラリアは、米国による「航行の自由作戦」に対してより明確な支持の姿勢を見せている。4 月に南シナ海を航行中のオーストラリアの戦闘艦が中国から誰何を受けたとき、Malcolm Turnbull 首相はオーストラリア海軍の航行の権利を声高に主張している。ニュージーランドは、中国による南シナ海での行動が国際社会に脅威を与えていると公言している。「自由で開かれたインド太平洋」を唱える日本の安倍首相は、豪、印、米を巻き込んで“法の支配”（rule of law）を主張している。 南シナ海諸国はどうであろうか？マレーシアでは Najib Razak 前首相は中国寄りであったが、Mahathir Mohamad 現首相は中国との距離をとっているように見受けられる。フィリピンでは Duterte 大統領が中国に対して対立姿勢からソフト対応に転換している。今年予定される初の中国と ASEAN の海上演習について、フィリピン海軍の高官は信頼醸成の良い機会となる旨の発言をしたが、最近は政府高官が疑問を呈しており、これは米国への配慮があるものと思われる。ベトナムはアメリカの関与を歓迎している。

（5）米国は、環太平洋海軍演習（RIMPAC）で中国を排除し ASEAN から 6 カ国を招き南シナ海諸国への“静かな支援”を示した。中国は南シナ海での外交での戦いで勝利し続けてきたが、今、米国が力を挽回しつつあると言える。

記事参照：US Makes Up Some Lost Diplomatic Ground Over South China Sea

8 月 8 日「せめぎ合う米中の戦略構想、一帯一路を理解する 3 つの視座―米専門家評論」（PacNet, Pacific Forum, CSIS, August 8, 2018）

米海兵隊退役軍人 Karl Hendler は、8 月 8 日付の Pacific Forum の web 誌 PacNet に、"Reading the Belt and Road Tea Leaves: Aggression, Exploitation, or Prosperity"と題する論説を寄稿し、中国の一帯一路（BRI）を考察するに際しては 3 つの視点があり、同国の真意を推し量るには 3 つの視点を組み合わせる必要があると指摘した上で、要旨以下のように述べている。

（1）2017 年 5 月に北京で行われた「一帯一路フォーラム」で習近平は、「一帯一路構想」（BRI）が世界の覇権を狙う構想ではなく、むしろアジアやアフリカそして欧州の繁栄を促進する責任ある計画だ、と世界に再度保証しようとした。

(2) 米国務長官 Mike Pompeo はこのところ、「自由で開かれたインド太平洋」に関する米国の構想を売り込むべく様々な機会を活用している。Pompeo は今月、シンガポールにおける ASEAN 外相会議の際に同構想を説明し、同構想が国家主権の尊重や、外部の威圧からの自由、国際水域・空域に対するオープンなアクセスが伴うことを強調した。

(3) 習と Pompeo はアジア、インド太平洋の未来を巡る 2 つの異なる構想を提示している。両者は表向き同一の価値観と目標の多くを支持しているが、国家が主導的な役割を担うべきか否かという点に関しては正反対の見方に由来している。中国は既にアジアやアフリカに多大な投資を行っており、幸先の良いスタートを切っている。その一方で、米国はアジアのインフラ投資構想に 1.13 億ドルを拠出する旨を発表したにすぎない。BRI に関しては 3 つの視点が存在する。

a. 中国が膨大な投資と増大した軍事支出によって、地域の覇権を狙い、ライバルを孤立させ、アフリカや東南アジア諸国を朝貢国として従属させ、世界秩序を自らのイメージ通りに作り替えるというものである。

b. 中国の投資は略奪的な融資を貧しい国々に行うことと同義だということである。被援助国は管理権を中国に譲り渡すはめになり、中国が廉価な商品を輸入することができ、その急速な成長を維持するための輸出品と労働者を送り込む経済植民地を生み出すことになる。

c. 中国はあらゆる国家が望むものを望んでいる。すなわち、自国民の安全と繁栄である。我々は中国の行動を、持続可能な成長を確保し、米国や西欧と同等の繁栄と安全を謳歌する中間層を育成するために互恵的なパートナーシップを活用する、戦略の一環だと見なすことになるだろう。

(3) それでは 2017 年のフォーラムにおける習の言葉を真剣に受け取れば、BRI はどう見えるだろう。

a. 第 1 の視点に立つと、2000 年代中盤に初めて世に出た「真珠の首飾り戦略」は現実のものとなっている。中国は自国の補給線を護り、米国と同盟国を抑止すべく、一連の港湾と基地を建設し、中東やアフリカにまで軍事力の拡大を図っている。中国の南シナ海係争地における軍事拠点化は、この戦略を裏付けるものである。「首飾り」の輪は、ジブチの中国海軍基地まで伸びている。中国は「首飾り」の両端の合間において、同国が借り受けるスリランカのハンバントタ港やパキスタンのグワダル港に部隊と艦艇を駐留させることで、自らの軍事プレゼンスを固めることができる。米国の同盟国の間では、中国軍が脅威であるとの懸念が高まっている。

b. 第 2 の視点に立つと、アフリカとアジアにおける中国のインフラ投資を、融資対象国が返済できないことを知りながら、BRI プロジェクトのために新興国へ数十億ドルの資金を融資する「債務の罠外交」だと見なす。増大する債務に直面した被融資国は、北京に対して略奪的な経済上の譲歩を強いられている。その根拠は、スリランカからケニア、アンゴラにみられる。

BRI の一環であるハンバントタ港建設で過重債務に陥ったスリランカは、既存のコロンボ港の存在もあり、同港完成後も十分な収益を確保できていない。それ以降スリランカは債務負担を緩和すべく、同港を中国に 99 年間貸与した。アンゴラは 250 億ドルの対中債務を原油で返済している。ケニアでは対外債務の 72 パーセントが対中債務であり、新ナイロビ―モンバサ鉄道も中国の融資で建設された。同鉄道は未だに中国人労働者が運営している。中国の融資は、世界銀行やアジア開発銀行といった国際的な貸し手が課す条件を要しないため、新興国には一層魅力的に見える。これらの国々は、利益のほとんどを生み出す完成した BRI プロジェクトの主導権を中国に譲り渡すことを強いられる。

c. 第 3 の視点に立つと、中国は軍事支配や略奪的な融資を企てる侵略国ではなく、持続可能かつ互恵的な成長を目指す計画にコミットする国家である。中国の輸出主導の成長は永遠に続くものではない。中国は力強い国内消費型の経済を発展させなければならないと認識しており、共生的な国際貿易関係を構築している。中国の融資を受ける新興国は対中輸出によって自国を工業化し、経済成長を遂げることができる。その一方で、中国は生産を外注することで消費者価格を下げ、サービス部門を拡大することができる。係争地の存在は必ずしも侵略の予兆ではない。どのような国家にとっても、歴史的な記憶と国家の誇りは対立から引き下がることを困難にする。

(4) 中国の真意は 1 つの視点だけでなく、3 つの視点を組み合わせたところにあるのだろう。グワダルとハンバントタの開発が軍事的な色彩を帯びれば、それは中国が南シナ海で示す好戦性を越える、更に攻撃的な姿勢を取るというサインであろう。アフリカの債務国に対する中国の扱いはもう 1 つの指標である。債務免除や協調融資は持続可能で責任ある成長に向けた計画を示すものであるが、過酷さを増す取引は搾取の証左である。いずれにせよ、中国専門家 Thomas Christensen のアドバイスは計画を始めるに相応しい出発点である。すなわち、信用力に裏付けられた対中協力強化である。このアプローチは表だった中国の侵略を抑止すると同時に、同国に責任ある行動を促すだろう。しかしながら、現在のところ、米国と同盟国及びその他の地域諸国は単に中国の BRI に反抗しているに過ぎない。先を見越した戦略なしには、上述したことが起きる可能性は残ったままである。

記事参照：Reading the Belt and Road Tea Leaves: Aggression, Exploitation, or Prosperity

8 月 26 日「日印特別パートナーシップ、更なる強化が必要―印専門家論評」（South Asia Analysis Group, August 26, 2018）

印シンクタンク South Asia Analysis Group 研究員 Dr Subhash Kapila は、同シンクタンクの Web サイトに 8 月 26 日付で、“Japan-India Special Strategic Partnership Needs Added Special Robustness”と題する論説を寄稿し、日印パートナーシップについて、インドの政策エリートは中国を慮って右顧左眄することなく、インドにとって不可欠なこのパートナーシップを更に強化する必要があるとして、要旨以下のように述べている。

(1) この 1 年間、「日本インド特別戦略的グローバルパートナーシップ」（The Japan-India Special Strategic & Global Partnership）が、アジアの大国であり、地域安定の柱である両国によって、不協和音もなく淡々と進展していることは、目立たないが注目すべきことである。インドは、対中関係と、インドと日本との緊密な戦略的関係に対する中国の過敏さを認識した上で、この関係を「不可欠のパートナーシップ」（‘Vital Partnership’）と位置づけている。グローバルな、そしてアジアの地政学環境は、インドが日本との戦略的絆を強固にすることを地政学的、戦略的に優先すべきこととして運命付けている。日本は、2017 年までインドに対する軍事的冒険を厭わなかった中国とは極めて対照的に、中国とのドクラム高地を巡る対峙の間、はっきりとインドに味方した。中国が世界的に孤立状態にある時に、思い出したようにインドに見せる戦術的な政治的友好姿勢は、インドに対する日本の道義的かつ永続的な戦略的支援に取って代わることはできないし、またそうすべきではない。

(2) インドにとってアジアで最も重要で、しかもグローバルな波及効果を持つ「日印特別戦略的パートナーシップ」に対して強い影響を及ぼす、インドの政策エリートを制約する頸木は、彼ら

が「中国の龍」（the ‘Chinese Dragon’）を避けようとすることである。彼らは、2017 年のドクラム高地での中国の軍事的挑発に対してインドが自信を持って対応した後、中国に対する彼らの恐怖心を振り払ったと思われた。しかし、インドの政策エリートは、2018 年に噴出する中国の戦略的脆弱性に対する客観的評価よりも、それ以上に中国に対する悪しき恐怖心から、インドの対中政策をリセットしたようである。インドの誤った認識に基づく 2018 年の対中政策リセットによる最大の被害は、「日印特別戦略的パートナーシップ」を支える基盤に亀裂が入ったことである。インドは、「日印特別戦略的グローバルパートナーシップ」と合同軍事演習の実施に関する数多くの共同声明に署名したが、では何故、インドは、遅れているインド海軍用の飛行艇やその他の日本の先進装備の購入を回避したり、引き延ばしたりしているのか。何故、インドは、新たに蘇った「日印米豪 4 カ国枠組」に対する戦略的熱意を萎ませたのか。それはまさに、こうした装備購入や戦略的イニシアティブに対する中国の不快感に対する配慮の故か。

(3) インドの政策エリートは、インドの 2018 年の「対中政策リセット」によってアジア各国政府に生じた有害な認識に覚醒すべきである。アジア各国政府が抱くであろう印象は、多くのアジア諸国も被害を被ってきた中国の挑発に対して、インドが立ち向かう意志を持っていないということである。そうなれば、どうしてインドは、前政権が明確に意図してきた、そして現政権もその継承を誓った、「地域安全保障の真の提供者」（‘Net Provider of Regional Security’）として認知され得るのか。インドとその政策エリートは、彼ら自身の「右顧左眄症候群」（‘Balancing Act Syndrome’）から抜け出す必要がある。何の必要があって、日本の防衛大臣の訪印の 1 日後に、中国の国防相をニューデリーに迎えるのか。何の必要があって、中国の国防相に国内メディアへの突出を認めるのか。インドは中国の隷属国家ではないが故に、中国の国防相の訪印も日本の防衛大臣の訪印と同じように控えめな姿勢で迎えるべきであった。

(4) このような状況の背景を読み解くものとして、2018 年のインドの国家安全保障利益との関連における、中国と日本の戦略的重要性についての比較分析がある。この分析では、日本と比較して明らかに中国に重点が置かれているが、この分析は、インドの政策エリート、インドの諸政党、インドの戦略コミュニティー、あるいは左派傾倒のインドの学界に多い―彼らは全て、中国に対するネルー主義の妄想に依然執着している―インドにおける中国擁護派にとって、繰り返し言及される価値がある。こうしたインドの中国擁護派とは極めて対照的に、インドの世論には、パキスタンと共謀したインドへの中国の不誠実な攪乱行動に対する圧倒的な憎悪感がある。この憎悪感は、1962 年のインドに対する中国の裏切り（抄訳者注：1962 年の中印国境紛争）の副産物だが、今や、インド近傍のパキスタンのグワダルにおける中国の海軍根拠地の設営と「中国パキスタン経済回廊」（CPEC）―「経済」という用語はインドに対する潜在的で広範な戦略ゲームのための隠れ蓑に過ぎない―の迅速な遂行によって、増幅されている。

(5) 中国はインドや日本といったアジアにおける対等の競争相手を望んでおらず、中国の戦略的計算はこの目的に狙いを定めている。アジアにおける中国の強硬な敵対的姿勢が日本とインドに向けられ、両国との国境紛争を引き起こしているのは、無益なことである。対照的に、日本は、インドとの間に歴史的な紛争や憎悪の火種を抱えておらず、両国を分裂させる国境紛争もなく、日印両国は、相互に優劣を競う中国のような競争相手ではない。実際、日印両国は、アジア全域に中国中心の覇権を押し付けようとする中国の試みに対して、両国が戦略的に対抗していかなければならないことを認識している。日本は、一貫して国連安保理事会常任理事国候補としてインドを支持してきたし、インドがグローバルパワーになることについて、中国がそうなる

ことに対して感じているような脅威感を抱いていない。それ以上に注目すべきは、南アジアあるいはインド太平洋アジア（Indo Pacific Asia）における日本の外交的イニシアティブは、この地域における中国の戦略がインドを抑え込むことにあるのと違って、インドの国益を侵害するものではないということである。俯瞰的に言えば、日本は、インド洋が単に名前でだけではなく、より広範な地政学的かつ軍事的意味においても 'Indian'であることを確実にすることに関心を持っているのである。これに対して、中国は、軍の最高レベルにおいて、インド洋が何故 'Indian'と称されなければならないのかと異議を唱えている。そしてこの 5 年間、注目すべきは、中国海軍の原子力潜水艦を含めたインド洋への侵出が増大していることである。

（6）以上の分析から、今日、戦略を越えた長期的な地政学的視点から見れば、インドの国益を護るというためだけでなく、南シナ海や東シナ海、そして最近ではドクラム高地でのインドに対する挑発に見られる中国の軍事的冒険主義に対抗して、インド太平洋地域の安全と安定を護るというより広範な目的から、インドは信頼できる永続的な「戦略的パートナー」として日本を必要としているのである。そのためには、「日印特別戦略的グローバルパートナーシップ」に基づく諸協定を名実ともに充実させていくことが、インドの責務である。この戦略的パートナーシップを文字通り「グローバル」にするために必要なことは、インドが BRICS（ブラジル、露、印、中、南アフリカ）のような中国中心の、そして中国に支配された組織や、上海協力機構への加盟とその軍事活動に時間を浪費するより、この不可欠のパートナーシップにさらに一層注力すべきである。そこにおける中国の戦略ゲームは日印と米印間で発展しつつある特別な戦略的パートナーシップの仲を裂くことであった。インドの政策エリートは、何故この戦略的現実を認識できないのか。戦略的非同盟は、現代の地政学的環境では時代錯誤であり、また「戦略的自立」（'Strategic Autonomy'）というインド外交の基本的考えもそうである。今日の世界の地政学環境における厳しい現実は、「力の均衡」（'Balance of Power'）である。

（7）最後に結論として、日本と日本国民が、言葉の最も広い意味で非常に敏感であることは強調しておく必要がある。日本は、インドにとって中国以上に必要とされる日本との特別な戦略的パートナーシップを犠牲にした、中国の戦略的過敏さに配慮するインドの政策エリートの予防的で日和見的な動きを見逃すほどナイーブではない。日本にこうした認識を根付かせないようにするのはインドの責務である。

記事参照：Japan-India Special Strategic Partnership Needs Added Special Robustness

8 月 24 日「北極防衛に重要性を増すアラスカの役割、在アラスカ米軍トップ言及－米メディア報道」（KTUU, Aug 24, 2018）

米 NBS 系列のアラスカの TV 局 KTUU の Web サイトは、8 月 24 日に、"Alaska's role in Arctic defense gaining prominence, outgoing commander says"と題する記事を掲載し、在アラスカの第 11 空軍司令官兼北米航空宇宙防衛司令部アラスカ地区司令官兼アラスカ軍司令官の交代に際し、北極の防衛に対するアラスカの役割、重要性について言及したとして、要旨以下のように報じている。

（1）離任する第 11 空軍司令官兼北米航空宇宙防衛司令部アラスカ地区司令官兼アラスカ軍司令官 Ken Wilsbac 中将はアラスカ州の位置は国の軍事的備えについて注目度が増していることを示しているようであり、後任者は将来その注目度が増すことを見るだろうと述べた。8 月 23 日、Wilsbach 中将はその事績について述べた際、「米国はアラスカを有することで北極圏国であり、アラスカにいる我々はそのことを、生得的に知っている。しかし、北緯 48 度以南、特にずっと

東あるいは南に行けば、しばしば人々はこのことについて知らないか、忘れている」と KTUU に述べた。Wilsbach 中将は、さらに多くの人々、特にワシントンの人々に北極について「海氷の減少によって、我々は増大する人類の活動を見つつある」と話し、北極において増大する輸送、石油、ガス、魚類のような資源の獲得及び観光の増加を指摘した。そして、「米国は北極圏国家であり、北極に利益を有するため、増大する人類の活動は軍事的含意を有する」と述べた。「ここアラスカから北極において軍は何をしなければならないかについて我々は国防総省の専門家であり、したがってワシントンあるいは全世界の他の司令部において発言権があるという事実は私の誇りである」とも述べた。

（2）Wilsbach 中将の後任である Thomas Bussiere 中将は 8 月 24 日の交代後、北極に対するアラスカの重要性は今後、前任者と同様に心に留めると述べ、「アラスカの重要性、北極地域の重要性は再び表に出つつある。潜在的な気候変動もあって、北極地域で米加それに北極の協調国がどのように地域の安全保障を増し、維持していくかを見つめるのに良い時期である」と述べた。

（3）離任に際し、Wilbach 中将は彼の業績の 1 つとしてアラスカの部隊の即応体制の強化について「我々は今、2 年前よりも即応体制を強化している。第 11 空軍の主たる配備位置は米軍の配備位置の中ではるかに北であり、はるかに西にあり、そこから兵力を投射し、我が国を防衛することができる位置にある。したがって、そのことを実施できるアラスカ、グアム、ハワイ（第 11 空軍の担任区域にはグアム、ハワイが含まれる）は戦略的に極めて重要な位置にあり、我々の部隊はそのことを実施できるように備えている」と述べている。

（4）8 月 24 日の指揮官交代行事で、新司令官の Bussiere 中将は即応体制に対する彼のコミットメントに触れ、「アラスカ地域及びその上空、北の壁の防衛であれ、我が国あるいは同盟国、友好国の国益のため太平洋で兵力を投射することであれ、任務は 1 日 24 時間 1 週 7 日 1 年 365 日備えられていなければならない。即応体制はもったいぶった決まり文句でも、車のバンパーに貼ったステッカーの標語でもない。行動の方針である」と述べた。

記事参照：Alaska's role in Arctic defense gaining prominence, outgoing commander says

9 月 6 日「南シナ海行動規範を効果的にする 3 つの処方箋―米専門家論説」（East Asia Forum, September 6, 2018）

米戦略国際問題研究所アジア海洋透明性イニシアチブのディレクターGregory B Poling は、9 月 6 日付の Web 誌、East Asia Forum に"South China Sea code of conduct still a speck on the horizon"と題する論説を寄稿し、「南シナ海行動規範」を効果的なものとするためには 3 つの視座が必要だと指摘した上で、要旨以下のように述べている。

（1）20 年に及ぶ協議の後では、「南シナ海行動規範」（COC）の進展に対して懐疑的な見方が出るのも無理はないが、前進が見られた時にそれを認めることも重要である。2018 年 8 月 2 日の ASEAN・中国拡大外相会合前に明らかになった、草案集約への合意は評価されるべき重要なプロセスである。COC は南シナ海の紛争を解決しないし、またそのつもりもない。その代わりに COC は紛争を管理しようと意図されている。しかしながら、南シナ海の紛争を効果的に管理する仕組みには 3 つのことが必要であるが、草案ではそのいずれも実現していない。

a. 効果的な COC は地理的に規定される必要がある。南シナ海領有権主張国は紛争を解決する必要はないが、その効果的な管理を望むならどこで紛争が起きているかに合意する必要がある。例えば、パラセル諸島とその周辺海域を含まない合意はハノイにとって受け入れ難いだろう。

同じことは、フィリピンのスカボロー礁にも言えることである。では、インドネシアとマレーシアが主張する排他的経済水域内の海域と海底地形についてはどうだろう。中国はこれら全ての領域を「九段線」に基づいて主張しており、草案から除外されるようなことがあれば係争場所であり続けることになる。

「行動規範」草案に関する詳細の多くを明らかにした Carl Thayer によると、ベトナムは「国連海洋法条約に基づいて主張される、南シナ海のあらゆる係争中の地勢と重複する海域に現在の行動規範を適応すべきだ」と提案した。しかしながら、それでは曖昧過ぎて効果的ではない上に、他の南シナ海領有権主張国が国連海洋法条約の下で承認していない、北京が歴史的な権利を主張する領域を除外する言葉が選択されている。なんらかの規範がうまく機能するのは中国が歴史的な権利を主張しようとする全ての礁や岩礁、沈堤、海域・空域を含む、あらゆる係争領域が明確に包含される場合のみである。

b. 効果的な COC は紛争解決メカニズムを必要としている。草案の解釈と適用を巡って意見の不一致が起こることは不可避である。そうしたことは曖昧過ぎた上に、意見の不一致を解決する手段を持たなかった、2002 年の「南シナ海行動宣言」の歴史からも明確である。

この問題を解決すべくインドネシアとベトナムは、COC 関係国が東南アジア友好協力条約下の理事会（High Council）に意見の不一致を持ち込めるよう提案したと報じられている。未だかつて招集されたことがない理事会は ASEAN 加盟国が指名する委員を含み、紛争の聴聞と調停を行うものである。理事会の裁定は法的拘束力を有さず、必ずしも強制できるものではないが、それ相応の影響力を具えるものである。

理事会に関する提案の主な問題点は、東南アジア友好協力条約の加盟国のみが構成員になれることである。もっと効果的なオプションは、中国を含むすべての関係国が選ぶ人材リストから調停者を選ぶ理事会に類似した機関を招集する手続きを明確にすることである。

c. 南シナ海の紛争を管理するいかなるレジームも、漁業管理と石油・ガス開発に関する詳細な条項を必要とするだろう。しかしながら、交渉中の草案でこれまで列挙されてきた見解は相互に矛盾している上に、資源管理の詳細かつ協調のとれた仕組みを描き出すには程遠い。

例えば、ジャカルタは関係国が違法漁業を越境犯罪の一形態として連携すべきだと提案するが、インドネシアが定義付ける違法漁業は他国、特に中国が合法と見なす活動を含んでいる。中国の石油・ガス協力に関する提案は、中国以外の領有権主張国と公平な資源管理を行うというよりも、外国企業の除外に注力しているように思われる。

（2）残念ながら、COC には根本的な矛盾が存在する。メンバーの問題のために COC は資源管理の詳細を論じる手段としては相応しくないが、そうしなければ紛争を管理する効果的な手段とはなれない。ほとんどの ASEAN 諸国は係争中の漁業や炭化水素資源に利害を有しておらず、重複する資格や資源の権利の詳細を巡る交渉の詳細に関心も持たないだろう。

この問題の解決法は、明確な地理的範囲の中における一般的なルールを設けて、効果的な紛争解決メカニズムを創設して、漁業管理と石油・ガス協力に関係する主張国のみが参加する継続交渉の即刻開始を承認する、ASEAN 全加盟国と中国が署名する COC である。

そうした文書は南シナ海における紛争の平和的な管理に向けた大きな一歩である。しかしながら、関係国間の相違は大きなままであり、効果的な COC の最終合意には暫しの時間を要するように思われる。

記事参照：South China Sea code of conduct still a speck on the horizon

9 月 6 日「米印関係と軍事情報協定」（Reuters.com, September 6, 2018）

9 月 6 日付のロイター通信は、“U.S. India seal military communications pact, plan more exercises”と題する記事を掲載し、中国の海洋進出を念頭に置いた、軍事情報協定の締結をはじめとする米印関係の発展について、要旨以下のように報じている。

（1）インドと米国は、慎重に扱うべき米軍の装備をインドに売却する道を開く可能性があり、双方が 9 月 6 日木曜日にブレイクスルーとして歓迎した、安全な軍事情報交換に関する合意に署名した。この協定は、Jim Mattis 米国防長官と Mike Pompeo 国務長官が、インドの Sushma Swaraj 外相及び Nirmala Sitharaman 国防相と、政治と安全保障関係の深化を目的とした 2 プラス 2 会談の後に署名された。世界の 2 大民主国家が、近年お互いがより距離を詰め、アジアでの中国の影響力の広がりを相殺する方法を模索している。

（2）合意の内容は以下のとおりである。

a. ワシントンとニューデリーは、パキスタンに拠点を置く反西洋及び反インドのイスラム過激派に対する懸念を共有している。

b. 9 月 6 日に署名された Communications Compatibility and Security Agreement（COMCASA）は、米軍とその通信ネットワークを開通するというインドの懸念から、何年も停滞していた。

c. この協定は、当局者たちが以前、武装した無人監視機のようなハイテク機器を移転させることを米国に可能にすると言っていたように、「大きな前進」だったと Pompeo は述べた。ニューデリーは、パキスタンの密接な友好国である中国が近年繰り返し進出を行っているインド洋を監視する無人機を求めている。

d. インドと米国はまた、外交トップ間のホットラインを開設し、2019 年にインドの東海岸沖で陸海空軍が参加する共同演習を開催することに合意したとインド政府は述べた。

e. この協定により「インドとの相互運用がより可能になるだけでなく、自国のシステム間でもインドとの相互運用性を高めることが可能になる。最も重要なのは、それが、広範な防衛技術をインドに開放することである」と Joseph Felter 米国防次官補代理（南アジア・東南アジア担当）は一部の記者団に対して語った。

f. 米国は、過去 10 年間で 150 億ドル相当の契約を結んだインド第 2 位の武器供給国として浮上してきた。

（3）専門家たちは、COMCASA 協定に署名すれば、ロシアの S-400 地対空ミサイルシステムの購入に目を向けているインドに米国が制裁を課す可能性を減らすこともできると考えている。米国は、その防衛・情報部門に関わっているいかなる国も、二次的な米国の制裁に直面する可能性がある中、ロシアに対する全面的制裁を課している。しかし、新たな国防法案は、国家安全保障上の利益が危うい時に、米国大統領に免除を供与する権限を与えることを提案している。Pompeo は記者たちに、米国は、S-400 を購入する案のためにインドを罰することを求めないと語った。

（4）米国は、テヘランの核開発能力を立ち往生させることを意図した、イランと世界の 6 大国との間の 2015 年の合意から Trump が撤退した後、イランからの石油輸入を停止するよう諸国に圧力もかけている。インドは、中国に次ぐイランの最大の石油の買い手であり、米国からの免除を求めている。ニューデリーでの会談に先立ち、米国務省の高官は、米国は、イランからのインドの石油輸入を完全に停止するというワシントンの要求に対して、インドと「非常に詳細な打ち合わせ」を行っていると語った。

記事参照：U.S., India seal military communications pact, plan more exercises

9 月 6 日「米中貿易戦争：輸出の視点から」（The Diplomat, September 06, 2018）

9 月 6 日付 Web 誌 The Diplomat は、「シリーズ環太平洋概観」の第 154 回としてワシントン州中国関係会議の Mercy A. Kuo 所長が、DailyFX 社の主任通貨ストラテジストである Ilya Spivak と対談した内容を “US-China Trade War: Eye on Exports”と題して掲載し、要旨以下のとおり伝えている。

Q1: 米国の輸出主要産品への関税が米国経済に与える影響は？

A1: 報復的な関税合戦が繰り返されている。米国の輸出品に対する他国による関税は、例えば、ウイスキー業のように関税対象となっている製造業にかなりの打撃を与えている。しかし、米国の輸出額は GDP の５％以下であり、輸出入のバランスが不均衡であるところから、米国全体の経済を悪化させるとは考えられない。

Q2: 中国の輸出主要産品への関税が与える中国経済への影響は？

A2: 米国は中国からの輸出の 1,000 品目に対して関税を課している。中国の GDP は輸出に依存しており、景気は後退する。中国の国内総生産高における輸出の占める割合は、2011 年が 10%であったものが、今年は 7%に減少している。関税の拡大は特定の個人業に打撃を与えるだろうが、中国が内需拡大に舵を切ることができれば、重大な障害とはならないだろう。

Q3: 米中貿易紛争でもっとも脆弱な産品は？

A3: 中国の主要輸入品は、原油などの化石燃料、金属、そして大豆である。現在繰り広げられている貿易戦争は、生産地から中国の工場、そして米国の消費者に至るまでのサプライチェーンを混乱させるだろう。このサプライチェーンに依存する国々も打撃を被るだろう。中国への輸出が多いオーストラリアの通貨も脆弱である。

Q4: 米国の株式市場は好調だが投資家の信頼は低いのはなぜか？

A4: 株高ではあるが、貿易高は減少しており、リーマンショック前までの状況に回復していない。2012 年以降変化がない。投資家は 2013 年以降に世界の GDP の増加が平均 3%から成長していないことで、現在の株高に半信半疑なのであろう。

Q5: 米中貿易戦争が世界の輸出に与える影響と政治家や経済界が備えるべきことは何か？

A5: 重要なことは米中の貿易紛争がどの程度続くかだろう。長引けば、世界のサプライチェーンにダメージを与え、おそらく雇用にも及ぶだろう。消費動向に圧力を掛け、世界の GDP 減少につながるだろう。政策決定者は適切な金融政策をとる必要がある。経済人は資本バッファーを維持することに努めるべきである。

記事参照：US-China Trade War: Eye on Exports

9 月 7 日「南太平洋諸国、中国の『債務の罠』外交の危険性に目覚める」（Asia Times.com, September 7, 2018）

在ジャカルタのジャーナリスト Erin Cook は、Web 紙、Asia Times に 9 月 7 日付で、“South Pacific waking to China’s ‘debt-trap’ diplomacy”と題する論説を寄稿し、9 月 3 日～5 日までナウルで開催された「太平洋諸島フォーラム」（the Pacific Island Forum）における議論などを通じて、南太平洋諸国が中国の投資が内包する「債務の罠」の危険性に目覚めつつあるとして、要旨以下のように述べている。

（1）中国の「一帯一路構想」（BRI）を通じて借款を受けた南太平洋諸国にとって、最初の返済期限が迫っているが、ほとんどの国は返済できない。これら諸国は、頻繁な自然災害、崩壊しつつあるインフラ、そして低い経済成長による負担の増大によって中国の 1 兆ドルに及ぶ BRI の野心的な世界的インフラ投資の格好の対象となっている。トンガ、バヌアツ及びパプアニュー

ギニアなどの国では少額の借款でも苦労しているが、債務の返済能力あるいは借り換え交渉能力は、今や政治的に不人気な債務返済の決定を迫られている南太平洋諸国政府にとって試練となっている。こうした切羽詰まった状況は、南太平洋諸国中、最小国の 1 つであるナウルにおいても明白である。ナウルで開催された、域内協力を促進する政府間機構、「太平洋諸島フォーラム」（the Pacific Island Forum）における、ナウルの Baron Waqa 大統領と中国の代表による物議を醸した論議によって、この地域における北京の野心に対する懸念が浮き彫りになった。

(2) この論議は、表向きは中国代表の過剰な要求に対する反論と受け取られたが、内実は、台湾との外交関係を断つよう益々圧力を強めてくる中国に対して、多くの南太平洋諸国が感じている不満を物語るものであった。ナウルの Waqa 大統領は、中国の代表がツバルの首相より先に演説することを拒否した。ツバルとナウル両国は、北京の圧力に抗して台湾との外交関係を維持している*。中国との緊張関係は、比較的大規模なインフラ建設借款を中国から受け入れた南太平洋諸国が最初の返済額期限を迎えるにつれて、エスカレートすることになりそうである。

(3) トンガでは、首都ヌクアロファでのインフラ再開発と地方でのインフラ拡充のために、中国から借りた 1 億 1,500 万ドルの借款返済が、9 月から始まる。中国にとって、1 億 1,500 万ドルの借款は 1 兆ドルに及ぶ BRI の投資額から見ればほんのわずかだが、トンガから見れば、これは自国の GDP のほぼ 3 分の 1 に当たり、国家の債務総額を倍増させる額である。パプアニューギニアとバヌアツも、今後数年間で返済期限が来る債務危機に直面することになると見られる。パプアニューギニア は、自国の債務総額のほぼ 4 分の 1 に当たる、20 億ドル近い中国からの低金利借款を抱えている。バヌアツの状況は更に深刻で、北京からの債務は自国の対外債務のほぼ 2 分の 1 に相当する。中国の BRI 投資を受け入れたスリランカが高金利借款の返済不能に陥り、その結果、中国が 2017 年 12 月までに、その対価として同国のハンバントータ港の運営権を 99 年間のリース契約で取得したことは記憶に新しい。この出来事は、中国からの借款を安易に受け入れてきた南太平洋諸国にとって、BRI 関連プロジェクトや借款が内包する主権侵害のリスクに対する、明確な警告となった。

(4) この地域の最大の援助提供国はこれまで伝統的にオーストラリアであったが、今や中国が急速にその地位に取って代わりつつある。オーストラリアでは、国内の政治的課題を優先するために、南太平洋諸国に対する援助予算が大幅に削減された。しかしながら、この地域への中国の急速な進出ぶり、特に、北京が海軍基地の設置を狙ってバヌアツに接近したとの報道が 4 月にあったことから、オーストラリアにとって、太平洋地域の新たな戦略的重要性が高まった。キャンベラはしばしば政治的に傲慢と受け取られ、多くの南太平洋諸国との関係が緊張してきたが、バヌアツとオーストラリアは、この何十年間も強力な 2 国間関係を維持してきた。オーストラリアは、バヌアツにとって最大の投資国であり、軍事、治安訓練の供与国であった。バヌアツと中国はともに海軍基地設置に関する議論を否定したが、これに関する報道は、この地域に対する北京の商業上そして戦略上の野心に関して、オーストラリアとその他の南太平洋諸国の懸念を増大させることになった。2018 年 5 月に出版された、Debtbook Diplomacy の共著者の 1 人、Gabrielle Chefitz は、中国がインド太平洋地域周辺で商業港や軍事基地を強引に取得するために BRI 投資や借款を活用しているとの認識が高まっていることで、中国が慎重に育んできた自国のソフトパワー・イメージが損なわれつつある、と指摘している。

(5) 一部の太平洋地域専門家は、オーストラリアは太平洋地域で失った地歩を回復するために、こうした対中認識の変化の表れを梃子とすべきである、と考えている。例えば、Greg Colton は、

外交的には伝統的に二義的な扱いであったこれら南太平洋諸国への関与と関係の強化を図る戦略を発展させるために、特に日本、米国、フランス、ニュージーランド及びインドといった、この地域に関心を持つ諸国との多角的関係を活用することを勧告している。こうしたことは既に現実化していると言えるかもしれない。例えば、7 月下旬には、日米両国とともに、オーストラリアは、太平洋地域における BRI プロジェクトと競合する、確定的なものではないが新しい計画を発表した。計画の詳細は未だ公表されるには至っていないが、提携国に対しては BRI とほぼ同規模だが、それよりはるかに低金利で、しかも受け入れ国の主権を脅やかさない借款が提供されることになると思われる。前述のスリランカの事例と、BRI が内包する「債務の罠」（“debt traps”）に対する警戒心の高まりに鑑み、オーストラリア、米国そして日本がこれまで南太平洋諸国に対して抱いてきた疑念は緩和されたかもしれない。しかも、大国が影響力拡大競争を繰り広げることによって、南太平洋諸国はやがて、対外援助と投資を懇願するより、むしろいずれかを選択できる贅沢に恵まれることになるかもしれない。

記事参照：South Pacific waking to China’s ‘debt-trap’ diplomacy

備考*：「太平洋諸島フォーラム」（the Pacific Island Forum: FIP）の加盟国・地域は、オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィジー、サモア、ソロモン諸島、バヌアツ、トンガ、ナウル、キリバス、ツバル、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、パラオ、クック諸島、ニウエ、仏領ポリネシア、及びニューカレドニアの 16 カ国と 2 地域。その内、台湾と外交関係を維持しているのは、ツバル、ソロモン、マーシャル諸島、パラオ、キリバス及びナウルである。

9 月 10 日「太平洋島嶼地域をめぐる西側諸国と中国の競争――香港メディア報道」（South China Morning Post.com, September 10, 2018）

香港紙 South China Morning Post 電子版は、9 月 10 日付で“Pacific islands new diplomatic battleground for China and the West”と題する記事を掲載し、太平洋島嶼地域が中国と西側諸国の外交闘争の場となっている現状について、要旨以下のとおり報じている。

（1）中国は近年、台湾の孤立化をその目的のひとつとして、太平洋島嶼地域におけるそのプレゼンス強化を進めてきた（11 の太平洋島嶼国家のうち、6 カ国が台湾と外交関係を樹立している）。たとえば中国の習近平国家主席は、今年 11 月にパプアニューギニアで地域指導者による首脳会議を計画しているが、それはそこで APEC 首脳会議が開催される直前のことである。また、香港にある嶺南大学のアジア太平洋研究センター所長を務める Zhang Baohui によれば、米国の Donald Trump 大統領が APEC 首脳会議に欠席することは、米国の同盟国の懸念を増大させると同時に、中国がその状況でリーダーシップを発揮する可能性を高めている。

（2）Trump 大統領の APEC 首脳会議欠席はあるものの、太平洋島嶼地域は米国のインド太平洋戦略にとって大きな重要性を持っている。その意味で中国の同地域へのプレゼンス強化は、米国の戦略にとって大きな障害となりうる。米国連邦議会の米中経済・安全保障検討委員会は今年 6 月の報告書で、「同地域における台湾の国際的な居場所を狭め、中国のプレゼンスが高まる。このような展開は、インド太平洋における米国の利益にマイナスの影響を及ぼすであろう」と述べた。

（3）太平洋島嶼地域における影響力をめぐる競争、そして台湾と中国との外交的対立は、ナウル共和国で開催された第 49 回太平洋諸島フォーラム（9 月 3 日～6 日）の場で顕在化した。そこでは米国政府がパプアニューギニア、フィジー、トンガに対して 700 万米ドルの軍事援助を提供するこ

となどが発表されたが、台湾もまた、太平洋諸国向けの医療基金として 200 万米ドルの支出を決定したのである。それに対して、このフォーラムの気候変動に関する会議において中国政府代表が憤慨して退出するという事件が起きた。それは、台湾と外交関係を結ぶナウルの Baron Waqa 大統領が中国特使に発言を認めなかったことが原因であったという。ナウルと中国では、中国代表のナウル入国をめぐっても一悶着があり（ナウルは外交旅券での中国代表の入国を当初認めなかった）、これに対し中国と外交関係を結ぶ国（サモアなど）の強い批判を受けた。

(4) 西側諸国は別の方法でも太平洋島嶼地域でのプレゼンス強化を模索している。そのひとつは外交官の増員や大使館（高等弁務官事務所）の設置である。アメリカはパラオやミクロネシア連邦、フィジーなどの外交官の増員を計画しているとされ、オーストラリアがツバルに初めて高等弁務官（大使に相当）を派遣するという観測もある。イギリスもバヌアツやトンガ、サモアに来年 5 月までに新しく高等弁務官事務所の開設を計画しているという。

(5) こうした西側諸国の動きは、太平洋島嶼地域における中国の行動、とりわけ投資の激増などによるプレゼンス拡大に対する強い懸念を反映している。中国政府は 2011 年以降、同地域の国々に対して譲許的貸付あるいは贈与という形で 13 億米ドルもの投資を行ったが、これはオーストラリアに次ぐ二番目に大きな額だという。中国による多額の投資は、投資を受けた国々が債務不履行に陥り、最終的にその地域を「没収」されることになる恐怖をかきたてるような行動であった。ソロモン諸島・オーストラリア間の海底ケーブル敷設に関して、当初中国企業の Huawei Technologies によって事業が行われる予定であったが、オーストラリア政府がその事業に食い込んだのは、こうした懸念の表れであろう。

(6) ホノルルにある Pacific Forum CSIS の会長 Ralph Cossa は、太平洋島嶼地域の影響力を巡る競争が今後激化すると観測する。米国政府は、中国の行動が米国の影響力を小さくしようという試みであると認識しており、したがって米国のインド太平洋戦略はそれへの対抗を目的のひとつとする。しかし Cossa は中国が太平洋島嶼部に対するアプローチを変えることは考えにくいと述べる。中国にとって、「ひとつの中国」の原則を妨げる台湾は忌々しい存在であり、台湾の国際的影響力を削ごうという試みは大きな重要性を持つのである。

(7) 中国のこうした行動は 2016 年に蔡英文が総統に就任した後に活発化した。太平洋島嶼地域で台湾と国交を結んでいるのは 6 カ国（キリバス、マーシャル諸島、ナウル、パラオ、ソロモン諸島、ツバル）であるが（全世界では 17 カ国）、中国はこの国々に方針転換するよう圧力をかけている。こうした状況において、西側諸国が太平洋島嶼地域における中国の影響力拡大を阻止するために何ができるだろうか。キャンベラのオーストラリア国立大学の研究員 Graeme Smith は、大使の派遣などでは十分ではないと主張する。彼によれば「西側諸国がある程度の影響力を維持するための最も効果的な方法は、太平洋島嶼諸国の懸念を真剣に汲み取ること」だという。気候変動の問題（抄訳者注：たとえばツバルは海面の上昇によって水没の危機にあるという）、労働力移動の問題、そしてインフラなどが中心的な問題であろう。西側諸国は、太平洋島嶼諸国が本当に求めていることを満たす努力をしなければならない。

記事参照：Pacific islands new diplomatic battleground for China and the West

9 月 12 日「ASEAN と多極的世界―シンガポール専門家論評」（East Asia Forum, September 12, 2018）

シンガポール国立大学の准教授 Ja Ian Chong は、9 月 12 日付の East Asia Forum の Web サイトに“ASEAN and the challenge of a multipolar world”と題する論説を寄稿し、ASEAN は多極的な競争のある状況で機能するとして、要旨以下のように述べている。

（1）冷戦以来、効果的で機能的な ASEAN への大きな要求はなかった。しかし、今日の ASEAN は、その加盟国が最もそれを必要としている時に、十分にその約束を果たすことができないようである。より競争の激しい世界では、この集団は、自分の立場を守ることを可能にするわずかな手段の 1 つである。米国、中国、インド及びヨーロッパの軌道に関する新たな不確実性は、ASEAN 加盟国が慣れ親しんだ条件を期待することがもはや理に適っていないことを意味する。

（2）東南アジアは大国の権益の断層線に立っている。米国は依然としてこの地域で抑制的だが、明確な優位性を発揮することができる一方で、交錯する米国と中国の懸念は、東南アジア諸国にとってはそれほどストレス・ポイントにはならないかもしれない。しばらくの間、米国と中国の利益に重大な重複があり、東南アジア諸国の政府は、陣営を選択しないという装いと ASEAN への曖昧なコミットメントの下で、完全に異なる個々の利益の追求を隠すことを可能にした。しかし、ASEAN 加盟国は、もはや大国の調和という贅沢を推測することはできない。つまり、ワシントンは世界的なコミットメントを再考し、北京は現行の秩序に挑戦するための準備がより整っている。

（3）効果的な ASEAN は、多極間競争の局面でいくつかの重要な機能を果たすことができる。ASEAN は、米国、中国、インド又はヨーロッパのような国々に対処する時、加盟国が個別に享受するより大きな影響力を、彼らにもたらすことを可能にする集団的な交渉のためのプラットフォームになることができる。共通の問題をよりよく調整できる ASEAN は、加盟国の自立をより一層保つことができる。内部的には、秩序だった ASEAN は、東南アジアでの不本意な介入の機会を与えることがより少ない。これらの条件は、加盟国の自由を守り、南シナ海の紛争のような継続的な問題又は一帯一路構想に関連するリスクの管理において、より多くの意見を述べることを可能にする。

（4）ASEAN の 80 年代の成功のピークは、まさに当時の加盟国が全体として調整する能力に基づいていた。差異を棚上げし、共通の立場を保つことにより、ASEAN 加盟国は外部のアクターによる勧誘、脅し又は約束によって、不和の原因をつくる、又は加盟国を乖離させる機会をほとんど与えなかった。ASEAN は、目的、相互信頼及び効率的な調整の統一を通して、集団行動の問題を克服することもできた。

（5）静止状態、内部分裂及び構想の不足は、今日の ASEAN を彩るものである。たとえもし ASEAN が地域内の緊張を緩和する役割をもち続けても、加盟国は、確立されている米国と、売り出し中だが満足している中国との間の大きな共通点に向けて単純に努力することに、もはや賭けることができない。ASEAN 諸国は、この集団自身の制度的能力を更新するために慢性的に投資することを怠っている。必要に応じて効果的に協調して共に行動する ASEAN の能力は、どのようなインフラの接続性、FTA 又はスマートシティであっても代用できないものである。

（6）迅速で成功した再起動の欠落は、複数の強力なアクターの、より激しい競争の世界が、ASEAN を余白へと追いやり、それにより、加盟国が利益を追求し、大国間の対立状態を和らげるための領域となる。

記事参照：ASEAN and the challenge of a multipolar world

9 月 14 日「フランスとイギリスは南シナ海に留まるのか？」（The Diplomat.com, September 14, 2018）

オーストラリア・ニューサウスウエルス大学（the School of Humanities and Social Sciences）博士後期課程に在籍する Tuan Anh Luc は、9 月 14 日付の Web 誌 The Diplomat に“Are France and the UK Here to Stay in the South China Sea?”と題する記事を掲載、要旨以下のとおり述べている。

（1）8 月下旬、英海軍の Albion 級ドック型揚陸艦が南シナ海パラセル諸島近海で航行の自由のためのパトロールを実施した。本パトロールは米国が海洋における過剰な主張に対抗する所謂「公海における航行の自由」を訴えるデモンストレーションに意を同じくするものであろう。中国は事前の通報のない航行に厳しい反感を示した。英国は、ある匿名の情報筋の見解として、英海軍はパラセル諸島の 12 海里以内に入らずに中国の海洋における過剰な主張に抗議したとの報道を伝えている。当該 Albion 型揚陸艦はパラセル諸島付近航行の後にベトナムのホーチミンに入港した。英軍艦の行動は、東南アジア地域へのイギリスの強い関与の意図を示すものであり、それは米国にとっては喜ばしいものであったかもしれない。英国は空母 Queen Elizabeth を早ければ 2020 年に太平洋へ派遣する計画であり、オーストラリア海軍と共同行動する予定である。

（2）パラセル諸島について、中国は 1996 年に 28 基点を結ぶ直線基線を一方的に宣言し、その周囲 12 マイルの領海を主張している。中国がパラセル諸島に引いた直線基線は国連海洋法条約に沿っていないとの見解がある。直線基線はあくまで群島水域に適用されるものである。2016 年 6 月の仲裁裁定では中国による悪名高い「9 段線」内の歴史的権利は無効であるとの結論が出ている。Albion 級揚陸艦は、南シナ海の航路へのアクセスの権利と自由を示威行動によって示すものであった。6 月に英国はフランスと共にスプラトリー諸島のミスチーフ、スビ及びファイアリークロス礁周辺で航行の自由を示す共同パトロールを実施している。英仏はインド太平洋での影響力と東南アジアのシーレーンの自由を守る意思を示したと言える。英仏両国は、東南アジア海域での海軍演習も回を重ね実施してきており、その中には豪海軍との共同演習もある。

（3）米国は、2015 年以降に南シナ海で「航行の自由作戦」を 11 回実施したと公表している。しかし、米国の「航行の自由作戦」は効果がないとの指摘もある。Obama 大統領による「ピボット」や「アジアリバランス」表明も、中国による南シナ海での人工島の建設や軍事基地建設を止まらせることはできなかった。問題は中国が建設した人工島をどの程度軍事化するかである。周辺国は、米国のアジア政策の曖昧性に懸念を抱いている。Pompeo 国務長官の「自由で開かれたインド太平洋戦略」も米国のコミットメントを示すものとしては不十分である。Trump 政権の政策は経済に傾き過ぎている。地域諸国は、Trump 政権の政策に中国による南シナ海の既成事実化への対応を見て取れない状況にある。加えて、新たなインド太平洋観に基づく米国の金融政策は中国の「一帯一路構想」と比べるとあまりにも貧弱である。

英仏による行動は、南シナ海紛争への域外国からの関与の増大を示すものである。そのような域外からの関与と ASEAN の地域主義が同じ土俵に上がり、相乗効果も期待できるのだが、しかし、ASEAN 諸国には地域が再び大国の攻防の舞台となることを警戒もしている。

記事参照：Are France and the UK Here to Stay in the South China Sea?

9 月 19 日「インド太平洋地域における米印両国海軍の戦略的協力の必要性―印専門家論評」（South Asia Analysis Group, August 26, 2018）

印ジャダフプール大学国際関係（戦略研究）前教授 Dr. Jyotirmoy Banerjee は、米シンクタンク Center for International Maritime Security（CIMS）の Web サイトに 9 月 19 日付で、“India-U.S. Strategic Convergence in the Indo-Pacific Region”と題する長文の論説を寄稿し、インド太平洋地域における米印両国海軍の戦略的協力の必要性について、要旨以下のように述べている。

（1）既に 2010 年に当時の Clinton 米国務長官は、世界貿易におけるインド太平洋海域の重要性に鑑み、米海軍とインド海軍の協同の必要性を強調していた。戦後、太平洋は「アメリカの湖」となっていたが、Obama 米大統領は、2011 年に「アジアへの軸足移動」（a “pivot”）としてアジア太平洋における「リバランス（再均衡化）」という新しい戦略を打ち出した。その背景には、多くのインド太平洋諸国も実感していたように、中国の経済力と軍事力における劇的な台頭があった。2012 年に公表された米国防省の戦略指針は、インドを名指しして、米国が「インド洋全域における地域経済の要として、そして地域安全保障の提供者としての役割を遂行するインドの能力を支援するために、インドとの長期的な戦略的パートナーシップを強化しつつある」と述べている。後継の Trump 政権の Mattis 国防長官は、インドを「主要防衛パートナー」（Major Defense Partner）と位置づけ、2018 年 5 月 30 日には、インド太平洋を米国の「優先的な戦域」とし、ハワイの「米太平洋軍」（PACOM）を「インド太平洋軍」（INDOPACOM）と改称した。

（2）しかしながら、インドの Modi 首相は、おそらく米主導の「対中」戦略に公然と引き込まれるのを避けるため、厳しい中国非難を自制してきた。しかし Mattis 国防長官は、6 月のシンガポールでのシャングリラ・ダイアローグで、「インド太平洋」地域を米国にとって「死活的」な地域と位置づけ、「インド、ASEAN そして米国の条約同盟国や他のパートナー諸国」に対して、米国と協力して「自由で開かれたインド太平洋」を下支えすることを求めた。その上で、Mattis 長官は、躊躇うことなくインドに対して中国に対抗することを公然と求め、「米国は、域内及び世界の安全保障においてインドが果たし得る役割を高く評価するとともに、我々は、米印関係を、戦略的利益、共通の価値観そして法に基づく国際秩序の尊重という一致した基盤に立つ、世界の 2 大の民主主義国家の間の自然なパートナーシップと見なしている」と主張した。

（3）この間、中国は、自国の管制下にある水域への米国の如何なる介入にも対抗するため「積極防衛戦略」（active defense strategy）と「接近阻止/領域拒否（A2/AD）戦略」を追求してきた。中国がインド洋を通って東アフリカにまで至る東シナ海と南シナ海における海上交通路（SLOC）周辺海域の支配を固める理由は、明白である。北京のエネルギー資源を渇望する輸出主導型の経済は、域内の SLOC に対する北京の支配の強化を求める。しかし、同時に域内の SLOC は、他のアジア太平洋諸国の生存にとっても不可欠である。インド太平洋における軍事的あるいは経済的優越を巡る問題は、より大きな課題―すなわち、米中双方にとって受け入れ可能な、米中間の力の均衡を見出すという課題の一部に過ぎない。1997 年の当時の Clinton 米大統領と中国の江沢民主席との首脳会談以来、多くの米中首脳レベルの会談が行われてきたが、米中関係は依然として、現状維持国家（米国）が台頭する新興国（中国）を懸念する、いわゆる「トゥキュディデスの罠」（Thucydidean trap）によって特徴付けられる側面を内包している。その結果として生じる戦略的緊張は、米中両国にとっても、またこの地域にとっても好ましくない予兆である。

（4）変化する海洋戦略環境を受けて、米国は、インド太平洋における海軍力の展開と外交を見直し

始めた。インドは、その長い海岸線と地理的位置から、重要な役割を果たし得る。世界の石油輸出の 80%強、グローバルなコンテナ輸送の 50%と海運貿易の 33%が、インド洋そしてホルムズ海峡やマラッカ海峡といった戦略的要衝を通航する。アジア太平洋をインド太平洋と改称したことは、明らかに米国が中国に対抗する上でインドに期待していることを示唆している。

(5) 一方、インドは、既に 2015 年 1 月の「アジア太平洋とインド洋地域に関する米印合同戦略ビジョン」(“U.S.-India Joint Strategic Vision for the Asia-Pacific and Indian Ocean Region”) と題する文書で、海洋安全保障を確保するとともに、域内全域、特に南シナ海における航行と上空通過の自由を維持することの重要性を強調している。更に、この文書は、「我々は、全ての関係国に対して、武力による威嚇や武力の行使を避けるとともに、あらゆる平和的手段を通じて、領土や海洋に関する紛争の解決を追求することを求める」と述べている。そしてインドは、この文書を肉付けする幾つかの措置をとった。2016 年 5 月には、インド海軍部隊が南シナ海に展開し、日米とともに、マラバール 2016 演習を実施するとともに、幾つかの沿岸諸国に寄港した。インド海軍は、この地域が「インドにとって死活的な戦略的重要性」を持つと宣言した。2017 年に公表された米国の Center for Naval Analyses の論考は、「インドの東南アジアと東アジアの海洋への関与と、これら諸国との諸活動は、米海軍とインド海軍の協力領域を大きく拡大」しつつあり、「Modi 政権下における米印両国海軍間の絆は強化されつつある」と述べている。

(6) 2018 年 4 月の米国の新たな通常兵器移転政策とドローン輸出政策を受けて、国務省は、米国が「インドに対する兵器移転の規制を撤去する」と宣言した。Modi 首相は、6 月のシャングリラ・ダイアローグでは、中国の高圧的な姿勢には触れなかったが、インド海軍の活動と、米国を含む域内諸国海軍との協力を強調した。一方で、インドは、2017 年に日本が呼びかけた、米国、インド及びオーストラリアとの「4 カ国安全保障対話」には、直ちには応じなかった。この対話は、インドが中国とロシアに対する外交的な措置を済ませた後、2018 年 6 月に実現した。ニューデリーはまた、米海軍とのマラバール演習と「4 カ国対話」とを関連付けないように気を使った。インドは、そうすることが中国に対する敵意を示すものになると考えたからである。同時に、インドは、2018 年 4 月に Trump 政権がインドに対する武装ドローン、Guardian の輸出を解禁し、両国の戦略的絆を一層強化する措置をとったことを歓迎した。米国が NATO 諸国以外に大型の武装ドローンを売却するのはインドが初めてとなった。米国にとってインドの重要性は、インド海軍が攻撃型原潜（SSN）1 隻を含め、20 隻を超える駆逐艦、フリゲート及び空母を有するインド洋地域で最大の勢力であるということに起因する。2018 年 7 月に、インド海軍は「新しい任務ベースの展開」(new mission-based deployment) 計画を取り入れた。この計画は、SLOC に沿って即応態勢の艦艇と航空機を配備することで、中国のいわゆる「真珠数珠繋ぎ」(string of pearls) 戦略—すなわち、中国の言う「21 世紀海洋シルクロード」によるインド洋沿岸域における海洋拠点の確保などによってもたらされた懸念に対応するものである。

(7) 北京の野心的な動きは、中国をアジアとインド洋地域における新秩序の中核とする試みと見られる。それはまた、米国の「アジアへの軸足移動」に対抗するものでもある。中国の 400 億ドルに及ぶ、「シルクロード基金」と「アジアインフラ投資銀行」は、こうした北京の狙いを一層裏付けるものである。北京はまた、460 億ドルの資金を投入して、政情不安な新疆からアラビア海に面するパキスタンのグワダル港まで 3,000 キロに及ぶ「中国パキスタン経済回廊」(CPEC) を建設する計画である。これに対して、インドは、余り力強くはないが “Look East Act East” 政策を打ち出した。米国がインド洋地域における中国の海洋攻勢に対抗するためにイン

ドの協力を必要としているのと同じように、インドもまた米国を必要とするであろう。
記事参照：India-U.S. Strategic Convergence in the Indo-Pacific Region

9 月 21 日「インドは中国を排除しない―印専門家論評」（East Asia Forum, September 21, 2018）

インド、ニューデリーにあるシンクタンク Vivekananda International Foundation の研究員である Prateek Joshi は、9 月 21 日の East Asia Forum の Web サイトに“The Indo-Pacific is big enough for both China and India”と題する論説を寄稿し、最近のインドの中国に対する非敵対的な姿勢は、インド太平洋地域における彼らのバランシングの試みであるとして、要旨以下のように述べている。

（1）より大きな二国間協力の前触れとなる動きとして、2018 年 8 月、中国の国防部長魏鳳和上将が、初めてインドを訪問した。国防相会談の詳細は、ドクラムのような状況が再び現れることを避けるための措置を構築する、より大きな信頼への支持に向いている。防衛協力に関する 2006 年の覚書の改訂は、議題の中で優先度が高かった。インドは国境紛争に関する武漢の合意の精神の輪郭内である地域バランス戦略を試みているようだが、中国はインド太平洋における圧力の増大を避けるためにヘッジを行っているようだ。

（2）魏将軍の訪問は、日印防衛相年次会談のために、日本の防衛大臣小野寺五典のニューデリー訪問と緊密に一致しているため、より大きな重要性を担う。インド太平洋地域は一貫して日印間の会談の重要な焦点であるため、このような時に魏将軍との会談の開催を決定したことは、インドメディアによって、インド太平洋に関するその姿勢が中国を排除したり脅したりすることはないというニューデリーによる微かなシグナルとして解釈された。武漢のコンセンサス以前において、インド領土へのすべての中国の侵入には、非難のゲームや広範なメディア報道が即座に続いた。このような出来事は、完全に無くなってはいないとしても今は抑制されている。ニューデリーは、インドが 2017 年に中国の一帯一路構想（BRI）を声高に批判した後、現在はこのような公の批判を避けるようになった。むしろ、インドの首相 Narendra Modi のシャングリラ・ダイローグの基調演説は、中国の膨張主義に繊細なやり方で言及したが、協調的な傾向をもっていた。これは親中国への傾斜として理解されるべきではなく、ニューデリーによるインド太平洋における独自のバランシングの道筋を計画する試みを暗示するものである。

（3）中国の新たな方向性は、インド太平洋諸国とのその関係に影響を及ぼすだけでなく、BRI を激しく揺るがす地域全体の摩擦を最小限に抑えるための全般的な取り組みの一部を形成する。南シナ海における進行中の軍事化と中国が債務とスパイ活動の目的で BRI を使用しているという非難の高まりに加えて、2017 年 12 月のスリランカのハンバントタ港の取得は、中国に対する国際的な反発の増大に貢献しただけである。インド太平洋地域では、オーストラリア、ニュージーランド及びマレーシアが、中国の拡大主義的計画を公然と批判している。BRI の壮大な計画、中国の信用とインフラプロジェクトの魅力は、BRI による脅威を目立たなくすることができなかった。

（4）中国に対する高まる国際的な敵意を正式に承認することを避けるニューデリーの選択は、北京に一息つく余裕を提供している。インドは依然として BRI への参加を拒否しているが、その批判は、2017 年の積極的な姿勢と比較して抑制されている。インドによる中国との貿易赤字拡大を抑制する動きである、2018 年 7 月に中国がインドの米を輸入することに合意した後、インドと中国の経済関係に関して改善の初期兆候が見られる。戦略的シフトとして中国とインドの利益の収束が進んでいると解釈することは時期尚早であるが、このダイナミクスは、ニューデリ

ーと北京の間の戦術的な動きとなる可能性がある。

記事参照：The Indo-Pacific is big enough for both China and India

9 月 23 日「地域構想に関する米印間の不一致―印専門家論評」（East Asia Forum, September 23, 2018）

インド、ニューデリーにあるシンクタンク Institute for Defence Studies and Analyses（IDSA）の研究員 Jagannath Panda は、9 月 23 日付で East Asia Forum の Web サイトに“Does India endorse a US-led regional order?”と題する論説を寄稿し、インド太平洋地域における、反中国的な米国主導の戦略や秩序とインドの思惑は決して一致していないとして、要旨以下のように述べている。

(1) インドと米国の戦略的パートナーシップは深化している。2008 年 10 月に署名された民生原子力協定は、新たな始まりを告げた。また、2016 年の後方支援に関する覚書（LEMOA）と 2018 年の通信、互換性及び安全保障協定（COMCASA）の両方が、その関係をさらに強化した。太平洋軍司令部をインド太平洋軍司令部に改名するという米国の決定もまた、この地域におけるインドの中心的役割に象徴的な賛同を与えた。

(2) この機運により、インドは、軍事的にも戦略的にも、将来において米国を強力なパートナーと仮定することは当然である。しかし、これは、米国主導の地域秩序の承認として誤解されるべきではない。地域安全保障秩序に関する米国の構想は、反中国的傾向に基づいており、「包含的（inclusive）」である地域秩序に対するインドの構想と矛盾する。中国はいくつかの面でインドに敵対者と見なされているが、ニューデリーは同様に、北京を二国間及び世界的な事柄のパートナーであるとも見ている。この見解は、今年のシャングリラ対話で、インドの Narendra Modi 首相により表明された。Modi は、「インド太平洋地域は戦略、つまり、限られたメンバーのクラブである」という考えに同意することを拒否した。

(3) 7 月にワシントンで開催された米国主導のインド太平洋ビジネス・フォーラムにおけるインドの不在が、この点について語っていた。このフォーラムは、インド太平洋のインフラへの投資を促進するために、日本及びオーストラリアとともに開催された。これは、一帯一路構想が世界中に提供すると言っている、中国による「戦略的依存」アプローチに対してバランスをとることを望んで、米国の「戦略的パートナーシップ」アプローチを地域で推進することを意味した。

(4) 米国の「自由で開かれたインド太平洋戦略」は、アジアにおける米国の「戦略的同盟」戦略を補完する「戦略的パートナーシップ」を構築することに基づいている。このアプローチは、米国が主導する予定の「戦略的同盟」の枠組みを補完することなく、その戦略的パートナーシップを維持することによって戦略的自律性を維持することを目指すインドの地域秩序に対する構想と矛盾している。１つ例を挙げると、米国主導の地域秩序は、新興諸国の利益を促進し、支援することはほとんどない。米国の地域計画のほとんどは、ハイエンドの資本投資に向けられており、中国の封じ込めを重視している。

(5) インド太平洋という構築概念は、ニューデリーのアジア構想とある程度重複している。しかし、インドの地域構想は、米国がいなくてもアジア中心の秩序の下で中国が推進している構想に近い。Modi はムンバイで開催されたアジアインフラ投資銀行（AIIB）会合での最近の演説で、インドとアジアの持続可能なインフラ整備のための「発展的パートナーシップ」を考慮して、中国と AIIB との継続的な関与の重要性を強調した。とりわけ、印中の関係は、ドクラム問題の後に改善されている。今年初め、Modi と習による武漢サミットは、2014 年に彼らが考え出し

た「発展的パートナーシップ」を再び軌道に戻した。インフラの協力はこの「発展的パートナーシップ」にとって不可欠である。物事を始めるために、Modi は、持続可能な外国直接投資と技能開発の条件を考案すると同時に、中国の企業にインドへの投資と協力を依頼した。彼の目標は、“Make in India”キャンペーンの下で、輸出主導の開発モデルを促進することである。このような観点から、インドはインド太平洋の反中国的思考を支持することに慎重である。

(6) 地域秩序に関するインドの構想は、米国主導の秩序と密接には一致していない。米国との関係を改善することは、インドが重要な地域パートナーとして中国との関係を構築することから退く用意があることをまったく意味しない。

記事参照：Does India endorse a US-led regional order?

9 月 23 日「南シナ海における中比資源共有交渉、その障害と利益――比専門家論評」(South China Morning Post.com, September 23, 2018)

フィリピンのデ・ラ・サール大学政治学助教 Richard Heydarian は、9 月 23 日付の South China Morning Post に、“Major hurdles – and rewards – as China and Philippines try to forge deal to share South China Sea resources”と題する論説を寄稿し、中国とフィリピンによる南シナ海海洋資源共有に関する交渉について、要旨以下のとおり述べている。

(1) フィリピン政府は今年 8 月、南シナ海における中国との海洋資源共有の合意に向けた第一歩として、政治的・法的問題を解決するための作業部会の設置を表明した。南シナ海の領有権をめぐって中国とフィリピンはこれまで対立してきた。たとえばこの資源共有合意における重要な海域として南沙諸島にあるリード堆（Reed Bank）があるが、そこはフィリピンの排他的経済水域の内側にあると同時に、中国が南シナ海における領海だと主張する「九段線」の内側にも位置している。南沙諸島および南シナ海の主権をめぐる政治的及び法的問題の複雑さを考慮すれば、この資源共有合意の実現可能性は大きいものではない。しかし、もしそれが実現されれば、同海域をめぐる地政学的論争のダイナミクスは劇的に変容するであろう。

(2) 中国からすれば、共同開発を追求するというやり方は鄧小平以来の「論争は棚上げし、共同開発せよ」という方針に沿ったものと言える。しかし南シナ海論争は、中比二カ国の問題ではなく、マレーシアやベトナムも係る問題であり、外交的な解決は困難である。この問題の解決は、国連海洋法条約に基づき、相互の「理解及び協力の精神」に則って目指されるべきであろう。

(3) フィリピンに関しては、2016 年に大統領に就任した Rodrigo Duterte の対中国政策、すなわち中国への接近という方向性と、エネルギー資源の枯渇に対する懸念が、この資源共有合意を導いたと言えよう。たとえばフィリピン第 3 のエネルギー供給を誇る Malampaya プラントのガス備蓄は 10 年以内に尽きると予測されている。米国資源情報局の試算によれば、南シナ海の係争海域におけるエネルギー資源は石油 54 億バレル、天然ガス 55.1 兆立法フィートにのぼるという。

(4) フィリピンにとって同海域のエネルギー資源は非常に重要であった。しかし、中国の準軍事的部隊の存在のため、中国との地政学的な緊張の高まりの中で、その開発および利用に成功していない。それは、多国籍企業の東南アジア諸国への支援をためらわせるものでもあった。

(5) 法的な問題も同海域における共同事業を妨げてきた（たとえば 2005 年の Joint Maritime Seismic Undertaking など）。フィリピン憲法は、フィリピンの排他的経済水域内における多国間共同事業を禁じている。それに加えて、2016 年の南シナ海仲裁裁判所裁定は、中国が主張する「九段線」は合法でないと結論づけた。つまり中比両国による南シナ海の共同開発合意は、

なんであれ、フィリピン憲法と仲裁裁判所裁定に違反する可能性がある。Duterte 政権は憲法修正を模索し、また仲裁裁判所裁定を無視することで、中国との資源共有合意を目指している。しかしこうした合意がなされれば、それは領有権を主張する他の国々にも影響を与えかねず、最終的に中国の南シナ海における主張を正当化することにつながりかねない。

(6) いずれにしても中国とフィリピンは、あまり論争的でない共同調査活動などを資源共有合意に向けた第一歩として開始する可能性がある。ただし長期的に見て、それがスムースに進むかどうかは、かなりの程度政治的な意志にかかっている。Duterte の後継者が、彼とは異なるイデオロギー的信念ないし戦略的計算から、より強硬な姿勢を見せる可能性も十分にあるのだ。

記事参照：Major hurdles – and rewards – as China and Philippines try to forge deal to share South China Sea resources

9 月 24 日「軍事パレードに対するテロ攻撃に伴うイランとサウジアラビア等との緊張関係―独メディア報道」（Deutsche Welle, Sep 24,2018）

ドイツの国際放送局 Deutsche Welle は 9 月 24 日付で同局 Web サイトに“Iran threatens Saudi Arabia after Iran parade attack”と題する記事を掲載、9 月 22 日に生起したイラン軍事パレードに対するテロ攻撃がサウジアラビアとの間にもたらす緊張関係などについて各国の中東専門家の見通しを要旨以下のように報じている。

(1) イランとサウジアラビアやアラブ首長国連邦（UAE）など湾岸近隣諸国との関係は 25 人が死亡したアフワーズでの軍事パレードに対するテロ攻撃後、緊迫している。イラン国内のイスラム国（IS）などのグループが犯行声明を出しているが、イラン政府はサウジアラビア、UAE、そして米国がこの攻撃者を支援していると指摘している。

イラン最高指導者 Ayatollah Ali Khamenei は「この行為は米国が援助し、サウジアラビアと UAE が資金提供する人々により実行された」と公式 Web サイトで述べた。 また、イラン革命防衛隊副議長は、米国とイスラエルに対しイランからの「壊滅的な報復」を予期すべきと警告した。一方、サウジアラビアはイランの声明に沈黙をもって対応しているが、UAE の Anwar Gargash 外相は「UAE への扇動は残念」と語った。また、米国は「テヘランの主張は根拠がなく、イランは鏡を見るべきだ」と主張している。

(2) ワシントン Atlantic Council のイラン専門家である Holly Dagres は、この攻撃がイラン・イラク戦争を記念する軍事パレードで実施されたことに触れ、「アフワーズでは革命防衛隊員のみならず退役軍人や幼い子供のいる家族も参加していた」として、イランにとってこれが大きな問題であることを指摘、イランにとっての脅威は湾岸の近隣諸国と米国によってもたらされる安全保障上の問題であると述べている。

イランではアラブ人分離主義者グループが事件の背後にいるとの見方が強く、革命防衛隊の Abolfazl Shekarchi 准将は、IRNA 通信に「テロリストは湾岸の 2 ケ国で訓練を受けた者」として、IS による犯行ではないと述べた。イラン国内のアラブ人分離主義者は、イラン国内のペルシャ人から差別を受けていると主張し、イラクとの国境地帯にあるクズスタンの独立を求めており、イラン外務省は UAE などの湾岸近隣諸国がこれらのメンバーを支援していると考えている。イランのアラブ人分離主義グループが UAE など近隣湾岸諸国からの支援を受けているという具体的な証拠はないが、Dagres はその可能性が高いと指摘している。

サウジアラビアとイランは元より緊張関係にあり、 過去にはサウジの Mohammed bin

Salman 皇太子がイランの脅威に言及、これが王国の安全保障を危険に晒す可能性について、2017 年のインタビューで「サウジアラビアでの戦闘が始まるまで待つつもりはなく、極力イランでの戦闘となるよう努力する」と述べている。

(2) アフワーズでのテロ攻撃は両国間の緊張を引き上げるだろうと言われているが、結果として軍事衝突までには至らないだろうと専門家達は考えている。サウジアラビア専門家であるハンガリーGIGA 中東研究所の Jens Heibach 研究員は、「サウジアラビアはイエメンとの紛争を抱えており、新たにイランと戦端を開く余力はない」として「本件がイランとサウジアラビアとの直接的な軍事衝突につながるとは思えない」と指摘している。Dagres もテヘランとリヤド間のエスカレーションは起こり得ないとして「サウジサウジアラビアとイランなど地域大国同士の対立は米国のようなワールドパワーを引き込むことになる」と指摘しつつ、イランは同地域における代理戦争を激化させる可能性もあると述べている。例えば、レバノンやシリアのヒズボラなどの代理グループによるイスラエル攻撃であり、イランはかつてサウジアラビアに向けてロケット弾を発射したイエメンのハウチスにより多くの軍事的な支援を提供することもできるだろう。「イランはサウジアラビアに対して直接的な報復をするのではなく、イランの代理人にメッセージを伝えることに頼っている」と Dagres は指摘している。

(4) イランによるそうした報復行為は米国の怒りを招き、イランを国際社会から隔離してその影響力を減殺しよう画策している Trump 政権の施策を後押しすることになるだろう。これについてワシントン DC 在住の政治アナリスト Emad Abdul Hadi は「緊張が高まる可能性が高い」と指摘し、Trump 大統領はイランがこの地域におけるテロリズムのスポンサーであると国連に信じせしめ、イラン核合意からの米国の離脱を正当化しようとする中、米国とイランとの外交的な敵対関係が顕著になっていると指摘する。

記事参照：Iran threatens Saudi Arabia after Iran parade attack

9 月 25 日「インド洋地域における地政学的対立と経済―スリランカ専門家論説」（Center for International Maritime Security（CIMSEC）, September 25, 2018）

スリランカ海軍の Roshan Kulatunga 少佐は 9 月 25 日、国際海洋安全保障センター（Center for International Maritime Security）の Web サイトに“Geopolitical Competition and Economics in the Indian Ocean Region”と題する論考を寄稿し、要旨以下のとおり述べている。

(1) 冷戦時代のインド洋は、米国が卓越したマリタイムパワーとして、ソ連がランドパワーとして優越的立場にあった。海洋での力が欠如していたソ連は、存在感を失っていくこととなった。Alfred T. Mahan 提督は、シーパワーを 4 つの要素に分けている。地理的有利性、利用可能な港湾、領域、人口、国民性、そして政治的特性である。Mahan のシーパワー論は、現代においても海洋世界の構造を形作っている。21 世紀、世界の海洋を結ぶインド洋シーレーンに域内・域外から多くの国家、非国家主体がアクセスを強めている。域外国家として米国、中国、日本とロシアがシーパワーとしてのプレゼンスを狙っている。

(2) イギリスは、世界に先駆けてシーパワーを及ぼすことによって地勢戦略的優位性を確保することができた。安全保障は軍事、政治、経済、社会、そして環境の 5 つから成り立つと言われるが、これは海洋においても当てはまる。アメリカの Michael Glenn Mullen 退役海軍大将は、「古典的海洋戦略はシーコントロールを重視したが、現代では、経済交流は 1 つの国によってシーコントロールされている状態ではなく海洋が安全で自由な情況にあることによってもたらされ

る」と述べている。シーパワーは戦闘能力だけの概念ではない。古典戦略では、シーパワーには「制海権（thalassocracies)」が重視された。現在のインド洋では、域外国が軍事・商業の双方から影響力を及ぼそうとしている。

(3) インド洋には、コンテナ船やばら積み船が寄港するグワダル、チャハバール、ハンバントタ、コロンボ、チッタゴン港などがある。これらの港は域内各国に地政戦略的な力を与えている。これらの港湾を有する国は紛争もまた抱えている。域外国はインド洋地域の紛争要因の解決が必要であり、そのために影響力を及ぼすことになる。

(4) 環インド洋には 35 の沿岸国とそれに隣接する 12 カ国の 47 カ国がある。米国、中国、日本やロシアのような主要な域外国とインド洋地域 47 国の関係は、他のすべての域外国の利益を左右することになる。中国は「一帯一路構想」に基づきインド洋に進出し、米国は西太平洋から海洋アジアに伸びる力の重要性を認識し、太平洋軍をインド太平洋軍と改名して影響力を強めようとしている。しかしながら、多くの国々は自国経済のために、チョークポイントやシーレーンの安全に関心を持っており、海洋秩序の維持を阻害するような域外国の介入に協力することに消極的である。インド、米国そして中国は、インド洋における自国の利益を拡大することを企図して影響力を及ぼしており、それによってインド洋のブロック化を招くことが危惧される。中国が南シナ海からインド洋へと進出する中で、米国はそれを危惧するインドとの連携強化を図っている。中国も米国もインドも自国国益の最大化を図って域内国にパートナーを作ろうと画策している。スリランカやモルディブのような小国はどちらのブロックに入るかの判断に窮している。南シナ海問題やマラッカジレンマを抱える中国は、ミャンマーやバングラディッシュへの接近を強める一方でハンバントタやグワダルに足掛かりを作ろうとしている。米国とインドは中国の影響力を弱めることに共通の利益を持っている。

(5) インド洋地域においては、海賊や違法操業、海洋汚染などの非伝統的な脅威が顕著である。ソマリアの海賊はインド洋における交易に対する脅威との認識を世界に生じさせ、多国間協力による対処を可能とした。違法操業などへの対処にも同じような構造をみることができるだろう。そのような脅威への多国間対処には Maritime Domain Awareness（MDA） のメカニズム構築が必須となり、そのためには外交と対話が重要となる。一方、世界第 3 の広さを持つインド洋では域外国がプレゼンスを強めようとしている。中でも、スリランカやバングラディッシュ等に足掛かりを作ろうとする中国の動きが顕著である。それがこの地域のパワー・バランスと伝統的な地域国際関係を流動化させている。エネルギー・物流の大動脈としてのインド洋の安全保障は全ての国の関心事項であり、すべての国の責務でもある。

記事参照：Geopolitical Competition and Economics in the Indian Ocean Region

9 月 25 日「モルディブの政権交代が中印の勢力圏争いに与える影響―スウェーデン専門家論説」（Asia Times.com, September 25, 2018）

スウェーデン人ジャーナリストの Bertil Lintner は、9 月 25 日付の Web 誌 Asia Times に"India wins, China loses in Maldives election"と題する論説を寄稿し、モルディブの政権交代は同国における中国優位の状況を変化させ得ると指摘した上で、要旨以下のように述べている。

（1） 中印の代理戦であったインド洋モルディブの大統領選挙は、親ニューデリーの大統領候補 Ibrahim Mohamed Solih が勝利を収めた。親中派のモルディブ大統領 Abudulla Yameen は、広く親インド派と目される Mohamed Solih 野党候補に対して選挙で敗北したことを 9 月 24 日

に認めた。インド外務省は中間集計の段階で「インドは第 3 回大統領選挙が成功裏に行われたことを歓迎する。我が国は心から Ibrahim Mohamed Solih 氏の勝利を祝福するものである」と声明を出した。

(2) 北京は選挙結果に対して未だ反応を示していない。確かに中国とモルディブの友好関係は Yameen が権力を握った 2013 年以前に遡るものである。しかしながら、モルディブの伝統的な同盟国であるインドにとって大変残念なことに、まさに Yameen 大統領在任中に中国とモルディブの一層緊密な絆が育まれた。習近平は 2014 年 9 月にモルディブを訪問し、同国首都マレ近郊のフルレ島に所在する国際空港を中国企業が改修する合意を結んだ。習近平のモルディブ訪問からわずか 2 か月後の 2014 年 12 月にモルディブは、習の野心的「一帯一路構想（BRI）」を支持する覚書を北京と調印した。空港の拡張等のインフラプロジェクトは全て BRI の一環であった。

(3) 中国とモルディブは戦略的にも協力していた。本年すでに中国とモルディブは、北方最先端の環礁 Makunudhoo に共同海洋観測所を設ける計画を発表した。The Times of India のあるライターは当時、当該施設が「中国に重要なインド洋における航路で有利な地点を与え、中国がインドに効果的に対抗することを許してしまう」と指摘した。

(4) 298 平方キロメートルの土地に 417,000 人が住むモルディブは国土と人口の観点からは小国であるが、同国の 1,000 以上の珊瑚島と環礁は北南 750 キロメートルに及ぶ広大な海域をカバーしている。自国への近接性に鑑みて、ニューデリーは常にモルディブを自国の地域勢力圏にあると見なしてきた。

(5) Mohamed Nasheed はモルディブ政治史に新たな、一層民主的な章を開き、インドとの緊密な関係を維持した。しかしながら、Nasheed は 2012 年に議論を呼ぶ状況下で辞任を余儀なくされ、Yameen 大統領在任中の 2015 年に投獄された。Nasheed 逮捕を巡る状況は人権団体のアムネスティ・インターナショナルに「政治的な動機に基づいている」と評され、米国務省の非難も受けた。2016 年に Nasheed は英国への出国を許され、同地で亡命を認められた。Yameen が政敵の釈放を拒否したことを発端とする 2018 年 2 月の政治危機において、Nasheed はインドと米国に介入を訴えた。Nasheed はインドに「軍の支援を受ける十分な影響力を持った」当局者の派遣を要請さえもした。

(6) マレの中国大使館は Nasheed の主張に対して、彼の発言が「地域の安全保障を損ない、中国人民の感情を傷つけるものである」と反論した。中国の国営タブロイド紙 Global Times は、2 月 13 日付で具体的な手段に言及することなく「中国はモルディブでインドの軍事行動を制止するだろう」し、国連のお墨付きがない軍事介入には「正当な理由」がないとする記事を掲載した。

(7) インドは 2 月危機に際して軍事介入を行わず、選挙を待った。選挙結果が発表されると亡命生活のほとんどをスリランカで過ごしてきた Nasheed は、コロンボで報道陣に対してスリランカ政府が新大統領への円滑な政権移行を確実にすべく「一層強固にプロセスに関与する」よう呼びかけた。実際の政権移行は 11 月まで行われないだろうし、高度に戦略的な利害を踏まえると、しばらくの間、何が起こるかは不透明である。

(8) Yameen 政権下で事実上脇に追いやられていたインドは、新大統領の平和的かつ安定的な政権移行によって権力を取得するとの主張に対して与え得る支援を行うだろう。Solih の大統領選出と、中国の増大する地域的な利益に戦略的に重要となったモルディブから同国の影響力が失われ得る事態に、北京がどう反応するかは現時点では判然としない。

記事参照：India wins, China loses in Maldives election

４．北極海関連事象

4－1　主要事象

7 月 6 日「極地で増大する中国のプレゼンス、その実状と展望について―米専門家評論」（The Diplomat.com, July 6, 2018）

米海軍大学准教授 Rebecca Pincus は、7 月 6 日付の web 誌、The Diplomat に、"China's Polar Strategy: An Emerging Gray Zone?"と題する論説を寄稿し、中国が極地におけるプレゼンスを様々な領域で拡大していると指摘した上で、要旨以下のように述べている。

（1）中国の北極及び南極大陸における戦略的な関心は、力と資源（魚、鉱物及び炭化水素）という古典的な大戦略目標を示している。両極地域は中国のような勃興勢力が成長を拡大、てこ入れでき、南極大陸、公海などを結ぶ「領土外域」（extraterritorial space）というレンズを通して見ると理解できる。両極地域は段階的にエスカレートする手前で止まりながら、あらゆる国家権力の手法を用いて、勢力均衡を作り変える「グレーゾーン」活動を進めるには理想的な場所である。

（2）南シナ海やインド洋、太平洋で中国が影響力を拡大し、米国の支配に対抗しようという動きが衆目を集めてきた一方で、中国の極地戦略にはさしたる関心が払われてこなかった。米シンクタンク、ウィルソン・センターの Anne-Marie Brady によれば、中国は「極地大国」になろうとしている。2050 年までに米国の戦略家は、夏季に氷結しない北極海と、大国間の潜在的な争いの舞台である南極大陸の両地域において、中国が支配的な勢力となるという根本的に異なった状況に直面するかもしれない。これは、米露の勢力均衡に特徴づけられる歴史的な極地の現状を著しく反転させることになるだろう。

（3）北京は政治的、経済的、科学的そして軍事的といった複数の領域横断的な極地戦略を追求している。中国は 2013 年、地域最高レベルの政府間フォーラムである北極評議会においてオブザーバー資格の承認を受けた。また、ついに中国は本年 1 月「北極白書」を公表し、習近平主席の「一帯一路構想」が「氷上シルクロード」によって北極海を包含すべく公式に拡大された。

（4）戦術レベルにおいて北京は最近、極地能力の開発に向けて大きな一歩を踏み出したであろうことを示す原子力砕氷船の公開入札を行うなど、環境が厳しい極地にプレゼンスを拡大し、食指を伸ばしている。中国の極地研究能力の進展のためと説明されてはいるが、このプラットフォームは中国の原子力空母の下準備だと広く受け止められている。中国は既に砕氷船「雪龍」を運営しているほか、ディーゼル式砕氷船「雪龍 2 号」も中国の造船所で建造中である。

（5）中国の極地戦略の重要な要素は不動産である。実際のところ、中国企業は北極圏の不動産に衆目を集める値をつけてきた。投資対象には、グリーンランドの使用されていない海軍基地や、アイスランド北部に位置する広大な沿岸の土地、スヴァールバル諸島の数少ない一区画の土地、ノルウェー北部の広大な土地が含まれている。

（6）自由貿易協定や鉱業、インフラに対する投資、その他の関係は、政治領域と経済領域の境界線を曖昧にしながら急増して、新重商主義が台頭する可能性を高めている。特に、中国がグリーンランドとアイスランドで影響を与えるべく取り入っていることは、NATO とロシアの勢力均衡や GIUK ギャップにも影響を及ぼしかねない。

(7) 中国はずっと密かに南極大陸における自国の立場を強化してもいる。南極条約体制（ATS）が南極大陸における軍事活動や資源開発を禁じる中で、科学研究活動は多くの国家の国益の代理として長期間役割を果たしてきた。中国は急速に南極大陸研究のプレゼンスを 5 つの研究拠点に拡大している。

(8) 気候変動は、極地の地政学を裏打ちする地理そのものを急激に変化させている。ATS が採択された 1959 年の時点では、12 か国が表明された、あるいは表明されていない（かつ重複する）主張を争っているに過ぎず、条約の継続期間に主張を凍結するという外交的解決法は理想的なものであった。ATS が 100 周年を迎える 2059 年までに、南極地域は大きな変化を迎えることになるだろう。南極大陸を守る ATS が、21 世紀の政治の圧力に耐え得ることができるのか、またそうであるべきなのかという問題も論じられている。それと同様に環境変化は北極海や、その周縁地帯を再形成している。

(9) 歴史的に米国は領土外域に対するアクセスと、管理を保証するためのルールに基づくシステムを制定する試みを主導してきた。具体的には、米海軍の世界的なプレゼンスは世界中の海洋における法の支配の維持に貢献している。中国のプレゼンスと極地能力が増大するに伴って、米国の能力は衰えている。具体的に言うと、南極大陸における米国の研究拠点は膨大な維持管理業務の滞留に苦しめられており、米国の北極と南極の双方に対するアクセスは歴史的に最悪の状態にある。

記事参照：China's Polar Strategy: An Emerging Gray Zone?

7 月 18 日「現在の中国の北極プロジェクト―米専門家論評」（The Diplomat.com, July 18, 2018）

米国のワシントンにあるシンクタンク American Foreign Policy Council の研究員である Alexander Gran は、7 月 18 日付の Web 誌 The Diplomat に“China's Arctic Future: A Sea Change”と題する論説を寄稿し、中国の積極的な北極圏への投資や関与について、要旨以下のように述べている。

(1) 最近の数カ月において、数々の北極に関する中国の経済的及び軍事的投資や、北極地域のガバナンス組織への中国の正式な加盟が見られる。少なくとも、中国は、この地域に関係するロシアとの（不平等ではあるけれども）強まるパートナーシップを発展させている。

(2) 北極圏には、石油、天然ガス及び鉱床を含む未開発の天然資源の膨大な埋蔵量がある。この大量の富を活用するために、中国のエネルギー企業は、北極で活動するロシアの天然ガス産業部門に多額の投資を行っている。したがって、中国石油天然気集団公司は最近、ロシアによる最近の北極 LNG 生産の拡大の一環である、シベリアの北極沿岸の主力プロジェクトである数十億ドルのヤマル液体天然ガス工場の株式 20%を取得した。同工場の年間生産量は推定 1,650 万トンで、中国向けの約 5 分の 1 に相当する。

(3) もう一つのプロジェクト、中国が支援するパイプライン“Power of Siberia”は、年間推定 300 億立方メートルの天然ガスを、ヤクーツクにあるロシアのガス田から中国のエネルギー市場にもたらし、2019 年の完成を目指している。中国企業は、遠くのウラル北部のロシアの鉱物生産とアルハンゲリスクの北極港を結ぶ、“Belkomur”鉄道プロジェクトも推し進めている。

(4) モスクワと北京は、主にロシアから中国への北極及びシベリアの天然ガス輸出の拡大を長年望んできた。しかし、この二国は、ロシアはその欧州の顧客と同等の価格を要求し、中国は中央アジアからの輸入と同程度のコストを得ようとしたことにより、以前から価格に不一致がある。しかし、中国に有利にこの不一致が最近解決され、より大きな協力の道を切り開いた。今や、

中国のロシアからの新しい天然ガスの輸入は、現在のヨーロッパ向けのガスの行く先を変えることから来るのではなく、新しく建設され、中国に購入されたパイプラインから来ている。

(5) 北京はまた、この地域のその軍事能力を増強するための「砕氷船」を建造し、その優位のために地域のガバナンスの規範や北極評議会のような多国間機関を具体化するための構想を立ち上げている。

(6) 中国国務院新聞弁公室の胡凱紅の言葉では、中国は、自国を「北極近傍国家」として見なしており、そのより大きな（そしてより厳しく精査された）アジアと中東における一帯一路構想と同時に、その地域において「北極シルクロード」（Polar Silk Road）を構築しようとしている。

(7) ロシアは地政学上の理由から、少なくとも今のところ、突出する中国の台頭を煽ることを厭わない。結果として、国際貿易と国際安全保障に及ぼす潜在的に重大な影響とともに、中国はますます利益を獲得し、その海岸から遠く離れた地域でその領域を形成し始めている。

記事参照：China's Arctic Future: A Sea Change

7 月 24 日「北極海でのプラスチックゴミ削減への取り組み強化－米専門誌報道」（The Maritime Executive, 2018-07-24）

米海洋問題専門誌 The Maritime Executive 電子版は 7 月 24 日付で“Arctic Cruise Operators Target Plastic Use”と題する記事を掲載し、北極探検クルーズ運航会社協会の北極海におけるプラスチックゴミ削減の取り組みを要旨以下のように報じている。

(1) 2018 年夏、北極探検クルーズ運航会社協会（AECO）は運航会社ともに探検クルーズ産業が船内で使用する投棄可能はプラスチックをどのように劇的に減らすことができるか見出すため作業しつつある。

環境調査員 Sarah Auffret は､海洋プラスチック汚染と戦う協会の努力を牽引するため AECO に雇用された。彼女は分析し、後にプラスチックの消費を削減する最良の方策を共有するため、スヴァールバルを航行する 16 の探検クルーズを訪問した。多くの船舶では使い捨ての製品の削減に向け、既にある程度の段階を実施している。それには再利用可能な飲み物容器の提供、水飲器の設置、プラスチックストローや個々の包装製品のより地球に優しい代替品への取り替えが含まれる。運航会社は商品納入業者により地球に優しい梱包で商品を納めるよう求めている。

(2) 船のプラスチックの痕跡の削減に加え、AECO 加盟社は上陸した際の北極海岸の清掃努力を続けている。スヴァールバルでは、探検船は毎夏、数トンの海岸のゴミを収集している。AECO は 7 月初め、新しい清掃ガイドラインを開始し、Auffret は北極の自然の不思議に接し、乗客は船内における教育的なプログラムに対して、より理解が進んでいると述べている。

「遠く離れた北極の海岸を訪れ、海流によってそこに運ばれてきたゴミを拾う手伝いをすると、なぜ使い捨て製品を減らす必要があるのかを理解するのがより一層容易になる。我々の加盟会社で旅行した乗客が航海から戻った時、より地球に優しい選択をするよう啓発されており、世界中で清掃に関わり続けることが我々の希望です」と Auffret は言う。

毎日 1 分ごとに世界の海に 15 トンのプラスチックが流れ込んでいる。この傾向が続けば、この数字は次の 10 年には 2 倍になっているだろう。これは、2050 年までに海の魚よりプラスチックが多くなることを意味している。

(3) AECO は国連環境計画とともにスヴァールバル環境保護基金及びノルウェー気候・環境省の資金で綺麗な海キャンペーンの一環として海洋プラスチック汚染と戦っている。AECO の綺麗な

海構想は、健全な地球のためともに働く企業、非営利団体、個人の世界的ネットワークである 1% for the Planet からの寄付も受けている。

記事参照：Arctic Cruise Operators Target Plastic Use

9 月 5 日「加海軍、ナニシヴィクに来夏、給油拠点開設―米専門家論評」（NUNATSIAQ NEWS, September 05, 2018）

米国の天文学研究者 Beth Brown は、9 月 5 日付の加週刊紙 NUNATSIAQ NEWS に、“Access to fuel essential for Royal Canadian Navy's Arctic work－Nanisivik fuel depot set to open next summer, 12 years after project announce”と題する記事を寄稿し、ナニシヴィク（抄訳者注：カナダ北東部北極諸島のバフィン島にある町。鉛亜鉛鉱山として開発されたが、鉱山は廃鉱となった。2007 年に時の Harper 首相が加軍の入渠施設と給油施設建設を公表した。）に開設される給油拠点の含意について要旨以下のように述べている。

（1）加フリゲート Charlottetown 艦長は 8 月 29 日夜のブリーフィングで達着をより難しくするかもしれない風に注意するよう副長に話していた。たとえそうであっても、（グリーンランド最大の港）ヌーク港への入港には約 30 分を要する。

Charlottetown は 1 週間前に同港に寄港している。その寄港は、加軍は毎年実施している北極の主権を擁護する任務、ナヌーク作戦において国内に展開させているにもかかわらず、海軍が 2 回寄港させた内の 1 回であった。

Charlottetown の行動は 8 月 12 日から 8 月 28 日に及ぶものであった。しかし、この燃料補給のための寄港は東海岸の母港に帰投するために不可欠であった。個人所有の給油所を除き、カナダ極北地域には海軍艦艇に給油できるところは無いからである。

（2）かつては、ナヌーク作戦に従事する艦艇は洋上給油を行っていた。しかし、2018 年には計画されなかったと Charlottetown 艦長は言う。また、「洋上で 2 隻の大型艦を至近距離で併走させるのは危険である」と付け加えた。「気象のリスク、シーマンシップの問題、そして環境へのリスクもある」と彼は言う。

2019 年、海軍の北極における燃料計画ははるかに容易になるだろう。それは、加政府がナニシヴィクに待望の海軍施設、給油所を開業させた後である。この特定の季節だけ開設される拠点は北極圏海域の行動に「劇的な」変化をもたらし、「拠点は沿岸警備隊、海軍ともにより高緯度での行動を可能にする」と Charlottetown 艦長は言う。

（3）大水深港に建設される基地は 2 基の燃料タンクを保有し、加沿岸警備隊及び加海軍の氷海航行能力のある新哨戒艦船が使用する同タンクは、毎年船舶用燃料で満タンにされる。新哨戒艦船は 2018 年秋に進水する。現在、給油所の設備は建設中であり、2019 年に運用開始を目指した試験を実施中である。ナニシヴィク計画の責任者を 10 年勤めてきた Rodney Watson は「給油所は北西航路の真南にあり、運用するのに都合の良い場所にある」と言う。

8 月、国防大臣 Harjit Singh Sajjan はナニシヴィクを訪問し、カナダ国旗及びヌナブト準州旗が掲揚された。「我々はアークティック・ベイと緊密な関係を持つことで多くの価値を得ている」と Watson は述べており、さらに給油拠点事業は軌道に乗って順調に進んでおり、現在は支出が予算を下回ってきているとも述べた。ナニシヴィク基地は 2018 年夏に開設されると考えられていた。

（4）カナダは、1990 年代に建造された Halifax 級フリゲートを Charlottetown を含め 12 隻保有し

ている。同級は 665,000 リットルの燃料を搭載している。「同級は、主に北大西洋で対潜水艦戦を行うことを考えられていた」と Charlottetown 艦長は言う。同級フリゲートは艦齢半ばでの改修を経て、現在は人道任務や NATO の対麻薬作戦に運用されている。

艦艇は北米から欧州まで燃料補給を受けずに迅速に移動できる。しかし、高速航行は燃料の効率性の面でコストがかかる。また、高出力のために多くの燃料を燃焼させ、燃料消費が大きくなるからである。このことを念頭に、カナダの次期対氷能力強化の Harry De Wolf 級は耐久性と燃料経済性を考慮して設計された。

(5) 次期艦艇は最高速力を犠牲にして低く抑えている。彼らはある地点から他の地点へ高速で移動するように設計されていないし、意図されていない。それら艦艇はより低速でより長距離を航行するのにより適している。それが、北極の哨戒に当たる戦闘艦のメインエンジンが、Charlottetown が搭載するのと同種のディーゼルエンジンである理由である。フリゲートは中間速力の 13 ノットでディーゼルエンジンを運転すると 1 時間当たり約 1,000 リットルの燃料を消費する。ガスタービンエンジンでは 3 倍の約 3,000 リットルを消費する。

(6) しかし、北方行動の途中でギアボックスが故障した時、Charlottetown の機関科員は燃料効率の良いディーゼルエンジンから 2 基の高速ガスタービンエンジンに切り替えざるを得なかった。この故障で、同艦は 8 月 25 日にクガアルク付近で座礁し、困難に直面した調査兼観光船 Akademik Ioffe を支援するため迅速に航行するのに支障をきたした。「もし、命を守ろうとすると、明らかに迅速に行動し、大量の燃料を消費するだろう」と Charlottetown 艦長は言う。

救援するためには、同艦はヌークでまず給油するか、沿岸警備隊から燃料を補給しなければならなかった。そうすれば同艦は母港に帰港できるのである。その間、沿岸警備隊の Pierre Radisson と Amundsen が食い止めた。砕氷に加え、捜索救難は加沿岸警備隊の主任務である。

「北極では、迅速で効果的な対応は困難である。距離の問題があるからである」と Charlottetown 艦長は言う。新しい給油拠点と新型の対氷能力のある海軍艦艇がその状況を変えるだろうと付け加えた。「北極沖合の哨戒艦艇が与えるものはより大きな距離である」と。

記事参照：Access to fuel essential for Royal Canadian Navy's Arctic work－Nanisivik fuel depot set to open next summer, 12 years after project announced

9 月 10 日「中国の新砕氷船『雪龍 2』進水」（The Maritime Executive.com, September 10, 2018）

海洋情報誌 The Maritime Executive 電子版は、9 月 10 日付で"China Launches Icebreaker Xuelong 2"と題する記事を掲載し、中国が国産初の砕氷船「雪龍 2」を進水させたと要旨以下のように報じている。

(1) 中国は国産初の砕氷船「雪龍 2」を 9 月 10 日に進水させた。同船は 2019 年に就役すると考えられている。2012 年に中国極地研究所は新砕氷船の基本設計概念についてフィンランドの Aker Arctic 社と契約した。全長 122.5m、13.990 トンの同船は 2016 年 12 月に起工された。

(2) 極地氷海船階級 3（抄訳者注：国際船級協会連合が定めた統一規則による極地氷海船階級の 1 つで最も厳しい階級から 3 番目の階級を指し、多年氷が一部混在した 2 年氷がある海域を通年航行する船舶である）の船舶は航続距離約 2 万海里であり、前、後進とも 2 ないし 3 ノットで 1.5m の氷を砕氷するよう設計されている。

船体形状は良好な対氷性能と開氷面における低い船体抵抗となるよう設計されている。特別な箱形キールは開氷海域でも氷海においても擾乱のない流れを船底に装備された計測機器に提

供している。4 基の主発電装置、2 基の 7.5 キロワットのアジマス・推進装置、2 基のサイドバウスラスタから成る電力システムと推進システムが DP2 級の船位保持能力（推進装置自動船位保持代理機能の保有状況によって 3 種類に分けられており、DP2 は 1 つのシステムが故障しただけでは船位保持能力を失わないよう代替システムを有しているものを指す）提供している。科学実験に使用される一連の施設にはドライラボやウェットラボ、いくつかのクレーンやウィンチがある広い後部作業甲板、氷海での科学器材の運用を考慮した科学的手法を取り入れた格納庫を持つムーンプールが含まれている。

（3）他の砕氷船として、3m の氷を砕氷し、氷点下 45℃で航行する能力のある砕氷船が予定されている。今日までに中国は、34 回の南極遠征、8 回の北極遠征を行ってきた。

記事参照：China Launches Icebreaker Xuelong 2

9 月 13 日「北極の三つ葉のクローバー：ロシアの地域的軍事優越への努力―米専門家論説」（Eurasia Daily Monitor, September 13, 2018）

Jamestown Foundation の研究員 Sergey Sukhankin 博士は、9 月 13 日付の Eurasia Daily Monitor に“The Arctic ‘Trilistnik’—Russia’s Bid for Regional Military Superiority”と題する論説を寄稿し、整備の進む「北極の三つ葉のクローバー」」基地はロシアの接近阻止／領域拒否戦略を実効性のあるものにするだろうとして、要旨以下のように述べている。

（1）Sergei Shoigu ロシア国防相は 8 月末にロシア軍の主要な任務の 1 つは北極地域における国益を擁護することであると述べた。氷に閉ざされた極北には、「ある国々」の地域に対する決断によって「高い紛争の可能性」があると Shoigu 国防相は強調した。ロシアは北極に戦略的関心権益を有しており、それには以下が含まれる。

－地形学的権益。北極地域は推定上、世界の炭化水素鉱床の四分の一を埋蔵しており、ロシアは 2030 年までに 55 パーセントを効果的に支配する計画である。

－地政学的権益。ロシアの戦略的目的の 1 つは、北極海航路を含むいわゆる北東航路の安定的支配を獲得し、維持することである。

―軍事戦略上の計算。北極はロシアから最短で米軍基地に到達できる道筋であり、気象的には厳しいが北ヨーロッパとアジアとを海上で結びつけている。モスクワはこれらの海上とその上空の回廊全体を支配することを熱望している。そうすれば地域全体を跨いで米国に挑戦することができるからである。

（2）この 3 つの任務全てに対応するため、ロシアはその極北の至る所に相互連接された軍事基地の建設に注力してきた。その最初の主要な施設は、コテリヌイ島（シベリアの沖合東シベリア海のアンジュー諸島の 1 つ）に 2014 年に建設された「北のクローバー」と呼ばれる 3 つ葉のように連接した軍事基地である。2016 年から 2017 年にかけてロシアは北極地域における軍事能力を人員の面でも軍事機器、インフラの面でも拡大し続けた。そして、2017 年 12 月末、Shoigu 国防相は、モスクワは事実上北極地域における「計画した全ての軍事的インフラの工事を完了した」と述べた。

国防相によれば、5 年間でロシア領の北極地域のインフラ（主としてコテリヌイ島、アレクサンドラ島（バレンツ海にある島）、ウランゲリ島（東シベリア海とチュクチ海の間にある島）、サハリン最北端のシュミット半島）は 425 の様々な対象に及び、70 万㎢に及ぶ。これら施設には恒久的な建物が準備され、千名の人員が勤務し、各種の特殊な武器と弾薬が備蓄されている。

(3) 拡大するロシアの地域への野望の主たる柱の 1 つは、独特の「北極の三つ葉のクローバー」軍事基地である。相互に連接された 3 つの建屋からなり、苛酷な環境が要求する独特の建築技術を適用して建てられている。アレクサンドラ島に位置する軍事基地群は北極地域の軍事的支配を保証する上で緊要である。

ロシア国防省は 2018 年 3 月 10 日に北極の三つ葉のクローバー、特に居住管理施設群の焦点を当てた仮想ツアー記事を投稿した。三つ葉のクローバーは少なくと 180 名の人員を外部からの補給無しで 18 ヶ月間収容することができる世界最大、かつ最も北にある建築物である。プロモーション・ビデオは施設群の基本的機能を明らかにした。

－ロシア領土に対するミサイル防衛

－平時及び北極地域で潜在的に軍事的緊張が高まった場合のいずれでも北東航路の防衛

－北極地域の海上船舶運航に対する全般的安全保障（事実、国際的な船舶運航はロシアの支配下にある北極を航過する。）

—気象調査、地球観測衛星を使用して行われる気象調査は情報に関連した目的でロシア軍によって使用される。

(4) そのような複雑なインフラを建設する能力がロシアにあるのであれば、同様の、あるいはさらに進んだ軍事施設が北極地域の各所に付け加えられるとメディアの報告は主張している。とりわけ、極北の（バレンツ海にある）フランツヨシフ諸島は主地域としてさらに基地インフラ（の整備）が促進されるとはっきりと述べられている。

フランツヨシフ諸島のあるところは戦略的にロシアの北極に対する野望にとって死活的なところである。経済的には海底炭化水素埋蔵個所が近く、地理的にはバレンツ海とカラ海、北極海の結節点であり、スカンジナビア半島を見渡せる位置にある、軍事戦略の視点からは極北における前方展開の位置にある。さらに空の結節点であることも述べる必要がある。フランツヨシフ諸島はアルハンゲリスクとコラ半島から不可分である。重要なことは、ロシアはそこにもう 1 つの接近阻止・領域拒否帯を創出したいという野望を持っていることである。それは、既にあるカリーニングラード接近阻止・領域拒否圏と相互に連接し、かつ重複することになるだろう。

(5) より完全に北極地域を軍事化するというモスクワの計画は 2014 年に北海艦隊統合戦略司令部の編成で加速された。それ以降、国家装備計画（2018-2027）には新しい S-300 長射程対空ミサイルと Tor-M2 短射程対空ミサイルの追加がロシアの北極装備の強化を援助するために含まれている。2014 年から 2018 年の間にロシアは北極地域に以下の兵器を展開した。

—T-80BVM 主力戦車

－BTR-82A 装甲人員輸送車

－グヴォズジーカ（122mm）自走砲（射程：15Km 以上）

－「北極」用 Tor-M2DT 対空ミサイル（射程：16Km、高度：10Km 以上）発射基

—最初の「北極」用 Mi-8 ヘリコプター（-60°F 以下でも運用可能）

—GAZ-3344-20 全地形型水陸両用無限軌道輸送車（地上速力：時速 60Km 以上、水上速力 3.8Km）

(6) 厳しい気象条件を仮定すれば、北極地域におけるロシア軍は無条件の環境下で作戦するよう準備されている。装備が損傷、あるいは正常に機能しなくなれば機動や輸送はそり犬やトナカイの支援を得て行うことになるだろう。

ロシアがこれらの目標を達成する余裕があるかという深刻な疑問が提起されているにもかか

わらず、証拠に照らしてみるとロシアがより広い北極地域のあちこちに支配権の拡大を決定したことを示している。それにもかかわらず、ロシアの戦略は非対称性の原則を現実的に実践すること､そして冒険的な思考のうえに築かれている。それらはシリア内戦の経験に基づくロシアの軍事思想家によってますます強調されている。カリーニングラード州から北極地域に伸びるロシアの北西部全体を要塞化する代わりに、ロシアは選択した戦略的に重要な地域の軍事化に依拠し、接近阻止／領域拒否を追求している。このように、上記の 2 つの軍事基地、そしておそらく新しいもう 1 個所は近い将来、本物の接近阻止／領域拒否｢圏｣となるだろう。

記事参照：The Arctic ‘Trilistnik’—Russia’s Bid for Regional Military Superiority

9 月 30 日「変化する北極圏の地政学的環境に適応すべき米国―米専門家論説」（The National Interest, September 30, 2018）

米シンクタンク、The Stimson Center のリサーチインターン、Alison McFarland は、9 月 30 日付の米誌、The National Interest に"Arctic Options: Why America Should Invest in a Future with China"と題する論説を寄稿し、米国は将来的な機会の喪失を回避すべく、北極圏の急速に変化する地政学的環境に対して関与を強める必要があると指摘した上で、要旨以下のように述べている。

（1）米国は北極圏の急速に変化する地政学的環境に対して関与を強める必要がある。融氷は環境上の懸念を引き起こすだけでなく、地政学的な変化をもたらす可能性も有している。中国はこうした変化に対して牽引力を見せており、地形の変化や近い将来もっと簡単に活用し得るであろう資源を利用すべく動いている。

（2）中国はこのところ北極圏に関与しようとする取り組みを強化してきた。中国は 2017 年に 5 度の北極航海を実施し、北極評議会の 8 メンバー国すべてと高官レベル協議を行った。中でも最も注目すべきは 2018 年 1 月に北京が公表した「北極白書」（以下、白書）である。「北極近傍国家」なる中国の自己認識に関する解釈は国際法では完全に承認されていない。中国は北極に対する正当性の主張をスヴァールバル条約と国連海洋法条約に基づいて立証している。白書は国際法を尊重すると再三強調することで、中国が秩序を乱す勢力ではないと北極圏諸国を安心させようとしている。それにもかかわらず、カナダの学者は中国による国際法の推進が北極圏諸国の主権を制限しようとする企てである、と懸念を表明してきた。実際のところ白書は、北極圏とその資源が一部の北極圏諸国に独占されるべきではないという中国の主張を明確に示し、北極圏の世界的な重要性を強調してもいる。さらに、中国は現在の北極圏におけるガバナンスが不十分だと主張し、自国が新システムの形成に「極めて重要な役割」を果たすと見なしてきた。北極圏諸国が「ガバナンスギャップ」を認めていないため、中国の主張は潜在的な対立点を示す形になっている。

（3）中国の北極圏におけるプレゼンスは必ずしも米国に脅威を突きつけているわけではない。しかしながら、北極圏で急速に変化する地政学的環境に対して米国が一層の関与を行わなければ、ワシントンは北極圏における将来的な機会を失ってしまいかねない。米海軍大学の Rebecca Pincus は、米国が 2050 年までに支配的な力を持った中国と北極圏で対峙するという、まったく異なった政治的環境に直面し得ると指摘する。それゆえに、米国は中国と関わり、協力する方法を模索して、中国の北極圏における成長を米国の国益と協調した形にすることで利益を得るだろう。実際、北極圏で米中が協力し得る複数の分野がある。例えば、米中両国は北西航路と北極海航路が国際水域を構成すべきだとの見方を共有している。

（4）最近の中国の進捗とは対照的に、米国の極地域に対するアクセスは歴史的な低水準にある。米砕氷船 Polar Star の更新計画は、メキシコとの国境の壁建設に予算を再配分するという国土安全保障省の提案を受けて後退を余儀なくされた。American Security Project の Andrew Holland が米国防省は新北極戦略の遂行に必要な資源を投じていないと見なすように、米国の北極圏に向けた取り組みでは資金が重要な問題であるようだ。それゆえに米国の北極圏への関与強化に向けた明白な第 1 歩は、新たな地政学的ダイナミクスの将来的な課題に対応できるよう予算の適切配分を行うことである。米国の北極圏における活動強化に向けた第 2 のステップは国連海洋法条約の批准である。

（5）国連海洋法条約の批准がない状況では、米国は中国に対してその他の優位点を用いることに専念できる。米国は中国と異なり、北極圏に対する主張の正当性を立証する必要がない。中国は自国の創設する新たな形の北極圏におけるガバナンスを要求する必要があるが、米国は北極評議会など既存の地域ガバナンス組織と協調するために自国の北極圏国家としての地位を利用できる。こうしたことは北極問題への更なる外交的関与と相まって行われるべきである。例えば、習主席がノルウェー首相の Erna Solberg との会談で北極圏における協力を議論したように、Trump 大統領が 1 月の Solberg との会談で同じことを論じたとは思えない。

（6）北極圏の環境が変化する中で米国はその立場の変化―場合によっては悪化する立場―に向き合い、米国の主張があまねく伝わるようにすべきである。

記事参照：Arctic Options: Why America Should Invest in a Future with China

4－2　海氷状況

7 月の海氷状況

2018 年 7 月の状況：Ice loss speeds up during second half of July

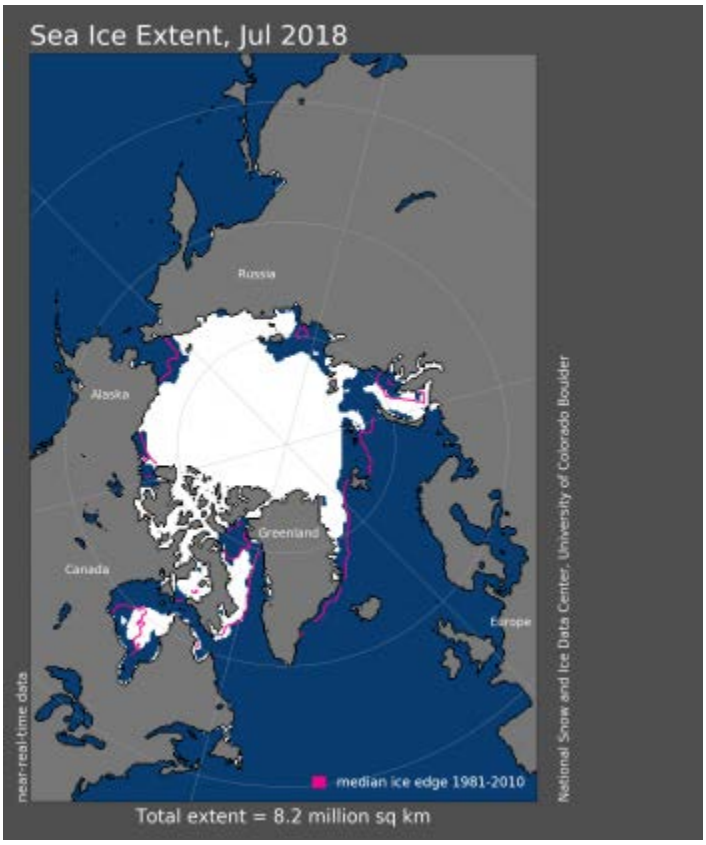

http://nsidc.org/arcticseaicenews/2018/08/ice-loss-speeds-up-during-second-half-of-july/

※実線（median ice edge）は、新たな基準値、1981 年～2010 年の期間における 7 月の平均的な海氷域を示す。
＋は北極点を示す。

7 月の海氷面積の月間平均値は 822 万平方キロで、1981 年～2010 年の期間における 7 月の平均値を 125 万平方キロ下回った。7 月の海氷面積は月の後半から急速に縮小し、衛星観測史上、最も小さかった 2012 年 7 月の平均値より 55 万平方キロ上回り、9 番目の記録であった。バレンツ海、カラ海、ラプテフ海及び東グリーンランド海を含む、北極海の大西洋側の海域では、海氷面積が非常に小さかったが、ボーフォート海と東シベリア海における海氷面は平均値に近かった。7 月末までにハドソン湾の海氷はほとんど溶け、チュクチ海の海氷面は平均値より北に大きく後退した。

925hPa レベル（海面上ほぼ 2,500 フィート）での大気温度は、カラ海とラプテフ海上空では摂氏－0.5～－4.0 度で、平均値を下回った。ボーフォート海上空では、摂氏－0.5～－2.0 度であった。北極点付近の大気温度は、摂氏 0.5～1.0 度で、平均値に近いか、やや上回った。北極海中央部とグリーンランド北部の大気温度は摂氏－0.5～－3 度で、平均値を下回った。

8 月の海氷状況

2018 年 8 月の状況：No endless summer in The Arctic

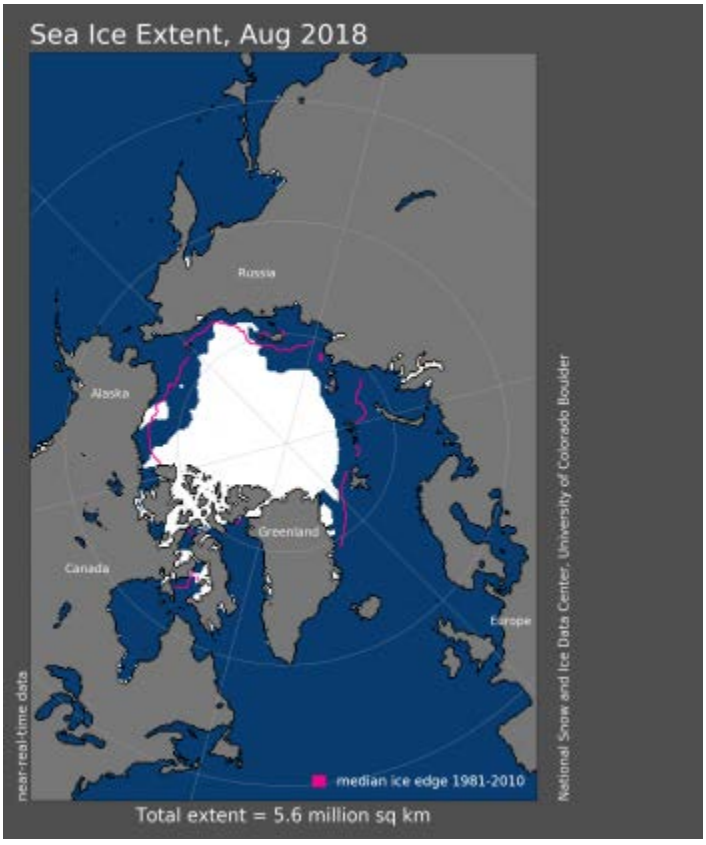

http://nsidc.org/arcticseaicenews/2018/09/no-endless-summer-in-the-arctic/

※実線（median ice edge）は、新たな基準値、1981 年～2010 年の期間における 8 月の平均的な海氷域を示す。
＋は北極点を示す。

8 月の海氷面積の月間平均値は 561 万平方キロで、1981 年～2010 年の期間における 8 月の平均値を 159 万平方キロ下回った。8 月の海氷面積としては、2012 年 8 月の最小記録を 89 万平方キロ上回り、衛星観測史上、7 番目の記録であった。8 月末の海氷面積は 497 万平方キロであった。東シベリア海沿岸域の海氷面の後退は大きくないが、北方航路の航行には支障がないようである。北西航路は依然、海氷に閉ざされている。

925hPa レベル（海面上ほぼ 2,500 フィート）での大気温度は、北極海の大部分とラプテフ海上空では月間平均値を摂氏最大 4 度上回ったが、カナダ群島水域上空では月間平均値を摂氏最大 4 度下回った。

9 月の海氷状況

2018 年 9 月の状況：Arctic summer 2018: September extent ties for sixth lowest

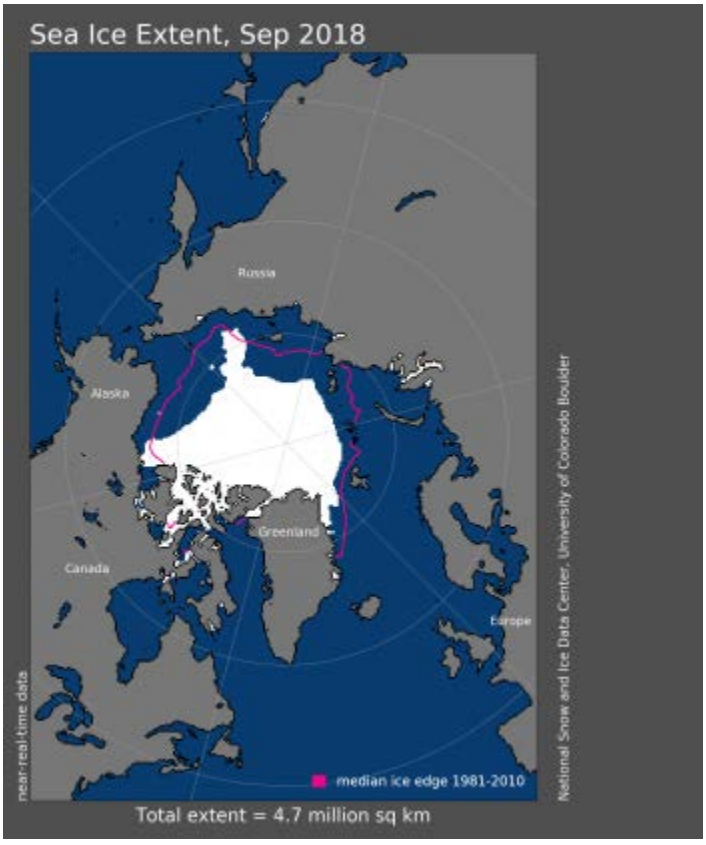

http://nsidc.org/arcticseaicenews/2018/10/september-extent-ties-for-sixth-lowest/

※実線（median ice edge）は、新たな基準値、1981 年～2010 年の期間における 9 月の平均的な海氷域を示す。

2018 年の北極海の海氷面積は、1 月と 2 月に衛星観測史上最小面積を記録し、9 月の海氷面積は 6 番目の記録となった。9 月の海氷面積は 19 日と 23 日に最小面積、459 万平方キロに達したが、23 日の最小面積は 40 年近い衛星観測史上最も遅い記録であった。

9 月の月間平均値は 471 万平方キロで、1981 年～2010 年の期間における 9 月の平均値を 170 万平方キロ下回り、9 月の海氷面積としては、2012 年 9 月の最小記録を 114 万平方キロ上回り、衛星観測史上、6 番目の記録であった。北方航路は 2018 年もオープン・シーとなり、2008 年以来連続となった。一方、北西航路は、中央部のベロー海峡とグジョーア・ヘブン間に海氷面が残った。海氷面積が 9 月 23 日に再び最小を記録して以降、カナダ群島水域、チュクチ海とボーフォート海の北部、及び東グリーンランド海では海氷面積が拡がった。

9 月の 925hPa レベル（海面上ほぼ 2,500 フィート）での大気温度は、ボーフォート海西部、チュクチ海及び東シベリア海では月間平均値を摂氏 3 度～8 度上回った。

５．その他

8 月 30 日「自動運航船の運用は新しい規制管理体制を必要としている」（Society for the Study of Peace and Conflict, August 30, 2018）

インドのニューデリーにある研究機関 Society for the Study of Peace and Conflict（SSPC）の会長である Dr. Vijay Sakhuja は、8 月 30 日付の SSPC のサイトに、“Autonomous Ship Operations in Need of New Regulatory Regime”と題する論説を寄稿し、海運業界における自動運航船を運用するための規制の必要性について、要旨以下のように述べている。

（1）海洋領域は、人工知能にもたらされた驚くべき変化を目の当たりにしている。それは、これらの機械を組み立て使用する人間を含む、海洋活動のいくつかの面に影響を与えている。最も顕著な発展の 1 つは、船舶業界に自動運航船が出現したことであり、それは、“crewless”又は“semi-crewed”となり、遠隔操作による船内及びオフショアのセンサーを使用して航行を行い、そして、自動制御が可能な高性能の機械を使用して貨物を下ろし、積み込む。

（2）海で活動する他の船舶と同様に、自動運航船は国際的な規制に縛られている。国際海運の主要規制機関である国際海事機関（IMO）は、自動運航船（Maritime Autonomous Surface Ship：MASS）として、自動運航及び半自動運航船を指定している。4 つの非階層的な分類の人的交流のレベルに関する自動運航の程度に基づく MASS の予備的な定義から始まる、数多くの問題を含む規制する対象の課題を通して、MASS コードに関して取り組み始めている。

（3）これらの MASS 規制に向けた新たな取り組みは注目に値するが、IMO の前にある本当の課題は、船舶輸送規則の大部分に見られる特徴である、これらの船舶に関する人間の安全の優位性を守ることである。すべての MASS が、マン・マシンの物理的インターフェースから解放されないことを指摘することは有用である。それよりむしろ、それらには、船舶の無人又は遠隔操作を可能にする、航行及び駆動のための完全自動運航及び部分的自動航行のインターフェースが混在する。

（4）MASS 規制の対象となる 5 つの重要な問題がある。

a. 第 1 に、航行中に起こりうる衝突を避けるために、慎重な検討が必要である。航行技術の進歩にもかかわらず、ほとんどの衝突は人為的ミスのために起こり、海の事故の約 75～96%を占めている。乗組員のいる船と自動運航船との衝突は、事故の責任を負うことに関していくつかの法的挑戦をもたらす。

b. 第 2 に、MASS の機械故障は、通常、冗長性を介して対処することができるが、MASS 規制を対象とする一方で、座礁、沈没、船内火災、船倉の浸水及び貨物管理の問題などの出来事は、慎重な検討が必要である。

c. 第 3 に、サイバー攻撃を通して、又は船舶のコンピュータやサーバーにハッキングすることによる MASS のハイジャックの可能性もまた問題である。

d. 第 4 に、IMO はこれまで、業界全体に一様に適用される共通の規制に成功裏に取り組み、それを公式化してきた。MASS 規制についても、デジタル領域で進められている急速な技術的変化に遅れずについていく必要がある。

e. 最後に、保険及び補償の問題は、MASS コードを公式化すると同時に、細心の注意を払う必要がある。MASS を扱う法的委員会と保険業界との間の対話は、MASS 運用から生じるリス

クに取り組むために重要である。

(5) 業界の専門家たちは、2025 年までに遠隔操作された船舶が外洋に出る、そして、2030 年までに無人の外洋航行船が非常に一般的になる可能性があると考えている。3340 億ドル規模の海運業界も、これらの船舶の効率の良さによって、コストを削減し、エラーが原因となる人の安全を改善することを望んでいる。

(6) MASS コードは、海上貿易の収益活動協調体制にとって重要な発展だが、「完全自動運航運用」、「半自動運航運用」及び「遠隔操作運用」のような管理の問題にも取り組まなければならない。特に、チョークポイントや混雑した海上交通路を通過する際には、これらの運用における人間の介入レベルの反映も重要である。さらに、MASS のプレゼンスに関する重要な標識を特定し、その区域を定期的に航行する船舶に知らせる必要がある。

記事参照：Autonomous Ship Operations in Need of New Regulatory Regime

9 月 13 日「中国保有船腹量が世界第二位へ：その現状と含意――英海運業アナリスト論評」(HELLENIC SHIPPING NEWS, September 13, 2018)

海運業アナリストの Richard Scott は、9 月 13 日付の HELLENIC SHIPPING NEWS に、“China-owned fleet becomes world’s second largest”と題する記事を寄稿し、中国の保有船腹量が日本を抜いて第二位になったことを受けて、その現状と含意について要旨以下のとおり述べている。

(1) 近年、中国がその保有船腹量において急激な成長を見せている。今年に入ってついに、保有船腹量で日本を抜いて世界第 2 位になった。1 位ギリシャとの差は依然として大きいが、今後も中国の勢いは続くと見られ、その差は縮まっていくであろう。以下では、中国における船腹量増大の実態、新造船の注文・建造状況、そして中国における船腹量の増大が示唆することについてまとめる。

(2) 2015 年 1 月から 2018 年 8 月にかけて、中国の保有船腹量は 34%増加した（2015 年に 6.5%、16 年に 7.5%、17 年に 9.4%、18 年 8 月までで 7.1%。18 年 8 月時点での総トン数は 1 億 7000 万)。同期間のギリシャの伸び率は 23%、日本のそれはわずか 2%で、特に日本と比べると中国の増加率の大きさは顕著である。

(3) 2017 年末時点で、中国の船主による新造船の注文は総トン数にして 2550 万トンにのぼり、その時点での中国保有船腹量の約 17%に相当した。そのひとつの特徴が、多くがばら積み貨物船（bulk carrier）やタンカー、コンテナ船などの大型船だという点である。ばら積み貨物船として最大規模の Valemax（40 万積載重量トン（DWT)）の注文が 30 隻にのぼり、そのうち 19 隻が 2018 年中に納品予定である（うち 11 隻は現時点ですでに納品済み)。また、1 万 9000～2 万 1000 TEU（20 フィートコンテナ換算の積載量）級の超巨大コンテナ船に関しては 11 隻が今年納品予定で、またタンカーでは VLCC（very large crude carrier、20-31 万 DWT）が、これも 11 隻が今年納品予定である。

(4) 2019 年および 2020 年以降も中国向けに巨大船舶が納品予定となっている。今後中国に納品が予定されている船舶の総トン数は、2018 年 9 月から 12 月で 480 万トン、2019 年が 990 万トン、2020 年およびそれ以降が 610 万トンである。やはり 2019 年以降に関しても大型船舶の注文が目立っている。たとえば Valemax は 2019 年から 2020 年にかけて 12 隻、VLCC タンカーについても 2019 年から 2021 年にかけて 8 隻が納品予定となっている。

(5) その新造船は何に利用されるのだろうか。その多くは中国を始点あるいは終点とする貿易に用

いられることになろう。それ以外にもクロス・トレード（抄訳者注：自国の船舶が外国の複数の港を行き来する運送業務）に利用されるケースもある。たとえば上述した 30 隻の Valemax について、ブラジルの資源開発企業 Vale が 27 年間の用船契約を結んだ。したがって、これら Valemax は、主として鉄鉱石を積んでブラジルー中国を行き来することが想定される。しかしこれを含む中国の新造船の動向は、中国がよりグローバルな貿易に関わっている兆候も示した。たとえばある Valemax やブラジルで荷積みし、日本やマレーシアの港で荷降ろしをしたという記録がある。また新造の中国籍 VLCC タンカーが、ペルシャ湾で石油を荷積みしてからロッテルダムへ向かったという記録もあった。

（5）中国における新造船の増加とそのグローバルな海運事業への関わりの深まりは、もうひとつ重要なことを意味する。それはつまり物資の輸送量と船舶需要との関係である。たとえば中国の鉄鉱石輸入は世界の 3 分の 2 以上を占めており、輸入量も増加を続けているが、その増加率に関しては緩やかになってきた。こうした傾向のなか、中国の大型運搬船がこれまでより大規模に鉄鉱石輸送に携わることによって、外国籍の船舶がこの業務に関わる余地が減少する可能性がある。

（6）中国所有の船腹量が増加傾向にあることははっきりとしているが、それが何によって刺激されているかを明らかにするのは困難である。検討すべき要因としては、国際的な中古船の市場の動向や、船舶リサイクル市場の動向などがあろう。これらの動向について予測するためには運賃の傾向や予測など諸々の要因についても考慮する必要があり、その予測は非常に困難である。ただし、いずれにしても、中国所有船舶の拡大傾向は今後も続くことは明らかであろう。

記事参照：China-owned fleet becomes world’s second largest

9 月 14 日「新時代の『制海権』ーギリシャ専門家論評」（Center for International Maritime Security（CIMS）,September14,2018）

ギリシャ国際関係研究所海事シーパワー分析グループ研究員の Theodore Bazinis は、9 月 14 日付で Center for International Maritime Security（CIMS）の web サイトに“Adjusting to New Conditions for Command of the Seas”と題する記事を寄稿し、現代では国際法の要素なども勘案した新たな「シーコントロール」の概念を考慮する必要があるとして、要旨以下のように述べている。

（1）2018 年版の「米国家安全保障戦略（NSS)」は世界が大きな権力闘争の時代に戻ると主張している。世界史は覇権を巡る権力闘争であり、Alfred Thayer Mahan が著書「海上権力史論」で記したとおり、シーパワーを支配する者が海洋のルールを定めるのである。Mahan の言う「制海権」とは理想的な条件の下のものであって、現実にはこれを「シーコントロール」（抄訳者注：目標達成のための一時的な海洋の利用ないし利用拒否を意味する用語）と読み替えることも出来るが、どのような海上紛争であれ「シーコントロール」は将来に亘って成功の鍵である。重要なのは「シーコントロール」の原則を理解することであり、成功例、失敗例は豊富にある。

例えば米国は、第一次世界大戦に際し戦略目標の達成にはマハン主義の下における海軍の能力不足が明らかとなった。カリブ海における決定的勝利を得るため構築されたドクトリンは、ドイツの潜水艦が支配する大西洋での「シーコントロール」のため、新たに多くの戦闘単位の建造を要した。艦砲から潜水艦という技術革新を予見出来なかったことはマハン主義の不備ではあったが、米国はこの点をよく理解し、船舶護衛や敵潜水艦撃破などの新たな状況に対応する「シーコントロール」に適した駆逐艦など、新たな戦闘単位の導入を実現したのである。

（2）しかし、「シーコントロール」が能力の獲得に負うものと結論づけるのも適当ではない。そもそ

も適切な能力とは何か？能力とは戦略的な目的に叶い、作戦環境下の所要に適応し、あらゆる脅威に対応することを可能にする手段と定義される。第一次大戦のケースは技術革新が「シーコントロール」に及ぼす劇的な影響を示唆している。潜水艦、空母、海軍航空隊の登場は海上戦闘の領域を空中及び水中に拡大した。その結果、海軍が対応する脅威の質と量は大きく変化し、既存のドクトリンの変革、艦隊の新たな能力の獲得が求められたのである。

シーパワーの適切な使用は今日ではドメイン全体に能力と戦術を分配する最良の方法とみなされるようになった。かつて戦時における「シーコントロール」とは、能力と戦術を作戦条件に合わせ迅速に調整することであった。しかし 現代では戦争の最中の戦術、装備改善は困難であり、したがって平時からの艦隊の整備計画が極めて重要である。

(3) 今後はブルーウォーター（外洋）よりもグリーン／ブラウンウォーター（沿海域）が海上紛争において決定的に重要な領域となるだろう。機雷、陸上配備ミサイル、ディーゼル潜水艦、特殊部隊や電子戦、更には宇宙やサイバー戦の領域なども含めたアンチアクセス戦略が在り得るかもしれない。こうした高度な技術が拡散するに連れて、沿海域の伝統的に弱小であった国家も従来にはなかった方法で「シーコントロール」やアンチアクセスを追求することが出来るようになるだろう。あるいは軍事的な非対称性を埋め合わせるべく、テロ組織や犯罪集団を利用することも予想される。彼らはまた、防御側からの攻撃抑止が困難な高度な技術（スマート機雷やサイバー攻撃）と簡易な戦術（自爆攻撃、旧式の誘導兵器など）を活用したハイブリッド戦術を試みるかもしれない。沿海域や島嶼部あるいは群島水域などの複雑な地理的環境下では同様の事態が生ずる可能性がある。

(4) これら全ての脅威と国際環境を考慮すれば適切な能力を備えた艦隊を整備しておく必要がある。しかし、効果的な「シーコントロール」を確立するためにはそうしたハードパワーのみならず、特定の戦略環境においてこれらの軍事活動が好ましいものとして受け入れられるようにする考慮も必要である。戦略レベルでは軍事的活動を正当化する国際法の遵守という主張を情報戦の一環として実施していくべきである。

大国は「制海権」という文脈における世界秩序には疑問を抱いているかもしれない。海上においては「航行の自由」の否定やアンチアクセスといった政治的な目的を達成するために実施される小規模な危機に際し、この問題がより明らかになるだろう。特に一般商船が輻輳する海域においては、国際法は交戦規則や戦闘行為について歴史上の他のどの時期よりも重大な影響を与える可能性があり、結果的に指揮官の「行動の自由」を束縛することにもなる。したがって、軍事行動の実施に際しては、その正当性を主張するために常に国際法を考慮しなければならない。

部隊運用のレベルでは、戦争や危機に際して軍事行動の合法性を確保する法的な戦いを実行することも重要である。例えば、 海上民兵や非戦闘員の識別などの特定の状況に際しては、これらの考慮が指揮官の意思決定を制限、あるいは影響を与える可能性もある。武力の行使に係る法的な混乱は民間人の被害を招き、法的外交的にも望ましくない結果を招くことになるだろう。

(5) 結論として、「シーコントロール」は海上における戦略目標を達成するため達成すべき究極の基準である。確かに「シーコントロール」は軍事的な問題ではあるが、それを軍事的観点からのみで捉え、法律や世論の領域を無視するのは誤りである。対抗者による新たな脅威、環境、行動方針には新たな対応と能力が必要である。これらの新たな脅威への対応は、海軍の組織的な計画として迅速に調整されなければならない。

記事参照：Adjusting to New Conditions for Command of the Seas

9月14日「北京のコントロールが効かず変容する一帯一路―米専門家論説」(Nikkei Asian Review, September 14, 2018)

米戦略国際問題研究所 Reconnecting Asia Project ディレクター、Jonathan E. Hillman は、9 月 14 日付の Nikkei Asian Review に"China's Belt and Roller Coaster"と題する論説を寄稿し、北京は無秩序に広まる「一帯一路構想（BRI)」へのコントロールを失う危機を冒していると指摘した上で、要旨以下のように述べている。

（1）5 年前に習近平は中国が大国の地位を占める道を開くべく考案された大規模な投資計画「一帯一路構想（BRI)」を発表した。その代わりに、今や BRI は北京もコントロールに苦労するジェットコースターとなった。

（2）BRI は初期に成功したが、それは主に外交的でシンボリックなものであった。BRI の旗の下に謳われた、大規模でしばしば非現実的な金額の中国の投資は 80 余国を惹きつけた。一部の国々は自国の開発戦略を BRI とリンクさせる意思を表明した。投資に対する需要と BRI への支持を結びつけた中国当局者は、BRI がグローバリゼーションの新しく、改善された形だと主張さえもした。

（3）BRI の成功していない点は最近のことでかつ根深いものであり、安全保障と主権の問題に関係している。持続不可能な債務や公表されない戦略的な動機、汚職、中国企業に対するえこひいき、環境的・社会的な負の影響に関する懸念が高まっている。西側当局者の間では、多くの不可知論者が懐疑論者となり、多くの懐疑論者が反対論者に転じた。こうした非難は BRI パートナー諸国間においてさえも高まっている。これらの反応を中国当局がどの程度真剣に捉えているのかを窺うことは困難である。他方で、中国当局は BRI が困難に直面していることを認め始めている。先週、ある中国高官は「我が国は不断に仕事の仕方を改善させなければならない」と吐露した。しかしながら、BRI 拡大に対する中国の熱意こそがその最大の敵であり続けてきた。

（4）さらに根本的な疑問は中国当局が実際のところ、どの程度のコントロールを BRI に及ぼしているのかという点である。我々の研究は中国が BRI に対するコントロールを失っているだろうことを示唆している。中国当局者によると、BRI は物や人、データがユーラシア大陸を横断する 6 つの経済回廊を擁している。習近平は 2017 年の BRI フォーラムで「BRI の下で 6 つの経済回廊を建設する目標が定められた。中国はその達成に努力しなければならない」と述べたが、我々の研究は中国の投資が 6 つの経済回廊の内、5 つの外側で行われている公算が大きいことを示している。中国パキスタン経済回廊（CPEC）は、その法則の例外である。CPEC は BRI の旗艦回廊だと見なされており、我々のデータも CPEC が非経済回廊地域に比して多くのプロジェクトが行われている唯一の回廊だということを示している。CPEC を除く経済回廊における中国の活動が精彩を欠いていることは、中国内外の利益集団による習の署名した外交政策構想の歪曲を示唆している。中国国内では、地域や地方、企業レベルの利益集団が BRI を支援するという名目で既存の仕事を衣替えすることに駆り立てられ、同じ旗印の下で新たな活動を行おうとしている。あらゆる省や地域は今や中国共産党規約に明記された BRI の進展に伴う経済的、政治的な利権を得ようとしている。

（5）BRI ブランドはファッションショーや美術展、マラソン、国内航空にまで拡大されている。ロシア国営メディアは BRI の進展に伴うロ中の「超国家的」融合を喧伝している。その意味するところは、BRI の最も熱心な支持者の一部がその中心的な機能とほとんど関係ないことを物語っている。

（6）5 年前に開始された BRI は、現在の BRI と同じものではない。過去 5 年間の政策綱領は BRI を北極海やサイバー空間、宇宙空間にまで広まるものとした。BRI はあらゆる人々にあらゆる

ものを約束している。しかしながら、BRI の拡大に伴い、その意味も薄れることになる。

（7）BRI を安定軌道に乗せるために、北京はどのプロジェクトを適格とするか基準を設ける必要がある。習は BRI が中国中心の政治グループである「中国クラブ」にはならないと明言した。したがって中国は諸国に加入圧力を加えることを止め、個々のプロジェクトに対するハードルを上げることに専念すべきである。BRI 加盟問題からプロジェクトのパフォーマンスに重点を移すことは、BRI が中国の地政学的課題よりも世界の発展促進に真剣であることを BRI 懐疑論者に対して納得させることに資するだろう。米当局者を含む懐疑論者も選択的な関与のオプションを検討すべきである。中国の開発銀行は外国の貸し手と組むことで、中国が後援するプロジェクトの質を改善したいと意思表示してきた。ワシントンは世界銀行やアジア開発銀行、欧州復興開発銀行の参加によって、その願いを聞き届けるべきである。反対から選択的な関与に立場を変えることは、懐疑論者が自ら BRI を再定義することに資するであろう。

記事参照：China’s Belt and Roller Coaster

9 月 25 日「一帯一路構想発表から 5 年—CSIS 専門家論評」（CSIS, September 25, 2018）

米国、ワシントンにあるシンクタンク、戦略国際問題研究所（CSIS）は、9 月 25 日付で同所 Web サイトに“Experts React: China’s Belt and Road Initiative Turns Five”と題する記事を掲載し、CSIS の 3 人の専門家（Jonathan Hillman、Taiya Smith、Jane Nakano）による発表から 5 年経った一帯一路構想（BRI）の見解について、要旨以下のように紹介している。

（1）Jonathan Hillman（CSIS 上級研究員）（前掲記事参照）

a. 協力のレトリックで覆い隠された巨額の投資計画である一帯一路構想（BRI）は、北京がコントロールするために悪戦苦闘するローラーコースターとなった。BRI の大規模で、しばしば非現実的な投資数は 80 カ国以上を魅了している。いくつかの国が彼らの開発戦略を BRI と結びつける意向を発表している。中国政府当局者たちは、BRI は新しく、そして改善された形のグローバリゼーションであるという主張すらしている。一方で、BRI は、最近深刻な安全保障と主権の問題に影響している。持続不可能な債務、暗黙の戦略的動機、腐敗、中国企業に対するえこひいき、そして、環境的及び社会的影響についての懸念が高まっている。

b. しかし、実際中国当局者たちは、BRI をどの程度コントロールしているのか？政府当局者によると、BRI には、アジア各地とその外に、物資、人及びデータを運ぶ 6 つの経済回廊が含まれるが、我々の調査によれば、その中国の投資は、それらの範囲内で、その回廊の中の 5 つの回廊の外部に出る可能性が高い。例外は、中国と単独の国を結ぶ唯一の回廊である中国・パキスタン経済回廊（CPEC）である。中国の公式計画と実際の活動との間のギャップは、利益団体が習近平の署名の権利を歪曲していることを示唆している。BRI は、サイバー空間、北極、さらには宇宙空間まで網羅するようになり、そして、現在 BRI ブランドのファッションショー、マラソン及び美術展示が行われ、より多くの利益団体が利権のための闘争に参加する。

c. BRI をより安定した軌道に乗せるために、北京はどのプロジェクトが資格を得るのかという基準を導入すべきである

（2）Taiya Smith（CSIS 非常勤上級アソシエート）

a. 中国の BRI の環境への影響が問題をもたらしている。今月、パキスタンは、その新政府が中国の投資を見直し、不当に中国企業に利益をもたらし、環境基準が不十分であると述べている 10 年以上前に署名された貿易協定の再交渉を発表した。インドネシアも同様に、環境影響調査が

不十分であるため高速鉄道の方針が頓挫した。一方、中国銀行と中国水电（Sinohydro）から資金提供を受けているインドネシアの水力発電ダムプロジェクトは、世界で最も希少な類人猿タパヌリオランウータンの唯一知られている生息地を害しているため批判を受けている。ベトナム、ラオス及びカンボジアは、BRI プロジェクトによってもたらされた環境被害、またはプロジェクトの計画実行における脆弱な環境計画立案について全面的な苦情を申し立てている。

b. その新たに発生した悪評に対応して、中国政府は昨年、“Guidance on Promoting Green Belt and Road”を発表した。このガイダンスは、環境に配慮した開発プログラムがどのようであるべきかを説明したものである。ガイダンスはどんな法的強制力ももたないため、それが、どれほど影響力があるのかを知るのは時期尚早である。しかし、もし中国が BRI の環境方針を変えることができないならば、中国は、開発プログラムを装って他国を搾取する罪を犯すだろう。

（3）Jane Nakano（CSIS 上級研究員）

a. まだ回答が得られていない 5 年前の BRI の立ち上げの背景にある北京の動機に関する最大の疑問は、BRI が中国の過剰生産能力を海外へとまさに送ろうとしているのかどうか、そして、BRI 関連のエネルギープロジェクトが地球規模の気候変動の取り組みに利益をもたらすかどうかである。中国は、今日の世界でトップのクリーンエネルギー投資家になっている。しかし、中国が輸出する石炭火力発電所による排出ガスの影響は、引き続き細心の注意が必要な問題である。中国の財務活動に関連しているデータの不足と透明性の欠如は、BRI エネルギープロジェクトによる炭素の影響を追跡することを困難にし続けている。

b. ほんの数年前、中国は、「国内外の深刻な公害や炭素排出量が伴うプロジェクトに流れる公的投資を厳格に管理するという観点から、グリーン及び低炭素政策と規制を強化する」コミットメントを発表した。地球規模での炭素排出量の課題に取り組むには、中国がこのコミットメントを果たす必要がある。そして、中国は、近隣諸国からのその BRI 支援活動に対するいくつかの最近の抵抗へ反撃する新しい手段の 1 つとして、このコミットメントを必要としているように思える。

記事参照：Experts React: China’s Belt and Road Initiative Turns Five

9 月 28 日「『一帯一路』構想（BRI）だけでは中国主導秩序は非現実的、香港紙報道」（South China morning Post, September 28, 2018）

香港紙 South China Morning Post（電子版）は、9 月 28 日付の“China’s new world order ‘unrealistic’ if built on belt and road alone, senior US diplomatic observer says”と題する記事で、このほど北京で開催されたフォーラムで、米外交評議会上席研究員 Miles Kahler が「一帯一路構想（BRI）」だけでは中国主導秩序の実現は非現実的と指摘したとして、要旨以下のように報じている。

（1）米外交評議会上席研究員 Miles Kahler は、中国がその大規模なインフラ投資を通じて、新たな世界秩序の選択肢を構築しようとするのは現実的ではない、と指摘する。何故なら、地域各国は、北京かワシントンかのいずれかの選択を迫られることを望んでいないからである。北京の「一帯一路」構想（BRI）は、既にマレーシアで挫折し、モルディブでも先行きが懸念されている。Kahler は、北京で開催されたフォーラムで、地域各国は守るべき自らの国益と自律性を持っており、「特にアジアに多い中規模の国は、米国主導の秩序から中国主導の秩序に移行することに関心を持っていない」と述べた。

（2）米国は 7 月に インド太平洋地域向けに 1 億 1,300 万ドルの新たな投資計画を発表した。それに

先立って、EU も、持続可能性を重視したアジア向けのインフラ投資計画を公表した。前出の Kahler は、アジア諸国は域内での大国間の競争を望んでいるが、いずれかの大国が支配的になることを望んではいないとし、もし中国が「発展途上国を取り纏めて」中国主導の秩序を構築しようと望んでいるなら、それは豊かで技術的に進んだ国を目指す中国の野心にとって有害となろう、と指摘している。「何故なら、それは天然資源と商品をもたらすだけの発展途上国に対する貿易と投資によって実現するものではなく、そのためには先進工業諸国との取引が避けられないからである。」

記事参照：China's new world order 'unrealistic' if built on belt and road alone, senior US diplomatic observer says

【補遺】

以下は、季報で抄訳紹介しなかったが、有益と思われる主要な論調やシンクタンク報告書などを当該月ごとに列挙したものである、なお URL は当該月にアクセス可能であったものである。

2018 年 7 月

1. Military capability and international status

https://www.iiss.org/blogs/military-balance/2018/07/military-capability-and-international-status

Military Balance Blog, IISS, July 3, 2018

Bastian Giegerich, Director of Defence and Military Analysis, IISS

Nick Childs, Senior Fellow for Naval Forces and Maritime Security, IISS

James Hackett, Editor, The Military Balance, Senior Fellow for Defence and Military Analysis, IISS

国際戦略研究所の Bastian Giegerich、Nick Childs、James Hackett は、英国における国防の方向性に関する議論では軍事能力をいかに評価するかが重要であり、厳密な評価には多くの質的、量的変数を分析しなければならないとして、各国の軍事力を 11 の評価基準を使用し、世界規模の軍事力（global military powers）、遠征可能な軍事力（expeditionary powers）、地域的軍事力（regional military powers）に区分することを提起した。そして、評価のための 11 通りのマトリックスを提示し、その結果として英国は世界規模の軍事力であり、特に通常戦力では世界中に軍事力を展開し、継続でき、陸上、海上、航空での戦闘任務を維持できると評価した。

2. What Will the Future Hold for Arctic Economics?

http://cimsec.org/what-will-the-future-hold-for-arctic-economics/37034

Center for International Maritime Security（SIMSEC）, July 3, 2018

Rachael Gosnell, pursuing doctoral studies in International Security and Economic Policy at the University of Maryland, with a focus on maritime security in the Arctic

メリーランド大学で北極の海洋安全保障について研究中の Rachael Gosnell は、北極の経済的潜在力は巨大であるが、その将来を分析する場合には地域の複雑さを考慮しなければならないとした上で、気候変動、人口の変化、海運、漁業、観光、投資等について分析し、北極は経済的可能性にあふれていると指摘する。人口増加は世界の水準に比べれば低いが、地域には豊富な天然資源があり、海上通商路としての可能性がある。北極へのアクセスが容易になることでこの地域は一層の成長を経験するだろう。しかし、北極圏国は環境、先住民、そして自国の戦略的利益を守るために成長を注意深く管理しなけれ

ばならない。特に極北の国々、そしてこの地域に利害を有する国の間で経済発展の指針を示す条約と規範の開発と遵守を確実にするために相当の協調がさらに求められると主張している。

3. China to deepen legal cooperation with countries and regions under B&R Initiative

http://www.globaltimes.cn/content/1109246.shtml

グローバルタイムズは 7 月 3 日付で新華社通信の引用記事として、「『一帯一路』法治協力国際フォーラム」が 7 月 2 日に北京で開催されたことを伝えているが、この記事中で引用されている王毅国務委員兼外交部長の基調講演は「一帯一路」は「法治協力」に基づくものと強調しており、中国が同構想は「ルールベースの国際秩序に反するもの」との批判を強く意識していることも伺えるような内容となっている。以下、同基調講演の概要を記す。

新華社通信 2018 年 7 月 3 日（中国語）

https://www.mfa.gov.cn/web/wjbzhd/t1573323.shtml

新華社記事に引用されている王毅外相の基調講演　2018 年 7 月 2 日（中国語）

https://www.fmprc.gov.cn/web/wjbzhd/t1573308.shtml

王毅部長は今日までに発展してきた「一帯一路」構想を以下のように評価した。

「一帯一路」が提起されてから 5 年間、中国は 90 余りの国及び国際組織と「一帯一路」をめぐる協力の覚書を結び、関係各国と共同で 75 箇所の海外経済貿易合作区を建設、「一帯一路」の沿線国家と貿易総額は 30 万億人民元に達し、中国による沿線国家に対する投資額は 700 億米ドルを超え、「一帯一路」は世界最大規模の国際協力プラットフォームとなった。

王毅部長は「一帯一路」がこのような予期せぬ成果を上げることの出来た要因について、①平等互恵を原則とすること、②ウィンウィンの協力を目標とすること、③開放と容認を趣旨とすること、④ドッキングと発展を経路とすること、⑤規則と法治を基礎とすること、の五つの要素を挙げた。

その上で、王毅部長は「一帯一路」の建設に法律と制度による保障を提供するため、法治における協力を強調し、法治協力の中身について三つの内容を表明した。第一は、ルールの接続と協調性のある連結である。これは、インフラ構築におけるハード面の協力だけでなく、ルール・規則・基準の国際レベルと国家レベルとの連携におけるソフト面の協力も図ることである。第二には、法治に基づく保障システムの整備である。これは、訴訟、仲裁、仲介のシステムを構築するということである。そして第三は、法治の交流と国際協力の深化である。これは、トラック 1 とトラック 2 レベルにおける法治をめぐる交流、司法及び法執行協力、法律に係る人材育成などの協力である。

最後に、王毅部長は改革開放 40 周年を背景に中国が対外開放の国策を継続的に堅持していくことを表明し、「一帯一路」建設の更なる発展と人類運命共同体の構築を図るために、国際法治協力を含む各分野における協力を積極的に推進していくことを強調した。

4. India's Major Foreign Policy Concerns And Indo-US Strategic Partnership – Analysis

http://www.eurasiareview.com/05072018-indias-major-foreign-policy-concerns-and-indo-us-strategic-partnership-analysis/

Eurasia Review.com, July 5, 2018

Dr. Manoj Kumar Mishra, a Lecturer in Political Science, S.V.M. Autonomous College, Odisha, India

インドの S.V.M. Autonomous College 講師 Dr. Manoj Kumar Mishra は、インドが米国との戦略

的紐帯を密接にすることを検討するに当たって対外政策の懸念は、①インドの主権の問題、②戦略的自立への願望、③多重的な各国との連携政策の三点であるとし、これについて分析しつつ、冷戦後の米印関係及び両国関係の突破口を概観している。

5. Pacific leaders sign on to Australian internet cabling scheme, shutting out China
https://www.channelnewsasia.com/news/technology/pacific-leaders-sign-on-to-australian-internet-cabling-scheme--shutting-out-china-10522252
Channel News Asia, 12 Jul 2018

シンガポールの 24 時間 TV ニュース Channel News Asia は、パプア・ニューギニアとソロモン諸島の両国がオーストラリアの資金提供による海底インターネットケーブルの計画について署名したと報じた。これはソロモン諸島の首都ホニアラと島嶼部を繋ぐだけでなく、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島両国とオーストラリア本土とも接続する計画である。この署名は中国の大手華為技術有限公司の計画の機先を制して行われ、その背景にはオーストラリアが裏庭と見做す地域へ中国が影響力を強めようとしていること、西側情報筋によれば華為技術有限公司は中国政府とのつながりがあり、その機器がスパイ活動に使用されていると懸念していることが指摘されている。

6. The Indo-Pacific: A Realist Indian Perspective
http://www.delhipolicygroup.org/uploads_dpg/publication_file/the-indo-pacific-a-realist-indian-perspective-1105.pdf
DPG Policy Paper, Delhi Policy Group, July 12, 2018
By Ambassador Hemant Krishan Singh, Director General, DPG
Brig. Arun Sahgal（Retd.）, PhD., Senior Fellow, DPG

インドのシンクタンク Delhi Policy Group 会長で元駐日大使の Hemant Krishan Singh、上級研究員で元インド陸軍准将の Arun Sahgal は、米国からアジアに広がる「インド太平洋」を概念的、地理的に実証し、インドの利益はどこに存在し、その利益のためにどのような政策が最良なのかを見極めることが重要であるとして、シャングリラ・ダイアローグにおける Modi 首相の基調講演に言及しつつ、以下のような指摘をしている。

インドはユーラシア大陸勢力でありインド太平洋の沿海部勢力でもある。そして「インド太平洋」という概念は主要大国としてのインドの台頭と、世界経済の橋渡しとしてのインド洋の役割が認められたことを意味している。また、米国は「インド太平洋」を安定した勢力均衡の創出、航行の自由と「法の支配」の確立など、単なる地理的空間という以上にこれを安全保障上の概念と見做している。そして、Trump 大統領の「米国第一」の主張によって、インドは新たな現実にも直面している。

中国はこれに乗じてインドに対し緊張緩和、より安定した 2 国間関係の構築を提示しているが、インドはこれを短期的な小康のみならず、国境紛争を含む 2 国間問題の長期的解決に向けての梃子とすることが望ましい。また、ASEAN との関係について言えば、ASEAN が米国との同盟ないしは多国間安全保障対話といった枠組みの補完なしに「インド太平洋」という広範な問題に対応できるかは疑問である。

したがってインドとしては、ASEAN 主導の地域主義、ASEAN と EAS との関係、米国の「インド太平洋戦略」などを見据えつつ、現実的な対外政策の追求によって多極化した国際環境を巧みに通り抜け、「非同盟」という戦略的自立、自国の利益という現実主義、国力と国民の意志といった戦略的抗堪

性をもって、「インド太平洋」における対外政策、安全保障政策を導出していかなければならない。

7. China to Gift Hydrographic and Surveillance Vessel to Fiji
https://thediplomat.com/2018/07/china-to-gift-hydrographic-and-surveillance-vessel-to-fiji/
The Diplomat.com, July 18, 2018
By Ankit Panda, an editor at The Diplomat.
デジタル誌 The Diplomat の編集長 Ankit Panda は、フィジー海軍は 7 月 8 日の週に海洋調査･監視船を中国から受領したが、この譲渡は人民解放軍海軍の艦艇が補給のためにフィジーのキングズ埠頭を使用することを伴っていると指摘している。実際、フィジーの日刊紙 The Fiji Sun は 2018 年初め、近年、人民解放軍海軍の衛星追跡船「遠望 7」が複数回キングズ埠頭で燃料及び補給品搭載を行ったと報じている。

8. Here's the real reason the US must talk to Russia
http://www.atimes.com/article/heres-the-real-reason-the-us-must-talk-to-russia/
AsiaTimes.com, July 21, 2018
By Pepe Escobar, a Brazilian journalist
ブラジルのジャーナリスト Pepe Escobar は 3 月 1 日の Putin 大統領の一般教書演説とロシアの軍事／海軍専門家 Andrei Martyanov の新書『軍事的優越の喪失－米戦略計画における洞察の欠如』を取り上げ、米国と同等かそれ以上の①指揮・統制・通信・コンピューター・情報・監視偵察能力、②電子戦能力、③新武器体系、更には④米空軍力に対抗し得る防空能力、⑤米基地群、本土にさえ脅威を及ぼしうる亜音速、超音速、極超音速巡航ミサイルを有するロシアに直面して、米国の軍事力の神話の仮面ははぎ取られており Putin 大統領が警告したように米国はロシアの言葉に耳を傾ける必要があると主張した。

9. Strait talk: are China and Taiwan on the brink of conflict?
https://www.scmp.com/week-asia/geopolitics/article/2156235/strait-talk-are-china-and-taiwan-brink-conflict
South China Morning Post.com, July 21, 2018
By Rana Mitter, Director of the University China Centre at the University of Oxford
オックスフォード大学の Rana Mitter は、中台間の緊張の歴史、台湾における民主主義の浸透、香港以上の自治の進展、軍事力の行使による再統一の可能性を分析し、緊張は新たな段階に入ったと主張している。

2018 年 8 月

1. China is Waging a Maritime Insurgency in the South China Sea. It's Time for the United States to Counter It.
https://nationalinterest.org/feature/china-waging-maritime-insurgency-south-china-sea-its-time-united-states-counter-it-28062
The National Interest, August 6, 2018
Dr. Patrick M. Cronin is senior director of the Asia-Pacific Security Program at the Center for a

New American Security（CNAS）and the former director of the Institute for National Strategic Studies at the National Defense University.

Hunter Stires is a fellow at the John B. Hattendorf Center for Maritime Historical Research at the U.S. Naval War College and Adjunct Affiliate for Maritime Strategy at CNAS.

Center for a New American Security のアジア太平洋安全保障問題上級部長 Patrick M. Cronin と John B. Hattendorf 米海大海洋史研究所研究員 Hunter Stires は、南シナ海問題の決定的要因は国際法の支配とこれに対する中国の修正主義の対立であるとして、本来は非国家主体に対して使用される「反乱分子」という用語を援用し、中国は国際社会レベルの「反乱分子」であると規定した。米国、同盟国にとって真の脅威は現行の法体系を崩壊させ、独自の「法の支配」を船乗りやパイロットに適用する状況を作り出すべく、中国が海上において行う「反乱」行為である。南シナ海問題に対する米国の対応は戦略あるいは作戦と呼べるものではなく、米国は南シナ海において反乱を鎮圧するように考え、行動し、海域における民間船舶、航空機が絶え間なく持続して行動することを防護するよう、中国の「反乱」に対して影響力を行使しなければならないと主張している。

2. India not to join US-led counter to China's BRI

https://economictimes.indiatimes.com/news/politics-and-nation/india-not-to-join-us-led-counter-to-chinas-bri/articleshow/65300729.cms

The Economic Times.com, August 7, 2018

インドの The Economic Times 電子版は、インドは中国の一帯一路構想に対抗してインド太平洋におけるインフラ整備に投資する日米豪の協同構想から一線を画しており、インド太平洋地域の多極構造と非同盟による安全保障体制を重視するインドの姿勢を維持するものであるとし、インド太平洋地域が開放的で特定の国と敵対しない政策をインドは維持していると報じた。

3. FACT SHEET: Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2018

https://media.defense.gov/2018/Aug/16/2001955283/-1/-1/1/2018-CMPR-FACT-SHEET.PDF

US DOD, August 16, 2018

米国防総省は中国の軍事力に関する議会への報告書"2018 report to Congress on Military and Security Developments Involving the People's Republic of China"を公表し、同省ホームページの FACT SHEET に 2017 年の注目点を掲載した。その中でも、海外メディアは人民解放軍海軍陸戦隊の 3 万人への増強、人民解放軍空軍の核任務への復帰と核の 3 本柱の概成などを報じている。

4. India's Answer to the Belt and Road: A Road Map for South Asia

https://carnegieindia.org/2018/08/21/india-s-answer-to-belt-and-road-road-map-for-south-asia-pub-77071

Carnegie India, August 21, 2018

Carnegie India の副部長 Darshana M. Baruah は、中国の一帯一路構想に対するインドの回答として南アジアのロードマップを提起した。アジアの開発途上国は成長を維持するためのインフラ整備し、貧困撲滅、気候変動への対応のため毎年 1 兆 7 千万ドルが必要と見積もられているが、この途上国への支援は中国が戦略的、経済的行為を主体として実現したことによって大きく変容したと

Baruah は指摘する。そして、その中国に対するインドの対応は後手後手であり不十分であったが、戦略的優位を吟味し、かつ実用的で首尾一貫した政治的枠組みを創造し、地域における戦略的利益を擁護するための協調国と責任分担モデルを構築する方向に動かなければならないと主張する。

5. Does China really dominate Southeast Asia?
http://www.atimes.com/article/does-china-really-dominate-southeast-asia/
Asia Time.com, August 23, 2018
David Hutt is a journalist based in Southeast Asia
東南アジアを拠点とするジャーナリスト David Hutt は、中国の近隣諸国に対する覇権について世界中に出回っている報告は政治的、戦略的力学の急速な変化の傾向を見落としていると報告する。その事例として Hutt はカンボジアとマレーシアの総選挙をとりあげて分析し、東南アジアの多くの国は一極ではなく、多くの域外協力国間の競争を望んでいるとしている。

6. Duterte points new war threat at China
http://www.atimes.com/article/duterte-points-new-war-threat-at-china/
Asia Times.com, August 23, 2018
Richard Javad Heydarian is an assistant professor in political science at De La Salle University
マニラのデ・ラサール大学政治学部准教授 Richard Javad Heydarian による Duterte 大統領の政治姿勢に対する論説。8 月 21 日に Duterte 大統領が中国に対しフィリピンが権利を主張する海域で一方的に掘削を開始したことについて、戦争になると警告したとした一方で、米国がフィリピンのロシアからの潜水艦調達に待ったをかけたことに同大統領は激しく反発したことに注目し、対中警告も米国への対応も大国間の関係を均衡させ、武器調達先を多様化するという同大統領の「自主的」対外政策の文脈であるとしたと報告している。

2018 年 9 月

1. China's Maritime Silk Road- Strategically impacts Indo-Pacific Security
http://www.southasiaanalysis.org/node/2345
South Asia Analysis Group, September 6, 2018
By Dr Subhash Kapila
元インド陸軍軍人で外交官経験も有する、South Asia Analysis Group のアナリストである Subhash Kapila は、同グループの WEB サイトに中国の「海洋シルクロード」について以下のとおり解説記事を掲載している。中国の海洋シルクロードは、南シナ海及びインド洋の海洋国際公共財をつなぐ中国が支配する海洋グリッドの確立を目指すもので、米印日が採用するインド太平洋の安全保障テンプレートにとって直接的な戦略的、軍事的問題である。米国が主導するインド太平洋安全保障テンプレートの回転軸として、インドは全てにおいてその役割を積極的に果たす必要がある。そして、台頭する中国の脅威に対抗するため戦略的に協調することは、インドの「戦略的自立」を喪失するものではないと結論づけている。

2. Subs, ships and aftersales service: how Russia's military is making Moscow a player in the Asia-Pacific

https://www.scmp.com/news/china/military/article/2162919/subs-ships-and-aftersales-service-how-russias-military-making

South China Morning Post.com, September 6, 2018

Andrew McCormick, a writer and reporter whose work has appeared in The New York Times and other publications.

Andrew McCormick による、ロシアがボストーク 2018 演習に中国を招待したことの背景などに係る論説記事。

McCormick は、ロシアは米国や台頭する中国に対抗しようとしているわけではないものの、武器輸出などを通じてインド太平洋地域における一定のコミットメントを維持しようとしていると指摘している。その証左としてフィリピンへの潜水艦輸出という情報、インドネシアへの Su-35 戦闘機などの輸出などの事例を挙げつつ、人権などの前提条件を付けない防衛装備品の輸出は米国などの西側諸国に比して一定のアドバンテージがあると指摘する。また、同じ文脈で旧ソ連時代からの重要な顧客であったインドとの関係についても、同国が米国をはじめとする西側諸国との関係を強化しようとする中で、関係維持を模索していると指摘している。

3. China's Sea Control Is a Done Deal, 'Short of War With the U.S.'

https://www.nytimes.com/2018/09/20/world/asia/south-china-sea-navy.html

The New York Times.com, September 20, 2018

The New York Times は、2018 年 8 月はじめに南シナ海ミスチーフ礁近傍での哨戒飛行を行った米海軍 P-8 哨戒機の The New York Times による同乗取材記事。同機とスービー礁にある中国軍の通信所との緊迫した交話を含めた動画、画像が掲載されており、中国はフィリピンの主島ルソン島を射程圏内に収め、一方米国は Obama 政権において南シナ海における中国の行動を押さえ込む機会を失ったと報じている。

4. Power Play Addressing China's Belt and Road Strategy

https://www.cnas.org/publications/reports/power-play

Center for a New American Security, September 20, 2018

Dr. Daniel M. Kliman is the Senior Fellow in the Asia-Pacific Security Program at the Center for a New American Security（CNAS）.

Abigail Grace is a Research Associate in the Asia-Pacific Security Program at the Center for New American Security（CNAS）.

The Center for a New American Security のアジア太平洋安全保障プログラムの上級研究員 Daniel M. Kliman と調査員 Abigail Grace は力押しの「一帯一路」戦略に対して、米国は以下のような力押しの対応策を採るべきであると主張した。

① 国際開発、貿易、投資について魅力的な米国の提案を推進、
② 中国の一帯一路に対抗する論理の展開、
③ 米国の対応の全ての要素を調達、
④ 戦略的インフラ投資を調整、
⑤ インド洋における軍の態勢を防勢、攻勢の両面から強化、

⑥　サプライ・チェーンの（上流と下流の）対話の開始、
⑦　米国のデジタル普及活動の拡大、
⑧　地域の連接計画を促進、
⑨　高品質のインフラに対する国際規格を整備、
⑩　一帯一路に対する幻滅の時を利用できるよう準備、
⑪　一帯一路の投資の対象とされている国々の政治的抗堪性を強化、
⑫　環インド洋地域及びユーラシアの国々の技術力を強化する。

Full Report
https://s3.amazonaws.com/files.cnas.org/documents/CNASReport-Power-Play-Addressing-Chinas-Belt-and-Road-Strategy.pdf?mtime=20180920093003

5. How the Marines will Help the U.S. Navy and America's Allies Win the Great Indo-Pacific War of 2025

https://warontherocks.com/2018/09/how-the-marines-will-help-the-u-s-navy-and-americas-allies-win-the-great-indo-pacific-war-of-2025/

War on the Rocks.com, September 26, 2018

米海兵隊の将来構想検討を担当した Scott Cuomo、Olivia A. Garard、Jeff Cummings、Noah Spataro による Warbot 戦闘チームの活用に係る提言。これは十分に訓練された 200 名規模の海兵隊員と自立型の各種ハイテク武器システム（無人機等）及び緊急展開手段としての航空機を組み合わせ、分散配備した同チームを必要に応じ所要の地域へ展開させて作戦を遂行するという構想であり、Scott らは本構想が将来の米海軍及び海兵隊の作戦遂行に寄与し、インド太平洋地域において新たな脅威に直面している米国及び同盟国の権益維持に大きく貢献することになると主張している。

なお、Warbot 戦闘チーム構想に係るより詳細な情報については下記を参照。

Marine Warbot Companies: Where Naval Warfare, the U.S. National Defense Strategy, and Close Combat Lethality Task Force Intersect
https://warontherocks.com/2018/06/marine-warbot-companies-where-naval-warfare-the-u-s-national-defense-strategy-and-close-combat-lethality-task-force-intersect/

6. U.S. Aircraft Carrier Deployments at 25 Year Low as Navy Struggles to Reset Force

https://news.usni.org/2018/09/26/aircraft-carrier-deployments-25-year-low

USNI News, September 27, 2018

Sam LaGrone, the editor of USNI News.

USNI News の編集者 Sam LaGron は、過去 15 ヶ月間の空母打撃群の展開は 1992 年以来最低のレベルにあるとし、その背景としてテロとの戦争、イラク、アフガニスタンでの戦いに空母を酷使してきたため空母の修理に遅れが生じていると指摘する。米海軍が新国防戦略に基づき、"Dynamic Force Employment"と呼ばれる新しい展開スキームをスタートさせたが、延期された修理がこれに追いつけていないとしている。また、原子力空母を修理できる 4 個所の工場の操業状況がボトルネックになっているとも指摘する。米海軍首脳は艦隊の健全さを獲得するためにプレゼンスの在り方を変革する選択肢が必要であると認識しているとして、抑止任務のため巡洋艦、駆逐艦、攻撃型原子力潜水艦、巡航ミサイル搭載原子力潜水艦により全世界で前方展開することを提言している。

Ⅱ．論説・解説

海を守る新たな国際構造の創出に関する基礎的研究
―ユーラシアブルーベルトを踏まえて―

笹川平和財団海洋政策研究所　研究員　小森　雄太

１．はじめに

１－１．本稿の目的

いわゆる冷戦が終結してから、およそ四半世紀を経過した。冷戦の終結が海洋安全保障を含む外交・安全保障のあらゆる領域に大きな影響を与えたことは、周知の事実である。特に冷戦終結に伴い、それまでの米ソ両国の対立を基盤とした国際関係が地域大国の台頭による多極化へと変化したことは、国際関係の大きな変化である。この変化は陸域にとどまらず、海洋にも大きな影響を与えた。特に我が国においては、1983 年に調印した国連海洋法条約（UNCLOS）が 1996 年に批准され、世界第 6 位という広大な排他的経済水域を有することとなった（中原 2015）。これは同時に、周辺諸国との海洋権益のめぐる争いを引き起こすことも意味した。また、冷戦崩壊後しばらくした後に頻発するようになった民族間の紛争や対テロ戦争に代表される非正規戦争などの影響により、我が国周辺のみならず、我が国の存亡に直結する海上交通路の保護も重要な政策課題として取り上げられるようになった（古澤 2009）。

このような変化に加えて、夏季の間の融氷によって北極海に国際的な航路が開け、ユーラシア大陸の縁辺を通るシーレーンが 1 つの輪として繋がることも、我が国を含む東アジアの海洋安全保障に大きな影響を与えることが想定される。このようなシーレーンが形成されることにより、東アジアの港を出た船が、北に向かってベーリング海峡から北方航路を通って大西洋を南下し、スエズ運河を通ってインド洋に入り、マラッカ海峡から南・東シナ海を通航して出発した港に戻るといった定期航路が現実のものとなる可能性がある。そのため、新たなシーレーン、即ち「ユーラシアブルーベルト（Eurasia blue belt）」における安全保障は、特定の港と港の間の海域を対象とする地域的なものではなく、地球全域にわたるものとして考察する必要がある。これは海上交通の安全と自由がユーラシアブルーベルトに沿ったすべての海域の安全保障環境を安定化することによって保証されるからであり、一部の海域での障害がシーサークルすべての航行を阻害することになるからである。ユーラシアブルーベルトには、ペルシャ湾岸域や地中海・黒海沿岸域での紛争、南・東シナ海における島嶼の領有権や管轄海域の境界を巡っての対立、マラッカ海峡周辺海域での海賊、更には北極海における自然の脅威、等々、航行の安全と自由に影響を及ぼす不安定要因が顕在化している（秋元 2007）。

さらに、地政学的な構造の変化も見逃すことはできない。マッキンダー（Halford J. Mackinder）によるハートランド（Heartland）理論やスパイクマン（Nicholas J. Spykman）によるリムランド（Rimland）理論は、シーパワーとしてのイギリスやアメリカによるランドパワーへの対処の必要性を説いたものであり、古典地政学はランドパワーとシーパワーの相克に注目してきた。しかし、海上の交通網と陸上や航空の交通網との連接が重要視される中で、リムランドは海洋と大陸とを結ぶ接続域としての意味合いを強くしている。海上輸送される原油の陸上パイプラインへの接続も然りであ

る。また、経済活動のグローバル化が進む中で、海洋への出口を擁するランドパワーがシーレーンの担い手として台頭する様相も呈しつつある。

そして、中国が提唱する一帯一路構想（BRI：The Belt and Road Initiative）は、古典地政学の理論とシーパワーの概念を根底から覆す可能性を秘めている。一帯一路構想は軍事目的ではなく、経済活動の活発化を主な目的としているが、関係する諸国による競争的アプローチが新たな国家間の摩擦を生み、シーレーンを巡る安全保障環境を不安定化させることが危惧される。また、ユーラシアブルーベルトを俯瞰した場合、東アジアの海域、地中海および大西洋さらには北極海において新たな地政学的対立が生じるケースも想定される。

本稿は、このようなシーレーンをめぐる国際的な動きを踏まえ、笹川平和財団海洋政策研究所が 2015 年度から 2017 年度に「海洋安全保障交流の支援・促進」事業の一環として実施した「ユーラシアブルーベルトの安全保障とシーパワー」プロジェクトによる成果の一部をもとに、東アジア地域を含むユーラシアブルーベルトにおける海洋安全保障の今後について考察し、我が国を含む東アジア地域における海洋安全保障の確立に資する新たな概念の提示を目的とする。

１－２．分析手法

本稿で取り上げる「ユーラシアブルーベルトの安全保障とシーパワー」プロジェクトにおいては、2015 年度はユーラシアブルーベルトの地理学的回転軸となる東南アジアの海域とインド洋、2016 年度は「自由と繁栄の弧」を創造するための地中海と北大西洋、2017 年度は北極海と北太平洋をそれぞれ対象として、①文献調査、②国内外の有識者との情報・意見交換および③有識者を招聘した国際会議の開催などの取り組みを実施し、各海域および沿岸地域における安全保障環境の実態とシーレーンの安定化あるいはその担い手となるシーパワーのあり方を明らかにすることを試みた。その成果は『成果報告書「ユーラシアブルーベルトの安全保障とシーパワー」』（以下「同報告書」とする）として取りまとめられている。

そのため、本稿においては、同報告書をもとに当該プロジェクトの成果を踏まえ、ユーラシアブルーベルトにおける安全保障環境の実態とそれを安定化させるための方策を検討する。なお、同報告書は完全非公開であるため、本稿においては匿名の有識者による分析あるいは意見として本文中にて引用することとするが、特段の脚注等を付さない場合は、原則として同報告書からの引用とする。また、本稿の見解は私個人のものであり、所属機関の見解ではないことを付記する。

２．各海域における現状と展望

２－１．ユーラシアブルーベルトの地理学的回転軸となる東南アジアの海域とインド洋[1]

我が国を含むユーラシアブルーベルトの地理学的回転軸となり得るのが、歴史上あるいは現在の国際関係の流れを踏まえて、東南アジアの海域やインド洋であるというのは周知の事実である。そのため、ユーラシアブルーベルトにおける海洋安全保障のあり方を考察する際には、東南アジアおよびインド洋周辺に注目することが重要である。これについて、韓国の研究者からは、特に昨今の当該地域の状況を概観すると、さまざまな形で国内外への影響力を急速に拡大させている中華人民共和国（以下「中国」とする）がこれまでの国際秩序に対する挑戦を行うこと（power transition）により、米中両国の対立や日米同盟対中国の対立、さらには日韓関係の対立にも影響を与えていること（power

[1] 本節の記述は、同報告書添付資料 1（笹川平和財団海洋政策研究所主催「ユーラシアブルーベルトの安全保障とシーパワー」第 1 回国際会議実施報告）に基づいている。

shift）に対する懸念とそれを解決するための我が国の行動への期待が示された。これに関連して、オーストラリアの研究者はインド洋を考察する際に留意すべき点として、「閉鎖海域としてのインド洋の地理的特徴」や「インド洋に対する中国の高い関心」、「インド洋海域に存在する港湾のあり方」、「中国にとっての陸路開発との兼ね合い」を挙げるとともに、「中国の新たな経済成長によるインド洋地域に対する発言力の強化」や「中国による西方開発に伴う中国とインド洋沿岸諸国との新たな関係の構築」、「新たな交通路開発による人口移動や国内治安の悪化」などの影響が中国のインド洋への進出により発生する可能性があるとの指摘がなされた。また、中国とインド洋を繋ぐ南シナ海への中国の進出について、我が国の研究者からは、「中国が南シナ海の軍事支配を進める上で絶好のポジションである南沙諸島で埋め立て工事を進めたことにより、米国の関与を招来したこと」や米国が中国の権益拡大をどこまで許容するのかが南シナ海における安全保障構造における重要な要素であるとの意見が示された。

このような現状認識に対し、地政学や国際関係論の観点からの考察も行われ、日本の研究者からは、米国の外交・安全保障戦略の基本であるスパイクマンのリムランド理論やミアシャイマー（John J. Mearsheimer）に代表される（攻撃的）現実主義（offensive realism）、カプラン（Robert D. Kaplan）が提示したような中国にとっての内湾という視座から考察することにより、中国がグローバルな展開あるいは支配を志向していないことは明らかであるという一方で、中国が南シナ海を支配することによって米中両国が大きな権益喪失に繋がると思い込んでいることが明らかとなるとの見解が示された。併せて、可能性は極めて小さいものの、軍事衝突の可能性が存在することを留意する必要があるとの指摘もなされた。一方、中国の外交・安全保障政策、特に 2013 年から提唱している一帯一路構想について、中国の研究者から「平和と共存」や「（他国との）協調」、「市場開放」、「市場ルールの遵守」、「相互利益」という 5 つの原則と目的を有していることが紹介され、具体的な取り組みとして「リーダーシップの伴った実施体制の整備」や「（関係各国との）協力体制の合意」、「アジアインフラ投資銀行（AIIB：Asian Infrastructure Investment Bank）設立をはじめとする財政支援体制の構築」、「（関連政策の調査研究を担う）シンクタンクの整備」、「文化交流の促進」、「投資・貿易の促進」などが紹介された。併せて、一帯一路構想の課題として、「責任の所在が不明確であること」や「（中国や関係各国の）他の国家プロジェクトとの競合」、「実施メカニズムの未整備」、「民間セクターに対する支援不足」、「リスク評価の未実施」、「南シナ海問題」などが生じていることやこれらの課題への対応として、「サンプル効果の確認」や「法規制の整備」、「透明性（transparency）の確保」などといった取り組みを推進し、一帯一路構想の主たる連携対象の 1 つである東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国をはじめとする関係各国との互恵関係を構築すべきであると指摘している。

アジア各国の東南アジアおよびインド洋地域への認識あるいは理解に対し、欧米諸国の立ち位置に関する検討も行った。ドイツの研究者からは、フランスや英国、ドイツなどの欧州の主要国のシーパワーについて、フランスが自らを太平洋国家と認識していることなどを紹介され、中国が欧州連合（EU）を含む欧州全域のライバルであるものの、英仏両国をはじめとして中国に友好的な態度を示していることから協力関係が不可欠であることが指摘された。一方で、欧州各国が南シナ海問題や台湾問題などの中国を取り巻くさまざまな外交問題に対する高い関心を有していることも紹介された。また、東南アジアやインド洋地域におけるシーパワーの均衡について、日本の研究者から中国がインド洋においてこれまで圧倒的な存在であったインドと競合する存在となっているものの、十分な兵站能力を有していないことや我が国の存在により、中国がインド洋への進出を維持することは難しいことが指摘され、現在の海洋安全保障体制を維持するためにも、日米同盟を基軸とする我が国と米国の関

係強化および関係諸国との協調・協力を進め、気候変動や海賊行為への対応といった非伝統的安全保障分野も包含した取り組みを推進することが重要であるとの見解が示された。そして、米国の東南アジアやインド洋地域に対する興味・関心について、「米国のアジア太平洋戦略（U.S. Asia-Pacific strategy）」に基づいて、米国の研究者からは、特に南シナ海における領有権問題において、米国は UNCLOS をはじめとする国際法に基づいた解決が行われるべきであると考えている一方で、軍の近代化に伴うパワーバランスの変化を懸念しているとの指摘がなされた。併せて、「航行の自由の維持」や「紛争の予防」、「国際法の遵守」といった米国による海上行動の目的を示すとともに、具体的な取り組みとして、「海上軍事力の強化」や「同盟国の能力強化」、「リスクの低減や透明性の確保」といったものが実施されているとの紹介が行われた。

このような東南アジアやインド洋地域の海洋安全保障をめぐる状況に関する検討を踏まえ、当該地域に海外領土を有するフランスの研究者からは、全ての海洋国家が共通の課題を抱えていることを踏まえ、伝統的安全保障あるいは非伝統的安全保障といった二元論を超えて、関係各国があらゆるレベルで協力を行い、地理的概念を超えた海洋安全保障概念としてのユーラシアブルーベルトを構築すべきであるという指摘がなされた。これに対して、日本の研究者からは、現在の東南アジアやインド洋地域の情勢が勢力均衡状態を失いつつあった 20 世紀初頭の欧州に近いと評した上、南シナ海での偶発的な事故が大規模な武力衝突に発展する可能性があるという指摘がなされ、協調的安全保障体制の構築が難しい現在の東南アジアやインド洋地域においては、関係各国の能力開発を継続するとともに、米国による軍事的プレゼンスを高めるべきであるという提案がなされた。

２－２.「自由と繁栄の弧」を創造するための地中海と北大西洋[2]

ユーラシアブルーベルトはその対象地域の特性上、単なる地理的概念に止まらず、高度な外交・安全保障概念となり得るものである。特にアジアから欧州にかけての地域は、「自由と繁栄の弧（the arc of freedom and prosperity）[3]」の中軸となる地域である一方で、古くはグレート・ゲーム（The Great Game）や第 1 次世界大戦（1914 年～1918 年）、最近ではクリミア危機（2014 年）の舞台となった地域でもある。そのため、この地域もユーラシアブルーベルトのみならず、世界政治に対する大きな影響力を有しており、地理学的回転軸となり得る地域である。このような特徴を有する地中海や北大西洋について、フランスの研究者はその重要性を指摘した上で、伝統的安全保障の文脈においてロシアの進出が、非伝統的安全保障の文脈においてテロ対策や移民対策などへの対応が地中海や北大西洋における海洋安全保障の脅威になり得ること、脅威に対抗するためには EU が進める独自の海洋安全保障戦略（EU Maritime Security Strategy）や NATO 加盟国および地中海周辺諸国（アルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、モーリタニア、モロッコおよびチュニジア）による地中海対話（Mediterranean Dialogue）のような関係各国による主体的な取り組みが重要であることを指摘した。また、トルコの研究者からは、既にロシアの進出やシリア内戦に伴って発生した難民への対応が東地中海や黒海における海洋安全保障上の脅威となっており、特に北大西洋条約機構（NATO）とロシアの対立が深刻な状況であることが報告された。

欧州に対する域外国のアプローチについて、中国の研究者からは、一帯一路構想に基づいて、2013 年の EU・中国首脳サミットで合意された EU・中国協力 2020 戦略計画（EU-China 2020 Strategic

[2] 本節の記述は、同報告書添付資料 2（笹川平和財団海洋政策研究所主催「ユーラシアブルーベルトの安全保障とシーパワー」第 2 回国際会議実施報告）に基づいている。

[3] 「自由と繁栄の弧」の詳細については、麻生 2006 を参照されたい。

Agenda for Cooperation）や 2014 年に発表された「対 EU 中国政策文書（China's Policy Paper on the EU: Deepen the China-EU Comprehensive Strategic Partnership for Mutual Benefit and Win-win Cooperation）」を基盤として、中国と EU が外交政策上は同盟関係には無いものの、通商上は重要なパートナーとなっていることが紹介された。併せて、ピレウス港（ギリシャ）の運営権獲得や欧州全体に対する投資額の増加といった中国の動きに対する警戒感が欧州で醸成されている点について、一帯一路構想の性格上、中国が単独でこれを達成することは不可能であり、一帯一路構想を関係各国全体が発展するためのプラットフォームとして位置づけることが妥当であるという評価が示された。また、日本の研究者からは、中国をはじめとする欧州域外の各国によるアプローチを考察するための視座として地政学は有益であり、特にユーラシア大陸に関する有益な視点を提供できることはブレジンスキー（Zbigniew Kazimierz Brzezinski）も指摘していることを紹介した上で、戦略的概念としてのアジア地中海（Asiatic Mediterranean）に注目し、海上交通路（Sea lines of communication）を統制することが重要であるとの指摘がなされた。

域外国による欧州へのアプローチに加えて、欧州各国によるアジア、特に我が国に対するアプローチに関する検討も行われた。英国の研究者からは、NATO の最大規模の演習（Trident Juncture 2016）の評価を交えながら、我が国と欧州、特に NATO の協力関係について、グロチウス主義に基づく国際社会への貢献、具体的にはより広範で政治的な調整が行われることが前提ではあるものの、特に越境型の脅威に対応することが重要であり、日本や NATO の主たる活動範囲の最遠であるインド洋における海洋状況把握やプレゼンスを高める取り組みを深化させることが重要であるとの指摘がなされた。併せて、既存の海洋秩序や海洋ガバナンスを維持するために、NATO にとっては地中海や黒海、バルト海、日本にとっては東シナ海や南シナ海が対象となるが、教育訓練の共通化や人材交流を通じた認識の共有をはじめとして、相互運用性を高め、相互の課題への対応を補完する取り組みを進め、自国の安全保障に密接に関係する海域（Home Maritime Theatres）における中核的あるいは伝統的安全保障に関する協力推進の重要性も指摘された。また、米国の研究者からは、日本と NATO の海洋安全保障に関する協力関係の展望について、ラスムセン（Anders Fogh Rasmussen）前 NATO 事務総長が 2013 年 4 月に来日した際に我が国を「natural partner」と呼称し、協力関係をアピールしたことや 2014 年に安倍晋三首相が NATO 理事会において講演をしたことをはじめとする首脳レベルの交流拡大を踏まえ、日本と NATO が協力関係を強化し、太平洋地域と大西洋地域における日本と NATO の当該地域における活動を補完することが求められているとの指摘がなされた。加えて、海洋を公共財（global commons）として捉えた上で、ならず者国家や非国家主体、イデオロギーに基づく利益団体などが海洋のみならず、空域やサイバースペースにおける安全保障を混乱させることも懸念されるため、日本と NATO は頻繁に協議を行い、連携を強化することが必要であるとの認識を示した。そして、我が国における海洋安全保障について、日本の研究者からは、我が国と欧州が民主主義や資本主義などといった価値観を共有していることや地域大国による軍事力の行使に対応しなければならないことといった共通の認識や課題を有していることが指摘された。併せて、2013 年に発表された中期防衛力整備計画において、「各種事態における実効的な抑止及び対処並びにアジア太平洋地域の安定化及びグローバルな安全保障環境の改善」と定義された防衛力の役割を実現するため、「日本の領海・領域及び周辺水域の防衛」や「海洋の安定」、「グローバルな安全保障環境の改善」を設定していることが紹介され、ソフトパワーを重視したアプローチに取り組み、海上自衛隊の戦略目標を達成すべきとの意見が提示された。

このような欧州を巡る動きを踏まえ、地中海および北大西洋における安全保障環境の安定化に関す

る検討が行われ、日本の研究者からは、NATO は欧州戦域が第 1 戦線であるが、北東アジアや北太平洋も第 2 戦線として無視することはできず、シリア内戦やクリミア危機のみならず、イラク戦争やアフガニスタン問題への対応もアジア太平洋地域を視野に入れたものとして所掌範囲になることが指摘された。一方で、NATO は 2011 年に「抑止力と集団的防衛」、「危機管理」、「協調的安全保障」および「海洋安全保障」を主軸とする「Alliance Maritime Strategy」を取りまとめているが、純軍事的にアジア太平洋地域に関心を有する可能性は低いことや NATO が加盟国のネットワークに基づいた複合的な軍事作戦を展開し、旧ユーゴスラビアやリビアで成功していること、特に抑止と強制を取り混ぜた外交が北朝鮮への対応を検討する際に参考になり得ることも指摘された。そして、我が国の欧州への関わりについて、別の日本の研究者からは、ユーラシアブルーベルトにおける海洋安全保障を確立する観点から、積極的な海洋進出を図る中国やロシアに対抗する観点からも、過度の融和政策が必ず安全保障環境を悪化させるというのは歴史の教訓を踏まえ、関係各国による好ましいパワーバランスを形成するとともに、安定的な安全保障環境を維持するためのグローバルなルール作りも重要な取り組みであり、自由主義や民主主義といった共通の価値観を有する日米両国や EU はより積極的に協議を行うことが重要であること、換言すれば、ケナン（George Frost Kennan）が提唱した「封じ込め（Containment）」政策を再考する時期に来ているのかも知れないとの指摘がなされた。

２－３．北極海と北太平洋―ユーラシアブルーベルトの終点―[4]

古典地政学における理論枠組みの前提の 1 つとして、特にハートランド理論に基づくと、氷で閉ざされた「北極海は通れない」海域と見做すという考え方がある[5]。そのため、北極海は、冷戦期に代表されるように、純軍事的なステージの域をこれまで脱してこなかった。しかし、昨今の気候変動に伴う地球温暖化により、いわゆる北極海航路が現実のものとなろうとしている[6]。これは換言すると、それまでは上述してきた太平洋やインド洋、地中海、大西洋のみに限られてきたアジアと欧州を繋ぐ海上交通路がもう 1 本形成され得るということであり、ユーラシアブルーベルトの新たな地理学的回転軸と成り得る海域が誕生したことを意味している。

このような現況の北極海について、ロシア研究を専門とする日本の研究者からは、ロシアにとって北極海は非常に戦略的な重要性を有した海域であり、技術革新により全貌を明らかにした豊富な天然資源はもちろんのこと、冷戦期と同様に安全保障上も重要な海域であり、悪化の一途を辿る米露関係も踏まえ、今後も北極海を核戦略の基盤と見做し、積極的に関与するであろうとの指摘がなされた。一方で、西側諸国の資本や技術を導入する必要性も認識しているとの認識も示した。これに対し、カナダの研究者からは、カナダは北極を非常に魅力的な存在と捉えているものの、北極海航路や天然資源などの開発にかかるコストを踏まえると、北極に対する関心は高まらず、「から騒ぎ」に終わる可能性があるという指摘がなされた。また、ノルウェーの研究者からも、安全保障上の北極海の重要性は認識しているものの、ノルウェーにおいても北極海航路に対する関心は低いと言わざるを得ないとの見解を示した。

このように北極海に面した各国における認識の相違が明らかになる中で、米国の研究者からは、北

[4] 本節の記述は、同報告書添付資料 3（笹川平和財団海洋政策研究所主催「ユーラシアブルーベルトの安全保障とシーパワー」第 3 回国際会議実施報告）に基づいている。

[5] 古典地政学の北極海に対する認識について、石原はマハン（Alfred T. Mahan）やマッキンダー、スパイクマンの学説を紹介しつつ、これらの学説が議論された当時（20 世紀）は、「氷が北極海を封じ込めるということが共通認識であった」と指摘している（石原 2011b）。

[6] 北極海航路の概要については、笹川平和財団海洋政策研究所 2016 を参照されたい。

極海および北大西洋における航行の自由を担保するための取り組みの前提として、関係各国による協力と透明性の確保が重要になるとの指摘がなされた。特に航行の自由の確保については、我が国が提唱している「自由で開かれたインド太平洋戦略（FOIP：Free and Open Indo- Pacific Strategy）」とも関連しているが、UNCLOS 以外の単一の管理枠組みが存在しない北極海においては、軍事的な問題以上にテロ対策や海難事故における捜索・救難（search and rescue）、環境保護などが問題と成り得るため、関係各国による信頼醸成や情報共有、透明性の確保といった取り組みが重要になるとの認識を示した。加えて、日本の研究者からは明治維新以降の安全保障関係法令の分析を通じて、我が国においては歴史上、シーレーンに関する十分な法的な裏付けが行われずに、実務的な観点からシーレーンの定義や運用が行われてきたとの報告が行われた。そのため、これまでの歴史的経緯を踏まえつつも、より複雑化しているシーレーン防衛を円滑に進めるために国内における政治的正当性、特に民生分野も含む国民世論の支持を獲得するための取り組みも進めるべきであるとの指摘がなされた。

北極海における変化を踏まえ、北東アジアにおける海洋安全保障に関する検討が行われ、韓国の研究者からは、北朝鮮問題への対応が韓国の安全保障上の重要な課題であり、その対応として、韓国は終末高高度防衛ミサイル（THAAD：terminal high altitude area defense missile）の設置や日米両国との秘密軍事情報保護協定（GSOMIA：general security of military information agreement）の締結などの取り組みを行っているものの、中国との外交関係にも悪影響をもたらしており、ハンドリングに苦慮しているものの、一定の関係維持は可能であり、韓国としては海難救助や海洋協力などといった非伝統的安全保障の分野に積極的に参画しようとしているとの見解を示した。また、文在寅大統領の海洋安全保障政策については、昨今の国際情勢の激変もあり、まだ何も無いという状況であり、北朝鮮問題をはじめとする安全保障上の課題が現出した際に姿を見せているに過ぎないとの指摘がなされた。これを受けて、中国の研究者からは、2012 年に開催された中国共産党第 18 回全国代表大会において、海洋強国の建設を目指すべく、一帯一路構想を重点的に推進することが報告されたことや 2017 年に開催された中国共産党第 19 回全国代表大会においても、海洋資源開発に関する能力向上や海洋経済の発展、海洋環境の保護、海洋における国家権益の保護という 4 項目の政策課題が提示されたことが紹介され、具体的なロードマップとしては、海洋戦略の策定、海洋政策の明確化、関連国内法令の制定および関連国内法令に基づいた関連する制度や組織の整備が急務であるという認識を示した。併せて、現行の UNCLOS は課題が多く、中国の立場が十分に理解されていないという現状があるため、外交政策の実施において、「国家間会議などの場において、中国の海洋政策を主張・宣伝すること」や「中国の係る外交問題に関与する利害関係者に対する情報提供を行うこと」、「中国自らが国際法の専門家を関係国の派遣すること」、「研究者による国際会議などを積極的に開催すること」および「制度的な欠陥を有する UNCLOS の修正するための政策提言を積極的に行うこと」が重要であるとの私見を述べている。

北極海航路の開発をきっかけとして発生しつつある北東アジアにおける戦略環境の変化やその変化がユーラシアブルーベルトにどのような影響を与えるのかについても検討が行われ、日本の研究者からは、可視的なプレゼンスを確保し、軍事的なエスカレーションを抑止するという同盟の主たる目的を担保するために、かつての核の傘に代表されるように、大国が友好国に安全保障上の支援を提供する取り組みが重要であるとの指摘がなされた。また、同盟のみならず、核戦力に代表される懲罰と通常戦略に代表される拒否から構成される抑止も組み合わせる必要があり、グレーゾーン状態への対応も含めた強い姿勢で海洋安全保障の強化を進める必要があるとの見解を示した。また、別の日本の研究者からは、昨今地政学の復活が主張されるようになったが、地政学が取り扱う「地理」という概

念には、歴史的な経緯を踏まえ、「物理的な地理（physical geography）」、ハードウェアのみならず、ソフトウェアも含んだ知識（knowledge）に基づく「技術（Technology as Media）」および「想像上の地理（Imagined Geography）」から構成されるものであり、最近の戦略環境の変化を地政学の観点から検討する際には、地理や技術、想像力の拡大や変化が大きな影響を有することにも注目すべきであるとの指摘がなされた。

そして、このような戦略環境の変化に拍車をかけているのが、中国による一帯一路構想であり、その推進がユーラシアブルーベルトにどのような影響を与えるのかについても検討が行われた。中国の研究者からは、中国が一帯一路構想の一環として取りまとめた「China's Arctic Policy」において、UNCLOS に基づき、北極海における非常に重要なステークホルダーとして、科学的調査や環境保護、経済発展などに関する取り組みを推進し、北極海での「持続可能な海洋経済（blue economy）」の確立を目指していることが紹介された。併せて、円滑に一帯一路構想を推進するためには安定的な国際情勢が必須であり、そのため、中国自身がステークホルダーとして、朝鮮半島の非核化をはじめとする東アジア地域における安定に貢献すべきである一方で、領土問題をはじめとする中国として解決すべき問題が存在しているのも事実であり、軍事力が突出している中国の外交力を総合的に高めていく必要があるとの見解が示された。そして、一帯一路構想に代表されるユーラシアブルーベルトの沿岸各国が推進する外交・安全保障政策の共存あるいは協調の可能性について、日本の研究者からは、仮に中国の一帯一路構想や他国の外交・安全保障政策の何れもが覇権を求めない構想や政策であったとしても、新たなパワーの登場であることには変わりなく、パワーシフトを招来し得るものであり、それに対応するための新たな勢力均衡の形成やシーレーンの確保を進める必要があるとの認識が示された。併せて、これらの取り組みを進めることにより、ユーラシアブルーベルトをめぐる安定した安全保障環境が確立され、信頼醸成措置や軍備管理に関する対話といった次のステップへと移行することが可能になるとの見解が示された。

２－４．ユーラシアブルーベルトにおける安全保障環境の安定化とシーレーン防衛

これまでに見てきた同報告書での検討内容を総合すると、ユーラシアブルーベルトにおける海洋安全保障を担保するために求められる取り組みとしては、勢力均衡状態の確立や安全保障協力体制の構築であることは明らかである。これは換言すると、持続可能なシーレーンを確保するための新たなシーパワーのあり方を提示する必要に迫られているということである。また、北極海航路が開発された経緯を踏まえると、気候変動に代表される自然由来の環境変化に対応すること、即ち伝統的なシーパワーに関する理論や古典的な地政学からのパラダイムシフトの発生も念頭に置く必要がある。加えて、同報告書のディスカッションでも触れられていたが、米国の研究者からはリバランス政策[7]に代表される外交・安全保障政策を正確に評価する重要性が、ノルウェーの研究者からは大手の海運会社をはじめとする民間セクターを対象とした調査研究を行うことの必要性が、韓国の研究者からはエネルギー政策が安全保障に与える影響を明らかにする意義がそれぞれ指摘されている。

これらの議論において指摘された各国の外交・安全保障政策の評価、特に米国やロシア、中国の外交・安全保障政策の影響力を明らかにすることは、ユーラシアブルーベルトにおける安全保障環境を安定化させるためにも必須の取り組みである。その一方、これらの国々、特に米国と中国はユーラシアブルーベルトにとどまらず、中国はミクロネシアやポリネシア、メラネシアといった南太平洋にも

[7] リバランス政策の概要や一般的な評価については、小檜山 2018 を参照されたい。

進出し、米国はオーストラリアやニュージーランドと太平洋安全保障条約（ANZUS Treaty：Australia, New Zealand, United States Security Treaty）を締結している。加えて、フランスの研究者が指摘したように、ニューカレドニアをはじめとする海外領土を多数有するフランスは、自らを太平洋国家であると自認している。そのため、ユーラシアブルーベルト沿岸各国の外交・安全保障政策をより俯瞰的な視点から評価するために、ユーラシアブルーベルトを超えた視点からの考察が求められる。また、安全保障に影響を与えるエネルギー政策についても、シェールガス革命（shale gas revolution）[8]に代表されるような革新的なエネルギー開発の影響が全世界に及ぶことを踏まえると、この影響もユーラシアブルーベルトを超えた視点から考察する必要がある。

これらの課題を踏まえ、以下においてはユーラシアブルーベルトを超えた海洋安全保障概念の可能性について検討を行う。

３．新たな安全保障概念の確立 ―ユーラシアブルーベルトを踏まえて―

これまで見てきたように、中国の一帯一路構想に基づく進出や日米豪などが唱える自由で開かれたインド太平洋戦略[9]等の展開により、ユーラシアブルーベルト、特にインド太平洋地域の安全保障環境は流動化している。加えて、IUU（Illegal, Unreported and Unregulated）漁業に代表される違法操業や環境汚染、大規模化する台風や高波による自然災害、更には海面上昇などといった広義の安全保障上の脅威が顕在化している。しかも、これらの脅威はユーラシア大陸を周回するユーラシアブルーベルトに止まらず、環太平洋を巡る「リムアメリカンパシフィックブルーベルト（Rim-American-pacific blue belt）と相互に影響を与える課題である。そのため、ユーラシアブルーベルトおよびリムアメリカンパシフィックブルーベルトを「ブルーインフィニティループ（Blue infinity loop）」として一括して取り扱うことにより、ユーラシアブルーベルトおよびリムアメリカンパシフィックブルーベルトにおける安全保障上の課題を解決する視座を得ることが可能となる【図 1】。

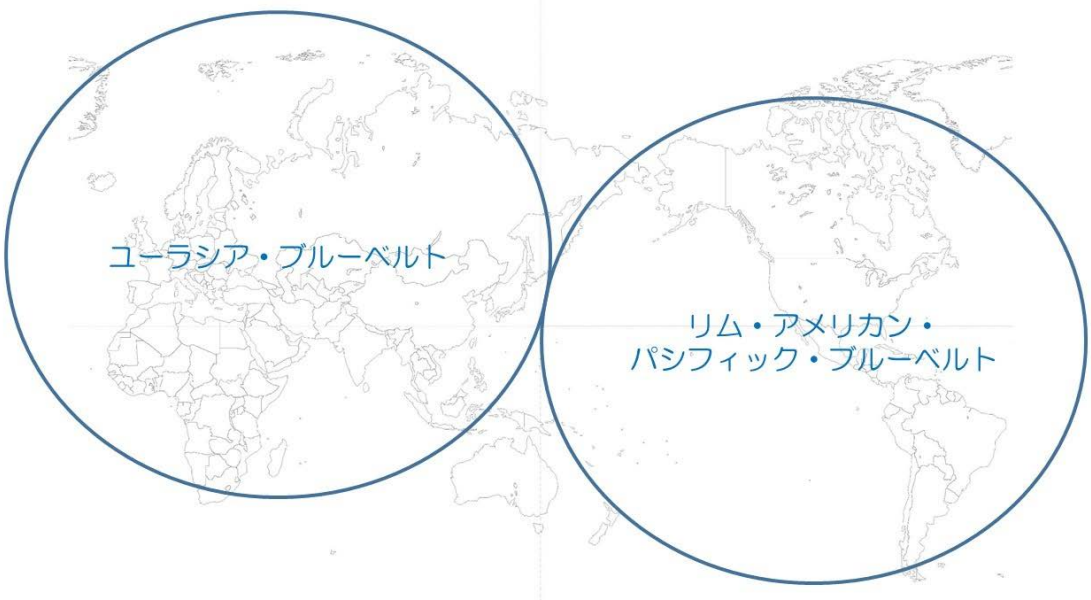

【図 1】ブルーインフィニティループの概念図

[8] シェールガス革命の概要やその影響については、岩間（2014）を参照されたい。
[9] 我が国が主導する「自由で開かれたインド太平洋戦略」の概要や経緯については、相澤（2018）を参照されたい。また、インド太平洋地域におけるシーレーン防衛のあり方については、下記を参照されたい（秋元 2018）。

このブルーインフィニティループにおける安全保障を検討する際に取り組むべき課題としては、「紛争予防の抑止・予防（能力構築、信頼醸成等を含む）」および「気候変動や大規模災害、犯罪行為に対応した OPK[10]（人道支援（HA：humanitarian assistance）・災害復旧（DR：disaster relief）等を含む）」が挙げられる。具体的には、前者については、①関係各国の外交・安全保障政策などに基づく産業進出、インフラ整備等における国際協調のあり方、②法に基づく海洋利用に関わる国際的な認識の普及に必要な取り組み、③紛争のエスカレーションを阻止するための予防外交のあり方、④偶発的な武力衝突を予防するために必要な取り組みなどが具体的な課題として考えられる。後者についても、⑤違法操業等の犯罪行為への国際的取り組みのあり方、⑥自然災害救助に関わる国際的取り組みのあり方、⑦海面上昇等、気候変動がもたらすと考えられる事象が安全保障に及ぼす影響、⑧海洋状況把握（MDA）の進歩および海洋・宇宙連携が安全保障に及ぼす影響などが具体的な課題として考えられる。そして、これらの課題に取り組んだ上で、持続可能な開発目標[11]（SDGs：The Sustainable Development Goals）などの国際的な海洋をめぐる動きに対応した持続可能な海洋利用への安全保障面からの貢献についても知見を提示することが必要である。

また、ブルーインフィニティループを具体化させるための分析対象についても、我が国や東アジア、東南アジア、インド洋地域、南太平洋島嶼域（メラネシアおよびミクロネシア）などのインド太平洋地域はもちろんのこと、欧州や北大西洋地域、北極海地域、太平洋地域（南太平洋島嶼域（ポリネシア）を含む）などのブルーインフィニティループ全域を取り扱うことにより、前述した課題の背景や影響などといった関係性をより明確にすることが可能となる。特にインド太平洋地域は、これからのグローバル経済を担う中心的地域となることが予想され、さまざまな国家や非国家主体のアクターの関与が強まっているが、安全保障に係る国際的なメカニズムが存在せず[12]、総合的かつ協調的な安全保障システムの構築が急務である。

これらの課題を解決することにより、インド太平洋における新たな海洋安全保障の姿を描き出すことが可能となるのみならず、安定的で持続性ある海洋開発や自由で安全な海上交通路の確保についての知見を得るとともに、関係諸国との相互理解と協力体制の構築および発展が期待される。また、この知見はユーラシアブルーベルトとリムパシフィックブルーベルトをエンドレスに交わらせるブルーインフィニティループの安全保障のみならず、環境保全―産業振興―安全保障という海洋ガバナンスにおけるトリレンマ（＝解決すべき課題）を克服するものと成り得ると考える。

４．おわりに

海洋安全保障について検討を行う際、特に我が国においては、実務家が議論をリードしてきたため、実際に起きている事案への方策が優先的に検討されることが多く、その事案の背景やその事案の影響などへの理解が十分ではない傾向があることは否定出来ない。この傾向は安全保障に関する十分な議論を忌避してきた日本の政治学界においては、特に顕著であると言わざるを得ない。一方、海外に目

[10] OPK（ocean peace keeping）の概要については、高井・秋元 1998 を参照されたい。
[11] SDGs の概要については、外務省 2019 を参照されたい。
[12] 例えば、インド太平洋地域に跨る軍事同盟としては、太平洋戦争後の 1954 年には東南アジア条約機構（SEATO：Southeast Asia Treaty Organization）が、1955 年には中央条約機構（CENTO：Central Treaty Organization）がそれぞれ組織されたが、ベトナム戦争や印パ戦争、中東戦争などに対する各国の立場の違いが鮮明となった結果、1970 年代後半にそれぞれ解散している。また、2001 年には上海協力機構（SCO：Shanghai Cooperation Organization）が組織され、テロ対策などの取り組みが進められているが（Korobochkina 2017）、海洋安全保障をも想定した国際機関であるとは言い難い。

を向けると、海洋安全保障に関するあらゆるレベルにおいて、熱心な議論が交わされており、学術的な批判に耐え、かつ実務に資する概念が次々に創出されている。本稿においては、このような我が国における安全保障研究、特に海洋安全保障に関する調査研究の現状を踏まえ、『成果報告書「ユーラシアブルーベルトの安全保障とシーパワー」』を基に新たな海洋安全保障概念を提示すべく、検討を進め、ブルーインフィニティループという仮説的結論を得た。これを踏まえ、若干の私見を述べたい。

本稿で注目したユーラシアブルーベルトにおける海洋安全保障の確立には、「特定の国家や組織のみではなく、複数の国家や組織による勢力均衡状態を作り出すこと」や「安全保障協力を推進するための体制を整備すること」などの取り組みが重要であることは、前述の通りである。ブルーインフィニティループにおける海洋安全保障の確立においても、同様の取り組みが重要であることは自明であるが、一方においてユーラシアブルーベルトよりもアクターや変数が多いことも事実である。そのため、国際的な取り組みと併せて、関係各国内における取り組み、特に海洋安全保障を含む海洋政策全般への興味・関心を高める取り組みを推進することも重要である[13]。そのため、今後は前述した課題に加え、関係各国内における政治体制や政治制度、政策形成過程に関する調査研究に取り組む必要がある。これらの課題はブルーインフィニティループにおける海洋安全保障を検討していく上で、非常に重要な変数であるため、他日を期して論じたい。

引用・参考資料

相澤輝昭（2018）「外務省 HP から読み解く「自由で開かれたインド太平洋戦略（FOIP）」の理念と実践」『海洋安全保障情報季報』第 21 号 69-79 頁。

秋元一峰（2007）「ユーラシアブルーベルトのシーレーン防衛―国家間の攻防と非国家主体からの挑戦に備えて―」『国際安全保障』第 35 巻第 1 号 19-43 頁。

秋元一峰（2018）「「自由で開かれたインド太平洋戦略」の中のシーレーン防衛考察」『海洋安全保障情報季報』第 22 号 150-165 頁。

麻生太郎（2006）「「自由と繁栄の弧」をつくる　拡がる日本外交の地平」日本国際問題研究所セミナー講演（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/18/easo_1130.html）（2018 年 12 月 27 日検索）。

石原敬浩（2011a）「北極海の戦略的意義と中国の関与」『海幹校戦略研究』第 1 巻第 1 号 49-74 頁。

石原敬浩（2011b）「北極海の戦略的意義」『Ocean Newsletter』第 273 号（https://www.spf.org/_opri/newsletter/2011/273_3.html）（2018 年 12 月 27 日検索）。

岩間剛一（2014）「シェール・ガス革命、シェール・オイル革命が日本経済と世界経済に与える影響」『和光経済』第 46 巻第 3 号 11-22 頁。

外務省　（2019）「持続可能な開発目標（SDGs）について」（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/about_sdgs_summary.pdf）（2019 年 1 月 15 日検索）。

小檜山智之（2018）「オバマ政権のリバランス政策―「未完」に終わったアジア太平洋戦略―」『立法と調査』第 403 号 109-122 頁。

[13] 例えば、我が国の場合、日本財団が 2017 年に実施したアンケート調査によると、「10 代の 4 割（2.5 人に 1 人）は、海への親しみをあまり感じていない」という結果が出ており、海洋安全保障を含む海洋政策を推進するための大前提である国民の支持（特に海洋への関心）が期待できない状態となっている（日本財団 2017）。

笹川平和財団海洋政策研究所（2016）『2015 年度我が国の北極海航路利活用戦略の策定事業報告書』笹川平和財団海洋政策研究所。

高井晉、秋元一峰（1998）「海上防衛力の意義と新たな役割―オーシャンピース・キーピングとの関連で―」『防衛研究所紀要』第 1 巻第 1 号 106-129 頁。

中原裕幸（2015）「わが国 200 海里水域面積 447 万 km² の世界ランキングの検証―世界 6 位、ただし各国の海外領土分を含めた順位では 8 位―」『日本海洋政策学会誌』第 5 号 117-135 頁。

西田竜也（2009）「アジア太平洋地域における安全保障システムの一つのオプション―太平洋条約の経験から―」『国際政治』第 158 号 25-40 頁。

日本財団（2017）「海と日本（調査結果）」（https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/uminohi/img/1.pdf）（2018 年 12 月 27 日検索）。

古澤忠彦（2009）「シーレーンの安全確保のために」『Ocean Newsletter』第 206 号（https://www.spf.org/_opri/newsletter/2009/206_2.html）（2018 年 12 月 27 日検索）。

Alena Korobochkina（2017）「上海協力機構内の安全保障協力とその発展および加盟国領土内のテロ組織」『現代社会文化研究』第 64 巻 199-214 頁。

謝辞：本稿で取り扱った「ユーラシアブルーベルトの安全保障とシーパワー」プロジェクトにご協力頂いた関係者の皆様、特に 3 回にわたって開催した国際会議にご出席頂いた国内外の有識者各位、また本稿執筆に際し、示唆に富む助言を頂いた笹川平和財団海洋政策研究所の同僚各氏に厚く御礼申し上げる。

SPF 笹川平和財団

OPRI 海洋政策研究所

公益財団法人笹川平和財団
〒105－8524 東京都港区虎ノ門1－15－16 笹川平和財団ビル
TEL：03-5157-5210　FAX：03-5157-5230